

令和2年度 業務実績等報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
令和3年6月30日

目 次

行政執行法人 年度評価 総合評定	2
行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表	3
行政執行法人 年度評価 項目別評定調書	4
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	
Ⅰ－1 製品安全分野	4
Ⅰ－2 化学物質管理分野	27
Ⅰ－3 バイオテクノロジー分野	57
Ⅰ－4 適合性認定分野	85
Ⅰ－5 国際評価技術分野	118
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項	137
業務運営の効率化	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項	141
財務内容の改善	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項	143
その他マネジメント	

1. 全体の評定																	
評定 (S、A、B、 C、D)	A	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度											
		B	A	B	A	(A)											
評定に至った理由	<p>各項目において経済産業省の「独立行政法人評価の基本方針」に基づき評価を行い、S又はA相当であると判断し、事前に有識者等と協議した評価比率（以下の括弧内）を掛け合わせ、総合評定をAとした。</p> <p>I-1. 製品安全分野（20.7%）A、I-2. 化学物質管理分野（12.2%）A、I-3. バイオテクノロジー分野（20.3%）S、I-4. 適合性認定分野（9.4%）A、I-5. 国際評価技術分野（12.4%）A、Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項（7.5%）B、Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項（7.5%）B、Ⅳ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項（10%）A</p> <p>なお、この評定は、以下の外部委員で構成する独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の「評価・計画諮問会議」（令和3年6月1日開催）において、妥当であるとの評価を受けている。</p> <p>(NITE 評価・計画諮問会議)</p> <table border="0"> <tr> <td>明治大学 名誉教授</td> <td>向殿 政男</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事</td> <td>梶屋 俊幸</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人知的資産活用センター 理事長</td> <td>菊池 純一</td> </tr> <tr> <td>株式会社ちとせ研究所 代表取締役</td> <td>釘宮 理恵</td> </tr> <tr> <td>住友化学株式会社 理事 サステナビリティ推進部、レスポンシブルケア部 担当</td> <td>相樂 希美</td> </tr> <tr> <td>株式会社グッドバンカー 代表取締役社長</td> <td>筑紫 みずえ</td> </tr> </table> <p>令和2年度実績に係る評価・計画諮問会議委員からのコメントは各分野の自己評価部分に記載した。</p>					明治大学 名誉教授	向殿 政男	一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事	梶屋 俊幸	一般財団法人知的資産活用センター 理事長	菊池 純一	株式会社ちとせ研究所 代表取締役	釘宮 理恵	住友化学株式会社 理事 サステナビリティ推進部、レスポンシブルケア部 担当	相樂 希美	株式会社グッドバンカー 代表取締役社長	筑紫 みずえ
明治大学 名誉教授	向殿 政男																
一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事	梶屋 俊幸																
一般財団法人知的資産活用センター 理事長	菊池 純一																
株式会社ちとせ研究所 代表取締役	釘宮 理恵																
住友化学株式会社 理事 サステナビリティ推進部、レスポンシブルケア部 担当	相樂 希美																
株式会社グッドバンカー 代表取締役社長	筑紫 みずえ																
2. 法人全体に対する評価																	
法人全体の評価	同上																
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	-																
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など																	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	年度計画番号 I-1. 製品安全分野、I-2. 化学物質管理分野、I-4. 適合性認定分野と I-5. 国際評価技術分野に対して令和元年度に大臣からの指摘があった。通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況については各分野の自己評価部分にて記載のとおり。																
その他改善事項	-																
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	-																
4. その他事項																	
監事等からの意見	-																
その他特記事項	-																

行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（年度計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
製品安全分野	B	B	B	B	A	I-1	
化学物質管理分野	A	A	A	A	A	I-2	
バイオテクノロジー分野	A	A	A	A	S	I-3	
適合性認定分野	B	B	B	A	A	I-4	
国際評価技術分野	S	A	A	S	A	I-5	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
	B	B	B	B	B	II	
III. 財務内容の改善に関する事項							
	B	B	B	B	B	III	
IV. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
	B	A	B	B	A	IV	

I-1. 製品安全分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	製品安全		
業務に関連する政策・施策	安全・安心 のうち、製品安全	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 消費生活用製品安全法（消安法） 電気用品安全法（電安法） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法） ガス事業法 産業標準化法 家庭用品品質表示法
当該項目の重要度、難易度	<p>【基幹目標】 消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政を支援するとともに、事業者に再発防止を求めること等により、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。</p> <p>【重要度：高】</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0372

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【基幹目標】 製品起因である重大製品事故のうち、原因の詳細が不明なため再発防止措置を求めることができない事故（焼損が著しいものを除く）の割合	前年度比 14%減少		—	—	—	—	前年度比 20.8%減少	予算額（千円）	1,932,512	1,676,346	1,759,135	1,849,125	1,754,362
消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数	全件実施	（参考）過去3年平均 909件	754件 （全件実施）	797件 （全件実施）	793件 （全件実施）	1,136件 （全件実施）	953件 （全件実施）	決算額（千円）	1,981,828	2,027,503	1,729,541	2,046,251	1,878,649
各法律に基づく立入検	全件実施	（参考）過	246件	214件	212件	237件	210件	経常費用（千円）	2,002,259	1,930,617	1,847,293	1,849,549	1,499,637

査及び適合性検査の実 施件数		去3年平均 221件	(全件実施)	(全件実施)	(全件実施)	(全件実施)	(全件実施)							
整合規格案の技術評価 件数	全件実施	(参考) 過 去3年平均 28件	37件 (全件実施)	46件 (全件実施)	12件 (全件実施)	27件 (全件実施)	29件 (全件実施)	経常利益(千円)	1,558	47,278	28,160	50,000	86,153	
消費者向け啓発活動の 広告費換算値	平成30年 度実績値を 上回る	(参考) 平 成30年度 実績値8.6 億円	-	-	-	-	11.0億円	行政サービス実施コ スト(千円)	2,546,283	2,428,301	2,371,821	-	-	
								行政コスト(千円)	-	-	-	3,316,372	1,967,107	
								従事人員数(※)	122	126	118	110	77	

※令和2年度の組織変更に伴い、支所における従事人数を分野で計上しないことに変更

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価
			業務実績
<p>基幹目標 消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政を支援するとともに、事業者に再発防止を求めること等により、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。</p>	<p>基幹目標 消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政を支援するとともに、事業者に再発防止を求めること等により、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。</p>	<p>製品起因である重大製品事故のうち、原因の詳細が不明なため再発防止措置を求められない事故（焼損が著しいものを除く）の割合を前年度比14%減少させることにより、再発防止を強化する。</p>	<p>【基盤整備/重要項目】 これまで蓄積してきた製品安全に関する知見と技術を活かし、中期的な視点から製品事故の未然防止に向け、以下を実施した。</p> <p>① 製品事故予測システムの拡充及び普及 令和元年度から実施しているWindows版の「製品事故予測システム（SAFE）」の事業者への配布を継続し、機構が実施する業務報告会やNITE講座、経済産業省が実施する産学官連携プロジェクト「関西・共創の森」を通じた周知を行った。 また、SAFEについて利用者からの要望を踏まえたWebブラウザのみで容易に利用できる「SAFE-Pro」を開発し（令和3年度初旬からの提供開始予定）、更なる利用拡大を図ったほか、消費者向けの取組として、スマートフォンから利用することができ、データベースと一致しないような消費者等が普段使用する言葉からでも関連の事故情報を検索できる「SAFE-Lite」の提供を開始した。 これらの取組によりSAFEの実用性を改めて認識させることができ、事業者及び消費者のリスクアセスメントを支援したほか、製品安全対策を促進した。</p> <p>② 近年、製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池等への対策 リチウムイオン蓄電池（LIB）全般の安全性向上を目的とし、事故が散見される充電式の電動工具用や電気掃除機用の非純正電池パックについて調査を実施した。 調査結果は、令和2年度経済産業省が実施主体である「リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の安全基準検討に係る調査検討委員会」に報告し、LIB搭載機器の安全性確保に向けた規制の検討に寄与した。</p> <p>③ 製品事故情報の徹底した分析による製品事故の防止に向けた取組 事故原因の詳細が不明なため再発防止措置を求められない事故の割合を減らすため、情報解析企画課を新設し、機構が蓄積する事故情報や過去事例等による知見を活用するとともに、原因を推定し、事業者へ再発防止措置の検討を提案することで事業者が製品事故の再発防止に向けた措置を講じた。また、高齢者の製品事故減少に向けた取組として、機構が蓄積する事故情報に加え、外部機関が保有する情報を活用したリスクアセスメントを行うことで、事故の発生メカニズムをより明確化し、製品設計から介護現場までを考慮したリスク低減策の提案に寄与した。</p> <p>④ 様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信 コロナ禍や災害等の社会情勢を踏まえ、生活に密着したテーマを選定し、情報を受け取る対象者を意識した注意喚起等の情報発信を多様な発信チャンネルを通じてタイムリーかつ継続的に実施した。 コロナ禍による外出自粛や巣ごもり需要等の生活様式の変化を踏まえ「子ども・高齢者の屋内事故」、「おうちキャンプ中の事故」、「暖房器具使用時の消毒用アルコールへの引火事故」、「テレワーク中の配線器具の事故」、「ネット</p>
			<p>評価：A</p> <p>令和2年度の基幹目標の指標である「製品起因である重大製品事故のうち、原因の詳細が不明なため再発防止措置を求められない事故（焼損が著しいものを除く）の割合を前年度比14%減少させる」について、令和元年度の実績15.3%に対し、令和2年度は12.1%となり、前年度比20.8%減少させ、指標比148%と指標を大きく達成した。</p> <p><u>これは機構がこれまでの製品事故の原因究明等により得られた経験や知見、過去の類似事項による推定原因を積極的に提示し、再発防止措置の検討を促したことに起因するものである。</u></p> <p><u>その他の指標も全て達成するとともに、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える成果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</u></p> <p>○製品事故情報の徹底した分析による製品事故の防止に向けた取組 事故原因の詳細が不明なため再発防止措置を求められない事故のうち、スマートフォンの発火事故においては過去事故の分析及び同等品の調査を行い、電極体の巻きずれといった製造工程や品質管理体制に起因する原因を推定した再発防止措置を提案し、約5万台の製品を対象にリコールが開始されたほか、電動アシスト自転車用バッテリーパックの損傷事故においても類似事故の分析結果をもとに製品の構造に起因する原因を推定した再発防止措置を提案し、約35万台の製品を対象にリコールが開始されるなど、重大製品事故の再発防止に向けた取組に貢献した。</p> <p>また、高齢者が使用する介護ベッドと車いす（電動、手動）2件について、機構が蓄積する事故情報及び外部データとして公益財団法人テクノエイド協会が保有している情報を活用したリスクアセスメントを行った。これにより事故の発生メカニズムが明確な危害シナリオを作成することができ、この危害シナリオから作成したFT図/FTA*を用いて事故につながる事象についてリスク低減策を検討するとともに、業界団体と協力した注意喚起が行える取組として製品設計から介護現場までライフサイクル別に妥当性や実現可能性に配慮したリスク低減策を提案したことは大きな成果である。</p> <p>* 特定の望ましくない事象からそれに繋がる因果関係をツリー状に視覚化し、分析を行うリスクアセスメント手法（FT図：Fault Tree Diagram、FTA：Fault Tree Analysis）</p> <p>○製品事故予測システムの拡充及び普及 令和元年度から実施しているWindows版の「製品事故予測システム（SAFE）」の事業者への配布を継続し、機構が実施する業務報告会やNITE講座、経済産業省が実施する産学官連携プロジェクト「関西・共創の森」を通じた周知を行った。これにより導入事業者は120社となり、前年度比で40%増加した。</p> <p>また、SAFEの全社展開によるリスクアセスメントの精緻化及び迅速化を目指す</p>

通販品の事故」等の情報を発信したほか、災害復旧時の製品事故が散見される状況をもとに「停電復旧中の携帯発電機の屋内使用による一酸化炭素中毒事故」、「大雪発生時の除雪機による身体巻き込み事故」について、モール事業者や地方自治体と連携した注意喚起等を実施した。

また、令和元年度に名古屋市環境局と共同製作した燃えるゴミに混在したLIBのごみ収集時の発火映像を契機として、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会及び環境省からの要請による意見交換、動画提供を実施した。

事業者と連携に合意したことで、設計／開発時のSAFE実装化に向け、実際の製品をモデルに、既存のリスクアセスメント手法との比較又は組み合わせによる検証、スキーム策定等を共同で実施した（継続中）。こうした取組をSAFE利用中の他事業者にも横展開し、事業者への支援を進める。

SAFEについて利用者からの要望を踏まえたWebブラウザのみで容易に利用できる「SAFE-Pro」を開発し（令和3年度初旬からの提供開始予定）、更なる利用拡大を図ったほか、消費者向けの取組として、スマートフォンから利用することができ、データベースと一致しないような消費者等が普段使用する言葉からでも関連の事故情報を検索できる「SAFE-Lite」の提供を開始した。「SAFE-Lite」においては公開後の4か月間で機構が1年間に収集する重大・非重大製品事故件数約2,000件の6倍に該当する12,000件が検索され、消費者等に対する製品安全対策を促進することが出来た。また、「SAFE-Lite」の検索回数上位にあったキーワードをメールマガジンのテーマに取り上げる等、検索結果をトレンド把握に活用し、更なる未然防止活動に繋げた。

これらの取組によりSAFEの実用性を改めて認識させることができ、事業者及び消費者のリスクアセスメントを支援したほか、製品安全対策を促進した。機構が開発したSAFEによって、幅広い産業分野や製品において、事業者における製品安全の取組が推進されることは大きな成果である。

○様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信

コロナ禍や災害等の社会情勢を踏まえ、生活に密着したテーマを選定し、情報を受け取る対象者を意識した注意喚起等の情報発信を多様な発信チャンネルを通じてタイムリーかつ継続的に実施した。

コロナ禍による外出自粛や巣ごもり需要等の生活様式の変化を踏まえ「子ども・高齢者の屋内事故」、「おうちキャンプ中の事故」、「暖房器具使用時の消毒用アルコールへの引火事故」、「テレワーク中の配線器具の事故」、「ネット通販品の事故」等の情報を記者説明会や業務報告会において発信した。昨年度までは対面形式での情報発信であったが、オンライン形式に切り替えたことで参加者が前年度比で30%増加し、より多くかつ広範囲への情報発信をすることができた。また、テーマ及び情報発信手法を変えつつも、事故の多い製品群について継続した注意喚起を行うことで、誤使用・不注意による事故発生の減少傾向を維持し、暖房器具にあつては、5年間で59%減少させた。

災害復旧時の製品事故が散見される状況をもとに「停電復旧中の携帯発電機の屋内使用による一酸化炭素中毒事故」、「大雪発生時の除雪機による身体巻き込み事故」の災害における二次被害を防ぐため、Twitterを通じた防災情報の即時リツイートやモール事業者と連携した被災地への注意喚起のほか、個別地方自治体へのプッシュ型情報提供等の注意喚起を実施した。

令和元年度に名古屋市環境局と共同製作した燃えるゴミに混在したLIBのごみ収集時の発火映像を契機として、令和2年8月に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、令和3年1月に環境省からそれぞれ要請があり、意見交換及び動画提供を実施した。両機関より本動画を活用した注意喚起が47都道府県、約1,700の地方自治体あてに実施され、関係機関との連携による製品安全の普及及び事故の未然防止に貢献した。

こうした情報発信を積極的に進めた結果、広告費換算値は11.0億円となり、指標で定めた基準年である平成30年度比で28%増加した。また、YouTubeのチャネ

ル登録者数は2.1万人を超え、視聴累計回数も2,000万回に到達した。

TV、新聞、Webニュース、YouTube等のメディアによる継続した情報発信のほか、モール事業者や地方自治体と連携した情報発信によって、若年層から高齢者まで幅広い世代の人々、対象としてピンポイントに絞った人々・地域に対して製品安全の普及及び事故の未然防止に貢献したことは大きな成果である。

○新型コロナウイルスに対する政策への緊急支援（マスクの評価）

経済産業省からの試験依頼に基づき、機構がこれまでに培った規格策定の知見及び事故調査業務の経験を活かし試験方法を独自に開発するとともに、原則試料を受領した当日中に評価試験を実施しデータ提供したほか、追加作業が生じた場合にあっては3営業日以内に対応した。

<通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況>

●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（実績に対する課題及び改善方策など）

- ・製品事故予測システムのさらなる改良・普及により、製品の未然防止への活用をより一層促進すること。
- ・リチウムイオン蓄電池関連事故については、これまでノートPCやスマートフォンに組み込まれるものを主な対象に調査・分析を行ってきたが、多発している事故の動向を踏まえ、非純正品の互換バッテリーについて、事故の発生メカニズムや防止策を検討し、提案すること。
- ・非純正バッテリーによる多発事故でも顕在化したように、輸入製品による事故の増加は今後も懸念される。流入する製品が引き起こす事故を防止するための戦略について、海外機関との連携も含め、経済産業省と一体となって検討すること。

●反映状況

- ・「製品事故予測システム（SAFE）」の全社展開によるリスクアセスメントの精緻化及び迅速化を目指す事業者と連携に合意し、設計／開発時のSAFE実装化に向けた取組を共同で実施した他、「SAFE-Pro」の開発及び「SAFE-Lite」の提供を開始した。
- ・事故が散見される充電式の電動工具用や電気掃除機用の非純正電池パック（PSEマーク有り）について、純正品との比較調査結果を経済産業省が実施主体である「リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の安全基準検討に係る調査検討委員会」に報告した。
- ・製品事故の割合が高い輸入製品の事故防止を図るため、主な輸入国の関係機関と相互協力文書の再締結に向けた検討や製品事故に関する技術交流等を実施したほか、オンラインで海外の製品安全シンポジウム等に参加し、コロナ禍でも積極的に情報収集・提供を行うことで、事故防止の強化に努めた。

<機構評価・計画諮問会議委員からのコメント>

さまざまな取組がスピーディに実行された。現場を知っている機構だからこそ事業者と協力して成果に繋がる取組ができた。SAFEもリスクアセスメントなどで企業の役に立っている。（向殿委員）

<p>1. 国の法令業務等に対する支援</p> <p>(1) 製品事故情報の収集及び原因調査・分析</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析等により、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件（リチウムイオン蓄電池等）については優先的に実施するとともに、AI等の新たな手法も活用す</p>	<p>1. 国の法令業務等に対する支援</p> <p>(1) 製品事故情報の収集及び原因調査・分析</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析等により、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件（リチウムイオン蓄電池等）については優先的に実施するとともに、AI等の新たな手法も活用す</p>	<p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）</p>	<p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析等により、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件（リチウムイオン蓄電池等）については優先的に実施するとともに、AI等の新たな手法も活用する。また、体制整備等を通じ、事故調査結果等の分析機能を向上させる。</p> <p>事業計画 1. (1)にある製品事故については、いずれも評価指標にある原因究明調査を全件実施した。詳細は以下のとおり。</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、全件調査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="688 674 1620 842"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>重大製品事故の消費者庁受付件数</th> <th>重大製品事故の調査指示件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,024</td> <td>953</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,271</td> <td>1,136</td> </tr> </tbody> </table> <p>非重大製品事故に係る製造事業者等からの報告に基づき、以下の表のとおり、全件原因究明調査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="801 968 1507 1094"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>原因究明調査実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>741</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>923</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記に関連して、以下①～⑤のとおり、収集した事故情報についてリスク分析を実施し、緊急性の高い案件の選択に資するとともに、重大性の高い事故については、分析結果を経済産業省に報告した。また、警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携、専門技術者、外部有識者の知見の活用、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件は優先的に調査を実施した。</p> <p>また、以下⑤のとおり、事故原因究明調査によって、リコールに結び付いた事例があり、製品事故防止につながった。</p> <p>①リスク分析の活用</p> <p>●リスク分析の実施</p> <p>収集した製品事故情報 1,959 件(※)のうちリスク評価可能件数 1,419 件について、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、リスクが高く原因究明の緊急性の高い案件を選択するために、リスク分析方法(R-Map法)を用いて分析した。その結果を事故原因に基づく事業者による製品事故再発防止対策の妥当性判断に活用し、適切な市場措置の実施につなげた。</p> <p>※ 重複案件を含む、延べ数</p> <p>●リスク低減の具体的な方策に関するコメントを毎週経済産業省に報告</p> <p>重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な</p>	年度	重大製品事故の消費者庁受付件数	重大製品事故の調査指示件数	令和2年度	1,024	953	令和元年度	1,271	1,136	年度	原因究明調査実施件数	令和2年度	741	令和元年度	923	<p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び非重大製品事故の原因究明調査（非重大製品事故として受け付け）を全件実施し、指標を達成した。</p>	
年度	重大製品事故の消費者庁受付件数	重大製品事故の調査指示件数																		
令和2年度	1,024	953																		
令和元年度	1,271	1,136																		
年度	原因究明調査実施件数																			
令和2年度	741																			
令和元年度	923																			

る。
また、体制整備等を通じ、事故調査結果等の分析機能を向上させる。

る。
また、体制整備等を通じ、事故調査結果等の分析機能を向上させる。

方策に関するコメントを中心に毎週、経済産業省に報告した。このコメントは行政による事業者の改善措置の要否を検討するための有効な参考資料として活用された。

●高齢者事故リスクアセスメント（介護ベッド、車いす）

高齢者の製品事故件数を減らすために、高齢者が使用する介護ベッドと車いす（電動、手動）2件についてリスクアセスメントを行った。リスクアセスメントは、製品安全センターがこれまでに蓄積してきた事故情報をベースにしているが、使用者が高齢であったり、介助者がその場になかったりするため、事故の発生メカニズムが不明であることが多く、危害シナリオが不明確なものが少なくない。よって、リスク低減のためには網羅的に事故の種類を作成する必要があり、外部データとして公益財団法人テクノエイド協会が保有している情報を活用した。同協会が公表している福祉用具のヒヤリハット情報と機構の危害シナリオを組み合わせ、事故の発生メカニズムが明確な危害シナリオを作成した。この危害シナリオから作成したFT図/FTAを用いて、事故につながる事象についてリスク低減策を検討した。リスクアセスメントについては製安Gでも活用しているR-Mapを用いた。リスク低減策は、製品設計から介護現場までライフサイクル別に妥当性や実現可能性に配慮し、許容可能なリスクレベルまでリスクが下がったかどうかを検討し提案した。

②警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携
警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関に対して積極的に情報提供や合同調査の働きかけを行い、必要な情報収集等を実施した。

●全国の警察、消防等との合同調査等の実施

以下の表のとおり、製品事故の原因究明調査を的確に実施するために、関係機関・関係者等に依頼して事故を起こした製品の確認を行うとともに事故品の入手に努めた。さらに、事業者等との現場調査、全国の警察、消防との合同調査を実施した。

年度	事故品確認件数		事業者等との現場調査	消防との合同調査	警察との合同調査
		うち、事故品入手件数			
令和2年度	602	375	5	220	15
令和元年度	697	504	5	281	22

●全国の警察、消防、消費生活センター等への講師派遣や研修受入れの実施

以下の表のとおり、製品事故に関する情報収集、合同調査等を積極的に推進するため、全国の関係機関からの研修や見学会の受入、講師派遣を積極的に実施した。

年度	消防機関（火災調査員）に対する研修受入件数（受講者数）	警察、消防、消費生活センター、消費者団体への講師派遣件数（受講者数）
令和2年度	1件 (21人)	23件 (2,570人)
令和元年度	6件 (147人)	51件 (2,115人)

●国民生活センターとの協力

消費者への安全啓発・注意喚起、製品事故調査に関して、双方における効果的な運用のため、実務者会議を毎月1回開催して情報共有、調整等を実施した。

また、国民生活センターが開催する商品テスト分析・評価委員会に委員として参加し、商品テスト業務に協力するとともに、国民生活センターの主催する研修に講師を派遣し、講演を実施した。機構の製品事故調査の役割、機構への事故通知の際の留意点、消費生活センターとの関係等と併せて、製品事故事例の再現映像を交えて説明を行った。

年度	実務者会議(TV会議)	商品テスト分析・評価委員会
令和2年度	12件	7件
令和元年度	12件	6件

③事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件を優先的に調査

ネット通販で販売されたガストーチから出火する事故が多発し、事故品は何れも輸入品であり、ガスを封止するO(オー)リングが短期間で劣化してガス漏れが起きていることを特定した。国産品ではOリングが短期間で劣化する傾向がないことから、輸入品には粗悪なOリングが使用されていると判断し、今後も事故発生の蓋然性が高いため対策の必要性を問題提起した。

④迅速な事故原因調査の実施

重大製品事故の原因究明調査に当たっては、十分な検討を行うことによる技術的な裏付けを明確にすることが求められる一方で、事故の更なる発生を防止するためには迅速に結論を出すことが重要である。そこで、機構では、個々の案件について経済産業省の指示や製造事業者からの報告等を受けてから処理が完了するまでのスケジュール管理を行っている。その結果、令和2年度では、62.2%(令和元年度 76.4%)の案件について3か月以内に調査を終了した。新型コロナウイルスの影響で、事業者の調査活動の停滞や機構と消防等との合同調査の見送り・延期などを受け、機構の調査が困難な状況であったものの、IoT技術の活用や調査実施体制の工夫を行い、調査を実施したことにより、事業者等による迅速なリコールや製品回収の実施等につなげることで事故の再発防止に大きく貢献した。

⑤機構の独自技術による原因究明調査が事業者の迅速なリコールにつながり製品事故防止につながった例

機構が事故原因究明を行い、経済産業省がリコール措置の必要性を判断する情報を提供した。経済産業省において、事業者から聞き取りが行われ、その結果、9件、約72万台のリコールにつながった。これにより、当該製品事故の再発防止に資するとともに、当該製品を製造する事業者における同種事故の防止や、より安全な製品の設計、製造のための技術情報として活用された。

(2) 非重大製品事故、誤使用

(2) 非重大製品事故、誤使用

製品事故に至ったものの、誤使用・不注意による事故や、人的被害には至っていないが、事故に至る可能性がある、いわゆる「ヒヤリハット情報」について、全国の消防、製造・流通事業者等の協力を得ながら適切に効率よく収集し、その

<p>・不注意情報の収集及び原因調査 ・分析 非重大製品事故、使用者の明らかな誤使用及び不注意情報を収集し、必要に応じ原因調査・分析を行う。</p>	<p>・不注意情報の収集及び原因調査 ・分析 非重大製品事故、使用者の明らかな誤使用及び不注意情報を収集し、必要に応じ原因調査・分析を行う。</p>	<p>要因を分析する。また、非重大製品事故の内容を過去の調査結果と照合し、選別することで調査の効率化を図る。</p> <p>全国消費生活情報ネットワークシステム(PI0-NET)情報(3,541件)、協力協定を締結している流通事業者(ユニー株式会社、株式会社ビックカメラ、アマゾンジャパン合同会社)からの情報提供(195,227件)により、情報を収集した。</p> <p>●製品事故トピックス発信による、迅速な事故動向の解析・共有 コロナ禍における新しい生活様式の中で、製品事故の様相も変化が予想される。こうした変化を追うため、機構事故情報とPI0-NET・ニュースなどの外部データを比較して分析し、製品安全トピックスという形で発表してきた。 その目的は、事故調査担当・広報担当の気づきを図ることである。令和2年7月に作成・内部での配布を開始し、令和2年11月からは経済産業省にも配布を開始。毎週1~2件、これまでに約50件を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマの選定、作成の際の注目点は、危害の程度、被害者が弱者であること(高齢者・子ども)、多発性、誤使用、新奇性など。 ・参考としてPI0-NETやニュースなどの外部データも活用し、事故情報にとどまらない多角的な分析、解析を行った。 ・特にコロナ禍、新しい生活様式に伴う製品事故トレンドの変化に注目してきた。 										
<p>(3) 事故調査により得られる技術的知見及び新技術を活用した事故原因究明の高度化・効率化への取組 事故調査から得られる技術的な知見及びAI等の新技術を活用した事故の原因究明手法の開発等を行い、その成果を製品事故の原因究明における究明率の向</p>	<p>(3) 事故調査により得られる技術的知見及び新技術を活用した事故原因究明の高度化・効率化への取組 事故調査から得られる技術的な知見及びAI等の新技術を活用した事故の原因究明手法の開発等を行い、その成果を製品事故の原因究明における究明率の向</p>	<p>ア 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を解明し、事故調査レベルの向上を図る。 この取組の実施にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。</p> <p>●事故原因究明の精度向上、迅速化及び効率化のための事故原因究明手法開発 機構が実施する製品事故原因究明をより迅速、的確に進めるため、原因究明手法の開発、技術データの取得を進め、LIBの発火事故について、原因究明に有益な技術データを活用した調査や調査手法の確立、判断基準の明確化等に取り組んだ。</p> <table border="1" data-bbox="647 1499 1662 1955"> <thead> <tr> <th>テーマ</th> <th>内容</th> <th>実施年度</th> <th>実施場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LIBの調査について(充電式の電動工具用および電気掃除機用の非純正電池パックの安全性)</td> <td>充電式の電動工具用や電気掃除機用の非純正電池パックによる事故が散見されることから、これら非純正電池パックの安全性について調査を行った。 調査した非純正電池パックは、電池の品質管理が悪く、電池の充放電制御が安全性を十分に考慮していない設計であったことから、最悪の場合、発火に至る危険性があるなどの知見を得た。</td> <td>令和2年度</td> <td>燃焼技術センター</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ	内容	実施年度	実施場所	LIBの調査について(充電式の電動工具用および電気掃除機用の非純正電池パックの安全性)	充電式の電動工具用や電気掃除機用の非純正電池パックによる事故が散見されることから、これら非純正電池パックの安全性について調査を行った。 調査した非純正電池パックは、電池の品質管理が悪く、電池の充放電制御が安全性を十分に考慮していない設計であったことから、最悪の場合、発火に至る危険性があるなどの知見を得た。	令和2年度	燃焼技術センター		
テーマ	内容	実施年度	実施場所									
LIBの調査について(充電式の電動工具用および電気掃除機用の非純正電池パックの安全性)	充電式の電動工具用や電気掃除機用の非純正電池パックによる事故が散見されることから、これら非純正電池パックの安全性について調査を行った。 調査した非純正電池パックは、電池の品質管理が悪く、電池の充放電制御が安全性を十分に考慮していない設計であったことから、最悪の場合、発火に至る危険性があるなどの知見を得た。	令和2年度	燃焼技術センター									

<p>上、原因調査期間の短縮等につなげる原因究明技術の高度化に資する取組を行う。また、IoT機器の製品事故への対応を想定し、予想される事故内容、調査方法、調査体制の検討を行う。</p>	<p>上、原因調査期間の短縮等につなげる原因究明技術の高度化に資する取組を行う。また、IoT機器の製品事故への対応を想定し、予想される事故内容、調査方法、調査体制の検討を行う。</p>	<p>調査結果を、令和2年度経済産業省が実施主体である「リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の基準検討に向けた基礎調査のための検討委員会」に報告し、LIB搭載機器の安全性確保に向けた規制の検討に寄与した。</p>																
<p>●因果関係究明・解析のための深掘り調査 製品事故の原因究明を行う他、製品事故の未然防止の観点から事故発生メカニズム等の解明(深掘り)を行い、機構における技術的知見の向上を図るとともに、解明結果を取りまとめ、製品の安全設計に資する技術情報として事業者を提供する等活用した。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 592 795 632">テーマ</th> <th data-bbox="807 592 1659 632">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 640 795 884">一発二錠の社告対象事象の拡大</td> <td data-bbox="807 640 1659 884">ハンドルと後輪を一動作で同時に施錠する機構を搭載した自転車の事故等については、令和元年度にハンドルロックのケース割れを対象にリコールが実施されたところであるが、令和2年度に、ケース割れが発生していなくても、サークルロックの摺動不良及び連動ワイヤ動作不良によって走行中にハンドルロックに至ることを究明し、リコール対象の拡大に結びつけた。</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ	内容	一発二錠の社告対象事象の拡大	ハンドルと後輪を一動作で同時に施錠する機構を搭載した自転車の事故等については、令和元年度にハンドルロックのケース割れを対象にリコールが実施されたところであるが、令和2年度に、ケース割れが発生していなくても、サークルロックの摺動不良及び連動ワイヤ動作不良によって走行中にハンドルロックに至ることを究明し、リコール対象の拡大に結びつけた。											
テーマ	内容																	
一発二錠の社告対象事象の拡大	ハンドルと後輪を一動作で同時に施錠する機構を搭載した自転車の事故等については、令和元年度にハンドルロックのケース割れを対象にリコールが実施されたところであるが、令和2年度に、ケース割れが発生していなくても、サークルロックの摺動不良及び連動ワイヤ動作不良によって走行中にハンドルロックに至ることを究明し、リコール対象の拡大に結びつけた。																	
<p>●機構内の他分野との連携による合理的な事故原因究明の推進 下表のとおり、機構内の他分野の専門性が製品事故原因分析に活用可能である事例については、積極的に連携を行うことで組織内のリソースの有効活用を図りつつ、迅速な事故原因究明の推進につなげた。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 1096 807 1136">連携分野名</th> <th data-bbox="819 1096 1071 1136">連携業務名</th> <th data-bbox="1083 1096 1659 1136">取組と成果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 1144 807 1423">化学物質管理分野</td> <td data-bbox="819 1144 1071 1423">化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明(皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む)</td> <td data-bbox="1083 1144 1659 1423">化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている(継続取組)。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1432 807 1675">化学物質管理分野</td> <td data-bbox="819 1432 1071 1675">長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組</td> <td data-bbox="1083 1432 1659 1675">化審法のリスク評価に必要な、長期使用製品からの化学物質の環境への排出を検討するため、フタル酸エステルやその他揮発性有機化合物(VOC)成分を含有する樹脂シートの、化学物質放散前後の含有量を調査するための検討を行った。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1684 807 1885">化学物質管理分野</td> <td data-bbox="819 1684 1071 1885">製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集</td> <td data-bbox="1083 1684 1659 1885">ストックホルム条約附属書Aに追加されたペルフルオロオクタン酸(PFOA)等について、化審法での第一種特定化学物質指定にかかり、PFOA関連物質の製品への含有状況を調査した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1894 807 1963">バイオテクノロジー分</td> <td data-bbox="819 1894 1071 1963">皮膚障害等生体分子解析技術を必要</td> <td data-bbox="1083 1894 1659 1963">皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有す</td> </tr> </tbody> </table>	連携分野名	連携業務名	取組と成果	化学物質管理分野	化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明(皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む)	化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている(継続取組)。	化学物質管理分野	長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組	化審法のリスク評価に必要な、長期使用製品からの化学物質の環境への排出を検討するため、フタル酸エステルやその他揮発性有機化合物(VOC)成分を含有する樹脂シートの、化学物質放散前後の含有量を調査するための検討を行った。	化学物質管理分野	製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集	ストックホルム条約附属書Aに追加されたペルフルオロオクタン酸(PFOA)等について、化審法での第一種特定化学物質指定にかかり、PFOA関連物質の製品への含有状況を調査した。	バイオテクノロジー分	皮膚障害等生体分子解析技術を必要	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有す
連携分野名	連携業務名	取組と成果																
化学物質管理分野	化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明(皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む)	化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている(継続取組)。																
化学物質管理分野	長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組	化審法のリスク評価に必要な、長期使用製品からの化学物質の環境への排出を検討するため、フタル酸エステルやその他揮発性有機化合物(VOC)成分を含有する樹脂シートの、化学物質放散前後の含有量を調査するための検討を行った。																
化学物質管理分野	製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集	ストックホルム条約附属書Aに追加されたペルフルオロオクタン酸(PFOA)等について、化審法での第一種特定化学物質指定にかかり、PFOA関連物質の製品への含有状況を調査した。																
バイオテクノロジー分	皮膚障害等生体分子解析技術を必要	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有す																

			<table border="1" data-bbox="647 90 1668 174"> <tr> <td data-bbox="647 90 816 174">野</td> <td data-bbox="816 90 1083 174">とする製品事故の原因究明</td> <td data-bbox="1083 90 1668 174">るフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析を依頼した。令和2年度は10件。</td> </tr> </table> <p data-bbox="647 262 1668 336">イ IoT機器の製品事故への対応を想定し、予想されるリスクや事故内容、調査方法、調査体制及び情報提供方法の検討を行う。</p> <p data-bbox="647 388 1668 546">消費生活用製品がIoT化され、ネットワークを介して相互に接続し、クラウド上で展開されるサービスに接続するような状況化で、製品事故を未然に防ぐための安全対策、原因究明に必要な調査・分析技術の開発に向けた必要事項を検討した。</p> <p data-bbox="647 556 1668 913">経済産業省主催の「IoT化等が考えられる電気用品等機器に係る製品安全確保の在り方に関する検討会WG」で議論されてきたユースケース、リスクシナリオ及び実際のネットワーク障害事例から、IoT関連製品において製品事故に繋がるおそれのある事象、事故調査の流れ、調査方法等を整理した。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の資格試験の要件を元に、事故調査で必要と考えられる知識を整理したマップを作成するとともに、原因究明で求められる高度な知識、技術を補完する方策として、IPA、一般社団法人JPGERTコーディネーションセンター、情報処理学会コンピュータセキュリティ研究会等への協力依頼の可否について検討した。</p> <p data-bbox="647 966 1668 1039">ウ 機構が保有する事故情報及び調査データを基に、AIを利用した製品事故の原因予測及び調査方針の決定を行う仕組み作りを推進する。</p> <p data-bbox="647 1092 1668 1249">近年、製品や消費者の使用様態の多様化により、事故原因もまた多様化していることに加え、蓄積された事故情報の件数が約59,000件に上っていることから、製品事故の分析及び事故の未然防止対策には、高度化（高度なデータ分析）が必要不可欠であり、さらにはシステム化による作業省力化が求められている。</p> <p data-bbox="647 1260 1668 1501">このため、これまで機構に蓄積された製品事故調査にかかるデータ等を用いて、機構の製品安全業務を支援するための情報システムを構築することとした。令和2年度は、入力した事故情報から推論を行って類似している事故情報を出力する、過去に検索された情報を選択して検索条件に反映する、検索結果に基づく関連キーワードの結びつきを図示する、までができる基本的なITシステム及び推論システムを構築した。</p>	野	とする製品事故の原因究明	るフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析を依頼した。令和2年度は10件。		
野	とする製品事故の原因究明	るフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析を依頼した。令和2年度は10件。						
<p data-bbox="133 1549 281 1743">（4）事故調査結果の分析から得られる知見の活用</p> <p data-bbox="133 1753 281 1942">事故調査結果の分析から得られる知見を活用し、経済</p>	<p data-bbox="311 1549 460 1743">（4）事故調査結果の分析から得られる知見の活用</p> <p data-bbox="311 1753 460 1942">事故調査結果の分析から得られる知見を活用し、経済産</p>		<p data-bbox="652 1549 1662 1581">●LIBに係る行政施策への反映のための取組</p> <p data-bbox="652 1591 1662 1665">昨今、充電式の電動工具用や電気掃除機用の非純正電池パックによる事故が散見されることから、これら非純正電池パックの安全性について調査を行った。</p> <p data-bbox="652 1675 1662 1707">調査の結果は以下のとおりであった。</p> <ol data-bbox="652 1717 1662 1948" style="list-style-type: none"> ① 今回調査した非純正電池パックには全て「PSEマーク」（OPSEマーク）が表示されていたが、実態は電気用品安全法（電安法）の内容を満足しているものではなかった。 ② 非純正電池パックに使用されている電池セルは、初期特性など製造時の品質管理が不十分な電池が多く認められた。 ③ 電動工具用は製品の使用環境から落下や振動を考慮すべき製品であるが、非 	<p data-bbox="1691 1549 2730 1707">令和2年度経済産業省が実施主体である「リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の基準検討に向けた基礎調査のための検討委員会」（令和2年7月～令和3年2月）において、機構が調査した結果を報告し、LIB搭載機器の安全性確保に向けた規制の検討に寄与した。</p>				

<p>産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。</p>	<p>業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。</p> <p>特に、製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池関連製品については、収集した事故情報の徹底した分析を行うとともに、必要に応じて実証試験等を実施する。</p>		<p>純正電池パックは、製品の使用環境が考慮されていないと思われる構造が認められた。</p> <p>④ 調査対象とした製品は、急速充電（電動工具用電池パック）や使用時の「強モード」使用での大電流放電（掃除機用電池パック）などがあり、過充電や過放電に注意が必要な製品であった。また、直列接続された各電池ブロック全ての電圧監視をしておらず、過充電の保護機能を有していなかった。</p> <p>今回調査した非純正電池パックは、上述のように電池の品質管理が悪かったり、電池の充放電制御が安全性を十分に考慮した設計ではなかったりしたため、最悪の場合、発火に至るものと考えられた。</p> <p>以上の調査結果に基づき、令和2年度経済産業省が実施主体である「リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の基準検討に向けた基礎調査のための検討委員会」に報告し、LIB搭載機器の安全性確保に向けた規制の検討に寄与した。</p> <p>●地域テラーメイド2件（除雪機、燃焼機器）を経済産業省に提案した</p> <p>製品事故情報の徹底した分析による製品事故の防止に向けた取組を行うために、過去10年分の機構事故情報を使って様々な切り口でデータ分析を行い、製品別の上位100製品について、事故原因区分、使用期間、時間帯、地域など11の切り口で1,100個のグラフを作成し分析した。このデータと外部データを組み合わせてクロス集計を実施し、課題解決のための仮説を立て、効果的な取組を検討したところ、地域に焦点を当てた製品事故分析による政策提言（地域テラーメイド）を除雪機と燃焼機器について実施した。</p> <p>除雪機の事故発生地域が「北海道・東北」、「北陸・甲信越」に偏っていることが判明したため、事故発生の背景要因を分析するために事故シナリオ、事故の発生地域、被害者の年齢などに注目して精査し、「除雪機の事故は降雪量の多い地域ほど多く、その多くは高齢者による誤使用事故である」と仮説を立て、事故発生地域の降雪量について外部データを組み合わせてクロス集計したところ、事故と降雪量に正の相関があり、かつ、高齢化率も高いことが判明した。よって、誤使用事故を減少させるために、除雪機の安全装置の搭載の有無を考慮して、買い替えキャンペーン、レンタル・シェアリング制度、地域差・被害者に注目した注意喚起を経済産業省に提言した。</p> <p>燃焼機器の事故発生地域が「北海道・東北」、「北陸・甲信越」では石油機器が、関東、近畿ではガス機器の事故が多発していることが判明した。ここで、「燃焼機器の事故は、石油の消費量が多い地域は石油機器、ガスの消費量が多い地域はガス機器の事故が多い」と仮説を立て、全国のエネルギー消費量について外部データを組み合わせてクロス集計したところ、エネルギー消費量と事故の発生傾向に正の相関があり、かつ、事故発生頻度の高い時間帯も偏りがあることが判明した。よって、燃焼機器機の事故を減少させるために、エネルギー消費量に注目した注意喚起、地域差・被害者の属性にも配慮した注意喚起を経済産業省に提言した。</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>(5) 立入検査等 法令（製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>(5) 立入検査等 法令（製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）</p>	<p>●製品安全4法に基づく立ち入り検査について、下表のとおり経済産業省の指示に基づき、令和2年度指示件数210件（全件）を的確に実施した。</p> <table border="1" data-bbox="647 174 1641 556"> <thead> <tr> <th>立入検査区分</th> <th>令和2年度 実施件数 /指示件数</th> <th>令和元年度 実施件数 /指示件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">製品安全4法に基づく立入検査</td> </tr> <tr> <td>(1)消費生活用製品安全法</td> <td>40件/40件</td> <td>40件/40件</td> </tr> <tr> <td>(2)電気用品安全法</td> <td>150件/150件</td> <td>177件/177件</td> </tr> <tr> <td>(3)ガス事業法</td> <td>6件/6件</td> <td>6件/6件</td> </tr> <tr> <td>(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td> <td>14件/14件</td> <td>14件/14件</td> </tr> </tbody> </table> <p>●産業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、令和2年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。</p> <p>●家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、令和2年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。</p> <p>●消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、下表のとおり登山用ロープ等について令和2年度事業者からの依頼件数20件（登山用ロープ47本、その他のロープ9本）の全数について試験を実施した。</p> <p>なお、登山用ロープは消費生活用製品安全法の特定製品に指定されており、滑落時における身体を保護するため、国が示した試験の基準に適合し、その旨を示すマーク（PSCマーク）を表示しなければ販売できないことになっている。機構は、基準で定められている落下衝撃試験及びせん断衝撃試験を行う試験施設を保有している国内唯一の機関である。</p> <p>また、登山用ロープのほか、消防・自衛隊等で使用される救助用ロープ等の試験についても、機構が、試験を実施できる国内唯一の機関である。</p> <table border="1" data-bbox="736 1297 1522 1514"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>依頼件数</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>20</td> <td>登山用ロープ：47本 その他のロープ：9本</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>26</td> <td>登山用ロープ：60本 その他のロープ：22本</td> </tr> </tbody> </table>	立入検査区分	令和2年度 実施件数 /指示件数	令和元年度 実施件数 /指示件数	製品安全4法に基づく立入検査			(1)消費生活用製品安全法	40件/40件	40件/40件	(2)電気用品安全法	150件/150件	177件/177件	(3)ガス事業法	6件/6件	6件/6件	(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	14件/14件	14件/14件	年度	依頼件数	内訳	令和2年度	20	登山用ロープ：47本 その他のロープ：9本	令和元年度	26	登山用ロープ：60本 その他のロープ：22本	<p>各法律に基づく立入検査及び適合性検査を経済産業省の指示に基づき全件実施し、指標を達成した。</p> <p>コロナ禍において、新型コロナウイルス新規感染者が多発する地域から訪問する検査員と対面する事業者の新型コロナウイルス感染症への不安を低減するため、感染防止のための「ガイドライン」を作成して、検査員のマスク着用、手指の消毒等を徹底して検査を実施するとともに、検査時間を短縮して接触時間を減らすため、経済産業省製品安全課の了承のもと、検査時に確認する関係書類を事前に入手して書類調査を実施することによって事業者の感染不安低減と立入検査の効率化の両立を実現した。</p> <p>また、緊急事態宣言の発出により開始が遅れていた立入検査スケジュールを経済産業省製品安全課の了承のもと、実施スケジュールにとらわれずに実施可能な事業者から検査を実施することによって、スケジュールの遅れを取り戻し、年度内に指示された検査を完遂した。</p> <p>さらに、コロナ感染を心配して検査を忌避する事業者に対しては、前出の「ガイドライン」に従った検査を実施することを丁寧に説明し、理解を得るとともに、経済産業省製品安全課、経済局の協力を得ながら検査実施につなげ、指示を受けた全件の検査実施を果たした。</p>
立入検査区分	令和2年度 実施件数 /指示件数	令和元年度 実施件数 /指示件数																													
製品安全4法に基づく立入検査																															
(1)消費生活用製品安全法	40件/40件	40件/40件																													
(2)電気用品安全法	150件/150件	177件/177件																													
(3)ガス事業法	6件/6件	6件/6件																													
(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	14件/14件	14件/14件																													
年度	依頼件数	内訳																													
令和2年度	20	登山用ロープ：47本 その他のロープ：9本																													
令和元年度	26	登山用ロープ：60本 その他のロープ：22本																													
<p>(6) 技術基準整備の推進 製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る</p>	<p>(6) 技術基準整備の推進 製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る</p>	<p>整合規格案の技術評価件数（全件実施）</p>	<p>製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法に係る技術基準の整備を支援した。</p> <p>下表のとおり経済産業省の要請に基づき、整合規格案の技術評価を29件（全件）実施した。</p>	<p>整合規格案の技術評価を全件実施し、指標を達成した。これにより、該当規格案が産業構造審議会で審議され、電気用品安全法技術基準省令の解釈別表第十二に追加（一部改正を含む）されたことで、製品の発展を踏まえた安全性に関する基準改正及び法令整備に貢献した。</p> <p>技術評価に際しては、事前に電気用品調査委員会等の15の委員会に参加して質問等を行い、論点を確認したり、IT機器及びオーディオ・ビデオ機器のIEC規格作成において、日本の提言案を随時確認できるよう、情報収集に努めたりすることにより、迅速かつ効率的に実施した。</p>																											

技術基準体系の整備を 経済産業省 の要請に基 づき支援す る。	技術基準体系の整備を 経済産業省 の要請に基 づき支援す る。		年度	技術評価 実施規格数	対象電気用品		
			令和2年度	29件	携帯発電機、温度ヒューズ、プルスイッチ、電気食器洗機、電気なべ、電気ホットプレート、電気便座、テレビジョン受信機、直流電源装置、アーク溶接機、電気芝刈り機、電気スクリュードライバー等		
			令和元年度	27件	電線、変圧器、電子レンジ（家庭用、業務用）、電子スイッチ、電線管システム、配線器具、プラグ・コンセント、バッテリーチャージャ、産業用リチウム二次電池等		
(7) 海外 関係機関と の連携の強 化 輸入製品に よる事故防 止の強化を 目的とし、 経済産業省 の国際戦略 を踏まえ て、引き続 き米国消費 者製品安全 委員会 (CPSC)、 台湾経済部 標準検閲局 (BSMI)等 海外関係機 関と連携す るととも に、新たに 中国等海外 関係機関と の連携も強 化し、リコ ール情報、 海外の製品 安全情報の 共有等必要 な取組を行 い、これら の取組によ	(7) 海外 関係機関と の連携の強 化 輸入製品に よる事故防 止の強化を 目的とし、 経済産業省 の国際戦略 を踏まえ て、引き続 き米国消費 者製品安全 委員会 (CPSC)、 台湾経済部 標準検閲局 (BSMI)等 海外関係機 関と連携す るととも に、新たに 中国等海外 関係機関と の連携も強 化し、リコ ール情報、 海外の製品 安全情報の 共有等必要 な取組を行 い、これら の取組によ		<p>令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い移動が制限されたため、オンラインを活用し、経済産業省と協力して、中国との連携再構築への取組、台湾との継続した連携等を実施した。また、国際製品安全シンポジウムへ参加し、海外の製品安全情報を経済産業省に提供した。その他、海外リコール情報を注視し、適宜、経済産業省に提供するとともに、モール事業者7社への提供も開始した。</p> <p>●海外関係機関との連携</p> <p>① 中国 CAIQ との連携再構築</p> <p>オンライン販売等による輸入製品の事故防止に取り組むため、中国検疫検査科学研究院（CAIQ）と、今後の連携強化に取り組むことを目的に、相互協力文書の再締結を検討し、文書内容の見直しを開始した。</p> <p>② 台湾 BSMI との継続した連携</p> <p>日台製品安全協力覚書締結（平成28年11月）を踏まえた、双方の交流協会の第4回定期会合が令和2年12月にオンラインで開催された。同会合に経済産業省とともに同席し、経済部標準検閲局（BSMI）等と双方の製品安全体制等について情報共有を行った。さらに、機構と BSMI で技術交流会を開催し、双方から LIB、電気冷蔵庫に関する事故の調査事例を紹介し、意見交換を行った。</p> <p>③ タイ政府機関との連携</p> <p>平成29年度～31年度に経済産業省とともに、タイの政府機関に対して日本の事故原因究明技術等の提供を図り、国内に輸出される製品の安全性向上に資する活動を行った。この取組により、タイ政府機関は製品事故の情報を把握し対応する重要性を認識し、三者（工業省タイ工業標準局、王室警察庁、消費者庁）で製品事故等の情報を共有するデータベース構築のためのワーキンググループを発足した。さらに、経済産業省が工業省タイ工業標準局と製品安全にかかる協力文書を締結し、令和2年8月に第1回定期会合（オンライン）が開催され、経済産業省とともに出席した。また3月に日本に留学中の王室警察庁職員（火災調査担当）の訪問を大阪事業所で受け入れ、施設見学及び意見交換を実施した。</p> <p>●海外関係機関からの情報収集及び経済産業省への情報提供</p> <p>① ICPHSO 国際製品安全シンポジウムへの参加</p> <p>令和2年10月及び令和3年2月にオンライン開催された国際消費者製品健康</p>	海外リコール情報2件を主要ネットモール事業者（Amazon、Yahoo等）7社に提供し、各社のネット監視に活用され、一部の事業者からは自社モールサイトでの販売がされていないことの報告を得た。			

<p>って入手した海外製品安全情報を、我が国の行政機関に対して提供することで、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援する。また、輸入製品を製造する諸外国の関係機関に対し、製品安全に関する情報提供等を行い、現地での製品安全意識の向上等を図る。</p>	<p>って入手した海外製品安全情報を、我が国の行政機関に対して提供することで、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援する。国際消費者製品健康安全機構（ICPHSO）の国際会議に参加し、参加各国との意見交換や、製品安全に係る情報を収集し、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。なお、これらの取組によって海外関係機関から入手した海外製品安全情報、リコール情報等については、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支</p>	<p>安全機構（ICPHSO）国際製品安全シンポジウムに出席して、海外の製品安全動向についての情報を収集し、適宜、経済産業省へ情報共有した。</p> <p>② 海外で実施されたリコール情報の提供</p> <p>海外の製品安全機関（米国消費者製品安全委員会（CPSC）、カナダ保健省、オーストラリア競争・消費者委員会、欧州委員会）のリコール情報から、日本でも販売されている可能性があるものを経済産業省に提供し、当該情報を元に同省から必要に応じて事業者への措置が執られ、自転車や自転車用前かごなどの国内でのリコールの把握に繋がった。また、これまで、経済産業省から海外リコール情報がモール事業者7社に提供されていたが、迅速化及び連携強化の観点から、機構から直接提供を開始した。</p>		
---	--	---	--	--

	<p>援するため、我が国の行政機関に対しても提供する。</p>												
<p>2. 事業者の製品安全活動に対する支援 (1) 製品の安全性向上に対する支援 事故調査結果の分析を行い、製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、より安全な製品の設計・製造・流通のための支援を行うとともに、製品安全に対する意識の向上を支援する。</p>	<p>2. 事業者の製品安全活動に対する支援 (1) 製品の安全性向上に対する支援 事故調査結果の分析を行い、製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、より安全な製品の設計・製造・流通のための支援を行うとともに、製品安全に対する意識の向上を支援する。 支援にあたっては、事故調査結果等の徹底した分析を行うための体制を整備し、製品事故の防止に資する情報の価値を高めるとともに、再発防止措置が必</p>	<p>●事業者への再発防止措置提案 以下の取組を通じ、事業者に対し、調査担当者の知見と過去の類似事故に基づく推定原因を積極的に提示し、措置検討を促したことで、製品事故の再発防止に結びつけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故調査結果等の分析機能向上のため、情報解析企画課を新設 ・再発防止措置提案に向けた実施体制を経済産業省と連携し構築 ・調査の初動情報を過去事故と組み合わせて分析し、再発防止措置の必要性が高い案件を早期に抽出 ・措置の必要性に対する理解が得られるよう、事業者とのコミュニケーションを強化 ・エビデンスに基づく提案のため、R-Map活用によるリスクアセスメント手法などを検討 <p>●製品事故の防止に資する情報を積極的に提供 事業者を中心とした製品安全情報の周知・情報提供の取組では、機構が自発的に実施している活動として、下表のとおり、業務報告会をオンラインで開催し、1,126名が視聴した(令和元年度参加者数 574名)。</p> <p>NITE 講座は、基礎編、実務者編、リスクアセスメント編に分け、それぞれ3日間実施した。基礎編では、これまで発生してきた重篤な製品事故とそれを契機とした製品安全対策、最近の製品安全行政、海外の製品安全動向等を、実務者編では、製品事故調査を実施する上での技術的な着眼点と実践及び事故情報を活用した未然防止活用事例を、リスクアセスメント編では、リスクアセスメントの基本的な考え方と実習、化学物質管理センターの協力を得た消費生活用製品に含まれる化学物質のリスク評価の考え方を解説した。</p> <p>従来、会場より実施しているNITE 講座をオンラインで開催した結果、受講者数は延べ956名に達した(令和元年度273名)。また、アンケート調査の結果、8割近く受講者が総合評価で「満足」、「ほぼ満足」と回答した。</p> <p>また、製品安全の体系的な説明を行うNITE 講座をオンラインで開催するとともに、電子メールマガジンとしての製品安全情報マガジン(PS マガジン)を、7,500名を超える読者に毎月2回配信した。</p>	<p>再発防止措置を提案し、実施に至った主な事例は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1685 422 2703 1587"> <thead> <tr> <th>製品</th> <th>提案内容(経緯)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スマートフォン</td> <td>事故品のLIBのセルが内部短絡に至る詳細な原因は特定できなかったが、当該型式品において発生していた過去事故を分析した結果、共通して特定の時期に輸入されたものであることが判明した。また、同等品の調査を行ったところ、電池セルに内部短絡の要因になり得る電極体の巻きずれが認められたことから、内部短絡の原因は電池セルの製造時における電極体の巻き加工工程の不具合と品質管理不備である旨を輸入事業者へ提示した。即座の措置は取られなかったが、電極体の巻きずれと製造工程の因果関係、発火に伴う危害の程度、製品輸入時における注意事項等の説明を通じ、改めて再発防止措置の必要性を事業者へ伝えた。</td> <td>令和2年9月24日付けで同種事故の発生が懸念される約5万台の製品を対象に、安全性評価を受けた電池セルを使用した代替品に交換するリコールが実施された。</td> </tr> <tr> <td>電動アシスト自転車用バッテリーパック</td> <td>事故品のLIBのセルが内部短絡に至る詳細な原因は特定できなかったが、過去の類似事故を分析した結果、振動、温度変化、水分等、使用環境からのストレスに対し、設計上不十分な点がある可能性が推定された。事業者はその旨の指摘をしたところ、バッテリーパック内の電池セルに貼り付けていた絶縁シートが吸湿したことで、電池セルが腐食して内部短絡に至った旨の申告があったことから、再発防止措置の検討を事業者へ提案した。</td> <td>令和2年4月21日付けで同種事故の発生が懸念される約35万台の製品を対象に、絶縁シートを外す設計見直しをした代替品に交換するリコールが実施された。</td> </tr> </tbody> </table> <p>コロナ禍の対応として、例年、会場より対面で実施している業務報告会及びNITE 講座をオンラインに切り替えた結果、それぞれ参加者が令和2年度比196%、350%と大幅に増加した。これにより広く情報を発信することができ、製品安全の意識向上に繋がった。</p>	製品	提案内容(経緯)	結果	スマートフォン	事故品のLIBのセルが内部短絡に至る詳細な原因は特定できなかったが、当該型式品において発生していた過去事故を分析した結果、共通して特定の時期に輸入されたものであることが判明した。また、同等品の調査を行ったところ、電池セルに内部短絡の要因になり得る電極体の巻きずれが認められたことから、内部短絡の原因は電池セルの製造時における電極体の巻き加工工程の不具合と品質管理不備である旨を輸入事業者へ提示した。即座の措置は取られなかったが、電極体の巻きずれと製造工程の因果関係、発火に伴う危害の程度、製品輸入時における注意事項等の説明を通じ、改めて再発防止措置の必要性を事業者へ伝えた。	令和2年9月24日付けで同種事故の発生が懸念される約5万台の製品を対象に、安全性評価を受けた電池セルを使用した代替品に交換するリコールが実施された。	電動アシスト自転車用バッテリーパック	事故品のLIBのセルが内部短絡に至る詳細な原因は特定できなかったが、過去の類似事故を分析した結果、振動、温度変化、水分等、使用環境からのストレスに対し、設計上不十分な点がある可能性が推定された。事業者はその旨の指摘をしたところ、バッテリーパック内の電池セルに貼り付けていた絶縁シートが吸湿したことで、電池セルが腐食して内部短絡に至った旨の申告があったことから、再発防止措置の検討を事業者へ提案した。	令和2年4月21日付けで同種事故の発生が懸念される約35万台の製品を対象に、絶縁シートを外す設計見直しをした代替品に交換するリコールが実施された。	
製品	提案内容(経緯)	結果											
スマートフォン	事故品のLIBのセルが内部短絡に至る詳細な原因は特定できなかったが、当該型式品において発生していた過去事故を分析した結果、共通して特定の時期に輸入されたものであることが判明した。また、同等品の調査を行ったところ、電池セルに内部短絡の要因になり得る電極体の巻きずれが認められたことから、内部短絡の原因は電池セルの製造時における電極体の巻き加工工程の不具合と品質管理不備である旨を輸入事業者へ提示した。即座の措置は取られなかったが、電極体の巻きずれと製造工程の因果関係、発火に伴う危害の程度、製品輸入時における注意事項等の説明を通じ、改めて再発防止措置の必要性を事業者へ伝えた。	令和2年9月24日付けで同種事故の発生が懸念される約5万台の製品を対象に、安全性評価を受けた電池セルを使用した代替品に交換するリコールが実施された。											
電動アシスト自転車用バッテリーパック	事故品のLIBのセルが内部短絡に至る詳細な原因は特定できなかったが、過去の類似事故を分析した結果、振動、温度変化、水分等、使用環境からのストレスに対し、設計上不十分な点がある可能性が推定された。事業者はその旨の指摘をしたところ、バッテリーパック内の電池セルに貼り付けていた絶縁シートが吸湿したことで、電池セルが腐食して内部短絡に至った旨の申告があったことから、再発防止措置の検討を事業者へ提案した。	令和2年4月21日付けで同種事故の発生が懸念される約35万台の製品を対象に、絶縁シートを外す設計見直しをした代替品に交換するリコールが実施された。											

要な案件については事業者へ積極的に働きかけを行う。

項目	件数	内容
業務報告会	1	機構（東京）からオンライン（YouTube ライブ）で開催。LIB の事故事例や試買調査結果、中古品での事故と課題、SAFE の概要や活用事例などを紹介。 視聴者数 1,126 名（令和元年度 574 名） （内訳は、事業者：562 名、消防：226 名、消費生活センター・消費者団体：29 名、その他：309 名）
NITE 講座	1	機構（東京及び大阪）から、各 3 日間オンライン（Zoom ウェビナー）で開催。 受講者数：延べ 956 名（令和元年度 273 名）
製品安全情報マガジンの発行	27	毎月 2 回（業務報告会、NITE 講座、SAFE-LitePR 用特別号 3 回含む。）発行 登録者数：7,543 名（令和 3 年 3 月末時点）

上記の他に、事業者への製品安全対策の周知・情報提供の取組としては下表のとおり、業界団体等からの依頼に対して、講師を派遣し、事業者の製品安全に対する意識の向上を目指した。

項目	件数	内容
業界団体等への講師派遣	2	・製品安全対策の基本的な考え方、製品事故の事故事例や調査方法を交えて説明 ・製品事故の最近の動向と事故リスクを低減するためのリスクアセスメントについて、機構の取組を交えて説明

事業者等から機構の注意喚起情報を社内での教育等に使用したい旨の要請があり、下表のとおり対応した。

事業者数	映像等資料提供件数
37	202

●安全な製品の流通を目的とした修理受付情報等を基にした不具合情報の分析結果の提供

協力協定締結流通事業者 2 社から受領した修理受付情報等から、事故発生に至る可能性のある不具合情報を分析・抽出し、これと併せて機構が保有する類似事故情報等について意見交換を行った。これにより、当該流通事業者の自主的な製品安全活動の促進が期待される。

●製造事業者との技術支援に係る連携

事業者の製品安全に対する自主的な取組を促進するため、機構のイノベーション協創プログラム（NICE）を経由して下表のとおり実験施設を活用し、事業者への技術支援を行った。

そのうち、令和 2 年度に小型電子機器（辞書、楽器等）、電子ピアノ、LIB ほか

7機種の燃焼性確認実験等を事業者等と共同で実施し、事業者のより安全な製品設計の取組を支援するとともに、機構は同種事故原因究明調査における燃焼実験のための技術情報を蓄積した。

連携内容	連携製造事業者等	施設名
小型電子機器（辞書、楽器等）、電子ピアノ、LIBほか7機種の燃焼性確認実験（延べ7日間実施）	化学、電気関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設

●業界団体との意見交換会の実施

業界団体からの依頼に基づき、関係する事故情報とその対策、SAFEの導入・利用方法等について意見交換会を実施した。

- ・一般社団法人 KEC 関西電子工業振興センター（SAFEの導入・利用方法等）

（2）ビッグデータを活用した製品事故の未然防止対策支援
AI等を活用しながら製品安全情報（ビッグデータ）を事業者が利用できる仕組み（製品事故予測システム）を提供するなど、事業者による製品事故の未然防止対策を支援する。

（2）ビッグデータを活用した製品事故の未然防止対策支援
AI等を活用しながら製品安全情報（ビッグデータ）を事業者が利用できる仕組み（製品事故予測システム）を提供するなど、事業者による製品事故の未然防止対策を支援する。

具体的には、製品事故予測システムをWebサイトに公開し、広く利用できる体制を整える。また、

平成30年度に開発したSAFEの普及を目的として、製造・流通事業者、消費者団体や消防等へ計11回の説明会や機構講座・業務報告会・関西共創の森で広く紹介した結果、1061名（841法人等）で利用が広まった。その結果、リチウムイオン電池搭載製品やエアコン、新規分野の日用品などの開発時におけるリスクアセスメントプロセスへの組み込みの試行や過去事故分析がなされ、製品事故の未然防止や再発防止に寄与することができた。

また、SAFE利用者にヒアリング等でニーズ調査を行い、利用者のPC設定等を全く変更する必要がなくWebブラウザさえあればSAFEを利用できるようにした「SAFE-Pro」を開発した。

さらに、SAFEの全社展開により、リスクアセスメントの精緻化及び迅速化を目指す製造事業者との連携に合意した。製品の設計／開発時におけるSAFE実装化に向け、実際の製品をモデルに、既存のリスクアセスメント手法との比較又は組み合わせによる検証、スキーム策定等を共同で実施中である。

SAFEは、機構が製品事故調査を通じて蓄積してきた過去の事故情報をデータベース化・可視化したリスクアセスメント・ツールである。これを製品の設計・開発のデザインレビューで活用することにより、製品事故の未然防止への「気づき」がわかりやすく容易に得られることとなり、より安全な製品開発のリードタイムの短縮が可能となる。実際に、複数の事業者においてリチウムイオン電池の事故事例及び事故原因等の確認やエアコン開発時の網羅的なリスクアセスメントプロセスへの取組の試行、新規分野の日用品開発時における過去事故の分析に活用されている。

さらに、リスクアセスメントの精緻化及び迅速化を目指す製造事業者との連携合意を行ったことにより、SAFEをより効果的に製品生産に生かすことができるようになり、その手法をSAFE利用者に広めることで、国内の製造事業者における製品安全の取組を強力に推進する仕組みができることは大きな成果である。

なお、事故シナリオの対象製品を多様な製品に広げることにより、幅広い産業分野でのSAFEの活用が期待され、他分野の事故シナリオもわかりやすく知ることができることから、リスクアセスメントを複合的な観点で行える事業者が増えていくものと考えられる。特に、SAFE-Pro開発によりSAFE導入の敷居が下がったことからこれまで以上に幅広い産業分野や製品においてSAFEがさらに活用され、製品事故の未然防止対策の高度化や多様化が進むことが期待できる。

	<p>当該システムの利用者の要望をヒアリングし、改善につなげるとともに、AIを活用した製品横断的な事故要因抽出を行い、当該システムの充実を図る。</p>																				
<p>(3) 事故調査結果の分析から得られる知見の活用(技術基準・規格等の提案、作成支援) 事故調査結果の分析から得られる知見やAI等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、国内関係者へ提案を行う。また、民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援する。</p>	<p>(3) 事故調査結果の分析から得られる知見の活用(技術基準・規格等の提案、作成支援) 事故調査結果の分析から得られる知見やAI等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、国内関係者へ提案を行う。また、民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援</p>		<p>事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準、規格等の整備・見直しについて、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行った。</p> <p>●技術基準・規格等の提案に資する取組</p> <p>乳幼児製品の事故が減少しないことから、製品事故の未然防止を目的としてJIS規格素案を作成してきた成果を、JIS原案の提案に活用した。</p> <table border="1" data-bbox="682 961 1638 1957"> <thead> <tr> <th></th> <th>テーマ</th> <th>原案作成年度</th> <th>令和2年度実績概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>乳幼児用製品に関する共通安全対策—身体挟み込み</td> <td>平成29年度～令和元年度</td> <td>機構が規格の素案を作成した「乳幼児に配慮した製品の共通試験方法—隙間・開口部による身体挟み込み」が、日本産業標準調査会専門委員会の審議を経て、令和3年3月にJIS規格(JIS S 0121:2021)として制定された。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>乳幼児用製品に関する共通安全対策—一部の外れ</td> <td>平成30年度～令和2年度</td> <td>機構が試験方法を開発した「乳幼児用製品の共通試験方法—一部の外れ」では、経済産業省戦略的標準化加速事業(JIS開発)において、一般財団法人日本規格協会(JSA)と協同でJIS原案作成委員会の事務局を担当するなど当該JIS作成で積極的に貢献した。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動(IEC/TC89)</td> <td>平成24年度～</td> <td>試験方法の原案を作成するなどの貢献をしてきたプラスチック燃焼試験方法の国際標準化(IEC TS 60695-11-11(耐火性試験—試験炎—非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方))について、投票用委員会原案(GDV)が回付された。寄せられたコメントについてWGエキスパートで検討後、令和2年度には国際規格(IS)として発行される見込みであったが新型コロナウイルスの影響で順延。令和3年度には、ISとして発行される見込み。</td> </tr> </tbody> </table>		テーマ	原案作成年度	令和2年度実績概要	1	乳幼児用製品に関する共通安全対策—身体挟み込み	平成29年度～令和元年度	機構が規格の素案を作成した「乳幼児に配慮した製品の共通試験方法—隙間・開口部による身体挟み込み」が、日本産業標準調査会専門委員会の審議を経て、令和3年3月にJIS規格(JIS S 0121:2021)として制定された。	2	乳幼児用製品に関する共通安全対策—一部の外れ	平成30年度～令和2年度	機構が試験方法を開発した「乳幼児用製品の共通試験方法—一部の外れ」では、経済産業省戦略的標準化加速事業(JIS開発)において、一般財団法人日本規格協会(JSA)と協同でJIS原案作成委員会の事務局を担当するなど当該JIS作成で積極的に貢献した。	3	プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動(IEC/TC89)	平成24年度～	試験方法の原案を作成するなどの貢献をしてきたプラスチック燃焼試験方法の国際標準化(IEC TS 60695-11-11(耐火性試験—試験炎—非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方))について、投票用委員会原案(GDV)が回付された。寄せられたコメントについてWGエキスパートで検討後、令和2年度には国際規格(IS)として発行される見込みであったが新型コロナウイルスの影響で順延。令和3年度には、ISとして発行される見込み。	<p>事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準、規格等の整備への支援を適切に実施した。</p> <p>機構が規格の素案を作成した「乳幼児に配慮した製品の共通試験方法—隙間・開口部による身体挟み込み」は、令和3年3月にJIS規格(JIS S 0121:2021)として制定された。</p> <p>なお、JIS原案作成委員会の事務局として積極的に取り組んできた「乳幼児用製品の共通試験方法—一部の外れ」は、令和3年度内に制定される見込みであり、試験方法の原案を作成するなどの貢献をしてきた「プラスチック燃焼試験方法の国際標準化(IEC TS 60695-11-11)」は、令和3年度に国際規格(IS)として発行される見込みである。</p> <p>その他、経済産業省の依頼に基づく高齢者製品2製品(介護ベッド、車椅子)についてJIS規格改正の必要性等について検討を実施したほか、一般財団法人製品安全協会が定める安全性基準(SG)の改正が検討されていた2製品(ショッピングカート、歩行車)では、機構の知見を活用することでSGの対象範囲が広がることとなる等、事故原因究明結果を踏まえた事故の未然防止に資する技術基準、規格等の整備支援を適切に実施したことで、幅広い製品の安全性向上に貢献した。</p>	
	テーマ	原案作成年度	令和2年度実績概要																		
1	乳幼児用製品に関する共通安全対策—身体挟み込み	平成29年度～令和元年度	機構が規格の素案を作成した「乳幼児に配慮した製品の共通試験方法—隙間・開口部による身体挟み込み」が、日本産業標準調査会専門委員会の審議を経て、令和3年3月にJIS規格(JIS S 0121:2021)として制定された。																		
2	乳幼児用製品に関する共通安全対策—一部の外れ	平成30年度～令和2年度	機構が試験方法を開発した「乳幼児用製品の共通試験方法—一部の外れ」では、経済産業省戦略的標準化加速事業(JIS開発)において、一般財団法人日本規格協会(JSA)と協同でJIS原案作成委員会の事務局を担当するなど当該JIS作成で積極的に貢献した。																		
3	プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動(IEC/TC89)	平成24年度～	試験方法の原案を作成するなどの貢献をしてきたプラスチック燃焼試験方法の国際標準化(IEC TS 60695-11-11(耐火性試験—試験炎—非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方))について、投票用委員会原案(GDV)が回付された。寄せられたコメントについてWGエキスパートで検討後、令和2年度には国際規格(IS)として発行される見込みであったが新型コロナウイルスの影響で順延。令和3年度には、ISとして発行される見込み。																		

	する。		<p>●事故調査結果の分析から得られる知見等を活用した技術基準・規格等の調査 経済産業省の依頼により、高齢者製品 2 製品(介護ベッド、車椅子)について機構が検討したリスク低減策に対して JIS 規格、海外規格 (ISO、EN、UL) 及び海外の法制度等の実態調査を行い、JIS 規格改正の必要性等について検討を行った。このうち、介護ベッドについては、経済産業省へリスク低減策及び安全対策等の提案を行った。</p> <p>また、JIS C62133-2「ポータブル機器用二次電池の安全性—第 2 部：リチウム二次電池」の「設計上の留意事項」について JISC にパブリックコメントを提出し、意見が規格に反映された。</p> <p>●民間団体等への技術基準・規格等の作成支援 民間団体の標準化に係る 22 の委員会に委員として参加し、製品の安全性向上につながる意見等を行った。とくに、一般財団法人製品安全協会が定める安全性基準 (SG) の改正が検討されていた 2 製品 (ショッピングカート、歩行車) では、機構の知見を活用することで SG の対象範囲が広がることとなり、幅広い製品で安全性の向上が図られることとなった。</p>		
<p>3. 消費者の製品安全意識の向上に対する支援 (1) 製品安全意識の向上に対する支援 事故調査結果の分析を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、幅広い世代に対して製品安全意識の向上を支援する。</p>	<p>3. 消費者の製品安全意識の向上に対する支援 (1) 製品安全意識の向上に対する支援 事故調査結果の分析を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、幅広い世代に対して製品安全意識の向上を支援する。 支援にあたっては、事故調査結果等の徹底した分析を行</p>	<p>消費者向け啓発活動の広告費換算値について平成 30 年度実績値を上回る</p>	<p>●記者説明会 (プレスリリース) 等による製品事故防止に向けた注意喚起 消費者の製品安全意識の向上を目的とした情報提供等の取組では、下表のとおり記者説明会を実施し、TV 報道・新聞報道を通じた消費者の誤使用・不注意による事故やリコール製品による事故に関する注意喚起等を 14 件実施した。</p> <p>記者説明会は、報道機関の参加の定着を図るべく毎月 1 回定期的に開催するとともに、報道実績の確保のため伝わりやすい内容を意識し、事実に基づくデータと分かりやすい映像を提供した。さらに、機構各支所においては、各管内における事故情報を記者説明会に併せて取りまとめ、管内の報道機関向けの情報を提供するとともに、Web サイトにも掲載した。</p> <p>また、下表のとおり、全国地域婦人団体連絡協議会が主催する製品安全セミナーへの講師派遣依頼に対する製品安全関係の講演依頼等に対応した。</p>	<p>消費者向け啓発活動の広告費換算値は 11.0 億円となり、平成 30 年度比で 28% 増加した。また、目標管理の工夫や効果の分析・検証を通じて戦略的な広報を行った事例として、総務省独立行政法人評価制度委員会においてベストプラクティスに取り上げられた。</p> <p>消費者の誤使用や不注意による事故を防止するための注意喚起情報やリコール対象製品の情報が、現状より多くの消費者に届き、事故の防止やリコール情報の周知を効果的に行うことを探るために、家電量販店、インターネットモール事業者等に対して機構の注意喚起コンテンツの利用などを積極的に広報した。</p> <p>(注意喚起リーフレット活用事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コジマ電気が実施している顧客サービス「暮らし応援便」活動において、リーフレットを顧客へ直接配布 (約 4 万 8 千部) ・消防が民生委員や福祉施設等に配布 <p>電気保安協会が実施している顧客向けの電気を安全に使用するための研修会において、機構の再現映像が活用された。</p> <p>平成 30 年度にアマゾンジャパンと締結した「製品安全に係る活動の協力に関する協定」に基づき、製品のカスタマーレビュー情報等を入手するとともに、購入された製品に関連のある機構の注意喚起情報 (プレスリリース資料、再現映像) をアマゾンジャパンが製品の購入者に対して配信する「Amazon あんしんメール」に添付いただいており、令和 2 年度は新たに 5 カテゴリーの製品において配信がされた。また、令和 2 年度からは災害発生時のメール配信が開始されており、大雪警報が発令された地域に対して 1 日以内に注意喚起メールが配信される等、情報発信の拡大がなされている。</p> <p>こうした取組により「Amazon あんしんメール」受信時のリスク認知度は 50% を下回っていたのに対し、閲覧後の認知は 80% 以上となっており、かつ、昨年度配信された暖房器具や配線器具の製品事故が減少するなど、機構からの情報提供が消費者の製品</p>	

うための体制を整備し、リコール情報や誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、Webサイト等を通じて適宜提供するとともに、流通事業者と連携し、製品安全情報の消費者への伝達を効果的に行う。

項目	件数	内容
プレス発表	14	毎月定例の記者説明会（12回）は、コロナ禍における生活様式の変化を踏まえ、「おうちキャンプ中の事故」、「暖房器具使用時の消毒用アルコールへの引火事故」、「テレワーク中の配線器具の事故」、「ネット通販品の事故」等、生活に密着したテーマを取り上げ、オンライン（Skype）開催に切り替えて継続して事故防止の注意喚起を行った。 また、消費者向けに特化したWeb検索ソフトSAFE-Liteのサービス開始や、Yahoo!JAPANとの製品安全の連携開始に関する記者説明会を開催した。
製品安全セミナー等への講師派遣	2	徳島県と広島県で開催したセミナーに講師を派遣した（聴講者数計：87名）。
消費者団体・消費生活センター等への講師派遣	11	消費者団体・消費生活センター等が主催する「消費者への製品事故防止に関する講演」依頼に対応した（聴講者数計：498名）。

記者説明会に加え、取材対応等、製品安全情報のマスコミへの情報提供を積極的に進めた結果、新聞には107件（うち五大紙57件）報道されたほか、テレビ等の報道は155件（うち全国放送60件）、延べ6時間9分放送された（令和元年度4時間1分）。新聞やWebニュース件数は、前年度より少なかったものの、TV放送時間は前年度より大きく増加し、消費者の製品安全意識の向上及び事故の未然防止に貢献した。

また、雑誌等への記事掲載が24件（うち出版社からの求めに応じた寄稿が7件）あり、製品安全の啓発、技術情報の提供を行った。

項目	件数	備考
Webニュース	1,259	
新聞	107 ※57	※うち五大紙掲載件数
テレビ等の報道（ネットTV含む）	155 ※60	※うち全国放送件数
雑誌等への記事掲載	24 ※7	※うち出版社等からの求めに応じて寄稿した件数

国・自治体等が主催する展示会への出展依頼、消防等からの講師派遣依頼について、下表のとおり対応した。

項目	件数	内容
国・自治体等主催の展示会への出展	8	宮城県、神奈川県、成田市、名古屋市、大阪府、高松市ほかで開催された消費者フェアなど
消防等への講師派遣	12	消防学校（秋田県、岩手県、栃木県、岐阜市、高知県、香川県、愛媛県）、火災実務研修会等

安全の知識・認知向上に貢献していることは確実であり、Amazonとの連携における製品安全の取組として大きな成果といえる。

Amazon あんしんメール配信実績（令和2年度新規）

対象製品（機構情報）
リチウムイオン電池（LIB、カセットボンベによるごみ収集車の火災を防ぐ）
燃焼機器・小型発電機（災害復旧時の製品事故の防止、自然災害をきっかけに発生する製品事故）
ドラム型洗濯機（屋内で気をつけること～子供が関わる製品事故）
除菌・消毒用商品（新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について（最終報告））
電子レンジ（5年で157件、電子レンジで発生する事故）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の取組及び環境省の事業に積極的に参画し、事故調査から得られた知見を提供するとともに、消費者へより効果的な広報とするため、再現実験映像を提供しコンテンツの充実に繋げた。これらの成果は、NITEの動画を引用した同協会及び同省のYouTube動画として、令和2年10月及び令和3年3月に公開されるとともに、同協会の作成した「リチウムイオン電池混入防止取組事例集2020年度版」及び同省がとりまとめた「令和2年度リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務結果」の双方に反映され、47都道府県、約1,700の地方自治体に注意喚起がなされた。

消防機関等からの依頼に基づき、事業所内の試験室等（大阪）の見学を対応した。

●事故防止を目的としたミニポスター等の作成

記者説明会に合わせて作成したポスター及び動画を製品群ごとに分類し、機構のWebサイトに掲載して公開した。

ポスターは12件作成し、動画は、YouTube 機構公式チャンネルに、誤使用や不注意による事故の注意ポイントやリコール対象製品の事故事象を分かりやすくまとめた動画を227件公開し、さらに、国内に在住している海外渡航者のために、別途、視聴回数の多いものから順次英語版を追加し（計167本）、より広い世代への情報提供を目指す取組を実施した。

項目	件数	内容
ミニポスターの作成・Webサイト掲載	12	プレス発表に際して新規作成し、事故の再現実験映像とともに、Webサイトで紹介。

●製品安全の意識の向上を目的とした、大学教育機関との連携に基づく製品安全に係る情報提供の取組

平成29年度から引き続き、青山学院大学大学院製品安全講座を開講し、令和2年度はオンラインで実施した。当該講座の受講によって、消費者として、より安全な生活の実現のために何が必要か考える力が養われるとともに、将来、企業で製品の設計、製造、販売に携わる際に、講座で得た製品安全の知識を活かし、製品安全に資することが期待される。

また、平成28年度から上智大学大学院において、製品安全に関する講座の特別講師として招へいされ、令和2年度はオンラインで実施した。

●外部機関との新たな連携

廃棄物へのLIB混入による処理時の火災事故防止に向け、公益財団法人容器包装リサイクル協会及び環境省へYouTube動画を提供した。機構の動画を活用した注意喚起が47都道府県、約1,700の地方自治体あてに実施された。

●社会情勢に応じた注意喚起情報の発信

停電復旧中の携帯発電機の屋内使用による一酸化炭素中毒事故、大雪発生時の除雪機による身体巻き込み事故等、災害における二次被害を防ぐため、Twitterによる防災情報への即時リツイート、機動的なプレスへの投げ込み、個別地方自治体へのプッシュ型情報提供等を通じて注意喚起を行った。

(2) ビッグデータを活用した製品事故の未然防止対策支援

(2) ビッグデータを活用した製品事故の未然防止対策支援

SAFEを消費者向けにカスタマイズしたWebソフト「SAFE-Lite」の提供を開始した。その結果、消費者等はスマートフォンを利用して、データベースに一致する単語でなく、普段使う言葉から関連の事故情報を検索することが可能となり、公開後4か月間で12,000件の事故情報が検索された。

また、検索回数上位にあったキーワード（洗濯機）をもとにメールマガジンの配信テーマを選定する等、検索結果をトレンド把握に活用し、更なる未然防止活

消費者が場所を選ばず気になった製品に関する事故情報をすぐに調べられるようになったことで、製品の動作に異常を感じた際、すぐに適切な判断を下し事故防止措置を実施するための支援となり、重大製品事故を未然に防ぐことが期待できる。また、消費者への効果的な事故防止の啓発活動を行うためにも、消費者の製品事故への関心のトレンドを把握できる仕組みを構築したことは今後繋がる大きな成果である。

<p>製品安全情報（ビッグデータ）を消費者が利用できる仕組み（製品事故予測システム）を提供するなど、製品事故の未然防止意識の向上を支援する。</p>	<p>製品安全情報（ビッグデータ）を消費者が利用できる仕組み（製品事故予測システム）を提供するなど、製品事故の未然防止意識の向上を支援する。</p> <p>具体的には、製品事故予測システムをWebサイトに公開し、広く利用できる体制を整える。また、当該システムの利用者の要望をヒアリングし、改善につなげるとともに、AIを活用した製品ごと及び製品横断的な事故要因抽出を行い、当該システムの充実を図る。</p>		<p>動につなげた。</p>		
--	--	--	----------------	--	--

4. その他参考情報

--

I-2. 化学物質管理分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	化学物質管理		
業務に関連する政策・施策	安全・安心のうち、化学物質管理		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） 独立行政法人製品評価技術基盤機構法
当該項目の重要度、難易度	<p>【基幹目標】 化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、得られた技術的知見と情報を活用し、規制の合理化提案や化学物質管理に有用な情報の提供をすることにより、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質管理の改善に貢献し、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。</p> <p>【困難度：高】</p>		関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート番号 0372

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【基幹目標】 化審法、化管法の届出情報に基づくリスク評価結果をもとに、リスク懸念箇所のある地方自治体・事業者に対して適切な化学物質管理に関する助言を行い、3事業所においてリスクを低減	3事業所		—	—	—	—	4事業所	予算額（千円）	1,224,314	1,208,159	1,311,666	1,197,534	1,250,500
新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	全件実施	（参考）過去3年平均 291件	307件（全件実施）	288件（全件実施）	278件（全件実施）	250件（全件実施）	234件（全件実施）	決算額（千円）	1,195,449	1,327,110	1,279,242	1,317,114	1,203,990
QSARによる予測結果の国への提供物質数	全件実施	（参考）過去3年平均 267件	194物質（全件実施）	303物質（全件実施）	303物質（全件実施）	192物質（全件実施）	252物質（全件実施）	経常費用（千円）	1,193,162	1,231,773	1,247,077	1,326,586	1,166,867
GLPに係る試験施設の基準適合確認件数	全件実施	（参考）過去3年平均 2件	3件（全件実施）	0件（全件実施）	3件（全件実施）	3件（全件実施）	1件（全件実施）	経常利益（千円）	4,790	▲6,928	13,221	▲806	25,546
少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技	全件実施	（参考）過去3年平均	・少量新規化学物質	・少量新規化学物質	・少量新規化学物質	・少量新規化学物質	・少量新規化学物質	行政サービス実施コスト（千円）	1,209,046	1,187,344	1,251,715	—	—

術的事項の確認件数		32,780件 (少量新規)、166件 (中間物等)	35,759件 ・中間物等 153件 (全件実施)	37,013件 ・中間物等 166件 (全件実施)	25,567件 ・中間物等 178件 (全件実施)	26,577件 (うち、 QSAR評価件 数16,609 件) ・中間物等 142件 (全件実施)	27,784件 (うち、 QSAR評価件 数21,905 件) ・中間物等 139件 (全件実施)							
化審法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 31件(中間物等)、13件(少量中間物)、17件(少量新規)	・中間物等31件 ・少量中間物等4件 ・少量新規化学物質15件 (全件実施)	・中間物等37件 ・少量中間物等15件 ・少量新規化学物質19件 (全件実施)	・中間物等26件 ・少量中間物等20件 ・少量新規化学物質18件 (全件実施)	・中間物等30件 ・少量中間物等23件 ・少量新規化学物質23件 (全件実施)	・中間物等9件 ・少量中間物等9件 ・少量新規化学物質9件 ・低生産量新規6件※ 低生産量新規は令和2度より実施 (全件実施)	行政コスト(千円)	—	—	—	1,764,469	1,193,298	
届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 100,102件(物質リスト) 6,686件(一般化学物質)、172件(優先評価化学物質)(平成27年度及び令和元年度からカウント方法を変更)	・物質リスト作成 98,539件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質6,667物質 優先評価化学物質163物質 (全件実施)	・物質リスト作成 99,391件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質6,653物質 優先評価化学物質172物質 (全件実施)	・物質リスト作成 102,376件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質6,738物質 優先評価化学物質180物質 (全件実施)	・物質リスト作成 103,029件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質8,379物質 優先評価化学物質206物質 (全件実施)	・物質リスト作成 104,582件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質8,216物質 優先評価化学物質216物質 (全件実施)	従事人員数	66	64	62	65	59	
化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価Iに関する国に対する情報提供物質数	全件実施	(参考) 過去3年平均 7,230物質(スクリーニング評価)、過去3年平均 181物質(リスク評価I)	・スクリーニング評価の実施延べ7,243物質 ・リスク評価の実施評価I:延べ169物質	・スクリーニング評価の実施延べ7,250物質 ・リスク評価の実施評価I:延べ177物質	・スクリーニング評価の実施延べ7,197物質 ・リスク評価の実施評価I:延べ196物質	・スクリーニング評価の実施延べ7,096物質 ・リスク評価の実施評価I:延べ201物質	・スクリーニング評価の実施延べ7,732物質 ・リスク評価の実施評価I:延べ208物質							

			(全件実施)	(全件実施)	(全件実施)	(全件実施)	(全件実施)							
リスク評価Ⅱに関する国に対する情報提供物質数	全件実施	(参考) 過去3年平均 8物質	9物質 (全件実施)	8物質 (全件実施)	評価Ⅱ:7物質 (全件実施)	評価Ⅱ:4物質 (全件実施)	評価Ⅱ:5物質 (全件実施)							
新たな化学物質の公示名称原案作成物質数	全件実施	(参考) 過去3年平均 化審法 196件、 安衛法 899件	・化審法の新規化学物質名称案 200件 ・化審法の優先評価化学物質名称案 16件 ・安衛法の公示名称案 902件 (全件実施)	・化審法の新規化学物質名称案 169件 ・化審法の優先評価化学物質名称案 10件 ・化審法の第一種特定化学物質名称案 2件 ・化審法の監視化学物質名称案 2件 ・安衛法の公示名称案 995件 (全件実施)	・化審法の新規化学物質名称案 171件 ・化審法の優先評価化学物質名称案 17件 ・安衛法の公示名称案 799件 (全件実施)	・化審法の新規化学物質名称案 169件 ・化審法の優先評価化学物質名称案 5件 ・安衛法の公示名称案 762件 (全件実施)	・化審法の新規化学物質名称案 122件 ・化審法の優先評価化学物質名称案 7件 ・化審法の第一種特定化学物質名称案 57件 ・安衛法の公示名称案 738件 (全件実施)							
PRTR データ集計の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 34,197件 (届出データの記録・集計件数)	・35,274件 (全件実施)	・34,668件 (全件実施)	・34,253件 (全件実施)	・33,669件 (全件実施)	・33,318件 (全件実施)							
化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 22件 (国際機関による検査への立会い実施件数)、2件 (実態調査件数)	・国際機関による検査等の立会い 21件 ・事前調査 19件 ・実態調査 3件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い 23件 ・事前調査 20件 ・実態調査 2件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い 22件 ・事前調査 17件 ・実態調査 0件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い 24件 ・事前調査 21件 ・実態調査 0件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い 0件 ・事前調査 0件 ・実態調査 9件 (全件実施)							
化兵法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 11	13件 (全件実施)	7件 (全件実施)	7件 (全件実施)	5件 (全件実施)	2件 (全件実施)							

		件	施)	施)	施)	施)	施)							
NITE-CHRIPにおける検索回数	過去5年平均±8%の年間リクエスト数	(参考) 過去5年平均 295万リクエスト/年	298万リクエスト/年	285万リクエスト/年	340万リクエスト/年	393万リクエスト/年	439万リクエスト/年							
3省から提供されたGHS分類結果の提供物質数	全件実施	(参考) 過去3年平均 170物質	181物質 (全件実施)	177物質 (全件実施)	151物質 (全件実施)	292物質 (全件実施)	164物質 (全件実施)							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価
			業務実績
<p>基幹目標 化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、得られた技術的知見と情報を活用し、規制の合理化提案や化学物質管理に有用な情報の提供をすることにより、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質管理の改善に貢献し、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。</p>	<p>基幹目標 化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、得られた技術的知見と情報を活用し、規制の合理化提案や化学物質管理に有用な情報の提供をすることにより、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質管理の改善に貢献し、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。</p>	<p>化審法、化管法の届出情報に基づくリスク評価結果をもとに、リスク懸念箇所のある地方自治体・事業者に対して適切な化学物質管理に関する助言を行い、3事業所においてリスクを低減</p>	<p>【基盤整備/重要項目】</p> <p>① 化審法、化管法で得られた届出情報によるリスク評価結果に基づき、適切な化学物質管理について自治体・事業者に対し助言を行う。</p> <p>PRTR データを活用して全国でリスクが懸念される地域・事業所を明確にし、リスク情報・ノウハウ等を該当する自治体及び事業所に提示し、意見交換及びリスク低減に向けた取組に関する助言を行った。</p> <p>② 化学物質管理に関する情報をわかりやすく、タイムリーに発信することで、事業者の適切な化学物質管理を支援する。特に、令和2年度においては、事業者の化学物質の自主管理の促進及び化管法政令改正後の新しい対象物質の円滑な SDS(※1)作成支援のため、GHS(※2)に関する情報提供を強化する。</p> <p>GHS 総合情報提供サイトを構築し、各省実施の GHS 分類結果の統合、混合物の GHS 分類・ラベル作成を支援する Web ツールの作成・公開、国内外の GHS 関連情報コンテンツ・リンクの整理、GHS・SDS の基礎を学べる学習資料の作成・公開を行った。</p> <p>※1 SDS(Safety Data Sheet)：化学物質等安全データシート ※2 GHS(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)：化学品の分類及び表示に関する世界調和システム</p> <p>全体評価：A</p> <p>指標を含め事業計画を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○PRTR データを活用したリスク情報の地方自治体及び事業者への提供 PRTR データを活用して、全国でリスクが懸念される地域を明確にし、<u>機構から自治体に対してリスク情報を提供したことで、それまでリスクについて情報が得られていなかった自治体が正しく、それぞれの自治体に存在するリスクを認識した。</u> 自治体がリスクについて把握したことにより、自治体と協力しながら業務に取り組むことができ、<u>リスク懸念地域にある事業者に対して、リスクの情報を提供及び化学物質の管理方法等に関する意見交換及びリスク低減に向けた取組に関する助言を行うことができた。</u>また、令和2年度は新型コロナ禍の影響により、該当する事業所へ訪問することが困難だったことから、機構内部での事前検討会や事業者との Web 会議等を複数回行うなどしてできる限り該当事業所の取扱い化学物質の排出管理の実態を把握できるよう意思疎通の補完に努めた。その結果、<u>4事業所が化学物質の管理改善・実態を反映した排出量の把握を行い、その結果排出量が削減される</u>など地域のリスク低減、規制の適正化などに貢献できた。</p> <p>○ 物質情報の一元化を目指した発信情報の拡充 省庁横断的に協力体制を構築し、NITE-CHRIP での一元的情報提供で、令和2年度検索リクエスト数 439 万回と過去最高を記録するなど、化学物質を取り扱う<u>サプライチェーンでの適正な化学物質管理の促進</u>が図られ、産業の活性化に寄与した。 具体的には、食品用器具・容器包装法のポジティブリスト制度で正確な名称になるよう事前に指摘したことで”使用可能な物質“が明確化され、さらにポジティブリストが公表された際には<u>正確な情報をタイムリーに NITE-CHRIP から提供</u>ことができ、不確実な情報に基づいた<u>使用不可物質の使用に伴うヒト健康リスクが低減</u>した。</p> <p>○ GHS 総合情報提供サイトの構築 令和2年度は、従前の GHS に関する情報提供のあり方を根本的に見直し、事業者の GHS に関する理解促進と正確な GHS 分類結果が記載された SDS の流通を目指し、<u>NITE 統合版 GHS 分類結果公表や混合物分類の Web ツールである NITE-Gmiccs を公開</u>するなど、<u>国内唯一の GHS 総合情報提供サイトとして公開</u>することができた。これらの取組により、化学物質を取り扱う全ての事業者において、GHS に関する知見の向上、混合物の分類における負担の軽減、正確な GHS 分類結果が記載された SDS の流通等<u>サプライチェーン全体での情報伝達の向上</u>が期待される。</p> <p>○ 予測技術の活用による行政と産業での安全性評価の効率化 MOL ファイルを活用した QSAR 評価ワークフローを事業者が利用できる環境を整</p>

				<p>え、事業者自らが評価できるよう、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ QSAR 評価ワークフローの本格運用の経験を踏まえ、化学構造から一特相当・類似物質を判定する OECD QSAR Toolbox 用ツールを 6 月 30 日に機構 Web ページから公開した。また、化審法連絡システムに、問い合わせ対応窓口を設置した。（問い合わせ件数：14 件） ・ QSAR 評価ワークフロー及び OECD QSAR Toolbox 用ツールの使い方についての Web セミナーを令和 2 年 9 月 3 日（132 名参加）及び 11 月 30 日（156 名参加）に開催した。また、同セミナーの動画を YouTube に公開した。 <p>また、産業面においては、NICE プログラムとして、2 社との共同事業を実施し、<u>経済産業省が策定した化粧品産業ビジョン（令和 3 年 4 月）において、資生堂との共同研究が、化粧品産業のイノベーションの進展の事例として紹介され、機構の取組が期待されている。</u></p> <p><通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（実績に対する課題及び改善方策など） ・ 改正化審法に基づく少量新規化学物質の確認制度において、難分解・高蓄積性の懸念のある物質に対応するため、MOL ファイルを活用した構造活性相関（QSAR）推計等を行っているが、より多くの事業者に対して当該取組に対する理解をさらに促進するため、機構による講演等の継続的な実施を期待。 ・ 事業者による化学物質の自主管理の改善を目的とする化管法の執行において、国と事業者との橋渡しの役割を担う自治体と機構との連携は、同法及び制度の確実な実施には不可欠であり、自治体に取組を促すことを通じて事業者の具体的な取組を、さらに促していくことが重要。今後、さらなる成功事例を積み重ね、また、その事例を広く共有すること等を通じて多くの自治体・事業者の取組を促していくために、機構の継続的な連携を期待。 <ul style="list-style-type: none"> ●反映状況 <p>MOL ファイル作成に関する事業者支援として以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの少量新規確認の経験を踏まえ、「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス」及び MOL ファイル作成上の課題が掲載されている「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に関する FAQ」の改訂案を経済産業省に提出し、令和 2 年 11 月 25 日に経済産業省及び機構の Web サイトから公開した。 ・ 業界関連団体等が開催する化審法セミナー（令和 2 年 11 月 12 日及び令和 3 年 2 月 16 日）に講師を派遣し、MOL ファイル作成概要について説明を行った。 ・ 事業者による化学物質の自主管理を促すための、自治体との連携及び事業者へ働きかけについては、令和 2 年度も引き続き基幹目標と位置づけ、基幹目標/重要項目①に記載のとおり、PRTR データを活用したリスク情報を自治体に提供し、リスクを正しく認識した自治体と協力しながら、リスク懸念地域にある事業者に対して、リスクの情報を提供及び化学物質の管理方法等に関する意見交換及びリスク低減に向けた取組に関する助言を行った。 <p><機構評価・計画諮問会議委員からのコメント></p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>適正な化学品管理のための助言において、Web会議の特長を活かして本社経営部門も交えた素早い意思決定に繋がったこと、その際に既存の設備の活用を図るなどコストベネフィットにも配慮した実効性のある成果を上げたことは良い取組であった。また、GHS分類結果の発信や他省庁にまたがる規制情報の一元化など、企業のコスト削減効果も大きく日本企業の競争力にも資する取組である。さらに、QSARなど、情報技術を活用した高精度で高効率な安全性評価技術の開発・普及については、規制の適正化・産業の競争力強化の観点からも重要な取組であり、化学業界におけるDXの推進にも繋がる意義ある取組である。A評価は妥当と考える。（相楽委員）</p>																	
<p>1. 化審法の執行・執行支援業務 (1) 新規化学物質の事前審査等化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。さらに、申請処理を効率化するための化学物質構造表記ファイル（MOLファイル）を作</p>	<p>1. 化審法の執行・執行支援業務 (1) 新規化学物質の事前審査等化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。さらに、化学構造式をコンピュータ処理可能とし、申請処理を効率化するための化学物質</p>	<p>・新規化学物質の事前審査 ・確認に関する資料作成件数（全件実施） ・QSARによる予測結果の国への提供物質数（全件実施） ・GLPに係る試験施設の基準適合確認件数（全件実施） ・少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数（全件実施） ・化審法に基づく立入検査の実施件</p>	<p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。</p> <p>●事業者からの相談対応及び国の審査資料の作成支援 新規化学物質届出について事業者からの技術的事項の相談 98 件に対応し、そのうち、審議会で 31 件審議した。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業者からの技術的事項の相談への対応件数</td> <td>98 件</td> </tr> <tr> <td>うち、審議会の相談案件として審議した件数</td> <td>うち、31 件</td> </tr> </table> <p>また、国の審査資料の作成支援として、新規化学物質の事前審査・確認に関する資料を 234 件作成し、国による新規化学物質の審査を支援した。</p> <table border="1"> <tr> <td>新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数</td> <td>234 件</td> </tr> </table> <p>国により審査された新規化学物質において、機構提案の合理化した高分子化合物試験を用いた件数及びそれにより削減された事業者の試験コストは下記の表のとおりとなった。</p> <table border="1"> <tr> <td>通常新規化学物質の件数</td> <td>71 件</td> </tr> <tr> <td>低懸念高分子化学物質の件数</td> <td>39 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>110 件</td> </tr> <tr> <td>コスト削減額</td> <td>1.7 億円</td> </tr> </table> <p>また、平成 30 年度に新たに導入された分解度試験（TG301F）を利用した新規化学物質届出として 38 件の提出があり、うち 12 件が良分解性判定であった。</p> <p>●分解性及び蓄積性に関する QSAR による予測結果の情報提供 届出された新規化学物質に対する QSAR の計算の結果に加え、難分解性かつ高蓄積性の懸念があるものについて、過去に審査した類似物質の分解性・蓄積性に関する試験結果をとりまとめ、経済産業省に情報提供した（全 252 物質*）。 ※届出された新規化学物質が混合物の場合には、個々の物質に対して計算を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td>QSAR による予測結果の国への提供物質数</td> <td>252 物質</td> </tr> </table>	事業者からの技術的事項の相談への対応件数	98 件	うち、審議会の相談案件として審議した件数	うち、31 件	新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	234 件	通常新規化学物質の件数	71 件	低懸念高分子化学物質の件数	39 件	合計	110 件	コスト削減額	1.7 億円	QSAR による予測結果の国への提供物質数	252 物質	<p>新規化学物質の届出に係る審査支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>届出された新規化学物質に対する QSAR による予測結果の国への提供を全件実施し、計画どおり達成した。</p>	
事業者からの技術的事項の相談への対応件数	98 件																				
うち、審議会の相談案件として審議した件数	うち、31 件																				
新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	234 件																				
通常新規化学物質の件数	71 件																				
低懸念高分子化学物質の件数	39 件																				
合計	110 件																				
コスト削減額	1.7 億円																				
QSAR による予測結果の国への提供物質数	252 物質																				

<p>成するシステムを運用し、ファイル作成に対する事業者支援を行うとともに化学物質の性状と構造との定量的な関係（QSAR）に基づく安全性評価の化審法運用への適用等、制度の合理化に取り組む。</p>	<p>構造表記ファイル（MOL ファイル）を作成するシステムを運用し、申請に対する事業者支援を行うとともに化学物質の性状と構造との定量的な関係（QSAR ※1）に基づく安全性評価の化審法運用への適用等、制度の合理化に取り組む。</p>	<p>数（全件実施）</p>	<p>●GLP 試験施設の基準適合確認 GLP の査察対象件数は、1 件であった。 令和 5 年度に予定されている経済協力開発機構（OECD）の現地評価※を見据え、事例検討会での議論や、OECD の関連文書の最新の内容を取り入れる等、内部マニュアルや査察項目のチェックリストを引き続き見直している。 ※当初、令和 4 年度に実施の予定であったが新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。</p> <p>GLP 査察官の技術の向上等を図るため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> GLP 事例検討会（令和 2 年 12 月 23 日） <table border="1" data-bbox="682 546 1647 598"> <tr> <td>GLP に係る試験施設の基準適合確認件数</td> <td>1 件</td> </tr> </table> <p>イ 化審法における少量新規化学物質の申出に関する技術的事項について事業者の相談に対応するとともに、経済産業省の要請に基づき、少量新規化学物質、中間物等、少量中間物（※2）の申出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。また、申請処理を効率化するための MOL ファイルを作成するシステムを運用するとともに、申請に対する事業者支援を行う。</p> <p>少量新規化学物質等の申出書類の技術的事項について以下の表のとおり確認した。</p> <table border="1" data-bbox="682 1039 1647 1218"> <tr> <td>少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認件数</td> <td>27,784 件</td> </tr> <tr> <td>うち、QSAR 評価ワークフローで評価した件数</td> <td>うち、21,905 件</td> </tr> <tr> <td>中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数</td> <td>139 件</td> </tr> </table> <p>申請処理の適正化、省力化及び円滑化を目的とし、以下の支援内容を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既確認物質に対する確認後に精緻化されたルールへの適用見直し 令和 3 年度 1 月に新しく申し出る物質について疑問点等の対応を行うことの周知 書面申出の直前チェック表（機構作成）の更新及び経済産業省 Web サイトへのリンク依頼 <p>上記に加え、マクロを使用したことにより効率的な MOL ファイル確認作業の効率化を実現した。その結果、1 月受付分の MOL ファイル確認作業において、事業者への指摘件数が 1657 件から 390 件と前年度の約 1/4 に減少、マクロを使用したことにより削減できた作業量は 23.6 人日と大きな効果が得られた。</p> <p>申出のあった全ての少量新規化学物質について、これまで難分解性・高蓄積性の可能性が高い物質の判断を委員のエキスパートジャッジにより行ってきたところ、<u>QSAR に基づく評価を導入することで迅速に難分解性・高蓄積性の可能性のある物質候補を検出し、判断の効率化を行う QSAR 評価ワークフローの本格運用を令和 2 年 1 月から実施している。これにより、行政側の申出書の安全性確認作業の大幅な精緻化・効率化を行うことができた。</u></p> <p>また、本ワークフローを事業者が使用できる環境を整えるために、以下の取組を</p>	GLP に係る試験施設の基準適合確認件数	1 件	少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認件数	27,784 件	うち、QSAR 評価ワークフローで評価した件数	うち、21,905 件	中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	139 件	<p>化審法に基づく GLP に係る試験施設の基準適合確認について全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>少量新規化学物質、中間物等の申出確認に係る支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>○化審法の少量新規化学物質等確認制度の円滑かつ適正な運用に貢献</p> <p>申請処理を効率化するための NITE MOL ファイル作成システムに係る事業者ガイドラインや FAQ を改訂し、公開した。また、セミナーや機構 Web サイト、NITE ケミマガからの必要な情報の積極的な発信や事業者からの問合せ対応等を行う等、事業者の少量新規化学物質等の円滑な届出を支援した。</p> <p>また、事業者であらかじめ難分解性・高蓄積性の可能性が高い物質の判断を行えるようにする <u>QSAR 評価ワークフローの使用環境を整備することで、材料開発段階で申出の事前に事業者自らが評価できるよう支援した。本取組により、事業者が自ら申出確認の予見（未然防止）ができるようになり、事業者の生産計画等が崩れるリスク削減に大きく貢献した。</u></p>	
GLP に係る試験施設の基準適合確認件数	1 件												
少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認件数	27,784 件												
うち、QSAR 評価ワークフローで評価した件数	うち、21,905 件												
中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	139 件												

実施した。

- ・ QSAR 評価ワークフローの本格運用の経験を踏まえ、化学構造から一特相当・類似物質を判定する OECD QSAR Toolbox 用ツールを 6 月 30 日に機構 Web ページから公開した。また、化審法連絡システムに、問い合わせ対応窓口を設置した。（問い合わせ件数：14 件）
- ・ QSAR 評価ワークフロー及び OECD QSAR Toolbox 用ツールの使い方についての Web セミナーを令和 2 年 9 月 3 日（132 名参加）及び 11 月 30 日（156 名参加）に開催した。また、同セミナーの動画を YouTube に公開した。

さらに、少量新規化学物質の申出に関する事業者支援として以下の取組を実施した。

- ・ これまでの少量新規確認の経験を踏まえ、「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス」及び MOL ファイル作成上の課題が掲載されている「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に関する FAQ」の改訂案を経済産業省に提出し、令和 2 年 11 月 25 日に経済産業省及び機構の Web サイトから公開した。
- ・ 業界関連団体等が開催する化審法セミナー（令和 2 年 11 月 12 日及び令和 3 年 2 月 16 日）に講師を派遣し、MOL ファイル作成概要について説明を行った。

ウ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

また、経済産業省の要請に基づき、3 省における立入検査計画の作成と立入検査マニュアル等の改正を支援する。

中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	9 件
少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	9 件
少量新規化学物質の立入検査の実施件数	9 件
低生産量新規化学物質の立入検査の実施件数	6 件

3 省の立入検査計画（令和 2 年 9 月～令和 3 年 6 月）作成に修正案等の意見を提出し、反映された。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 4 月～6 月及び令和 3 年 1 月～3 月の立入検査は中止となった。

エ 分解性・蓄積性に関する化審法の法定試験法以外の試験データ、構造類似物質のデータ、QSAR による推計結果等の様々な情報を活用することで総合的に評価を行う新たな評価手法の適用等、化審法運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図るとともに、これまでに採用された合理化案件等について、事業者の活用を進めるための情報発信を行う。

なお、上記検討等に資するため、関連する OECD の活動等に参画し、情報収集を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。

- 証拠の重みを勘案した総合的評価手法（WOE）の適用

化審法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。

化審法運用の合理化に向けた検討を行うとともに、これまでの合理化案件等について事業者の活用を進めるための情報発信を行った。

令和2年度経済産業省委託事業「化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査」について経済産業省と打ち合わせを行い、化審法における信頼性の高さなど証拠の重みを勘案した総合的評価手法（WOE）の導入に向けて、分解度試験や濃縮度試験、QSARに関する知見を経済産業省に提供し、事業の遂行を支援すると共に、今後の課題を明確化した。

また、既存化学物質の安全性点検結果（化審法TGの分解度試験）により難分解性と判定されていた化審法における詳細なリスク評価の対象である2, 2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド(DBNPA)の分解性について、7つの分解生成物に関するLC/MSの分析結果、Catalogicによる分解物の推定結果及びEPAやCLH Reportに示された活性汚泥の呼吸抑制に関する試験結果などの化審法の法定試験法以外の複数の情報も利用し、分解性及び評価の対象とする物質の選定について、経済産業省の分科会（令和2年度第1回化審法のリスク評価等に用いる物理化学的性状、分解性、蓄積性等のレビュー会議）で提案した。当該物質については今後も引き続き検討予定である。

●分解性・蓄積性に関するQSARの国の審査への適用範囲拡大等の検討

QSARで判定可能な物質群の条件整理の結果を踏まえ、平成30年度の経済産業省委託事業「平成30年度化学物質安全対策（新規化学物質の審査における定量的構造活性相関（QSAR）の活用のあり方に関する調査）」において、化審法新規審査における実測試験の代わりにQSAR予測結果を用いて判定するための判定基準の案を提案し、委託事業内の専門家による検討会でオーソライズを得た。本事業で作成された案は、令和元年度の化審法に係る3省合同審議会に提出され、化審法新規審査導入について複数回審議されたところ。新型コロナウイルスの影響により令和2年度においては審議が進まなかったが、引き続き審査導入を目指し、経済産業省や環境省に働きかけを行った。

また、令和2年度経済産業省委託事業「化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査」におけるAIを活用した分解性に関するQSAR予測手法の開発に係る調査に資するため、機構が有する化学物質の分解性や代謝及び分解性に係るQSAR活用に関する知見を、AIを活用した分解性QSAR予測モデルの精度向上に活用するため、当該予測モデルの開発者である国立大学法人静岡大学との共同研究を実施した。分子軌道法データの導入により、予測精度の更に向上すると共に、予測根拠の明示化に成功した。さらに、OECDの活動等に関連して以下の取組を実施した。

- ① Integrated Approaches to Testing and Assessment (IATA)に関する取組
 - ・OECD IATA 関連会合への参画（令和2年11月）
 - ・国際活動や企業との交流を通じたIATAの活用状況についての情報収集
 - ・IATA評価スキームとして下記のケーススタディの作成

人健康評価：HESSを活用し、化審法ではスクリーニング評価、または企業内での評価に利用してもらうことを想定。HESSによる反復投与毒性の予測結果とPBKモデルによる体内動態の予測結果を比較。本結果については外部有識者のレビューを得るため、OECDにIATAケーススタディとして提出、また学会発表と論文投稿することを検討中。

- ・JaCVAM（※）資料編纂委員会への参加

※JaCVAM (Japanese Center for the Validation of Alternative Methods) は、国立医薬品食品衛生研究所に設置された、日本動物実験代替法評価セン

○コンピュータを活用した高精度・高効率な安全性予測技術（QSAR等）を規制と産業の両面での利用推進に貢献

化学物質の安全性評価における動物実験代替法の利用推進の国際的な動向や、AIやデジタル技術の急速な発展・グローバル化の加速による、化学品産業の国際競争の激化、サステナビリティに対応した化学品開発の必要性の増大といった背景から、QSAR等機構が保有する技術を規制と産業の両面で活用していくことが重要。規制面においては、機構が開発した化学構造解析ツールを活用し、化審法に基づき申出された少量新規化学物質の安全性確認作業の大幅な精緻化・効率化を行ったこと、当該ツールのWebページ公開および使用方法の講習会（第1回132名、第2回156名参加）を行い、材料開発段階で申出の事前に事業者自らが評価できるよう支援した。本取組により、事業者が自ら申出確認の予見（未然防止）ができるようになり、事業者の生産計画等が崩れるリスク削減に大きく貢献した。

また、産業面においては、NICEプログラムとして、2社との共同事業を実施し、経済産業省が策定した化粧品産業ビジョン（令和3年4月）において、資生堂との共同研究が、化粧品産業のイノベーションの進展の事例として紹介され、機構の取組が期待されている。

ターのことであり、化学物質等の安全性評価のうち、国民の安全を確保しつつ、動物実験に関する3Rs（Reduction：削減、Refinement：苦痛の軽減、Replacement：置き換え）の促進に資する新規動物実験代替法を行政試験法として、可能な範囲での導入に貢献することを目的として活動している。

②QSAR Toolboxに関する取組

- ・ QSAR Toolbox Management Group Meeting への参画（令和2年11月）

③その他

- ・ OECD QSAR Assessment Framework プロジェクトへの参画（令和3年3月）
- ・ OECD GCMP 専門家グループへの参画（令和3年2月）

●分解性・蓄積性に関する QSAR 等の事業者による活用に向けた取組

事業者による化学物質の分解性・蓄積性評価において、QSAR やカテゴリーアプローチの利用促進を目的に、事業者が構造活性相関手法等に関する知見や技術の習得を支援するため、事業者を対象とした講習会を実施した。令和2度はオンラインによる講習会を2月2,3日に開催した（132名参加）。

また、機構がハブとなり、国と各企業が有する技術・データの統合化・有効活用を推進し、安全性の高い材料開発の効率化を図ることを目的とし、以下の2つの共同事業を実施した。

- ・ 化粧品原料の生分解性の評価及び予測手法の開発（資生堂との共同研究、令和2年6月～令和4年3月）
- ・ 化学物質の簡易な全身毒性予測手法の開発（花王との共同研究、令和3年2月～令和4年3月）

資生堂との共同研究においては、資生堂が開発した光感作性のデータベースについて、国際的に利用されている OECD の QSAR システムへの搭載へ向けた働きかけに機構が協力し、我が国の企業が開発したデータベースとしては初めて搭載が承認された（令和3年7月公開予定）。また、機構の生分解性予測技術が、開発中の原料の生分解性の確認や代替すべき上市中原料の特定といった環境に優しい化粧品原料の開発に有効に活用できたとの報告を受けた。

また、経済産業省が策定した化粧品産業ビジョン（令和3年4月公開予定）において、資生堂との共同研究が、化粧品産業のイノベーションの進展の事例として紹介された。

●合理化の提案と施行に向けた取組

事業者の負担軽減及び3省と機構の事務作業の効率化を見据え、下記の検討を行った。

- ・ 新規審査における審査資料提出方法の変更

新規化学物質の審査資料の提出方法について、従来は電子資料を保存した DVD（計3部）の送付による提出としていたが、令和2年度から大容量ファイル交換システムによる提出への変更を3省に提案し、合意を得ることで、大容量ファイル交換システムによる提出を実現した。

【事業者ニーズに基づく合理化案の策定】

令和2年度以降の新規審査の合理化の検討項目等について、事業者のニーズ

を踏まえたものとするため、届出に関する事前相談の際に事業者にはアヒアリングを実施した結果、化審法審査への QSAR 導入の要望が最も多かったため、引き続き、当該項目について検討を進める。

● 審査・運用の合理化済み案件を活用した届出等の実績

過去に行った「高分子フロースキーム試験方法の合理化」や「新たな分解度試験方法の化審法への導入」といった審査・運用の合理化済み案件を活用した届出等の実績は以下のとおり。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高分子フロースキーム試験方法の合理化	試験費用：1 物質あたり約 150 万円削減	-	-	75 件	166 件	110 件
一定条件の物質群の分解性試験免除	試験費用：1 物質あたり約 200 万円削減	-	-	0 件	0 件	0 件
新たな分解度試験方法の導入	試験費用：1 物質あたり約 2,800 万円削減（良分解性判定の場合）	-	-	3 件	6 件	12 件
イオン性化合物の蓄積性審査	試験期間：約 6 か月→約 1 か月 試験費用：約 700 万円→約 100 万円	6 件	4 件	8 件	5 件	6 件
有機化合物の蓄積性審査	試験魚数：約 4 割減 試験費用：約 700 万円→約 450 万円	0 件	5 件	2 件	3 件	3 件
少量中間物制度	申請書類：約 25 頁→約 6 頁	200 件	189 件	184 件	108 件	86 件

(2) リスク評価等
化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価
(※)に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供す

(2) リスク評価等
化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価
(※)に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供す

ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、技術的な確認・整理し物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。

● 製造・輸入数量等の技術的な確認・整理、物質リスト作成(全件実施)
化審法に基づき経済産業省に届け出られた物質が製造・輸入数量の届出対象物質であるか等の技術的な確認等を全件実施した。この確認結果を用いて、令和 3 年度以降事業者が届出に使用する物質リストについて修正、追加、削除等を行った。最新版の物質リスト 104,582 件を令和 3 年 3 月 31 日に公開した。

● 製造・輸入数量の集計(全件実施)
化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量を集計し、一般化学物質(化審法に登録されている化学物質のうち、いかなる規制対象にも指定されていない化学物質)8,216 物質及び優先評価化学物質(人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念がありリスク評価を優先的に行うべきと判断された化学物質) 216 物質の製造・輸入数量の集計結果を経済産業省に報告し、令和 3 年 3 月 30 日に経済産業省

製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理及び物質ごとの製造・輸入数量の集計を全件実施し、計画どおり達成した。
機構の Web サイトに掲載している化審法のリスク評価等に用いる用途分類及び排出係数並びに当該用途分類の解説資料等について、事業者からの問合せにも 24 件対応した。
より適切な化学物質の評価・管理を行うために、令和 3 年度は 2 物質の一般化学物質及び 1 物質の優先評価化学物質については構造・組成等の情報を届出事業者に求めることとしており、情報を記載するための様式案を作成し、経済産業省に提出した。同様式は令和 2 年 9 月 30 日に経済産業省 Web サイトから公開された。
スクリーニング評価等を行うために、一般化学物質等の製造数量等の内容に関する照会対応(348 件)を行った。

る。また、豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法の開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化・精緻化を検討し、リスク評価の加速化に取り組む。

る。また、豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法の開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化・精緻化を検討し、リスク評価の加速化に取り組む。

に対する情報提供物質数（全件実施）
・リスク評価Ⅱ等に関する情報提供物質数（全件実施）

から公表された。

製造/輸入数量等の技術的確認	令和3年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数	(全数) 104,582 件 うち、1,678 件
製造・輸入数量の集計物質数	一般化学物質	8,216 物質
	優先評価化学物質	216 物質

イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省（以下「3省」という。）に提供する。

●一般化学物質のスクリーニング評価案の作成と提供（全件実施）

一般化学物質について、届出された製造・輸入数量を用いて環境中への排出量を算出し、クラス分け（暴露クラス付け）を行い、有害性情報（ヒト健康及び生態影響）を踏まえて優先評価化学物質に指定すべきかどうかのスクリーニング評価を行った。

一般化学物質の排出量の算出を行った物質数は、12,972 物質であった。この排出量算出結果を用いて暴露クラス付けを行った物質数は、8,269 物質であった。この暴露クラス付けの結果と厚生労働省、環境省から提供された有害性情報からスクリーニング評価を実施した物質数は、生態影響として 7,746 物質、ヒト健康影響として 7,765 物質であった。

一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	12,972 物質	
	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	8,269 物質	
	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計（重複あり）	7,732 物質
		生態影響：	7,746 物質
	ヒト健康影響：	7,765 物質	

●優先評価化学物質のリスク評価案の作成と提供（全件実施）

優先評価化学物質のリスク評価は、より規制の厳しい第二種特定化学物質（人又は動植物への長期毒性があり、環境中に存在する濃度が人の健康と生態系に影響を及ぼすと懸念される化学物質）に指定すべきかどうか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が判断するために行われる。

リスク評価は、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価（一次）」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価（二次）」とに大きく分かれている。さらに、リスク評価（一次）では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「評価Ⅰ」、事業者に詳細な用途等の取扱い情報の報告を求めるべきかについて判断するための「評価Ⅱ」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いて有害性調査指示を出す必要があるかについて判断するための「評価Ⅲ」

一般化学物質のスクリーニング評価案及び優先評価化学物質のリスク評価案を作成し、国に対する情報提供を全件実施し、計画どおり達成した。

の三段階に分かれている。

評価Ⅰについては、生態影響について 122 物質、ヒト健康影響について 122 物質実施した。

評価Ⅱについては、3 省が作成した「評価Ⅱの実施スケジュール」に掲げられている優先評価化学物質 5 物質について、全件実施し、3 省にその情報を提供した。機構が作成したリスク評価書や評価に関連する資料を用いて 3 省合同審議会で審議が行われた。

リスク評価を実施するためには、評価対象物質の各種物理化学的性状等の情報が必要であることから、今後の評価スケジュールや製造輸入数量の経年変化等を見据えながら 52 物質（CAS 登録番号ベース）の優先評価化学物質等について物理化学的性状に係る各種データを整備した。

優先評価化学物質のリスク評価の実施	リスク評価実施に向けた物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数	52 物質
	製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質の評価Ⅰを実施した物質数	合計(重複あり) 208 物質
		生態影響：122 物質
		ヒト健康影響：122 物質
	優先評価化学物質について、評価Ⅱを実施した物質数	合計(重複あり) 5 物質
		生態影響：4 物質
ヒト健康影響：1 物質		

ウ スクリーニング評価やリスク評価の加速化、精度向上等のため、新たな手法の確立を目指し、検討を行い経済産業省に提案し、運用の実現を図る。排出係数の見直しに当たっては、必要に応じて産業界からの排出等に関する情報や放散試験等の試験データを収集し、より実態を反映させたものとなるように努める。

●界面活性作用の物理化学的性状に関する取組

特異な物理化学的性状（界面活性作用）のために優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンスの適用が困難な界面活性剤の物理化学的性状データの取扱いについて、実測値、推計値及び類推値について精査の観点とキースタディ選定の考え方をそれぞれ検討し、データ選定の基準作成を試みた。また、得られた結果を経済産業省の分科会（令和 2 年度第 2 回化審法のリスク評価等に用いる物理化学的性状、分解性、蓄積性等のレビュー会議）にて報告し了承を得た。

●混合物など複雑な組成や構造を有する化学物質の評価に関する取組

構造及び組成が不明な混合物は、リスク評価を行う化学物質の単位が設定出来ず評価が停滞していた。これらの混合物についてリスク評価を加速化するため、令和元年度の一般化学物質及び優先評価化学物質の製造・輸入数量の届出から、化学物質の構造・組成等に関して詳細な情報を求めることとなった。一般化学物質について、事業者から提出された化学物質の構造・組成等の情報を基に取り扱われている化学物質の構造情報の整理を行い、スクリーニング評価における評価単位を検討し、3 省に提案を行った。また、優先評価化学物質について事業者から提出された構造・組成等の情報と既知の有害性情報を整理し、リスク評価にお

評価の加速化や精度向上を目的とする手法（界面活性材の物理化学性状データの評価指針、混合物の評価方法）について検討し、経済産業省に提案するとともに、運用の実現を図っており、計画どおり実施した。排出係数については、優先評価化学物質 2 物質の排出に関する実態の知見を蓄積することができたため、リスク評価の精緻化に貢献することが期待される。

環境排出量が大きく迅速な評価が望まれる洗剤等の界面活性材については、その特異的な性質のため、環境排出量を推計するために用いられる一部の物理化学性状データについての試験方法等が各国で様々であり、国際的にも確立されていない状況にある。本実績は、界面活性剤の物理化学的性状データの選定に基準と統一性を与え、専門家による了承が得られたことにより、評価が困難であった複数の優先評価化学物質について精緻なリスク評価が可能となるため、適正な法運用の実現に貢献するものである。

一般化学物質や優先評価化学物質の混合物の構造・組成については、取り扱う事業者により様々であるため、迅速かつ適切に混合物を評価するためには、その全てをカバーし評価に足る構造・組成（評価単位）について届出された詳細情報や事業者へのヒアリング等を踏まえて決定する必要がある。本実績もそのようにして検討

ける化審法第10条1項に基づき試験成績の提出を求める対象とする化学物質を選定する際に参考となる形式で3省に共有した。

●排出係数の見直しに向けた取組

「評価Ⅱの実施スケジュール」に掲げられている優先評価化学物質2物質について、事業者や業界団体へのヒアリング等により収集した情報から実態を反映した排出係数案を設定し、経済産業省に提案した。

エ OECDの暴露評価作業部会へ参画し、情報の収集を行い、必要に応じて、化審法リスク評価手法への利活用を検討する。

第4回 OECD 暴露評価作業部会に参加し、長期使用製品の排出係数を見積もる際に活用している排出シナリオ文書、製品含有化学物質のリスク評価に活用の期待できる経皮暴露や子供のマウジングに関する暴露、製品経由の暴露評価ツールの更新などに関する情報の収集を行った。

オ 反復投与毒性に関するQSARの推計結果が化審法で活用されることを目指し、情報収集を行いつつ技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行い、必要に応じて国が実施する調査や事業者による利活用を支援する。

なお、上記検討等に資するため、関連するOECDの活動等に参画し、情報収集を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。

●反復投与毒性に関する構造活性相関手法の国の審査での活用に向けた技術的な検討

推計システム（HESS）に反復投与毒性試験データ等を追加・更新し、令和3年3月に公開した。

反復投与毒性の予測手法の調査・検討	反復投与毒性に関する構造活性相関（HESS）への追加物質数 反復投与毒性試験データ（新規物質）	73物質
-------------------	--	------

また、経済産業省新規プロジェクト AI-SHIPS（省エネ型電子デバイス材料の評価技術の開発事業（機能性材料の社会実装を支える高速高効率な安全性評価技術の開発-毒性関連ビッグデータを用いた人工知能による次世代型安全性予測手法の開発-）の推進会議に委員として参加し、技術的なアドバイスを行った。

事業者による HESS の利用促進を目的として、特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構（ILSI Japan）食品リスク研究会メンバーと、反復投与毒性を中心に動物実験代替法について意見交換を実施し、HESS を食品分野での安全性評価に活用することについて助言を行った。

し整理されたものであり、評価の加速化、精度向上に貢献し、ひいては適正な法運用の実現に貢献するものである。

反復投与毒性について低コストかつ迅速に評価が可能である推計システム（HESS）について、国の審査や評価での活用を含めて広く普及推進すべく評価手法提案、技術的説明並びに情報提供等を行った。

<p>(3) 化学物質公示名称原案の提供 化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。また、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。</p>	<p>(3) 化学物質公示名称原案の提供 化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。また、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。</p>	<p>新たな化学物質の公示名称原案作成物質数 (全件実施)</p>	<p>●化審法公示名称原案の作成 化審法等において新たに公示される化学物質について、以下の表のとおり経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供した。</p> <table border="1" data-bbox="682 252 1647 430"> <tr> <td>新規審査判定時に名称付与した件数</td> <td>122 件</td> </tr> <tr> <td>第一種特定化学物質候補の名称付与した件数</td> <td>57 件</td> </tr> <tr> <td>優先評価化学物質候補の名称付与した件数</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>監視化学物質候補の名称付与した件数</td> <td>0 件</td> </tr> </table> <p>●労働安全衛生法公示名称原案の作成及び厚生労働省への提供 (全件実施) 労働安全衛生法において新たに公示される化学物質について、以下の表のとおり厚生労働省の要請に基づき、公示名称の原案を提供した。</p> <table border="1" data-bbox="682 630 1647 682"> <tr> <td>安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数</td> <td>738 件</td> </tr> </table> <p>●その他の公示名称現案の作成 化学兵器禁止条約の附属書に定める表 1 剤に追加指定することとされた物質について、条約事務局に対し構造の不明点等を指摘し、補足資料の公表につなげた。また国内での同条約の義務を履行するため法律 (化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律) において追加されるそれら物質について、経済産業省の要請に基づき、公示名称原案 (8 物質) を提供し、法制局説明用資料の作成等を行った。</p> <p>●化学物質名称付与ルールの国際標準の採用 改訂版 IUPAC 命名法である IUPAC2013 年勧告の法律への導入については、機構の働きかけにより、化審法、安衛法とも平成 30 年 4 月届出分から導入された。 厚生労働省から依頼を受けて毒物及び劇物取締法 (毒劇法) にかかる政令指定名称案の 30 物質の名称確認作業を行った。これまで名称を提案した毒劇法の物質のうち 16 物質について、令和 2 年 6 月に公布され、同年 7 月に施行された。平成 30 年 6 月 13 日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により導入された、食品用器具・容器包装について安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度に関し、厚生労働省からの依頼を受けて、事業者より届出のあったポジティブリストへの掲載を希望する 518 物質について、名称確認作業及び化審法情報との突合作業を行った。 国内の命名法専門家との情報交換及び機構の業務内容と成果の周知等のため、日本化学会命名法専門委員会 (令和 2 年 11 月 5 日) 及び高分子学会命名法委員会 (令和 2 年 12 月 1 日)、IUPAC 高分子部会年会 (令和 2 年 6 月 30 日~7 月 2 日) に出席した。 新たに名称付与業務に従事することとなった職員を対象とする名称勉強会を開催した。この勉強会の講師を中堅職員が務めることとし、新規に配属された職員に対し必要な知識を授ける場としつつ、中堅職員にとっても自身のスキルアップにつながるようし、職員の技術力の維持に資する体制を作った。また勉強会はオンライン開催でセンター全体から参加者を募ることとし、センター全体のスキルアップの機会を提供した。 テレワーク中心の業務体制におけるコミュニケーションの改善のため、名称室の若手・中堅職員が業務上の不明点等を気軽に質問できるよう、質問受け付け用</p>	新規審査判定時に名称付与した件数	122 件	第一種特定化学物質候補の名称付与した件数	57 件	優先評価化学物質候補の名称付与した件数	7 件	監視化学物質候補の名称付与した件数	0 件	安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	738 件	<p>新たに公示する物質の名称案を全件作成し、計画どおり達成した。</p> <p>事業計画にないピンポイントの公示名称案作成依頼についても、条約における改正附属書の効力発生日までに国内法施行令が施行されるよう、迅速に対応した。</p>	
新規審査判定時に名称付与した件数	122 件														
第一種特定化学物質候補の名称付与した件数	57 件														
優先評価化学物質候補の名称付与した件数	7 件														
監視化学物質候補の名称付与した件数	0 件														
安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	738 件														

のオンライン会議室を設定した。会議室は固定の時間帯に解放することとし、シニアクラスの職員1名がその時間内に常駐する形とした。

(4) 化審法関連情報の整備・提供
事業者の化学物質管理等に資するため化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

(4) 化審法関連情報の整備・提供
事業者の化学物質管理等に資するため化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を掲載した3省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理、データの更新を行う。また、必要に応じて、法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。

計画どおり、システムの維持管理及びデータ更新を実施した。

新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	197件
官報公示情報	226件
中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	126件
中間物等に係る実績報告書の入力件数	1,268件
少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	93件
少量中間物等に係る実績報告書の入力件数	540件
報告された有害性情報のデータ入力件数	141件
低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件	50件

また、入力作業を省力化させるための改修やユーザーの利便性を向上させるための項目の統合などの改修を行った。

イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を掲載した化審法データベース(J-CHECK)を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。また、必要に応じて、3省との合意に基づき改良を行い、事業者に向けた情報提供を行う。

J-CHECKは、化審法に係る法規制情報や国で取得された有害性情報等について事業者を中心に広く一般に提供するデータベースであり、3省からの依頼により、機構においてシステムの維持管理を行うとともに機構Webサイトで公開している。

提供情報の拡張や効率的な運用を図るため、3省との調整の上、毎年システム改修を実施している。令和2年度は、画面上での表示方法とデータ管理機能について改修を行った。画面上での表示方法については、利用者の利便性や要望を踏まえ、①CAS番号の表記方法を国際標準にあわせて全て「CAS RN」への統一、②検索結果画面での表示件数を2,000件から5,000件への変更、③優先評価化学物質等化審法の4つの法規制分類の中で複数のMITI番号を持つ物質についてMITI番号を一括表示の3点について改修を行った。データ管理機能については、データ管理上の効率化等の観点から、①日付フォーマットの見直し、②データ登録時に不要な文字(スペースや制御文字等)まで取り込まれる不具合の対応の2点について改修を行った。

また、情報の更新・公開作業について、新規公示化学物質等の審査シートの公開を例年100件程度掲載しているが、利用者の利点等を踏まえ、業務を効率化することで約200件の掲載を行った。また、情報を適切かつ最新なものに保ち、利用者

3省共同化学物質データベースシステムのデータ更新を全件実施し、計画どおり達成した。

J-CHECKのデータ更新を6回実施し、計画どおり達成した。

令和2年度の改修においては、利用者の利便性をより向上すべくデータ表示方法の充実を図る改修を行った。この改修では、化審法所管3省の要望やユーザアンケート等も踏まえ、より正確な情報の表示と増大していく化審法の法規制分類ごとの化学物質の数量等に対応すべく検索結果表示可能数を改善させた。これにより、利用者の満足度の向上が期待できる。

令和2年度の検索リクエスト数が、令和元年度の34万リクエストより6万リクエスト減少しているが、これは過年度に実施した改修の結果、複数回検索を実施しなくとも一度でより多くの情報を入手可能となった結果であり、過年度の追加機能改修は利用者にとって利便性が高い改修であったと言える。

3月末にYoutubeで公開したJ-CHECK操作マニュアルの動画では、基本的な使い方に加え、これまであまり知られていなかった機能を改めて紹介している。そのため、化審法を初めて担当する事業者や官公庁新人職員等の研修等に有効活用されることが期待できるだけでなく、従前の利用者もJ-CHECKのさらなる有効活用方法が見いだせることから、利用の促進が期待できる。

			<p>に確実に情報を提供するため令和2年度は合計6回の更新を行った。</p> <p>さらに、J-CHECKの利用者を拡大すべく、J-CHECK操作マニュアルを動画化し、機構の公式YouTubeページに掲載した。これにより、J-CHECKを利用したことがない新規の利用者獲得だけでなく、利用はするがあまり深く機能を知らない利用者に対し、機能性や利便性について説明したことで利用の促進を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>更新回数</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>化審法関連情報の更新件数</td> <td>約40,000件</td> </tr> <tr> <td>利用者による検索数(4~3月の日英版を合算)</td> <td>約28万リクエスト</td> </tr> </table>	更新回数	6回	化審法関連情報の更新件数	約40,000件	利用者による検索数(4~3月の日英版を合算)	約28万リクエスト	
更新回数	6回									
化審法関連情報の更新件数	約40,000件									
利用者による検索数(4~3月の日英版を合算)	約28万リクエスト									
<p>2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務</p> <p>(1) 化管法の執行支援業務</p> <p>化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られるPRTR(※)データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。</p>	<p>2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務</p> <p>(1) 化管法の執行支援業務</p> <p>化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られるPRTR(※)データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。</p>	<p>PRTRデータ集計の実施件数(全件実施)</p>	<p>① 事業者等からの届出データの集計等</p> <p>化管法の執行を支援するため、事業者等からのPRTR届出書処理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTRデータの集計等を行い、結果を国に提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTRデータの確認・集計を行い、結果を国に提供する。</p> <p>なお、事業者から届け出られた当該年度の届出データの内容を確認し、必要に応じて内容照会を行い、データの正確性を確保する。</p> <p>PRTR届出データ(33,318件(全件))の記録・集計を行った。</p> <p>国から提供された届出外推計結果(届出事業者以外からの排出)を合わせた公表データ等を作成した(国から令和3年3月19日に公開)</p> <p>PRTR事務処理を効率化するため、RPA-OCR※を導入し、業務効率化を図った。</p> <p>※ Robotic Process Automation- Optical Character Recognition: 光学文字認識及び業務プロセスの自動化)</p> <p>イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム(ハードウェア)、電子化された届出を集計・管理するPRTR届出管理システム(ソフトウェア)、事業者がPRTR届出書を容易に作成するためのPRTR届出作成支援システムの運用を行う。</p> <p>化管法関連の電子計算機システムの運用、維持・管理を着実に実施した。</p> <p>PRTR届出の受理から届出データ記録、集計までの一連の処理を行うPRTR届出管理システム(ハードウェアを含む)及び事業者のPRTR届出書作成を補助するPRTR届出作成支援システムについて、セキュリティを確保し安定した運用を行うために、運用状況を適宜監視し、脆弱性を回避するためミドルウェア等のアップデート等の維持・管理を着実に実施し、事業者の届出、行政の事務処理の円滑な実施に貢献した。</p> <p>化管法見直しの動向を把握し、改正後においてPRTR届出システムの利用者の利便性を向上させるとともに見直し後の届出事項に対応するために必要となる改修について、利用者及び関係省庁と連携して調達仕様書を作成し、調達手続を開始した。また、化管法見直し後に書面届出を廃止し、電子届出のみとするを目標</p>	<p>化管法に基づき届け出られたPRTRデータの集計・解析を全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>PRTR書面届出の事務処理について、RPA-OCRを導入し、一部の事務処理について作業負担を軽減することができた。</p> <p>化管法見直しを機に、改正後、届出事業者の利便性を向上及び見直し後の届出事項に対応させるため、PRTR届出システムの改修及びその改修を適切に行うためのPJMOについて調達手続を進め、事業者のPRTR届出の利便性及び自治体等の事務処理の効率化を推進した。</p>						

し、事業者ヒアリングなどを行った結果を整理し、経済産業省に要望した。
 また、化管法政省令改正に対応した PRTR 届出管理システムの改修及びその改修に係る PJMO※について、適切かつ遅滞なく行うための仕様書について作成を行い、スケジュール通り政府調達の公告を行った。
 ※ Project Management Office：システム開発の専門的知識及び知見を有する者による業務支援

ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。

化管法関連情報の Web サイトの閲覧ページ数	約 87 万ページ
自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数	0 回(0 日)※
自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	0 回(0 講座)※
自治体等主催の事業者向けの講演会への講師派遣回数	5 回

※緊急事態宣言が発出されたため、令和 2 年度は開催しなかった。

エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。

排出量マニュアルや算出方法等の問い合わせ（約 500 件）や、PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ（約 5,270 件）に回答し、事業者が円滑に届出できるよう、また自治体等が円滑に事務処理できるように支援した。

事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数	約 500 件
PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約 5,270 件

② 解析結果の普及・活用促進等

集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データを地図上に表示するシステム（PRTR マップ ※）の活用等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。

「令和元年度 PRTR データの概要」に用いる 462 物質（全件）の解析結果を提供し、令和 3 年 3 月 19 日に公表された資料「令和元年度 PRTR データの概要」に活

緊急事態宣言発出により自治体に対する事務処理講習会を開催することができなかったため、自治体の新任担当者向けに事務処理について解説したページを作成した。

また、講演会や研修会を通じて、事業者や自治体に対し、PRTR データを活用した化学物質管理の促進を図った。アンケートの結果、事業者からは、自社の化学物質管理に活用したい、リスク評価を実際にやってみないなどのコメントがあり、自主管理の促進に貢献した。

PRTR 届出に関する事業者からの問い合わせに適切に対応し、円滑な届出を図るとともに、PRTR データの精緻化に貢献した。

計画どおり、PRTR 届出排出量の傾向についてデータ解析を全件実施し、経済産業省及び環境省から公表された「令和元年度 PRTR データの概要－化学物質の排出量・移動量の集計結果－」及びその関連資料の基礎データとして活用された。

用された。

イ PRTR マップを的確に運用し、事業者等と国民とのコミュニケーションツールとして、排出量及び濃度等の暴露情報について視覚的にわかりやすい情報提供を行う。

排出量及び濃度等の暴露情報について国民や事業者等に視覚的にわかりやすい情報提供を行うため、PRTR マップ(化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム)にて情報提供を行っている。

PRTR 制度における大気排出及び濃度情報の安定した運用を行うため、PRTR 対象化学物質の届出大気排出量、推計大気排出量及び濃度を PRTR マップで公開した。また、事業者、自治体の自主管理に役立てるため、公開データ及び公開データに人口、面積などの情報を付加して加工したデータを作成し、視覚的な評価、解析が可能な GIS ソフトウェアで利用できる形式及び二次加工が可能な csv 形式でダウンロードデータとして提供した。

ウ リスクの懸念の地域が存在する自治体・事業所に、PRTR データを活用した化学物質管理手法に関する助言を行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。

●地方自治体との連携業務

事業所近傍に居住する住民への健康影響の懸念とその対策について知りたい地方自治体と、連携協定を締結し相互に技術協力を行い、地域特性を加味した精度の高い大気中濃度の予測手法の検討を行った。

平成 30 年度に川崎市と大気中濃度のシミュレーション手法の開発について業務連携の協定を締結し、川崎市域のリスク低減に向けた取組について検討を行った。検討結果を第 61 回大気環境学会年會に発表した。

●地方自治体へのリスク情報の提供

令和元年度から全国を対象に PRTR 対象物質について、PRTR マップを活用したリスク評価を実施している。リスク評価結果及び化審法リスク評価結果を勘案し、優先的に取り組むべき化学物質と地点を明確にし、該当する自治体及び事業者に対して自主管理の促進を図った。

令和 2 年度は、新たに 5 自治体・10 事業所に対して化審法のリスク評価で得られた有害性評価値等の情報を周知し、併せて化学物質の管理方法等に関して意見交換を行い適正な管理を促した。また、前年度訪問した自治体・事業所のうち 8 自治体・9 事業所についても、事後確認の意見交換等を行いより一層管理を改善するよう、働きかけを継続して行った。

その結果、計 4 事業所において、適切な排出管理に関する取組が行われた。

エ 経済協力開発機構 (OECD) の PRTR ワーキンググループへの参画等を通じ、情報の収集・発信を行い、PRTR の国際統合化を図る。

現在、OECD では、PRTR 制度の国際調和化に加え、PRTR データに付加価値を付け

PRTR マップ及び PRTR マップデータのダウンロードデータを更新し、新たなデータでの化学物質管理を可能とした。

PRTR マップデータのダウンロードデータを、事業者の自主管理、自治体の取組に役立てるため、新たに、事業所からの大気排出量に基づく行政地域(都道府県市区町村)ごとの経年データを、行政地域の面積、人口と対応させた数値データ及び視覚的な評価などが可能な GIS において、利用可能な形式で Web サイトから提供し、事業者及び自治体の自主管理を支援した。

精度の高い予測手法である大気中濃度シミュレーション手法の普及を図るため、学会発表や外部講演においてその成果を発表し、事業者や自治体における化学物質管理の自主管理の推進に貢献した。また、事業者へのリスク情報の提供の際に、排出量の妥当性を確認できるよう当該シミュレーション技術を活用した方法について助言を行い、事業者に対し化学物質の適正管理を促した。

PRTR データを活用し、全国でリスクが懸念される地域を明確し、機構から自治体に対しリスク情報を提供したことで、それまでリスクについて情報が得られていなかった自治体は、正しくそれぞれの自治体に存在するリスクを認識した。

自治体がリスクについて把握したことにより、自治体と協力しながら業務に取り組むことができ、リスク懸念地域にある事業者に対して、リスクの状況を提供及び化学物質の管理方法等に関する意見交換及び助言を行うことができた。また、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により、該当する事業所へ訪問することが困難だったことから、機構内部での事前検討会や事業者との Web 会議等を複数回行うなどしてできる限り該当事業所の取扱い化学物質の排出管理の実態を把握できるよう意思疎通の補完に努めた。その結果、事業所は化学物質の管理改善を行い、排出量が削減されるなど地域のリスク低減や、過大な見積もりによる過剰規制などを抑制することに貢献した。

計画どおり実施した。

			<p>政策的に活用することが重要な課題として取り上げており、その課題を解決するための取組が進められているところである。</p> <p>令和3年1月に開催された OECD の PRTR ワーキンググループ会合に参加し、各国の PRTR の取組に関する情報収集を行い、各国の方向性等を確認した。</p> <p>③ 化管法の見直しに伴う対応の支援</p> <p>化管法の見直しに向けた対応が進められていることから、経済産業省の要請に基づき、技術的知見とデータを活用し、PRTR データ等の分析・集計・加工、化審法のリスク評価にも活用される事業者の PRTR 届出データの精緻化等の技術的サポートを行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を体制を強化して実施する。</p> <p>ア 改正後の届出が円滑に行えるようにするため、PRTR 排出量算出マニュアルの更新等への技術的サポートを通じて、化審法のリスク評価にも活用される事業者の PRTR 届出データの精緻化に貢献する。</p> <p>経済産業省の、PRTR 排出量算出マニュアルの更新の委託調査に協力するとともに、届出情報を確認し適宜照会を実施し、算出方法等について事業者にアドバイスする等、PRTR 届出データの精緻化に貢献した。</p> <p>イ 化審法の運用で使用されている排出係数を構築した知見を活かし、次の化管法の見直しにおける PRTR 物質選定で使われる排出量の推計手法等の検討に着手する。</p> <p>経済産業省の、PRTR 物質選定方法の課題にかかる委託調査に貢献するとともに、PRTR 物質選定で使われる排出量の推計手法等の検討体制を構築し、課題整理を行った。</p> <p>また、経済産業省の要請に基づき、化管法の物質見直しに係る政令に掲載する候補物質リスト案について、機構が有する知見に基づき、物質の対象範囲及び付与された名称案が正しく物質を表しているかについて、複数回の確認を行い政令案作成に貢献すると共に、政令案パブコメ前に実施される内閣官説明で経済産業省等が受けた物質名称及び範囲についての指摘にも対応して確認・説明を行い、当該政令案のパブコメ実施に大きく貢献した。</p>	<p>機構が有する物質を特定するための名称に関する知見を活用し、化管法の物質見直しに係る政令案や内閣官房からの指摘等への確認及び対応することで、化管法政令案のパブコメ実施に大きく貢献した。</p>	
<p>(2) 化兵法の執行業務 化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及</p>	<p>(2) 化兵法の執行業務 化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及</p>	<p>・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全</p>	<p>ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、化兵法に基づく国際機関による検査等への立会いは、一度も行われず、化兵法に基づく立入検査は2事業所を実施し、予定していた他の事業所については、新型コロナウイルス感染拡大等の影響から経済産業省の指示により、令和3年度実施することにした。</p> <p>実態調査は、経済産業省のみが行っていた書面による確認を、機構も確認を行</p>	<p>立会い業務は、新規に業務に従事する者が参考となるマニュアルを作成したことで、今後、国際機関による検査が再開した時に円滑に対応が出来ることが期待できる。</p> <p>分析業務及び分析訓練については、マニュアルを更新したことで、分析に従事する職員育成等の早期化が期待できる。また、初めて分析技術者を機構に招いたこと</p>	

<p>び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。</p>	<p>件実施) ・化兵法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)</p>	<p>い(8事業所)、経済産業省に報告した。その際、国際機関による検査が実施された場合に備え、効率的な立会い業務を行うため、ロジや分析付き検査の事業所の対応状況についても併せて確認を行うよう経済産業省に依頼した。</p> <p>●国際機関による検査等への立会い</p> <table border="1" data-bbox="682 336 1647 472"> <tr> <td>国際機関による検査等の立会い実施件数</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>事前調査の実施件数</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>実態調査の実施件数</td> <td>9件</td> </tr> </table> <p>●立入検査の実施</p> <table border="1" data-bbox="682 588 1647 640"> <tr> <td>立入検査の実施件数</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>イ 国際機関や経済産業省が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。また、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。</p> <p>経済産業省が実施する、化学兵器対策担当官研修・会議に出席した。 立会い対応能力の強化、効率化を図るため、立会い業務のマニュアルを更新し、(立会い業務手順書、実態調査手順書等計4件)用語集を作成した。さらに、新たに業務に従事する者に対し、教育や実習を行った(14回)。 また、経済産業省から出されている「化学兵器禁止条約産業査察受入れマニュアル(経済産業省及び機構職員用)」について、改定の依頼があり、機構より171の修正及び経済産業省への確認を行い、ほとんどの修正点が受け入れられ、令和3年4月に本マニュアルは改定された。 分析業務及び分析訓練については、分析業務のマニュアルを更新した(実験業務安全マニュアル、前処理マニュアル、分析機器組み立て解体マニュアル計3件)。また、新規に業務に従事する者に対し、OJTを3回に分けて行い、分析技術者を招き、研修を行った。 国際機関による検査再開に向けたコロナ禍における国内における対応について、検討を行い、その対応案を経済産業省に提案した。</p> <p>ウ 必要に応じて、化学兵器禁止機関(OPCW)の会議に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報(分析方法、更新された装備品情報等)を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。</p> <p>OPCWの会議に参加し(3件)、新型コロナウイルス対策や国際機関による検査再開等に関する情報収集を行った。 装備品情報については、OPCWが保有している分析機器の状況についてOPCWに確認、以前からOPCWが共有している情報から変化がない旨回答を得たことか</p>	国際機関による検査等の立会い実施件数	0件	事前調査の実施件数	0件	実態調査の実施件数	9件	立入検査の実施件数	2件	<p>により、分析機器の解体・組み立ての方法に関する新たな知見を獲得し、今後分析付き査察の際、分析機器の解体・組み立てに費やしていた時間を短縮することが期待できる。</p> <p>検査再開に向けたコロナ禍における国内における対応を経済産業省と共有したことで、今後立会い業務が再開した時に円滑な対応が期待できる。</p> <p>OPCWの会議に参加したことでコロナ禍における国際機関による検査の動向を把握し、日本で再開した場合の新型コロナウイルス対策の参考とした。 分析方法についての翻訳を行い、日本語訳を共有したことで、共通認識を深めることができた。 OPCWより発出されている化学兵器禁止条約法令の翻訳を行ったことで、近年発出されている文書の内容について把握することができた。</p>	
国際機関による検査等の立会い実施件数	0件												
事前調査の実施件数	0件												
実態調査の実施件数	9件												
立入検査の実施件数	2件												

			<p>ら、令和3年3月にリース期限となる実験機器（ガスクロマトグラフィー）のリース延長を行った。</p> <p>分析方法については、OPCW から受領している資料は英語であることから、翻訳を外注して日本語訳を行い、分析業務を容易に行えるようにした。</p> <p>OPCW から発出されている化学兵器禁止条約法令について、近年発出されている法令については日本語訳がなかったことから、今後の効率的な立会い業務を行うため、検査実施方法に関する情報が記されている法令を抽出し、翻訳対象となる法令を経済産業省に確認しつつ、外注して日本語訳を行い、翻訳結果を経済産業省に共有した。</p>					
<p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p> <p>(1) 化学物質総合情報提供システム・GHS 関連情報等における情報の整備、提供</p> <p>国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）の更新を迅速かつ的確に行い、事業者の利用に供するとともに、更なる利便性の向上を図</p>	<p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p> <p>(1) 化学物質総合情報提供システム・GHS 関連情報等における情報の整備、提供</p> <p>国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP ※1）の更新を迅速かつ的確に行い、事業者の利用に供するとともに、更なる利便性の向</p>	<p>・NITE-CHRIP における検索回数（過去5年平均±8%の年間リクエスト数）</p> <p>・3省から提供されたGHS分類結果の提供物質数（全件実施）</p>	<p>ア 化学物質管理プラットフォームである NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の掲載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。</p> <p>●NITE-CHRIP の情報更新、運用等</p> <p>NITE-CHRIP は、事業者や国等が法令情報や化学物質の有害性情報をもとに化学物質管理を適正に行うために利用されているデータベースである。化学物質の製造や輸入の際には、化審法や安衛法等に係る規制対象の有無を確認し適切な管理を行い、有害性情報を元に SDS の作成の情報源に利用されている。また、企業内部のデータベースや、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）、製品含有化学物質情報伝達スキーム（chemSHERPA）、一般社団法人日本化学工業協会が提供する化学物質リスク評価支援ポータルサイト（BIGDr）等の国内の公的な化学物質管理ツールが NITE-CHRIP を情報源として活用していることから、今や事業者が化学物質管理を行うためには欠かせない情報源となっている。</p> <p>令和2年度は年間で439万回以上（の検索リクエスト数があったことから、事業者が化学物質に関する調査に要する時間を73万時間以上短縮できると見積もられ、人件費に換算すると約37億円相当の削減に貢献していると推定される。</p> <p>令和2年度の更新による情報の追加修正等の情報更新回数の実績は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>NITE-CHRIP の情報更新回数</td> <td>7回(4/21, 6/2, 7/31, 10/6, 12/14, 1/26, 3/9)</td> </tr> <tr> <td>NITE-CHRIP の検索数</td> <td>令和2年4月～令和3年3月 439万リクエスト(月平均約36.6万リクエスト)</td> </tr> </table> <p>令和2年度は、49の情報源について情報更新が必要であったことから、合計111回の更新作業を行った。</p> <p>EU: GLP 調和分類、EU: 発がん性評価、OECD: 高生産量化学物質（HPVChemicals）、REACH: 高懸念物質（SVHC）、TSCA: 重要新規利用規則（SNUR）、TSCA: 有害な化学物質及び混合物の規制、TSCA インベントリ、オーストラリア: 優先既存化学品（PEC）AssessmentReports、安衛法: 化学物質による災害事例、安衛法: 強い変異原性が認められた化学物質、安衛法: 作業環境評価基準で定める管理濃度、安衛法: 新規名称公表化学物質、安衛法: 特定化学物質障害予防規則、安衛法: 名称公表化学物質、安衛法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物、安全性要約書（JCIABIGDr）、一般情報: 構造式画像及び検索データ、一般情報: 日本語名</p>	NITE-CHRIP の情報更新回数	7回(4/21, 6/2, 7/31, 10/6, 12/14, 1/26, 3/9)	NITE-CHRIP の検索数	令和2年4月～令和3年3月 439万リクエスト(月平均約36.6万リクエスト)	<p>NITE-CHRIP のデータ更新を7回実施し、計画及び指標を達成した。</p> <p>NITE-CHRIP 検索回数: 439万リクエストと令和元年度の390万リクエストよりも約50万リクエストも多い結果となった。</p> <p>事業者が化学物質に関する調査に要する時間を73万時間程度短縮できると見積もられ、人件費に換算すると約37億円相当の削減に貢献していると推定される。</p> <p><u>定常的な NITE-CHRIP の情報更新作業においては、最新情報を常に把握するため定期的な巡回・情報収集を行うため、これまで様々な IT ツールを内製で作成し、また令和元年度に試験導入した RPA ツールを本格的に活用したことで効率的に情報収集作業等を行うことができた。</u></p> <p>令和2年度には、省庁横断的に協力体制を構築し、NITE-CHRIP での一元的情報提供の一環として、新規の情報源として令和2年6月1日に施行された厚生労働省の「食品衛生法」の食品用器具・容器包装のポジティブリストや総務省消防庁の「危険物災害等情報支援システム」等を追加したことで、利用者の要望に応えることができた。一方で、<u>限られた人材で、情報更新や新規の情報源を追加することは困難な状況であったが、RPA ツールを導入したことで、専門的な知見を必要とせず、かつ複雑な判断等を必要としない簡便な作業に RPA を積極的に導入したことで、新規の情報源を追加するための時間を確保することが可能となった。</u>特に、食品衛生法の食品用器具・容器包装のポジティブリストの追加にあたっては、データ加工や各種確認作業等に15人日程度の作業時間を別途確保する必要があったが、他の情報収集業務を RPA 化で効率化したことで作業時間を確保し、作業を実施することが可能となったため、令和2年6月1日施行された情報を7月31日の更新の際に掲載することが可能であった。今後は、<u>RPA 化可能な部分を増やして作業効率を上げつつ、更なる情報源の追加や専門的観点からの情報提供に時間を費やし、より有益な情報収集が NITE-CHRIP を通じて行えるようになると期待される。</u></p> <p>また、NITE-CHRIP に対する問い合わせ対応を効率化すべく FAQ の一新することで、機構の作業効率と利用者の利便性が共に向上することが期待される。</p> <p>平成30年度のプラットフォーム化を行ったことから、適切な情報提供が可能になったところであるが、事業者が必要とする想定される情報を事前に調査し、掲載の検討や準備を整えることで、タイムリーに情報を公開できている。そのため、よ</p>
NITE-CHRIP の情報更新回数	7回(4/21, 6/2, 7/31, 10/6, 12/14, 1/26, 3/9)							
NITE-CHRIP の検索数	令和2年4月～令和3年3月 439万リクエスト(月平均約36.6万リクエスト)							

<p>る。また、化管法政令改正に伴う事業者の負担を軽減し、SDGs等に定められた適切な化学物質管理の促進に資するべく、政府 GHS 分類の再分類結果等の公開において国民や事業者等のユーザーに対する情報発信のあり方を検討し、更なる利便性と信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース (AJCSD) の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に</p>	<p>上を図る。また、化管法政令改正に伴う事業者の負担を軽減し、SDGs等に定められた適切な化学物質管理の促進に資するべく、政府 GHS 分類の再分類結果等の公開において国民や事業者等のユーザーに対する情報発信のあり方を検討し、更なる利便性と信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース (AJCSD ※2) の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループ</p>	<p>称、英語名称、一般情報：分子式・分子量・SMILES、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）、化管法、化審法：既存化学物質、化審法：旧第三種監視化学物質、化審法：旧第二種監視化学物質、化審法：新規化学物質として取り扱わない物質、化審法：新規公示化学物質（2011年3月31日以前届出）、化審法：新規公示化学物質（2011年4月1日以降届出）、化審法：製造輸入量の届出を要しない物質、化審法：優先評価化学物質、環境省化学物質の環境リスク評価結果、環境保健クライテリア（EHC）、韓国：化評法（K-REACH）／化管法：有害化学物質、重点管理物質、韓国：化評法（K-REACH）：既存化学物質、経済産業省：化学物質安全性点検結果（分解性・蓄積性）、国際がん研究機関（IARC）：発がん性評価、国際化学物質安全性カード（ICSC）、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、毒物及び劇物取締法、毒物及び劇物取締法：有機シアン化合物から除かれるもの、日本化学物質辞書（日化辞）情報、日本産業衛生学会：感作性物質、日本産業衛生学会：許容濃度、日本産業衛生学会：生殖毒性物質、日本産業衛生学会：発がん分類、日本政府による GHS 分類結果、米国環境保護庁（EPA）：発がん性評価、米国国家毒性計画（NTP）：長期試験レポート、米国有害物質疾病登録局（ATSDR）：Toxicological Profiles</p> <p>また、定常更新だけでなく、利用者等の要望等を踏まえ、厚生労働省の「食品衛生法」の規格基準告示別表第1第1表（1）基ポリマー（プラスチック）、（2）基ポリマー（コーティング等）、（3）基ポリマー（微量モノマー）及び規格基準告示別表第1第2表 添加剤、総務省消防庁の「危険物災害等情報支援システム」、台湾の「毒性及び懸念化学物質管理法（TCCSCA）」の懸念化学物質及び「毒性及び懸念化学物質管理法（TCCSCA）」/「職業安全衛生法（OSHA）」の既存化学物質、「政府による GHS 分類結果」を機構で統合した「NITE 統合版 GHS 分類結果」を新規情報源として NITE-CHRIP に掲載した。</p> <p>NITE-CHRIP のリクエスト回数が年々増えるにつれて、化学物質自体や化学物質管理の基礎的な内容から NITE-CHRIP の高度な使い方等の多岐にわたる問い合わせが多くなり、その対応にかなりの時間を充てる必要も出てきた。そこで、問い合わせ業務を効率化するため、過去 5 年間の問い合わせ内容を詳細に分析・分類し、FAQ を極力わかりやすくするとともに、問い合わせ時に FAQ を案内する業務フローに統一した。</p> <p>定常更新及び新規情報源を今後も適切に行っていくため、作業の一部を Robotic Process Automation（RPA）で自動化すべく、作業工程の見直しを行い、自動化すべき点、自動化してはいけない専門的知見が必要な点を洗い出すと同時に、情報の信頼性は担保しながらも工程から省く点・省く工夫をする点も検討を行った。その結果、RPA を導入することで作業効率が向上すると考えられたことから RPA ツールを導入し令和 2 年度は、情報収集用ロボット等を作成し、NITE-CHRIP の更新作業の一部として運用を開始した。一部完全ロボット化できたことから、新規情報源の追加等掲載作業時間を確保することが可能となった。</p> <p>イ AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、ユーザーの要望等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の下、データの整備等を実施する。</p> <p>AJCSD は、日本及び ASEAN 諸国の化学物質規制に関する情報を提供している。特</p>	<p>り多くの事業者において NITE-CHRIP の有益性が認知されたと考えられ、多くの事業者において化学物質管理がさらに適切に行われるようになると期待される。</p> <p>AJCSD のデータ更新を 7 回実施し、計画どおり達成した。</p>
---	--	--	--

<p>に基づき、日ASEANにおける化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジアナブル・ケミカル・セーフティ構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。</p>	<p>での合意に基づき、日ASEANにおける化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジアナブル・ケミカル・セーフティ構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。</p>	<p>に法規制情報については、我が国のものも含めて9カ国及び1国際機関、42の法令や有害性情報等が収載されており、AJCSD独自の情報として、延べ約23,000物質が収載されている。</p> <p>令和2年度は7回データ更新を行っており、各国から提供されたデータに従って規制対象リストの更新を行うとともに、各国から提供された化学物質管理の関係機関のWebサイトへのリンクや規制情報に関する書類を追加している。ASEAN各国から提供される法令物質情報のデータ更新等については、引き続き粘り強くフォローを継続中である。</p> <p>AJCSDの今後の展開について、令和2年8月5～7日にWeb会議にて実施された日ASEAN経済産業協力委員会(AMEICC)化学産業ワーキンググループ(WGCI)の技術ワーキンググループ(TWG)会合にて議論した。機構は経済産業省と相談し、経済産業省から各国に対し、法改正等が行われAJCSDの掲載内容に変更が必要な場合に、掲載用データの迅速な提供を依頼してもらったところ、3か月以内の提供を目安にすることをTerms of Reference (TOR)に記載することで合意した。また、機構がNITE-CHRIPで培った技術でオペレートしていることから、AJCSDが安定な運用段階に入っていると言えるため、TWGでの技術的な議論は令和3年以降実施するのを取りやめ、必要に応じてWGCIの中で進捗や情報共有が必要な事項を報告、議論することとなった。</p> <table border="1" data-bbox="697 877 1656 1045"> <tr> <td>AJCSDの情報更新回数</td> <td>7回(4/21, 6/2, 7/31, 10/6, 12/14, 1/26, 3/9)</td> </tr> <tr> <td>AJCSDの検索数</td> <td>令和2年4月～令和3年3月 約12,348リクエスト(月平均約1,029リクエスト)</td> </tr> </table> <p>ウ 事業者による化学物質等安全データシート(Safety Data Sheet: SDS)や危険有害性情報についてのラベル作成を支援するため、3省が実施したGHS(※3)分類結果を確認・修正を行い公表する。また、分類結果の英語版を作成し公表する。さらに、政府GHS分類の再分類結果等についてユーザー目線での情報発信のあり方を検討し、その検討結果を踏まえ国連GHS専門家小委員会の議事録等の最新かつ有用な情報の整備・提供を行う。</p> <p>化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS)は、危険有害性に関する情報を化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とする、化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート(Safety Data Sheet: SDS)による情報伝達に関する国際的に調和されたシステムである。</p> <p>令和元年度に国が分類、見直しを行った164物質のGHS分類結果について、日本語版を令和2年6月に公表した。また、英訳チェックと分類を実施した省への照会を実施した上で、平成30年度分の英訳翻訳物292物質、平成26年度分の英訳翻訳物224物質を7月に公表した。</p> <p>事業者は、英訳の分類根拠文等から情報を得てGHS対応ラベルやSDS作成等を行っていることから、分類結果の英語翻訳の素早い公開を求められている。そのため、令和2年度は令和元年度分類の164物質の健康有害性について、分類根拠の</p>	AJCSDの情報更新回数	7回(4/21, 6/2, 7/31, 10/6, 12/14, 1/26, 3/9)	AJCSDの検索数	令和2年4月～令和3年3月 約12,348リクエスト(月平均約1,029リクエスト)	<p>機構の持つ技術によって、AJCSDは安定運用が可能となった。</p> <p>今後機構は、ASEAN各国からTORに従って提供される情報等を適切に掲載・運用することで、事業者は、AJCSDで最新情報を確認することでASEAN域における輸出入等の負担軽減が期待される。</p> <p>政府が分類したGHS分類結果の公表を全件実施し、計画どおり達成した。過去の分類結果における分類根拠の英訳業務は、事業者の要望に応え、迅速に対応するため、外部委託を活用しながら進めている。</p> <p>機構がこれまでに培ってきた知見や技術力が認められていることから、機構が国連GHS専門家小委員会で用いる対処方針案を作成している。</p> <p>令和2年度は、従前のGHSに関する情報提供のあり方を根本的に見直し、事業者のGHSに関する理解促進と正確なGHS分類結果が記載されたSDSの流通を目指し、NITE統合版GHS分類結果公表や混合物分類のWebツールであるNITE-Gmiccsを公開するなど、国内唯一のGHS総合情報提供サイトとして公開することができた。これらの取組により、化学物質を取り扱う全ての事業者において、GHSに関する知見の向上、混合物の分類における負担の軽減、正確なGHS分類結果が記載されたSDSの流通等サプライチェーン全体での情報伝達の向上が期待される。</p>	
AJCSDの情報更新回数	7回(4/21, 6/2, 7/31, 10/6, 12/14, 1/26, 3/9)							
AJCSDの検索数	令和2年4月～令和3年3月 約12,348リクエスト(月平均約1,029リクエスト)							

英訳作業を外注して対応することとした。

令和2年度は、コロナ禍の影響を受け、厚生労働省のGHS分類検討委員会は当初非公開で書面審議のみであったため、これまで培った機構の知見を活かすべく、分類検討委員として審議を行った。10月開催の第5回からオブザーバー参加を受け入れたことから、人材育成の観点も踏まえ、オブザーバーとしても出席した。

経済産業省もGHS分類検討委員会を設置し、全5回の委員会に機構からオブザーバーとして参加した。オブザーバーであっても機構に意見を求められたことから、適宜意見等を述べ、その意見を踏まえて審議された。

令和2年度は、コロナ禍の影響を受け、7月に開催予定であった国連GHS専門家小委員会は12月に延期となった。12月に開催された国連GHS専門家小委員会にオンラインで参加した。この12月の国連GHS専門家小委員会で用いる対処方針は、厚生労働省からの依頼を受け、7月に開催予定であった分も含め機構が対処方針の案を作成した。国連GHS専門家小委員会については、日本語の議事録を機構が作成し、3月に公開した。

ユーザー目線での情報発信のあり方を検討した結果、従前の政府分類結果の公表に加え、それらの結果を各危険有害性項目の最新版の情報のみに統合し同じ物質で複数回再分類された物質、または一部の危険有害性項目のみが再分類された物質をとりまとめ、項目ごとに最新の結果のみを掲載した「NITE統合版GHS分類結果」を12月に公開した。また、機構のWebサイトから提供しているGHS関連情報を全体的に見直し「GHS総合情報提供サイト」としてリニューアルを12月に行った。公開する情報コンテンツも一から見直し、特に初心者等が躓きやすいポイントなどがわかりやすく学べる学習資料や、コロナ禍においてGHS絵表示がついた消毒剤等の製品が販売され、一般消費者も目に触れる機会が増えていることから、このGHS絵表示の意味をより多くの人に理解してもらう必要が生じているため、GHS絵表示の意味を親子で楽しく学べるGHSパズルもあわせて作成し3月に公開した。

純粋な物質については、NITE統合版GHS分類結果を確認することで、分類が実施されていれば情報は素早く入手することが可能となったが、混合物については、専門的な知見がないと難しい場合が多く、GHS分類が正しく行われていないSDSが流通している例が散見されている。この状況を改善すべく、混合物の分類を手助けするツールを開発し、「NITE-Gmiccs」として3月に公開した。NITE-GmiccsはWebツールとして開発したことで、事業者はインストール作業やソフトウェアのアップデート作業、さらには事業者が使用するパソコンのアップデート等に伴うソフトウェア環境の以降作業等から解放され、インターネット環境さえ整えば、余計な作業等を必要とせず常に最新の情報を基に混合物の分類を実行可能な環境を構築した。

公表物質数(見直しを含む)	164物質
英訳の分類根拠の掲載物質数	516物質

(2) 国内
外の動向調
査・分析等
及び合理的
な評価手法
開発への取

ア アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づき、化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換、途上国における化学物質のリスク評価手法、インベントリの導入及びそれに伴う化学物質の評価に係る研修等を通じた技術支援を行う。また、化審法等について、我が国における産業界の支援につながる国内外への情報提供を行う。

<p>組 国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、効率的な評価方法等の検討や技術的支援等に取り組む。また、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。</p>	<p>組 国内外における調査能力を高め、継続的な情報の収集、整備、提供を行うとともに、化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、効率的な評価方法等の検討や技術的支援等に取り組む。また、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。なお、社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討に取り組む。</p>	<p>●途上国での化学物質関連データベース開発やリスク評価方法の導入等への技術支援（経済産業省の二国間協力を通じた途上国への技術支援） 【タイ・ベトナム】タイ（8月）・ベトナム（3月）とのバイ会合に出席し、化審法審査等における実務経験を踏まえ、今後の両国の化学品法の運用設計等に関し、技術的な助言を行った。</p> <p>●化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換 【韓国・台湾】 新型コロナウイルスの影響により開催が保留されている定期会合について、令和3年度の開催に向けて開催形式や内容について台湾 SAHTECH 及び韓国 KCMA と調整を行った。</p> <p>イ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有等を進め、協力関係を維持・強化する。また、経済協力開発機構（OECD）のハザード評価作業部会会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験法開発等の議論に参加し、我が国の化学物質管理手法に有益な情報収集を行うとともに、状況を経済産業省に報告する。</p> <p>●欧米の関係機関との協力関係の維持強化 【米国 環境保護庁（EPA）】 職員派遣や情報交換のため締結している US EPA との協力レターの有効期限が令和2年4月に切れたため、令和2年6月に SOI を締結した（5年間有効）。EPA への職員の派遣については、新型コロナウイルスの影響により保留中。</p> <p>●経済協力開発機構（OECD）のハザード評価作業部会会合等への参加による情報提供と規制の国際統合化に向けた情報収集と報告 OECD に派遣していた職員の任期が9月に切れたため、新たに職員を派遣した。職員を OECD に派遣していることで、特に構造活性相関の分野において情報交換をしているほか、OECD の会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験方法、化学物質データベースポータルの開発等の議論への参加又は意見交換を実施し、情報提供を行った。さらに、それら会合等での議論・検討の情報収集を行い、その結果を経済産業省等へフィードバックし、日本の化学物質管理制度の国際統合化を図るために貢献した。</p> <p>【OECD】 ・ OECD ハザード評価作業部会会合（6月）及び電話会議（1月） ・ OECD PMT 会合（3月） ・ OECD/eChemPortal 運営会議（Web 会議 4月）及び電話会議（10月） ・ OECD/IUCLID ユーザ・グループ専門家パネル会議（Web 会議 9月）及び電話会議（5月、3月）</p> <p>【国連】 ・ 国連 GHS 専門家小委員会（7月は新型コロナウイルスの影響のため中止、Web 会議 12月）及び GHS 関係省庁等連絡会議（新型コロナウイルスの影響のため未開催）</p>	
--	---	---	--

●情報提供と情報収集

【Web サイト】

機構化学物質管理センターの Web サイトから、海外の化学物質管理制度に関する情報発信を実施した。具体的には、①メールマガジン(呼称：NITE ケミマガ)の中から、事業者の関心が高いと見込まれる海外記事を日本語でわかりやすく解説するコラム、②機構が平成 28 年度に実施したアジア化学物質管理制度調査の概要版を更新するなど、分かりやすい情報提供に努めた。

【講演等】

CRAC2020 (化学物質規制年次会合) (11 月) で講演した。

【国内勉強会】

機構化学物質管理センター内外役職員、経済産業省化学物質管理課及び同素材課の国際担当者、及び産業界向けに、海外の最新情報を提供する勉強会を開催した(令和 2 年度 12 回実施)。これにより、化学物質管理行政に関与する職員等の知見向上につながり、結果として国際業務の円滑な遂行、又は国内業務の改善検討等に貢献した。また、機構職員の国際会議での対応能力の向上のため英語研修を企画・開催した。

ウ 製品含有化学物質のリスク評価手法の精緻化に向け、製品からの化学物質の放出実態に関する調査を行う。その結果を元に、一般消費者を対象としたヒトの生活環境・行動条件を考慮したリスク評価への適応や、化審法の長期使用製品の排出係数決定のための手法確立に取り組む。

なお、実施にあたっては、製品安全分野及びバイオテクノロジー分野が保有する事故原因究明技術、生体分子解析技術等を積極的に活用するものとする。

●長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組

化審法のリスク評価に用いるため、化学物質管理分野と製品安全分野(北陸支所)が連携して、長期使用製品からの化学物質の放出実態に関する調査に取り組んでいる。具体的には、プラスチック製品を軟らかくするための可塑剤として広く使用されているフタル酸エステルやその他の VOC(揮発性有機化合物)成分を含有する樹脂シートからの放散試験の各種試験条件に対する変化を解析し、試験手法の策定を検討している。

製品からの SVOC(準揮発性有機化合物: 沸点が 260℃を超えるような、比較的揮発性の低い有機化合物。可塑剤、難燃剤、殺生物剤等として環境への問題が挙げられているものもある。)の放散を、非破壊かつ簡易に測定する PFS(拡散型フラックスサンプラー)を用いる手法について、放散した化学物質を捕集し分析するための捕集材(固相抽出ディスク)の製造・販売が中止となったため、代替品による添加回収試験及び PFS を用いた試験を実施し、今後の試験で使用可能であることを確認した。

●製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集

令和 4 年 6 月に開催予定の第 10 回締約国会議(COP10)においてストックホルム条約附属書への追加が予定され、その後の審議会で化審法の第一種特定化学物質への指定や輸入禁止製品の決定がなされる可能性があるペルフルオロヘキサン

本実績である PFHxS 等を含有する屋内製品のリスク評価は、北陸支所と連携して実施している製品中の含有試験等の結果と、外注を活用して効率的に実施した文献調査により得られた国内外の含有製品群及び含有濃度等の情報を用いて、化学物質管理センターがリスク評価を実施するものであり、機構内外の技術・知見を結集す

		<p>スルホン酸（PFHxS）等について、含有製品の回収必要性の判断のため、人健康リスクの評価を実施する予定である。</p> <p>リスク評価を行うにあたり、主な暴露源となる製品群や含有濃度等の情報を膨大な文献調査から整理する必要があり、これまで内部人員で実施していた本作業を外注化することで効率的に実施した。また、含有の可能性のある製品サンプルについては製品安全分野（北陸支所）と連携して含有試験等を実施し、試験結果もリスク評価に活用する予定である。</p>	<p>ることとなし得た成果である。なお、文献調査については、これまで内部人員で実施していた主な暴露源となる製品群や含有濃度等の情報を膨大な文献調査から整理する作業を外注化することにより効率的に実施した。</p>							
<p>（3）化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手側のニーズや提供側の実態等を踏まえながら調査を行いつつ、情報発信を行う。</p>	<p>（3）化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手側のニーズや提供側の実態等を踏まえて調査を行い、化学物質のリスク管理に関する事業者向けの講座等の実施を通して、事業者や産業界に加え、国民に向けた情報発信及び普及啓発活動に努める。</p>	<p>●社会人講座の開催・講師派遣等 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、事業者向けに社会人講座としてNITE講座をwebで開講する等、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。</p> <table border="1" data-bbox="715 632 1590 884"> <caption>令和2年度NITE講座実績</caption> <tr> <td>日程</td> <td>10月9日、10月15日、10月23日、10月30日、11月6日、11月13日</td> </tr> <tr> <td>開催方法</td> <td>Zoomウェビナー（本所よりライブ配信）</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>7,000名（全13講義延べ数。各講義の最大711名）</td> </tr> </table> <p>前年度までの会場開催では定員を超える申込みがあり、受講ニーズに応えきれなかったが、オンライン会議ツール（Zoomウェビナー）で1000名までの申込み可としたことから定員超過することなく開催することができた。</p> <p>また、以前から事業者からの要望が多かった消防法の概論の講義を東京消防庁に講師を依頼することで実現した。また、化審法概論を経済産業省、労働安全衛生法概論を厚生労働省、生態影響の講義を国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）に依頼し、外部との連携を強めることで、より事業者役に役立つ情報を発信した。</p> <p>内閣府の「化学物質の安全管理に関するシンポジウム」を機構、国立環境研究所、産総研が持ち回りで実行委員長となり毎年開催している。令和2年度は国環研が主体となり、全体テーマは「Beyond 2020の化学物質管理の方向性」として、令和3年2月4日にwebにて開催。457名が参加した。</p> <p>機構からは「新たなGHS関連情報の提供」として、令和3年度から運用を開始するGHS混合物分類判定システムのWebアプリ版の説明を中心に発表を行った。</p> <p>●Webサイトへの情報提供、メールマガジンの配信の実施 化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、機構のWebサイトを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報等について、最新情報を提供した。情報提供の結果、新聞掲載3回、専門誌を中心に雑誌等掲載が1回あった。</p> <p>NITEケミマガを通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着等の情報を提供した（読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である。）。2010年7月に配信を開始し、令和2年7月30日に第500号の配信となった。登録者数は、令和2年度末9,033から令和</p>	日程	10月9日、10月15日、10月23日、10月30日、11月6日、11月13日	開催方法	Zoomウェビナー（本所よりライブ配信）	参加者数	7,000名（全13講義延べ数。各講義の最大711名）	<p>NITE講座では、令和元年度までの会場開催では定員を超える申込みがあり、受講ニーズに応えきれなかったが、Zoomウェビナーで1000名までの申込み可としたことから定員超過することなく開催することができた。Web開催については、移動の必要がない、地方からも参加しやすい、隣の人や会場の環境を気にせず集中できる等、好評であった。また、事業者からの要望が多かった消防法の概論の講義を東京消防庁に講師を依頼することで実現するとともに、化審法概論を経済産業省、労働安全衛生法概論を厚生労働省、生態影響の講義を産総研に依頼し、外部との連携を強めることで、より事業者役に役立つ情報を発信した。</p>	
日程	10月9日、10月15日、10月23日、10月30日、11月6日、11月13日									
開催方法	Zoomウェビナー（本所よりライブ配信）									
参加者数	7,000名（全13講義延べ数。各講義の最大711名）									

			<p>3 年度末(3/31 時点) で 9,033 の 682 (8.2%) 増加となった。</p> <p>●パンフレットの配布等を通じた化学物質管理情報発信 コロナ禍におけるテレワークの普及に伴いパンフレットの配布数は減少したものの、化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット(約 60 部)や NITE-CHRIP パンフレット(約 30 部)、リスク評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」(約 1 部)等の配付を行い、機構の活動の理解促進に努めた。</p> <p>なお、業務内容を紹介する化学物質管理センターパンフレットについては内容を更新した ver.11 を発行した。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

I-3. バイオテクノロジー分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	バイオテクノロジー		
業務に関連する政策・施策	ものづくり/情報/流通・サービスのうち、バイオ	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 特許法施行規則 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。 【重要度：高】 【困難度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0372

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
【基幹目標】 微生物遺伝資源の利用環境整備による微生物遺伝資源の提供依頼件数	令和元年度比2%増加		—	—	2,491件 (平成29年度比2.4%増)	2,619件 (平成30年度比5.1%増)	2,779件 (令和元年度比6.1%増)		予算額（千円）	1,776,922	1,848,978	2,072,203	1,838,680	1,970,834
新たな微生物遺伝資源の収集数	産業界からのニーズ等を踏まえ、150株		186株	531株 (29年度からは比較参照用微生物にも対象を拡大)	471株	428株	182株 (令和2年度からは、能動的収集微生物を対象を限定)		決算額（千円）	1,950,231	2,415,006	2,004,881	2,744,807	2,619,003 (予算額との差異10%超の主な理由は、施設整備費補助金の増である。)
企業との共同事業等及び地域産業振興支援、共通課題の解決のための技術的支援の実施件数	10件		—	—	13件	30件	31件		経常費用（千円）	1,962,080	1,963,902	2,005,888	2,014,509	2,071,315
生物遺伝資源のバックアップ保存数	ユーザーからの依頼に基づき全数を実施	(参考) 平成29年度6,982株、平成30年度10,623株、令和元年度11,865株	—	6,982株・機器専有3台 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	10,623株・機器5台 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	11,865株・機器9台 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	12,735件・機器9台 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)		経常利益（千円）	25,945	32,926	▲23,836	74,265	75,635
特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均	294件 (全件実)	305件 (全件実)	317件 (全件実)	291件 (全件実)	319件 (全件実)		行政サービス実施コスト（千円）	2,225,964	1,996,629	2,002,421	—	—

		304 件	施)	施)	施)	施)	施)							
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 134 件	354 件 (全件実施)	124 件 (全件実施)	104 件 (全件実施)	174 件 (全件実施)	71 件 (全件実施)	行政コスト (千円)	-	-	-	2,906,257	2,434,423	
GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 1 件	-	1 件 (全件実施)	2 件 (全件実施)	1 件 (全件実施)	1 件 (全件実施)	従事人員数	80	78	78	78	75	
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去 3 年平均 12 件	12 件 (全件実施)	12 件 (全件実施)	14 件 (全件実施)	9 件 (全件実施)	0 件 (全件実施)							
製品事故の原因物質解析の実施件数	生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施	(参考) 過去 3 年平均 21 件	16 件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	19 件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	23 件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	21 件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	22 件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価
			業務実績
<p>基幹目標 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。</p>	<p>基幹目標 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。</p>	<p>ユーザーニーズに基づく微生物遺伝資源の提供形態の多様化、及び利用環境整備により、微生物遺伝資源の利用件数を令和元年度比2%増加（新規に微生物遺伝資源を利用する法人：過去5年以内に利用がない法人）</p>	<p>【基盤整備/重要項目】</p> <p>① 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、公的機関等が保有する生物資源データを集約した横断的データベースの安定的な運用及び生物資源データの情報整備並びに提供 令和2年度は、分離源や原産国等の条件から微生物を検索できるよう利便性を向上させるとともに、NBRC株と理化学研究所JCM株の統合的な検索が可能なデータベースであるDBRP Stanzaを令和2年4月に公開し、日本の代表的なカルチャーコレクションの菌株を一元的に検索、選定できるようにした。 また、民間企業2社、地方自治体2機関が保有する生物資源情報や、機構バイオテクノロジーセンター（NBRC）が保有するRD株（スクリーニング株）およそ3万株の情報を登録し、令和2年度末時点で、菌株の情報52,915株分、微生物種の情報8,106件、論文・特許・学会発表等の情報6,638件、ゲノム情報2,684件、画像情報2,395件、その他解析情報53件を利用可能とした。 外部機関により登録された生物資源情報については、企業間での利用契約が1件成立し、バイオ企業等の中での新たなマッチング機会創出に貢献した。 さらに、<u>横断的データベースを中核としたバイオテクノロジー分野の事業戦略を策定し、経済産業省に対しても積極的に提案を行った結果、バイオ戦略2020（基盤的施策、市場領域施策確定版）、バイオテクノロジーが拓く『第五次産業革命』（産構審バイオ小委員会報告書）、第3期知的基盤整備計画に機構の役割が反映された。</u></p> <p>② 微生物遺伝資源の利活用促進に向けたサービス強化と安定的な供給 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言により、<u>多くの微生物資源保存機関が分譲業務を停止している状況において、抗ウイルス性の製品や素材の開発、流通等、衛生関連産業におけるニーズの急速な高まりに応えるため、出勤人数を制限しながら衛生関連の規格試験に用いられる検定菌を中心に分譲を継続したところ、利用が増加し事業者の研究開発や製品化を強力に支援することができた。</u>特に、公的試験に用いるバクテリオファージ（以下「ファージ」という。）を国内で唯一保有、分譲している機関が機構であることから、<u>抗ウイルス試験に用いられるファージ株の急増する分譲依頼に対して高品質かつ安定に供給するとともに、技術的な支援・助言を行い、初めて扱う事業者におけるファージ株の利用を可能とするなど、機構にしか成し得なかった支援を行った。</u> また、業務効率化とユーザーの利便性向上のため、オンラインによる分譲依頼の受付を3月16日に開始した。書面による依頼では約40%について依頼者に依頼内容の確認を行っていたが、オンラインによる依頼では約5%に減少し、業務が効率化された。</p> <p>③ 機構の有する微生物遺伝資源の安全性や機能等に関する情報を整備し提供 カルタヘナ法に基づく事前相談259件（令和元年度171件）、事前審査71件、審議会審査支援5件を実施した。</p> <p>自己評価 <u>評定：S</u> 基幹目標を除く全ての定量的指標（全件実施を除く。全件実施指標についても全件実施を達成）が120%を超え、かつ基幹目標は306%と大幅に達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を活かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、<u>社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超えて非常に高い効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</u> ○コロナ禍により急速に高まったニーズへの迅速な対応と産業支援 コロナ禍により高まる衛生関連試験ニーズを予測し供給を継続した結果、<u>事業者による抗ウイルスや除菌・消毒に有効な製品や素材等の研究開発や製品化を強力に支援することができた。</u> 公的試験に用いるバクテリオファージを国内で唯一保有、分譲している機構は、<u>抗ウイルス試験に用いられるファージ株を高品質かつ安定的に供給するとともに技術的な支援・助言を行い、新規に取り扱う事業者におけるファージ株の利用を可能とするなど、機構にしか成し得なかった支援により、トータルで的確に産業活動を推進し、抗ウイルス素材及び素材関連製品市場の急拡大（前年度比約1.5倍との見込み）に適時に貢献することができ、ひいては、国民の安心・安全にも寄与した。</u> これらの取組により、<u>新規法人の割合も24.4%と2年連続で20%を越える高水準を維持した。</u> また、オンラインによる分譲依頼の受付を3月16日に開始した。書面による依頼では約40%について依頼者に依頼内容の確認を行っていたが、オンラインによる依頼では約5%に減少し、業務が効率化された。 ○新型コロナウイルス代替消毒方法の有効性評価（社会的な情勢変化への迅速な対応） <u>当初の事業計画になかったが、緊急性の高い社会的要請に対し、迅速に体制を構築し、対応した。</u> 最終報告書は、<u>国（厚生労働省、文部科学省、消費者庁、国民生活センター）をはじめ、41都道府県、15政令指定都市の資料に引用され、学校、病院等においても活用されている。</u> 製品リストは、行政機関の資料のみならず、衛生用品を扱う商社やメディアによって解説付きで取り上げられるなど、<u>広く活用されている。</u> さらに、<u>主要メディアに計89件も紹介されるなど、国民の高い関心に応えた。</u>また、アルコールアレルギーの方にとって福音となる消毒方法としても評価されている。 最終報告書の結論により、<u>製品への有効塩素濃度の記載がデファクトとなり、消費者庁の措置命令等による、不適切な市販品の排除に繋がった。</u> ○バイオエコノミー社会の実現に向けた戦略策定と政策反映 外部環境変化を踏まえて事業戦略を見直し、経済産業省の政策や戦略に積極的に</p>

			<p>また、<u>組換えバキュロウイルスを用いて生産された試薬については、経済産業省と連携し、一部の例外を除き、規制の見直しがなされた。</u>このことにより、カルタヘナ該当品として販売されてきた多くの試薬製品が非該当品となり、<u>研究開発現場での取扱いの負担が軽減されることが期待される。</u></p>	<p>提案を行った。その結果、<u>機構の役割が政策に反映されることとなり、国家プロジェクトで得られた生物資源関連の情報が機構に一元的に集約・統合される構図ができた。</u>これにより、<u>機構のプレゼンスが向上した。</u></p> <p><u>機構への情報の集約が加速することで、ビッグデータ化による利活用促進と産業界へのソリューション提供が期待される。</u></p> <p>○機構が開発した獣毛繊維混用率試験法の ISO 規格の普及とベンチャー支援への展開</p> <p>機構が開発した獣毛繊維鑑別試験法は令和2年6月に ISO20418-3 として成立し、国際標準化が完了した。この ISO 規格をもとに、海外では <u>32 カ国で国内規格が成立（令和3年3月現在）し、国内でも高い関心を示している。</u>この ISO 化により、<u>カシミア原毛取引だけで43億ドル（4,700億円以上）、他の獣毛を含め、製品取引では数兆円の市場規模において、まがい物の排除により、獣毛製品の信頼回復、品質の改善、貿易の円滑化が見込まれる。</u>カシミア等獣毛繊維の国際工業団体からも ISO 成立を強く歓迎する声が寄せられている。</p> <p>当該試験法は他の繊維にも応用できることから、<u>NICE プログラムを通じてベンチャー企業から依頼され、人工構造タンパク質繊維の鑑別及び混用率算定の国際標準化に向けた共同技術開発を開始した。</u><u>ベンチャー支援、新産業分野の創出、我が国発の技術の国際競争力強化につながる活動への展開が見込まれる。</u></p> <p><機構評価・計画諮問会議委員からのコメント></p> <p>コロナ禍のような有事の状況で、抗ウイルス試験に必要とされる生物資源などを提供できたことは、これまで機構が着実に資源を維持してきた結果であり、素晴らしい成果である。コロナ対応としての消毒方法の有効性評価については、経済産業省だけでなく厚労省など他省庁との狭間の取組であったが、その困難な状況でもスピード感をもって対応し、情報発信ができた。バイオ×デジタルの大きな流れに対して、バイオ戦略などの議論で機構はプレゼンスを示せていた。生物資源のデータを NITE がとりまとめることとなり、データを民間で活用する土台作りもできたことで、今後に期待している。S 評価に値すると考える。（釘宮委員）</p> <p>機構が実施した消毒方法の有効性評価の一部である次亜塩素酸水の情報は、女性週刊誌でも取り上げられ、機構のプレゼンスを高めることに繋がった。（筑紫委員）</p>
<p>1. 生物遺伝資源の産業利用促進 (1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する</p>	<p>1. 生物遺伝資源の産業利用促進 (1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する</p>	<p>新たな微生物遺伝資源の収集数（産業界からのニーズ等を踏まえ、150株）</p>	<p>ア 微生物遺伝資源の寄託手続きを滞りなく行うとともに、産業界からのニーズを踏まえ、バイオ戦略等に資する機構単独での微生物遺伝資源の収集及び他機関と連携した共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、<u>微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。</u></p> <p>国内外の様々な環境から新しい微生物遺伝資源の分離、国内外の生物遺伝資源機関(BRC)と微生物遺伝資源の交換、外部研究者からの譲渡・寄託により、微生物遺伝資源を収集し保存している。</p> <p>収集した微生物遺伝資源は、事業者や研究開発機関が、製品開発や物質生産などに利用するために提供している。また、公的試験方法(日本産業規格(JIS)や日本薬局方など)に指定された微生物遺伝資源も安定的に提供している。</p>	<p><u>産業界からのニーズ等を踏まえ、医薬品や食品等の開発に役立つヒト由来の微生物、ものづくりに活用できる微生物、技術開発等のためのリファレンスとなる微生物等、182株（指標値比121.3%）の微生物遺伝資源を収集し、指標を達成した。</u></p>

国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。

国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。

項目	年度	令和2年度	令和元年度
産業利用上重要な微生物 ^{*1} (NBRC株)			
登録数		482株	640株
有用機能等の探索源となる微生物 ^{*2} (RD株)			
保存数		202株	514株

※1：産業利用上重要な微生物の種類：新たな医薬品や食品等の開発に役立つヒト由来の微生物、ものづくりに活用できる微生物、技術開発等のためのリファレンスとなる微生物等
 ※2：有用機能等の探索源となる微生物

特に、産業界のニーズが高い微生物遺伝資源を182株（指標値比121.3%）収集し、指標を達成した。

- 対応した主なニーズは以下のとおり。
- ・ エアコン等の空調機器材料の防菌防カビ性能評価への活用が期待されるエアコンから分離した酵母4株の他、金管楽器やスマートフォンなどの製品を汚染するカビ17株の提供を開始した。
 - ・ 耐熱性試験の結果が論文で報告されている食品汚染菌（変敗ゼリー製品由来）である耐熱性カビ7株、柑橘類の白カビ病の原因菌として知られている一方、飲料に好ましいフレーバーを与える酵母1株、アラゲキクラゲの白色変異株1株など天然のきのこから分離された菌類20株、サイレージづくりに使用されるビール粕から分離された細菌1株、新規生理活性物質nonthmicinを産生する細菌1株の提供を開始した。
 - ・ 企業へのヒアリングや問合せ等により産業界のニーズが高い、健康との関連性が次々と明らかになっているヒトの腸管、口腔、皮膚等由来の微生物を、機構独自に分離し、酪酸菌を始めとする分離が困難な菌株12株をNBRC株として提供開始した。
 - ・ 様々な酵素を産生する可能性を秘めたスクリーニング源として期待できる堆肥や土壌から分離した好熱性及び高温耐性糸状菌108株の提供を開始した。

イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001に適合した微生物遺伝資源の管理を維持する。

特定の遺伝子の塩基配列情報に基づく同定による学名の確認に加え、一部の菌株については、遺伝子配列の代わりに、菌株のタンパク質の質量分析データから迅速かつ低コストに同定する手法を用い、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を確実に実施した。

供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、国際規格ISO 9001に基づく品質マネジメントシステムのマネジメントレビューを1回開催し、運営状況を確認した。品質マネジメントシステムの適合性及びシステムが効果的に運用されているかを内部監査により確認した。10月22日から23日にかけて受審した定期審査では、登録されているマネジメントシステムについて、システムが維持されていると判断され、生物遺伝資源の利用数増加に向けたソリューション活動の拡大や検定菌の無償提供等の良い活動が見られたとの所見の報告がなされた。

事業活動と品質マネジメントシステムの融合を進め、品質マネジメントシステムの改善に一段と取り組むことで計画を着実に実施することに加え、コロナ禍においても事業者支援活動として検定菌等の無償提供やその後の生物遺伝資源の安定供給を実現した。

ウ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を整理・公開する。属性情報に基づき、ユーザーニーズに応じた微生物遺伝資源を的確に提供（分譲）し、利用を促進する。

ユーザーからの微生物遺伝資源の提供依頼件数（2,743件）に対して微生物遺伝資源の提供を全件対応した。また、微生物遺伝資源の利用環境整備による微生物遺伝資源の利用件数は2,779件で、指標を大幅に超えて達成した。

機構で保有している菌株の利用拡大を戦略的に進めるための基幹目標対策会議を設置し、コロナ禍で対面での広報活動が制限される状況において、オンラインでの営業活動やWebコンテンツを拡充して菌株購入に繋がる活動を行った。具体的にはユーザー啓発のためにカビの取扱い方法を解説する3つの動画を公開するとともに、これまでに公開している関連動画をまとめたWebサイトを開設した。また、ニーズの高い食品・植物由来の微生物株リストの更新、乳酸菌Lactobacillus属の再分類による学名変更の新旧対応表の公開を行い、微生物に関する様々なご相談にメールやビデオ通話でお応えする相談窓口として「微生物コンシェルジュ」を開設した。

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言により多くの微生物資源保存機関が分譲業務を停止している状況において、抗ウイルス性の製品や素材の開発、流通等、衛生関連産業におけるニーズの急速な高まりに応えるため、出勤人数を制限しながら衛生関連の規格試験に用いられる検定菌を中心に分譲を継続したところ、利用が増加し事業者の研究開発や製品化を強力に支援することができた。特に、公的試験に用いるバクテリオファージ（以下「ファージ」という。）を国内で唯一保有、分譲している機関が機構であることから、抗ウイルス試験に用いられるファージ株の急増する分譲依頼に対して高品質かつ安定に供給するとともに、技術的な支援・助言を行い、初めて扱う事業者におけるファージ株の利用を可能とするなど、機構にしか成し得なかった支援を行った。

さらに、RD株の創薬利用に繋がる仕組みとして、培養抽出物を提供し、その抗菌活性等を評価する共同事業を2社と実施した。これらの事業では、事業終了後、有望な菌株を企業が研究開発のために一定期間優先的に使用できる措置を盛り込んでおり、うち1社とは機構初となる優先使用措置に関する契約を締結した。

その他、マイクロバイームを用いた医薬品や食品等の開発において課題となっている、マイクロバイーム分析における結果のばらつきを評価するための計測レファレンス（NBRC微生物カクテル）の提供を行うとともに、産業界のニーズが高いヒト由来微生物についても、新たに収集した微生物も合わせてWebサイトから公開するとともに、メール対応等によるオンライン上でのきめ細かなサポートを行うことにより、利用を促進した。

業務効率化とユーザーの利便性向上のため、オンラインによる分譲依頼の受付を3月16日に開始した。書面による依頼では約40%について依頼者に依頼内容の確認を行っていたが、オンラインによる依頼では約5%に減少し、業務が効率化された。現在は書面と併用している分譲依頼を、令和3年度中にオンラインに一本化する予定。

コロナ禍により高まる衛生関連試験ニーズを予測し供給を継続した結果、事業者による抗ウイルスや除菌・消毒に有効な製品や素材等の研究開発や製品化を強力に支援することができた。

公的試験に用いるバクテリオファージを国内で唯一保有、分譲している機構は、抗ウイルス試験に用いられるファージ株を高品質かつ安定的に供給するとともに技術的な支援・助言を行い、新規に取り扱う事業者におけるファージ株の利用を可能とするなど、機構にしか成し得なかった支援により、トータルで的確に産業活動を推進し、抗ウイルス素材及び素材関連製品市場の急拡大（前年度比約1.5倍との見込み）に適時に貢献することができ、ひいては、国民の安心・安全にも寄与した。

また、オンラインによる分譲依頼の受付を3月16日に開始した。書面による依頼では約40%について依頼者に依頼内容の確認を行っていたが、オンラインによる依頼では約5%に減少し、業務が効率化された。

受益と負担の適正化を考慮し、実費を勘案した手数料をユーザーに負担していただくため、直近の実費に基づいた見直しを行った。本件についてはメールマガジン等で周知を行い、NBRC 株は令和 2 年 4 月 1 日に手数料を改定した。

○微生物遺伝資源の提供依頼件数（国内）

項目		年度	令和 2 年度	令和元年度
微生物遺伝資源の提供依頼件数			2,779 件	2,619 件
内訳	NBRC 株		2,571 件	2,406 件
	RD 株		159 件	148 件
	微生物カクテル		13 件	39 件
	共同事業等における提供等		36 件	26 件

○微生物遺伝資源の提供依頼株数

項目		年度	令和 2 年度	令和元年度
NBRC 株				
分譲数	微生物株		11,656 株	7,854 株
	DNA クローン		43	195
	ゲノム DNA		98	64
RD 株				
提供数			5,586 株 (うち、 新規 2,666 株)	4,611 株 (うち、 新規 1,906 株)
微生物カクテル				
提供数			Cell-Mock-001 8 セット DNA-Mock-001 25 本	Cell-Mock-001 43 セット DNA-Mock-001 18 本

エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276 等の国際標準化会議において、バイオバンクの運営管理要件等に関する ISO 国際標準化事業に貢献する。また、当該貢献にあっては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。

ISO/TC276 のエキスパートとして、TC 会議、国内委員会及び国内分科会に出席し、2018 年に発行した「バイオバンク（微生物を含む全ての生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の施設等の要件に関する国際標準規格書（ISO 20387）」に係る、微生物バンクに特化した国際標準規格書（ISO 24088-1）について、我が国の微生物遺伝資源機関の代表として、我が国がすでに構築している品質管理に添った規格となるよう文書作成に参画した。ISO 20387 のガイド文書である TR 22758 の和訳版作成に参画するとともに、適合性認定分野の担当者と情報共有を行いつつ、ISO 20387 及び関連する試験所認定規格 ISO 17025 について所内関係部署への講習会を実施し、BRC 認定の検討のための情報を共有した。さらに、アジアの BRC 関係者に対し、オンライン講演会を実施し専門的知見の共

これらの国内外の標準化活動を通じて、微生物遺伝資源機関としての知名度向上と信頼性確保に繋がっており、バイオバンクの国際標準化により、バイオバンクの生物遺伝資源利用者の利便性向上に繋がることが期待される。

			<p>有を行った。</p> <p>オ 生物遺伝資源の利用促進を図るため、機構自ら微生物遺伝資源が生産する物質の情報等を収集するとともに、微生物遺伝資源の産業有用機能の検索が可能なデータベース（MiFuP：Microbial Functional Potential）等により微生物遺伝資源の遺伝子や機能に関する情報を提供する。</p> <p>●微生物の有害機能が検索可能なデータベースの情報提供 バイオ産業界における微生物の安全性評価を支援するため、遺伝子情報から微生物の毒素産生能等の有害機能が検索可能な微生物有害性遺伝子情報データベース（MiFuP Safety）を平成28年12月から公開・運用している。令和2年度は当該データベース情報の更新を2回行い、9件の有害機能について解説資料（Note）を作成し、それらのうち2件について公開すると共に、より正確な検索結果が得られるように4件の機能検索条件について改良を行って公開した。また、令和2年度に新たに当該データベースと微生物有害情報リストの間を相互に参照できる機能を追加し、微生物の有害機能からバイオセーフティーレベル（BSL）や法規制の情報にスムーズにアクセスできるようにした。</p> <table border="1" data-bbox="667 877 1656 1010"> <tr> <td>更新回数</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>新規情報追加件数</td> <td>新規解説資料（Note）追加：2件 機能更新：4件 相互参照追加：24件</td> </tr> </table> <p>さらに、微生物の持つ有用機能について検索可能なデータベース（MiFuP）及び微生物有害性遺伝子情報データベース（MiFuP Safety）について、プログラムと連携してゲノム情報から機能検索を行うためのAPI（Application Programming Interface）を開発した。</p>	更新回数	2回	新規情報追加件数	新規解説資料（Note）追加：2件 機能更新：4件 相互参照追加：24件	<p>微生物有害情報リストとMiFuP Safetyを統合したデータベース「微生物有害情報データベース M-RINDA」を安定的に運用し公開情報の更新及び改善を行うとともに、新たに相互参照機能を追加することで、微生物の有害機能からバイオセーフティーレベル（BSL）や法規制の情報にスムーズにアクセスできるようにするなど、ユーザーの効率的な有害性情報の取得に貢献した。</p>	
更新回数	2回								
新規情報追加件数	新規解説資料（Note）追加：2件 機能更新：4件 相互参照追加：24件								
<p>(2) 産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、生物資源データ</p>	<p>(2) 産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、生物資源データ</p>	<p>・企業等との共同事業等及び地域産業振興支援、共通課題の解決のための技術的支援の実施件数（10件） ・生物遺伝資源のバックアップ保存数（ユー</p>	<p>ア 公的機関等と連携し、微生物を主とする生物資源データを集約した横断的データベースの安定的な運用及び情報提供を行うとともに、利用促進に向けた広報活動を実施する。</p> <p>生物遺伝資源に関する情報を統合・相互利用できるプラットフォームである生物資源データプラットフォーム（DBRP）を、令和元年6月から公開し運用している。</p> <p>令和2年度は、分離源や原産国等の条件から微生物を検索可能とする改修を実施することで検索システムの利便性を向上させるとともに、微生物分類や分離源等の情報を視覚的に分かりやすく表示するアイコン表示を追加した。また、NBRC株と理化学研究所 JCM 株の統合的な検索が可能なデータベースである DBRP Stanza を令和2年4月に公開し、日本の代表的なカルチャーコレクションの菌株を一元的に検索、選定できるようにした。</p> <p>また、民間企業2社、地方自治体2機関が保有する生物資源情報をそれぞれ令和2年6月及び9月に公開した。さらに、NBRCが保有するRD株（スクリーニング株）およそ3万株の情報を令和3年1月に公開した。これらのため年度内に計4回更新を実施し、令和2年度末時点で、菌株の情報52,915株分、微生物種の情</p>	<p>外部環境変化を踏まえて事業戦略を見直し、経済産業省の政策や戦略に積極的に提案を行った。その結果、<u>機構の役割が政策に反映されることとなり、国家プロジェクトで得られた生物資源関連の情報が機構に一元的に集約・統合される構図ができあがった。</u>これにより、機構のプレゼンスが向上した。</p> <p>機構への情報の集約が加速することで、<u>ビッグデータ化による利活用促進と産業界へのソリューション提供が期待される。</u></p>					

<p>を集約した横断的データベースを運用し、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題の解決を支援する。また、地域のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による微生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支援する。さ</p>	<p>を集約した横断的データベースを令和元年度から公開・運用し、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題の解決を支援する。また、地域等のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による微生物遺伝資源を利用したものづく</p>	<p>ザーからの依頼に基づき全数を実施)</p>	<p>報 8,106 件、論文・特許・学会発表等の情報 6,638 件、ゲノム情報 2,684 件、画像情報 2,395 件、その他解析情報 53 件を公開している。</p> <p>また、外部機関により登録された生物資源情報については、企業間での利用契約が 1 件成立し、バイオ企業等の中での新たなマッチング機会創出に貢献した。さらに、DBRP に生物資源情報を登録するための契約を大学 1 機関と令和 3 年 3 月に締結した。</p> <p>国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発／高生産性微生物創製に資する情報解析システムの開発」プロジェクトの 16 課題により得られたデータについて登録を行った。データの内訳は、ゲノム解析・発現量解析・プロテオーム・メタボローム等の解析情報（ゲノム情報 224 件、その他解析情報 1038 件）、実験情報 162 件、プロジェクト情報 16 件、菌株の情報 2,452 件、特性情報 1,607 件等である。これらについては令和 3 年度に公開予定である。これらの情報を産業界に提供することでスマートセル（高度に機能がデザインされ、機能の発現が制御された生物細胞）による物質生産を加速できる。</p> <p>また、若手職員を中心とした戦略検討チームを結成して議論を深め、中長期的な観点かつ出口思考で将来のビジネスモデルを検討し、横断的データベースを中核としたバイオテクノロジー分野の事業戦略「生物資源データプラットフォーム（DBRP）をハブとしてバイオとデジタルの融合を推進し、生物資源及び関連情報の価値を高め、利活用促進を図るとともに、社会にソリューションを提供する。」を新たに策定した。</p> <p>策定した戦略は経済産業省に対して積極的に提案を行った結果、バイオ戦略 2020（基盤的施策、市場領域施策確定版）、バイオテクノロジーが拓く『第五次産業革命』（産構審バイオ小委員会報告書）、第 3 期知的基盤整備計画に機構の役割が反映された。</p> <p>さらに、策定した戦略を実現するための具体的な取組について、有識者で構成される『生物資源情報充実化戦略検討委員会』を設置し、議論を進めた。令和 3 年 3 月末に委員会からの提言を受領し、機構の今後の取組について検討を進めているところである。</p> <p>イ 企業や業界団体、公的研究機関（公設試験研究機関等）との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出、共通課題の解決等に資する取組を支援する。菌株の優先使用措置を試行的に実施することにより、模倣や追随によるリスクを軽減した実用化を支援する。</p> <p><u>企業からの要請、又は企業等のニーズに基づく大学、研究機関等からの要請に基づき、国際競争力維持・強化、ものづくり基盤、国民生活の安全・安心、経済活動等の促進に寄与する共同事業等を実施し、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組を 31 件（指標値比 310%）実施した。</u></p> <table border="1" data-bbox="647 1829 1665 1913"> <tr> <td>微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組の支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td>支援先</td> </tr> </table>	微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組の支援		支援内容	支援先	<p>企業や公設試験研究機関等との共同事業等について、31 件（指標値比 310%）を実施し、指標を達成した。</p> <p>NEDO「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発／高生産性微生物創製に資する情報解析システムの開発」における自家蛍光の実用化技術開発として、油脂酵母の物質生産を中心に自家蛍光プロファイルの実用性の検証を行い、<u>成果について共同で特許出願した。本技術は、微生物の機能性評価、選抜、管理・モニタリング</u>といった研究開発から生産の現場で広く利用できる可能性があり、今後の社会実装へ期待できる。</p>	
微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組の支援									
支援内容	支援先								

<p>らに、海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。</p> <p>りを促進・支援する。さらに、海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。また、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p>	<p>産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究</p> <p>食品危害菌等の有害微生物の迅速かつ正確な検出技術開発のための連携及び微生物に関する種々の情報共有</p> <p><i>Dehalococcoides</i> 属細菌 UCH-ATV1 株の社会実装</p> <p>ヒトマイクロバイオーム関連計測の標準基盤整備</p> <p>スマートバイオ産業・農業基盤技術のための国内データベース統合化及び微生物探索プラットフォームに関する共同研究 (SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)スマートバイオ産業・農業基盤技術)</p> <p>住環境(エアコン)に生息する微生物等の安全性評価手法の開発</p> <p>NITE 微生物資源の新機能開拓のための評価</p> <p>希少放線菌培養抽出物の抗細菌活性評価事業</p> <p>高品質機能製品の製造を念頭においたスマートセルインダストリー支援のための微生物評価に関する共同研究 (NEDO「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発/高生産性微生物創製に資する情報解析システムの開発」プロジェクト)</p> <p>パーミキュライト法による凍結保存が担子菌株(きのこ)に与える影響の評価</p> <p>皮膚用微生物カクテルに関する共同研究</p> <p><i>Dehalococcoides</i> 属細菌 UCH007 株の社会実装に向けた検討</p> <p><i>Dehalococcoides</i> 属細菌 UCH007 株の増殖原理解明に向けた情報等提供</p> <p>カルタヘナ法第一種使用等における生物多様性影響評価手法の検討</p> <p>希少放線菌培養抽出物の抗真菌活性評価</p> <p>機構の希少放線菌培養抽出物を利用した創薬連携</p> <p>カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発(NEDO「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発/カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発/データ駆動型統合バイオ生産マネジメントシステム(Data-driven iBMS)の研究開発」プロジェクト)</p> <p>NEDO「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業/海洋生分解性に係る評価手法の確立」</p>	企業	<p>NEDO「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業/海洋生分解性に係る評価手法の確立」において、再委託先4大学と連携しISO化に向けた生分解性に係る微生物株分離・菌叢解析・機能評価を開始した。海洋生分解性プラスチック評価手法の確立により、本市場に関して我が国の素材産業におけるバイオ化の加速的な発展や国際的産業競争力の強化に貢献することが見込まれる。</p> <p>機構が技術協力した千葉県君津市の地方創生事業「きみつ食の彩りプロジェクト『カラー工房(酵母)』」において取得された酵母を企業が利用して2種類の化粧品が完成し、地域ブランドのシリーズ化によるブランド力向上、カラーの販路拡大による持続的な地域経済活性化に貢献した。</p> <p>これまで広く一般に提供していた機構が保有する希少放線菌スクリーニング株について、初めて、特定の企業等に対して優先的な使用を可能とする仕組みを構築した。これにより、創薬分野における研究開発の過程で他者による模倣・追従のリスクが低減され、産業化に向けた微生物の利用促進が期待される。</p> <p>カルタヘナ法第一種使用等における生物多様性影響評価手法の検討事業において、令和2年度は、2事業者の株で開放系試験を、5事業者の株で閉鎖系試験を実施した。これらのデータを基に令和3年度内に生物多様性影響評価手法(案)と生物多様性影響評価書作成用のガイダンスを作成する予定である。</p>
		特定非営利活動法人	
		企業、大学	
		企業、国立研究開発法人	
		国立研究開発法人	
		大学	
		研究開発法人	
		企業	
		国立研究開発法人	
		企業3社	
		企業、国立研究開発法人	
		企業	
		大学	
		計6件(企業、大学)	
		企業	
		計3件(国立研究開発法人、大学)	
国立研究開発法人			
国立研究開発法人、大学			

ムーンショット型研究開発事業/地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現/生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発	国立研究開発法人、 大学
微生物による未利用資源の活用技術の開発	地方試験研究機関、 企業3社
高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新 (サポイン事業終了後の継続事業として実施している共同研究契約を延長)	地方試験研究機関
環境省調査委託事業「令和2年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査」	環境省、企業

- ・ 機構が開発した、パーミキュライト法を用いた担子菌培養株の長期保存技術の特徴や有用性に関する情報を収集するため、1年間本法で凍結保存した菌株を復元し菌糸レベルの有効性を確認した。共同事業を行っている3社の担子菌関連企業にて、きのこ産生能の検証を実施中である。
- ・ 微細藻類を利用した共同事業「産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究」では、機構より提供した微細藻類からの抽出物を化粧品原料としてアンチポリューション、アンチエイジングを目的としてメラノーマ細胞、エラスターゼ活性抑制(シワケア)評価試験等を行い、高い活性を有する株を同定した。また、抗炎症作用を示す物質について令和3年5月の2年に一度行われる化粧品産業展(CITE JAPAN)(国内最大の化粧品業界の展示会の一つ)で新規原料としての発表が予定されている。
- ・ SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)スマートバイオ産業・農業基盤技術)に参画し、NBRCが保有する微生物を利用して高機能微生物等のハイスループットな探索・獲得を実現する基盤技術を開発すること及び生物資源をはじめとするバイオ情報の統一と一元化を行い生物資源の利用環境整備を目指している。健康に関する機能性を付与した食品開発等のニーズが多い乳酸菌を効率的に選抜する技術開発を行い、乳酸菌が増殖した培養物を自動で分取するための課題解決を行った。
- ・ NEDO「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発/高生産性微生物創製に資する情報解析システムの開発」に参画し、微生物が発する自家蛍光プロファイルの観察を通じて物質生産性向上株を選抜する技術開発を行っている。令和2年度は機構保有の油脂生産酵母野生株を網羅的に解析することで、自家蛍光プロファイルから機能(油脂生産量)予測するモデルを開発し、本件に関わる特許出願を行った。
- ・ NEDO「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発/カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発/データ駆動型統合バイオ生産マネジメントシステム(Data-driven iBMS)の研究開発」プロジェクト)に参画し、機構が担当する、プロジェクト参画者への菌株(NBRC株、RD株)の提供を実施するため、菌株提供スキームを構築した。また、京都大学等をはじめとする当該事業参画者に対し、200株以上の菌株提供を行った。
- ・ 「カルタヘナ法第一種使用等における生物多様性影響評価手法の検討」事業

において、遺伝子組換え生物の第一種使用等（開放系利用）を申請する際に必須である「生物多様性影響評価」の評価手法や判断基準等の確立に向け、共同事業先から微細藻類の提供を受け、外部での開放系実証実験を行い、培養時の藻類の飛散状況を観察した。また、閉鎖系試験として、開放系実験場所周辺で採取した海水、土壌などを用いて生残性試験、環境微生物への影響評価試験を行った。さらに熱・乾燥耐性試験、塩耐性試験などを含む生育特性試験を行うと共にウキクサ、マウスなどを対象にした毒性試験を外部委託により実施した。

- ・ 「住環境（エアコン）に生息する微生物等の安全性評価手法の開発」事業において、令和2年度にはエアコン1台から29菌株を分離・同定し、その内8菌株のカビ酵母をNBRC株とした。また、千葉大学真菌医学研究センターからアレルギー性喘息の原因と考えられる臨床由来の担子菌類9菌株の分譲を受け、培養してアレルギー性喘息原因タンパクの検出に供した。
- ・ バイオ産業の持続的な発展を支えるためには、ユーザーニーズに沿った利用形態の多様化、利用環境の整備が必要である。日本薬局方等に定められた試験を行う際に、試験の迅速実施や結果の正確性を求めるユーザーニーズを踏まえて、機構とビオメリュー社との間の契約に基づき、機構が分譲する微生物を用いた微生物定量試験用製品 BioBall®※の提供を行った。令和2年度は、変更契約締結により *Staphylococcus aureus* NBRC 14462 を対象微生物として追加した。

※ 微生物定量試験用製品 BioBall®：一定数の微生物を含むように作られたボール状の製品で、培地性能試験や精度管理などに使用される。

- ・ 食品業界を中心とした企業が参画する特定非営利活動法人国際生命科学研究機構（ILSI Japan）と協力・連携し、マトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計（MALDI-TOF MS）を用いた危害菌を主とする迅速同定の実態や課題、微生物についての最新動向についてオンラインによる情報共有を行い、コロナ禍においても産業界における微生物迅速同定技術の向上のための技術的なアドバイスを行った。
- ・ 製薬、化学、食品、受託解析サービス等の企業32社が参画する一般社団法人日本マイクロバイオームコンソーシアム、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び国立研究開発法人理化学研究所との連携によるNEDO先導研究プログラムに参画し、産業界が必要とするヒトマイクロバイオーム計測の標準プロトコルを作成するための計測レファレンス（ヒト由来微生物カクテル）を作製、参画機関への提供を行った。令和3年度は、一般への頒布が開始できるよう体制整備を行う。
- ・ バイオレメディエーションなどの環境浄化分野における微生物活用促進を図るため、環境省の調査委託事業に参画し、実際の汚染サイトに微生物を注入することによる環境影響を検証するための微生物叢解析を実施した。
- ・ 国立研究開発法人理化学研究所からの助言を得つつ、新たにNBRCが保有する約250株を対象に、工業原料物質等の産生能について解析データを収集した。また、収集したデータを3社に提供し、食品の発酵試験や工業原料の微生物による生産に活用された。
- ・ 一般社団法人日本マイクロバイオームコンソーシアム、国立研究開発法人産業技術総合研究所との連携はコロナ禍の影響を鑑み連携機関を延長し、ニキビ、アトピー等の炎症性皮膚疾患との関連が指摘されている皮膚マイクロバイオームの計測のための標準プロトコルを作成及び皮膚マイクロバイオーム

- 計測用レファレンス（微生物カクテル）の試作品を作製した。
- ・ 機構が保有する希少放線菌の産業利用のため、公募による共同事業を実施し培養抽出物の評価を行った。創薬への有用性が見出された菌株について、企業が他者の模倣リスクを回避して研究開発できるよう優先的に利用できる取組を構築し、実施に至った。
 - ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）と、AMED 創薬ブースター事業における支援テーマに対して機構が保有する国内由来の希少放線菌の培養抽出物を提供する覚書を締結するとともに、当該事業に採択された3つのテーマに対して、培養抽出物の提供を行った。
 - ・ 令和元年度に実施した和歌山県工業技術センターとの共同研究において、食品加工場から排出される調味廃液の微生物による浄化及び再資源化（油脂生産）に有力な菌株を見出した。社会実装に向けて、企業中心の連携体を構築し、秘密保持契約締結の下、検討を進めた。

その他の支援の取組

- ・ 機構の保有する菌株を用いて、かねてより産業界から要望が多かった微生物（*Lactobacillus* 属、*Cladosporium* 属）に対するマトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計（MALDI-TOF MS）を用いた微生物の迅速同定に有効なデータセットの提供を開始した。また、MALDI-TOF MS データを利用して産業界においてニーズの高い微生物（*Cutibacterium acnes*）の情報付加、識別手法の情報提供を行った。
- ・ 過去の連携事業である「きみつ食の彩りプロジェクト（カラー工房（酵母）」事業へのフォローアップとして、地域ブランド株の保全及び酵母以外のカラー由来微生物株の利用方策検討の支援を通じて、令和2年度には、企業によりカラー由来酵母を利用した化粧品が開発され、一般販売された。

●海洋プラスチックごみ問題への取組

生分解性素材の標準化支援と生物資源・情報の整備と提供を通じて国際社会及び産業界が広く抱える世界共通の課題に対して政府の取組を支援した。

「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業／海洋生分解性に係る評価手法の確立」や「ムーンショット型研究開発事業/地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現／生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発」といった国家プロジェクトに参画し、令和2年度は、プラスチック試料の実海域への浸漬を行い、回収した試料に付着した微生物叢の解析や微生物の分離等、分解性評価試験に必要なデータ収集を段階的に開始した。

ウ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。

地震等災害発生時に企業等が保有する微生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため、微生物遺伝資源のバックアップ保存業務を実施し、新たに企業等から30件870株のバックアップを受入れ、合計189件12,735株を保管するとともに、9件9台の機器単位でのバックアップを行うに至

っている。問合せや依頼に対しても、速やかに対応し、当該業務を確実に実施した。
 また、バックアップサービスの利用促進を図るため、オンラインでの営業活動を行った。

	令和2年度	令和元年度
生物遺伝資源バックアップ実績		
件数	189件	159件
株数	12,735株	11,865株
本数	19,754本	18,363本
機器単位でのバックアップ実績		
件数	9件	9件
台数	9台	9台

エ 微生物の培養や保存等の取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法等、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。

国内外の事業者や研究開発機関等から、培養方法、保存方法、菌株紹介等の幅広い問合せに対し、電話やメール等で1,225件対応した。ウェブサイトに微生物に関する様々なご相談にメールやビデオ通話でお応えする相談窓口として「微生物コンシェルジュ」を開設した。

(問合せ事例)

- ・ エタノールを産生せずマルトース資化性を持つ酵母株の問合せについて、DBRPで公開していることを紹介した。
- ・ エアコンや浴室などの住環境に発生する菌株について問合せがあり、菌株情報を確認して提案した。
- ・ 色素に関する研究を行うに当りアクチノバクテリアを探している方に対して、10株程度菌株を選定して写真を提示し、2株分譲につなげた。
- ・ 好酸性好熱性古細菌の復元方法について、Webサイトに掲載しているメールマガジンのバックナンバーを用いて紹介した。

生物遺伝資源のバックアップをユーザーからの依頼に基づき全数を実施し、指標を達成した。

国内外の事業者や研究開発機関等からの幅広い問合せに対し、電話やメール等で全数に対応した。

(3) 産業界における生物遺伝資源の利用促進のための人材育成、普及啓発活動
 利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上

(3) 産業界における生物遺伝資源の利用促進のための人材育成、普及啓発活動
 利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上

ア 講習会、講演活動等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会等以下8件を実施した。

- ① BioJAPANにおけるセミナー「切り開け！ with コロナ時代のバイオ・イノベーション -我が国のバイオ×デジタルの加速に向けて-」(NITE 講座前期)の実施
 令和2年度発表されたバイオ戦略2020(基盤的施策)に基づきNBRCの取組について紹介するとともに、バイオ及びデジタルに関連する最新の研究動向について、有識者から説明

微生物遺伝資源と関連情報の産業界における利用促進に資する講演会や研修会、大学生向けの実習(オンライン開催)等の実施により、普及啓発活動等を8件実施した。これにより、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発に繋がった。

<p>に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p>	<p>に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。 なお、この際、事業者や産業界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。</p>	<p>② BioJAPANにおける一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）による出展者プレゼンテーションを実施 「NBRCの新しいヘルスケア産業支援：ヒト由来微生物提供とビジネスマッチング」というタイトルでNBRCのヒト由来微生物株の提供や細菌叢解析のレファレンスとなる『NBRC微生物カクテル』の提供等を紹介。</p> <p>③一般社団法人繊維評価技術協議会の令和2年度第42回職員研修会の実施 一般社団法人繊維評価技術協議会試験・検査部関係試験機関連携委員会によってISO規格となった機構が開発した獣毛鑑別方法（ISO20418-3）について、機構から開発と今後の展開の紹介を研修形式で実施した。</p> <p>④ 特定非営利活動法人バイオ計測技術コンソーシアム（JMAC）「第132回定例会」において講演を実施 第132回定例会において「バイオ×デジタル時代の微生物資源センター（Microbial BRC）を目指して」のタイトル講演を行い、NITE/NBRCの多様な生物資源（計測用リファレンスも含め）とデータ（MSデータと画像データ）の整備に加え、今般それらを一元的に提供する微生物データプラットフォームについて等、新しいBRCの取組を紹介した</p> <p>⑤ 山梨大学生命環境学部生命工学科における生物資源実習を実施 生物資源実習（オンライン開催）において、機構の事業やNBRCの施設についての紹介を行った。</p> <p>⑥ 一般財団法人バイオインダストリー協会 講演会名：「未来へのバイオ技術」において、講演を実施。 一般財団法人バイオインダストリー協会が実施する講演会名：「未来へのバイオ技術」における勉強会「南極、深海から宇宙まで～新奇・極限微生物をめぐる戦略」において、タイトル「熱水環境から新奇細菌の発見とそのゲノム、そしてNITEの戦略」で講演を行った。極限環境である海底熱水や陸上温泉から分離した分類学上新規な細菌をいくつか紹介するとともに、微生物が示す情報をどう解釈するかについて、また、微生物情報における機構の戦略も併せて紹介した。</p> <p>⑦ NITE 講座後期の実施 「微生物遺伝資源・情報へのアクセスと産業基盤」のテーマでバイオテクノロジーセンター職員から、機構の取組を紹介するとともに、企業等による微生物遺伝資源の利活用促進に貢献する機構の取組を紹介した。</p> <p>⑧ 第10回東京皮膚科学研究会での口頭発表 タイトル「アレルギー性接触皮膚炎の原因物質の最新情報」で口頭発表を実施。製品によるアレルギー性接触皮膚炎の事故について、メガネフレーム等のプラスチック材料、化粧品に含まれる物質の光変換体が原因となった事例等の紹介を行った。</p> <p>イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展・論文の発表等を通じ</p>		
--	--	--	--	--

て、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。

●プレスリリースによる発信

○タイトル：【新型コロナウイルス対策支援】微生物株（NBRC 株）の無償提供を開始しました

医薬品や衛生用品又は食品等の安定的な製造及び流通のため、必要な品質管理等を目的とする場合や、新型コロナウイルス対策のために必要な場合」の微生物株の利用について、NBRC 株を無償で提供することとしたことについてプレスリリースを行った。食品・医薬品・衛生用品等の安定的な製造及び流通といった生活基盤の維持に関する業務や、事業者による新型コロナウイルスへの対策支援を紹介した。

○タイトル：【新型コロナウイルス対策 BCP 支援】生物遺伝資源の無償バックアップサービスを開始

生物遺伝資源の無償バックアップサービスを開始したことについてプレスリリースを行った。事業継続に影響を受けた事業者が保有する生物遺伝資源を一時的に無償でお預かりすることで、収束後の事業再開支援を紹介した。

○タイトル：新しい時代の地域経済活性化に生物資源データプラットフォームが貢献します

機構で昨年 6 月から運用を開始した DBRP に、静岡県、和歌山県のデータを収録し、公開したことについてプレスリリースを行った。今回公開した両県の生物資源データの特徴と、DBRP ではそれら情報がどう見えるかを紹介し、地域経済活性化に生物資源データプラットフォームが貢献することを紹介した。

○タイトル：NITE 発案の獣毛繊維鑑別法が国際標準規格になりました

機構が開発した獣毛繊維試験方法が、6 月 5 日に ISO 規格として発行されたことについてプレスリリースを行った。動物の種類によって毛に含まれるタンパク質が微妙に異なることを利用してカシミヤなどの獣毛繊維を化学分析によって正確に鑑別し、その混合比率を測定する方法である。今回の規格は、獣毛繊維としてカシミヤ、ヒツジ、ヤク、キャメル、アルパカ、アンゴラウサギの計 6 種を鑑別の対象としたもので、国際市場取引の適正化に貢献することを紹介した。

○タイトル：新規医薬リード化合物の創出に期待 味の素株式会社が保有する希少な微生物を含む約 600 株の情報を DBRP で公開しました

機構で令和元年 6 月から運用を開始した生物資源データプラットフォーム（DBRP）に、味の素株式会社のデータを収録し、公開したことについてプレスリリースを行った。新規医薬リード化合物の創出に期待される今回公開した生物資源データの特徴と、DBRP ではそれら情報がどう見えるかを紹介した。

○タイトル：新たな健康食品開発に期待 株式会社テクノスルガ・ラボの酪酸産生菌の情報を DBRP で公開しました

機構で昨年 6 月から運用を開始した生物資源データプラットフォーム（DBRP）に、株式会社テクノスルガ・ラボのデータを収録し、公開したこと

コロナ禍において、学会や展示会等の中止が相次いだ中、プレスリリースや外部刊行物への掲載等の対面以外の手段により、事業者や産業界、国民に対して、バイオテクノロジーセンターの業務成果やサービスについて積極的に発信した。

ついてプレスリリースを行った。新たな健康食品開発に期待される今回公開した生物資源データの特徴と、DBRP ではそれら情報がどう見えるかを紹介した。

○タイトル：NITE で初めて有望菌株の優先使用を可能にしました

機構は、株式会社ゲノム創薬研究所との共同事業において、機構が保有する菌株の中から昨今社会問題となっているメチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）の感染に対して有効性を示す物質を生産する菌株の探索を行ってきた。当該共同事業で得られた成果の実用化に向けて、有望な菌株を一定期間優先的に使用できる措置を講じる契約を初めて締結し、プレスリリースを行った。優先使用措置の付与により、他者による模倣・追従のリスクを低減した創薬研究開発に貢献することを紹介した。

○タイトル：カラーの花由来酵母からスキンケア化粧品が誕生します～千葉県君津市の地方創生事業を支援し、官民連携で地域経済を活性化～

機構が平成 27 年度から協力してきた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく千葉県君津市の地方創生事業「きみつ食の彩りプロジェクト『カラー工房（酵母）』」において、新ブランドとしてカラーの花由来酵母を利用した新たな化粧品が誕生したことについてプレスリリースを行った。千葉県君津市の地方創生事業を支援し、官民連携で地域経済を活性化に貢献することを紹介した。

○タイトル： カラーの花由来酵母から新製品誕生～千葉県君津市の地方創生事業を支援し、官民連携で地域経済を活性化

機構は、千葉県君津市の地方創生事業「きみつ食の彩りプロジェクト『カラー工房（酵母）』」において、君津市特産の花であるカラーから微生物を分離するなど技術協力を行ってきました。このたび、本プロジェクトで採取されたカラーの花由来酵母の培養液から化粧品原料としての有用性が株式会社シーボンと株式会社テクノブルの共同研究により見出され、株式会社シーボンがスキンケア化粧品の製品化に至ったことについてプレスリリースを行った。千葉県君津市の地方創生事業を支援し、官民連携で地域経済を活性化に貢献することを紹介した。

○タイトル： NITE、株式会社ゲノム創薬研究所、学校法人帝京大学の三者が有望菌株の優先使用に関する契約を締結

機構、株式会社ゲノム創薬研究所、学校法人帝京大学の三者が有望菌株の優先使用に関する契約を締結したことについてプレスリリースを行った。本契約により、ゲノム創薬研及び帝京大学は、機構の保有する希少放線菌の中から選抜した有望な菌株を一定期間、優先的に使用することができ、実用化に向けた研究の加速が期待されることを紹介した。

●展示会等での情報発信

- ・BioJapan、北海道ビジネス EXPO、ビジネスマッチ東北でブース出展を行い、微生物の利用促進や機構のサービスの紹介を行った。
- ・BioJapan では、「切り開け！ with コロナ時代のバイオ・イノベーション -我が国のバイオ×デジタルの加速に向けて-」というタイトルでのセミナーを開催し、各有識者からバイオ及びデジタルに関連する最新の研究動向につ

いての講演を行った。(再掲)

- ・ NPO 法人近畿バイオインダストリー振興会議の主催するビジネスマッチング 2020 トライアルにおいて、機構バイオテクノロジーセンターの業務内容を紹介するとともに微生物利用企業とのマッチングを図った。

●職員による発表等を通じた情報発信

- ・ 特定非営利活動法人バイオ計測技術コンソーシアム (JMAC) 「第 132 回定例会」 (11 月 26 日)、一般財団法人バイオインダストリー協会「講演会名: “未来へのバイオ技術” 勉強会「南極、深海から宇宙まで~新奇・極限微生物をめぐる戦略」」 (1 月 7 日) に講師を派遣し、機構の活動について紹介した。(再掲)
- ・ 職員による学会等での発表 (トーゴの日シンポジウム 2020、第 10 回東京皮膚科学研究会、日本農芸化学会等) を行い、機構の業務成果や微生物に関する専門的な知識を積極的に情報発信し、認知度向上と成果普及を行った。
- ・ 一般財団法人バイオインダストリー協会が主催する”未来へのバイオ技術” 勉強会において、極限環境から分離した分類学上新規な細菌やゲノム情報について講演し、また微生物情報における機構の戦略について紹介した。(再掲)
- ・ ACM17 において、NBRC カルチャーコレクションの報告として、寄託数・分譲数等の実績を報告するとともに、トピックとして消毒 TF における取組等を紹介した。
- ・ パーミキュライト法に関する論文を国際専門誌に掲載することで、特許庁委託研究開発業務の成果として、凍結保存が難しい菌根性担子菌に対する長期凍結保存法を世界に発信した。

●Web サイト等での情報発信

- ・ 最新の知見に基づく情報を提供するため、新たに分譲を開始した微生物遺伝資源の情報について、Web サイトにおいて、NBRC 株は計 6 回、RD 株は計 1 回更新した。機構が保有する一般的な微生物の画像について、生体膜を形成する主要な脂質分子で多機能脂質であるスフィンゴ脂質の生産菌やマグネトソームと呼ばれる磁性を持つ顆粒を持った微生物等を公開した。

プレスリリース	10 件
外部刊行物への掲載件数	47 件
テレビ放映等メディア取材件数	7 件
メールマガジン	
配信数	11 回
受信者数	1,871 名 (令和元年度末から約 20 名増)
学会・講演件数	11 件
展示会等へのブース出展	3 件

特許微生物寄託事業を以下のとおり実施した。		
	令和 2 年度	令和元年度
特許寄託の申請受付件数	319 件(全件実施)	291 件(全件実施)

特許法に基づく特許微生物の寄託の受入れを全件実施し、指標を達成した。
 なお、緊急事態宣言下においても寄託受入れを実施し、押印対応が難しい寄託者に対しても柔軟な対応を行った。

<p>寄託業務 特許法施行規則第27条の2及び3の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p>	<p>寄託業務 特許法施行規則第27条の2及び3の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p>	<p>の寄託の実施件数（全件実施）</p>	<table border="1" data-bbox="676 90 1632 220"> <tr> <td>特許寄託株の分譲件数</td> <td>59件</td> <td>64件</td> </tr> <tr> <td>国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数</td> <td>24株</td> <td>26株</td> </tr> </table> <p>また、微生物の保存技術に関する研究開発を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担子菌培養株の長期保存技術に関する開発 令和2年度に2年目を迎えた担子菌培養株の長期保存に関する共同事業で使用する株について、1年間菌糸レベルの安定した凍結保存性を確認した。 菌根性担子菌以外の凍結感受性が高い担子菌培養株を用いてパーミキュライト法の汎用性の検証において、43株で1年後の生残性試験で良好な結果が得られた。 また、保存技術に関する研究開発を微生物の利用者に対して広く普及促進するために、凍結保存が難しい菌根性担子菌に対する長期凍結保存法の有効な候補として開発したパーミキュライト法に関する論文を国際専門誌に掲載することで世界にその技術を広めた（Sato, M., Inaba, S., Noguchi, M., & Nakagiri, A. 2020. Fungal Biology. 124: 742-751）。 ●動物細胞の凍結保存・評価技術に関する開発 凍結中の温度変動による動物細胞への影響を検証した。その結果、凍結中の不適切な温度変動はヒトiPS細胞の融解後の動物細胞の生存率、増殖にも影響を与えることが確認された。また、温度変動に対する影響については、細胞株によって一定の類似性があることが確認された。 ●微細藻類の安定した維持方法に関する開発 寄託数の多い、クラミドモナスの凍結方法や凍害保護剤の違いによる生残性を検証した。その結果、緩慢凍結法と直接凍結法の間で生残性に違いはないこと、凍害防御剤としてメタノール及びジメチルスルホキシド（DMSO）を用いたときに凍結保存できることを確認した。 ●動物由来成分を含まない保護剤を用いて作製した標品の長期保存技術に関する開発 特許微生物株に使用される培地に家畜伝染予防法に規定される指定検疫物（血清など）が含まれていると、輸出入の際に多大な手間がかかる可能性がある。微生物を利用した特許の維持には分譲可能であることが必要な要件となるため、動物由来成分を含まない保存方法を確立することが望まれており、<i>Mycoplasma</i>属細菌をモデルケースとして指定検疫物を含まない保存方法に関する検討を行った。その結果、系統樹上で異なる分類群に位置する5株を対象とした実験により、L-乾燥保存においては、血清を除いた保護剤を用いて保存できることが示された。 	特許寄託株の分譲件数	59件	64件	国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数	24株	26株		
特許寄託株の分譲件数	59件	64件									
国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数	24株	26株									
<p>3. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p>	<p>3. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等に関する大臣確認のための事業者からの申請に基づく事前審査（令和3年1月22日以降は審査）を71件（全件、遺伝子組換え生物等の名称に基づく株数では181株）実施した。また、カルタヘナ法の審査を行う経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会バイ</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え微生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査（審査）を全件実施し、指標を達成した。 ・事前審査件数（審査）71件（全件実施）</p>							

<p>(1) カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。また、引き続き遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援のための体制整備を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化のための体制整備を行う。</p>	<p>(1) カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。また、引き続き遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援のための体制整備を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化のための体制整備を行う。</p>	<p>生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数（全件実施）</p>	<p>オ小委員会第 10, 11, 13 回バイオ利用評価ワーキンググループ（以下「産構審バイオ小委員会」という。）に対する審査資料の作成等の審査支援（5 件、遺伝子組換え生物等の名称に基づく株数では 5 株）を実施した。事業者からの照会等への対応を合計 259 件実施した。</p> <p>機構からの提案及び技術的支援により、申請書等について e-Gov による電子申請受付を開始し、審査フローを見直した。さらに『カルタヘナ法の解説』の改訂、包括確認申請手続の改善等が実施された。</p> <table border="1" data-bbox="667 420 1644 930"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数</td> <td></td> <td>74 件</td> <td>183 件</td> </tr> <tr> <td>うち、機構による事前審査対象件数</td> <td></td> <td>71 件 (全件実施)</td> <td>174 件 (全件実施)</td> </tr> <tr> <td>うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数</td> <td></td> <td>5 件</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>事業者からの照会等への対応件数</td> <td></td> <td>259 件</td> <td>171 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>面談による事前相談</td> <td>9 件</td> <td>12 件</td> </tr> <tr> <td>電子メールによる問い合わせ</td> <td>192 件</td> <td>125 件</td> </tr> <tr> <td>電話による問い合わせ</td> <td>58 件</td> <td>34 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>微細藻類を用いた燃料、化成品生産等の研究開発が進展し、高効率な生産を実現する観点から遺伝子組換え体を用いた開放系での利用も想定されていることを背景に「遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業」に関して、経済産業省及びカルタヘナ法の共管省庁となる環境省の外、有識者による評価手法検討委員会を計 3 回開催した。上記共同事業契約に基づく評価試験を実施しており、令和 2 年度は開放系試験を 2 件実施した。閉鎖系試験も令和元年度に引き続き実施している。</p> <p>近年、遺伝子組換えウイルスによる物質生産が広く一般に利用されてきているが、カルタヘナ法の規制の中で、製品中におけるウイルス残存を否定できるかによって取扱いに大きな影響を及ぼすことから、規制見直しを要望されているところである。試薬生産に広く利用されている組換えバキュロウイルスについては、適切なアフィニティ精製を経た試薬はウイルス残存を否定できる論文や組換えバキュロウイルスの安全性データが蓄積しており、専門家と経済産業省と見直しについて協議した。最終的にバイオ小委員会バイオ利用評価ワーキンググループで審議され、適切なアフィニティ精製を経た試薬はカルタヘナ法適用外となった（一部例外あり）。</p> <p>経済産業省が進める電子申請の導入に向け、事前審査体制について経済産業省担当課室と協議を行い、1 月 22 日より電子申請受付を導入した。導入後は、機構の事前審査が正式審査に位置付けられ、大臣確認申請への効率化がより図られた。</p>	項目	年度	令和 2 年度	令和元年度	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		74 件	183 件	うち、機構による事前審査対象件数		71 件 (全件実施)	174 件 (全件実施)	うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数		5 件	9 件	事業者からの照会等への対応件数		259 件	171 件	内訳	面談による事前相談	9 件	12 件	電子メールによる問い合わせ	192 件	125 件	電話による問い合わせ	58 件	34 件	<p><u>電子申請受付を開始し、審査フローを見直すための提案及び技術的支援を行った。これらの改善により、書類の押印不要化等、事業者の事務的負担を軽減し、かつ標準審査期間を 1 週間短縮することができた。</u></p> <p>包括確認申請手続の改善実施のための提案及び技術的支援を行った。 具体的には、供与核酸の要件にかかる範囲拡大及び申請可能条件の変更により、対象となる案件・事業者が増加した。このため、新規申請の増加が見込まれる。</p> <p>評価手法検討委員会を計 3 回開催し、評価試験手法の妥当性、評価試験結果の確認を行った。評価手法については試験結果に基づき、都度更新している。令和 3 年内に微細藻類に関する試験を終了する予定であり、試験のデータを元に令和 3 年度内に生物多様性影響評価手法（案）と生物多様性影響評価書作成用のガイダンスを作成する予定である。</p> <p><u>組換えバキュロウイルスを用いて生産された試薬については、経済産業省と連携し、一部の例外を除き、規制の見直しがなされた。このことにより、カルタヘナ該当品として販売されてきた多くの試薬製品が非該当品となり、研究開発現場での取扱いの負担が軽減されることが期待される。</u></p>	
項目	年度	令和 2 年度	令和元年度																																
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		74 件	183 件																																
うち、機構による事前審査対象件数		71 件 (全件実施)	174 件 (全件実施)																																
うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数		5 件	9 件																																
事業者からの照会等への対応件数		259 件	171 件																																
内訳	面談による事前相談	9 件	12 件																																
	電子メールによる問い合わせ	192 件	125 件																																
	電話による問い合わせ	58 件	34 件																																
<p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示</p>	<p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示</p>	<p>GILSP 遺伝子組換え微生物リストの</p>	<p>最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等することができるものとして大臣が告示で定める GILSP 遺伝子組換え微生物のリストについて、<u>経済産業省からのリストへの追加及び見直しの要請に対して告示改正原案の作成を確実に実施した。</u></p>	<p>経済産業省の要請に基づく GILSP 告示原案の作成を全件実施し、指標を達成した。</p> <p><u>GILSP 遺伝子組換え微生物のリストの別表第二に対して大幅な表記方法の見直しを提案し、承認された。この変更は、事業者の要望にも合致し、リストの利便性を</u></p>																															

<p>原案の作成 経済産業省 の要請に基 づき、「遺 伝子組換え 生物等の第 二種使用等 のうち産業 上の使用等 に当たって 執るべき拡 散防止措置 等を定める 省令別表第 一号の規定 に基づき経 済産業大臣 が定める GILSP 遺伝 子組換え微 生物 (※)」の 原案作成を 行う。</p>	<p>原案の作成 経済産業省 の要請に基 づき、「遺 伝子組換え 生物等の第 二種使用等 のうち産業 上の使用等 に当たって 執るべき拡 散防止措置 等を定める 省令別表第 一号の規定 に基づき経 済産業大臣 が定める GILSP 遺伝 子組換え微 生物 (※)」の 原案作成を 行い、経済 産業省に報 告するとと もに、審議 会での検討 について技 術的な支援 を行う。</p>	<p>告示原案 の作成件 数（全件 実施）</p>	<p>令和2年度の作業分、及び現行リストの構成見直し案については、産構審パイ オ小委員会で審議され、作成した内容で承認された。機構は、委員会での GILSP 告示の改正及び告示の記載方法の変更について審議するための資料を作成する等 技術的支援を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="667 296 1626 384"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GILSP 告示原案の作成件数</td> <td></td> <td>1件(全件実施)</td> <td>1件(全件実施)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	年度	令和2年度	令和元年度	GILSP 告示原案の作成件数		1件(全件実施)	1件(全件実施)	<p>向上することが見込まれる。</p>	
項目	年度	令和2年度	令和元年度										
GILSP 告示原案の作成件数		1件(全件実施)	1件(全件実施)										
<p>(3) 立入 検査 カルタヘナ 法に基づく 製造事業者 等に対する 立入検査に ついて、経 済産業省の 指示に基づ き、的確に 実施する。</p>	<p>(3) 立入 検査 カルタヘナ 法に基づく 製造事業者 等に対する 立入検査に ついて、経 済産業省の 指示に基づ き、的確に 実施する。</p>	<p>カルタヘ ナ法に基 づく立入 検査の実 施件数 (全件実 施)</p>	<p>コロナ禍の影響を鑑み、令和2年度の経済産業省からの指示は0件であったた め、機構が実施する立入検査数も0件となる。</p> <table border="1" data-bbox="667 1539 1626 1669"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件 数</td> <td>0件 (全件実施)</td> <td>9件 (全件実施)</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	令和元年度	カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件 数	0件 (全件実施)	9件 (全件実施)	<p>コロナ禍の影響で経済産業省と協議し全件実施せず。</p>			
	令和2年度	令和元年度											
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件 数	0件 (全件実施)	9件 (全件実施)											

<p>(4) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。 また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行</p>	<p>(4) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。 また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行</p>	<p>製品事故の原因物質解析の実施件数（生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施）</p>	<p>ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。</p> <p>合成生物学については、生物の多様性に関する条約（CBD）事務局が実施するSBSTTA-24 非公式準備会合（オンライン）に出席者として登録し、情報収集を行った。</p> <p>「遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業」において、カルタヘナ法規制対象外と考えられるゲノム編集により作出された微細藻類を取り扱う為の情報提供書について経済産業省と協議をした。</p> <p>イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼした事例があるタンパク質等生体由来の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へ情報を提供する。また、住環境に生息する微生物等の安全性評価手法を関係機関と連携して開発する。</p> <p>●化粧品原料等の安全性確保のための情報提供</p> <p>①毛髪用脱色剤</p> <p>毛髪用脱色剤によるアナフィラキシー（強力なアレルギー反応）が疑われる製品事故が発生し、原因調査を行った。アナフィラキシーを発症させたと考えられる毛髪用脱色剤には全て過硫酸塩が含まれており、原因物質と考えられる。</p> <p>毛髪用脱色剤については、過去に当機構の調査により、過去に過硫酸塩によるアナフィラキシー（強力なアレルギー反応）を引き起こすことが判明している。今回の調査結果は、直ちに経済産業省化粧品産業担当部署に情報提供している。</p> <p>②防腐剤</p> <p>シャンプーに含有していた化粧品向け防腐剤のメチルイソチアゾリノン及びメチルクロイソチアゾリノンによるアレルギー性接触皮膚炎の解析を実施し、新たな代謝機構で発症していることが確認された。</p> <p>調査結果は、「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会（厚生労働省系会合）」を通じ、経済産業省、厚生労働省、消費者庁、国民生活センター等関係団体、業界団体に提供し、指導、注意喚起を要請する。</p> <p>【情報提供件数 2件】</p> <p>●環境中に存在する微生物が原因の可能性のあるアレルギーに関する原因究明手法の検討</p> <p>製品事故原因究明のうち、原因究明手法が確立されていない分野、事故の取扱いが不明な分野について、製品安全分野と共同で原因究明手法を検討している。令和2年度は、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して検討及び原因タンパク質の解析を行った。</p> <p>具体的には、カビ（<i>Aspergillus</i> 属等）のデータ解析を実施し、アレルギー性喘息の原因が、今まで知られていない十数種類のタンパク質により引き起こされていることを解明、また、タンパク質ではない物質も原因となっていることを解明した。国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）との事業としてアレルギー性喘息の原因菌として解明が進んでいない担子菌（キノコ）を実施することが決まったことから、カビ（<i>Aspergillus</i> 属等）の実験データ取得に加え、担子菌（キノコ）の検討を実施した。NBRC 株担子菌のスエヒロタケ、ヤケイロタケ、アラゲカワラタケ3株を用いて、体温依存性培養方法の開発、タンパク質抽出、</p>	<p>合成生物学については、SBSTTA-24 非公式会合に出席し、各国の発言をとりまとめ、経済産業省を通じて関係省庁に共有した。本情報は SBSTTA-24 公式会合に向けた日本の対処方針作成に貢献している。</p> <p>「遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業」において、ゲノム編集技術を用いた微細藻類株については、経済産業省と協議を行い、評価手法検討委員会にて情報提供書（案）を確認し、経済産業省に提出することとした。事業終了後に同様の仕組みを構築することで、カルタヘナ法規制対象外のゲノム編集株の利用促進に貢献できると考えられる。</p> <p>化粧品原料等に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析結果を関係省庁等への情報提供を2件行った。</p> <p>バイオテクノロジーセンターが有する生体分子解析技術や得られたデータは、外部機関より、高く評価されており、化粧品、化粧品原料の安全性の確保のための情報として活用されている。データが活用された結果、事業者による製品の安全性への取組が向上することにより、国民の安全が確保されるとともに、事業者における損害賠償等事業リスクの低減に貢献する。</p> <p>エアコンから、採取、単離された菌について、NBRC 株化、原因タンパク質の同定、防カビ試験方法開発により、エアコンが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害の防止、カビ対策エアコンの普及による国民の安心・安全に寄与することができる。</p>	
---	---	---	--	--	--

<p>い、その分析結果を報告する。</p>	<p>い、その分析結果を報告する。</p>	<p>同定方法を開発した。</p> <p>今後、事業の成果として、カビによるアレルギー性喘息の診断基準が AMED により作成されるとともに、原因カビ等を機構より提供する。また、得られたデータにより、防カビ対策エアコン等の開発、評価試験が実施され市場が拡大すると想定される。</p> <p>また、AMED 主催の委員会・会議等に 2 回参加し、業務成果について報告した。また、学会発表 2 回、エアコン内の真菌（カビ・キノコ等）機構の Web サイトの更新を 4 回行い、菌株リストを掲載し、分譲開始等の情報発信を行った。</p> <p>ウ 微生物及び遺伝子組み換え微生物等が生産する生体物質について、バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法等を関係機関と連携して開発する。また、獣毛繊維、新規タンパク質繊維等に対する標準化活動を支援し JIS や ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化会議において、規格化に貢献する。</p> <p>● 獣毛繊維鑑別・混用率試験方法国際標準化</p> <p>獣毛繊維については、消費者の利益の保護、国際商取引の円滑化、法運用の適正化のため、繊維混用率算定試験方法の ISO/TC38/WG22 で審議、国際標準化作業が終了し、令和 2 年 6 月に国際規格が発行された。</p> <p>原案名：ISO20418-3 Textiles Qualitative and quantitative proteomic analysis of some animal hair fibres Part 3: Peptide detection using LC-ESI-MS without protein reduction.</p> <p>このうち、機構が開発した、獣毛繊維鑑別・混用率試験方法は、カシミヤ、ヒツジ、ヤクの 3 種に加え、キャメル、アルパカ及びアンゴラウサギを加えた 6 種を対象としている。キャメル、アルパカ及びアンゴラウサギについて、化学的に鑑別、混用率が実施できる世界で唯一の方法である。<u>令和 2 年 6 月の ISO 成立により、新規獣毛繊維も含めた繊維鑑別、混用率算定が世界的に実施可能となった。</u>また、発行された規格は、世界的にも有効性が確認され、令和 3 年 3 月末時点で 32 か国にて国内規格が成立し、欧州規格 CEN やドイツ規格（DIN）、フランス規格（NF）、イギリス規格（BS）等世界的に重要な位置付けの各国規格で採用されている。</p> <p>● 構造タンパク質繊維鑑別・混用率試験方法国際標準化</p> <p>日本発、地方発のベンチャー企業が開発した遺伝子組み換え微生物等が生産する構造タンパク質繊維の世界流通を支援するため、ISO 国内審議団体である構造タンパク質素材産業推進協会（SPIA）とともに原案作成、国内対策委員会分科会長へ就任する等 ISO 制定作業を実施した。ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化会議において、用語は、DIS ステージとなり、繊維鑑別は、試験方法の提案までの作業が終了した。</p> <p>令和 2 年度は、ISO/TC38/WG22 の会議に 2 回出席（令和 2 年 9 月、5 月 Web 会議）した。</p> <p>今後、ISO 制定作業の実施、新たに繊維混用率試験方法の開発、ISO 提案を行う予定。</p>	<p>機構が開発した獣毛繊維鑑別試験法は令和 2 年 6 月に ISO20418-3 として成立し、国際標準化が完了した。この ISO 規格を元に、海外では 32 カ国で国内規格が成立（令和 3 年 3 月末）し、国内でも高い関心を示している。この ISO 化により、<u>カシミヤ原毛取引だけで 43 億ドル（4,700 億円以上）、他の獣毛を含め、製品取引では数兆円の市場規模において、まがい物の排除により、獣毛製品の信頼回復、品質の改善、貿易の円滑化が見込まれる。</u>カシミヤ等獣毛繊維の国際工業団体からも ISO 成立を強く歓迎する声が寄せられている。</p> <p>当該試験法は他の繊維にも応用できることから、<u>NICE プログラムを通じてベンチャー企業から依頼され、人工構造タンパク質繊維の鑑別及び混用率算定の国際標準化に向けた共同技術開発を開始した。</u><u>ベンチャー支援、新産業分野の創出、我が国発の技術の国際競争力強化に繋がる活動への展開が見込まれる。</u></p>	
-----------------------	-----------------------	--	--	--

エ 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、生体分子解析技術を必要とする事故原因究明試験を実施し原因物質を解析する。また、事故原因究明試験の結果、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価技術の精緻化に資する情報が得られた場合、提供を行う。

製品安全分野からの内部依頼に基づき、部門間連携事業として、アレルギーに関する製品事故の原因物質の特定を22件実施し、製品安全分野へ報告した。解析対象製品は、衣服で過去に原因物質となった防腐剤の使用による敷パッドでの重篤な皮膚障害案件があった。事故については、製品安全分野に設置されている「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表される予定。

・敷パッド（寝具）

シーツの上に敷いて使用する敷パッドによる重篤なアレルギー性接触皮膚炎が発生し、原因調査を行った。敷パッドに含まれる防腐剤が原因であることが分かり、担当部署への連絡を行った。今後、詳細な調査結果を「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会（厚生労働省系会合）」を通じ、経済産業省、厚生労働省、消費者庁、国民生活センター等関係団体、業界団体に提供し、指導、注意喚起を要請する。

皮膚障害等に関する製品事故の原因物質の特定作業により、感作性を示す、ヘアブリーチ剤、抗菌防臭剤が発見され、過去においても数件の同一事例が存在していることから、化学物質管理分野へ2件（過硫酸塩の検出1件、チアゾリノン系抗菌剤検出1件）の情報提供を行った。

また、業務成果について委員会・会議等に3回参加、学会発表4回、論文発表5本を行った。

オ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）の一環として、情報発信の充実を図るために措置された運営費交付金において、アルコール消毒液需要抑制のための代替物評価・広報を行う。この事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

新型コロナウイルス感染拡大による消毒用アルコール等の需給が逼迫する中、経済産業省からの代替消毒方法の有効性評価の実施要請を受け、即日機構に検討タスクフォースを設置しこれに対応した。具体的には、国立感染症研究所など計5機関の協力を得て、新型コロナウイルスを用いた検証試験を行い、「新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会」（委員長：松本哲哉 日本医療福祉大学教授）での有効性評価を経て、令和2年6月26日に最終報告書を公表するとともに、経済産業省、厚生労働省、消費者庁、機構の4機関合同でプレス発表を行った。

最終報告書は、国（厚生労働省、文部科学省、消費者庁、国民生活センター）をはじめ、41都道府県、15政令指定都市の資料に引用され、学校、病院等においても活用されている。

また、機構のWebサイトにおいて公開している、新型コロナウイルスの除去に

製品事故のうち、生体分子解析技術による解析が必要な原因物質解析の全数(22件)実施し、前年より上回る件数を実施し、全件実施の目標を達成した。

敷パッドの製品事故は、外部機関との連携により、寝具防腐剤によるアレルギー性接触皮膚炎の原因物質を同定した。製品安全センター、化学物質管理センターに情報提供。

皮膚障害案件は、各部門がそれぞれ有する知見や技術を最大限に活用し、原因究明及び評価を行うことにより、国民の安全の確保に寄与した。

当初の事業計画になかったが、緊急性の高い社会的要請に対し、迅速に体制を構築し、対応した。

最終報告書は、国（厚生労働省、文部科学省、消費者庁、国民生活センター）をはじめ、41都道府県、15政令指定都市の資料に引用され、学校、病院等においても活用されている。

製品リストは、行政機関の資料のみならず、衛生用品を扱う商社やメディアによって解説付きで取り上げられるなど、広く活用されている。

さらに、主要メディアに計89件も紹介されるなど、国民の高い関心に応えた。また、アルコールアレルギーの方にとって福音となる消毒方法としても評価されている。

最終報告書の結論により、製品への有効塩素濃度の記載がデファクトとなり、消費者庁の措置命令等による、不適切な市販品の排除に繋がった。

			<p>有効な界面活性剤を有効濃度以上含む、家庭用・台所用洗剤の『製品リスト』は、行政機関の資料のみならず、衛生用品を扱う商社やメディアによって解説付きで取り上げられるなど、<u>広く活用</u>されている。</p> <p>事業者、消費者等からの問合せにも丁寧に対応している。</p> <p>さらに、<u>主要メディアに計 89 件も紹介</u>されるなど、国民の高い関心に応えた。</p> <p>最終報告書の結論により、<u>製品への有効塩素濃度の記載がデファクトとなり、消費者庁の措置命令等による、不適切な市販品の排除に繋がった。</u></p>	
<p>(5) 微生物安全情報の提供 既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。</p>	<p>(5) 微生物安全情報の提供 既存のバイオテクノロジー関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。 具体的には、微生物有害情報データベース（M-RINDA）において微生物の毒素生産能等に関する情報と微生物の法規制情報の</p>	<p>ヒトや家畜の病原菌のバイオセーフティーレベル（BSL）や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の法律等で指定される有害菌を「微生物有害情報リスト（以下「有害菌リスト」という。）」として一元化し、機構の Web サイトで公開している。これにより、企業、公設試験研究機関、研究所等において、微生物の取扱いや安全管理の観点からの有害性リスクの把握に活用されることが期待される。当該リストについて、参照先資料の更新に伴い 2 回更新した。</p> <p>また、ユーザーがより効率的に微生物の有害性に関する情報を取得できるように、令和 2 年度新たに当該リストと MiFuP Safety の間を相互に参照できる機能を追加し、細菌の学名から、その細菌が有することが知られる有害性機能（毒素生産能等）の情報にスムーズにアクセスできるようにした。</p>	<p>微生物有害情報リストと MiFuP Safety を統合したデータベース「微生物有害情報データベース M-RINDA」を安定的に運用するとともに公開情報の更新及び改善を行い、ユーザーの効率的な有害性情報の取得に貢献した。（再掲）</p>	

	更新を通じて、微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供を行う。												
<p>4. 生物多様性条約への対応</p> <p>(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組</p> <p>アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきた二国間及び生物遺伝資源機関 (BRC) を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。</p>	<p>4. 生物多様性条約への対応</p> <p>(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組</p> <p>アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきた二国間及び生物遺伝資源機関 (BRC) を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。</p>		<p>ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の我が国への移転によって我が国の事業者を支援するための共同事業を実施する。また、企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源をより容易に利用できるよう、アジアの BRC と連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する取組を実施する。</p> <p>事業者等が生物多様性条約を遵守した上で生物資源を相手国政府等との交渉等を行うことなく安心して利用できるようにするため、各国関連機関と情報共有や連携を行うとともに、中国、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、台湾及びインドネシアと二国・地域間協力のための共同事業を実施し、我が国の事業者等が海外の生物資源を利用する環境を整備している。</p> <p>二国間共同事業については、タイとバイオテクノロジー分野における連携に関する覚書 (MOU) を更新した。また、台湾食品工業発展研究所 (FIRDI) との相互協力に関する連携において、互いの BRC のサービスを紹介するページをそれぞれの Web サイトで公開した。</p> <p>二国間共同事業 (モンゴル、ミャンマー、ベトナム) で収集・整理した微生物について、医薬品中間体の探索、酵素の生産等に利用するために、日本企業等へ提供した。</p> <table border="1" data-bbox="664 1209 1626 1299"> <tr> <td colspan="2">二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物</td> </tr> <tr> <td>日本企業等への提供株数</td> <td>499 株 (継続利用を含む)</td> </tr> </table> <p>また、日本企業等が合同探索事業に参加し、現地で分離し日本へ移転した微生物については、新しい食品や微生物農薬の開発のために引き続き利用されている。</p> <table border="1" data-bbox="664 1425 1626 1528"> <tr> <td colspan="2">企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物</td> </tr> <tr> <td>企業等による微生物利用株数</td> <td>3,126 株 (継続利用を含む)</td> </tr> </table> <p>イ アジア域内での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、ACM (※) を通じて積極的な情報交換や議論を行う。加えて、令和 2 年度に我が国で開催する第 17 回会合のホストとして、関係各機関と協力・調整を行う。</p> <p>※ ACM (Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources) :</p> <p>微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム</p> <p>9 月に日本で行われた ACM 第 17 回会合については、オンライン会議に変更となったが、共同で主催した理化学研究所、国立環境研究所と連携し、20 機関 (11 カ</p>	二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物		日本企業等への提供株数	499 株 (継続利用を含む)	企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物		企業等による微生物利用株数	3,126 株 (継続利用を含む)	<p>8 か国・地域との生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを構築・維持し、これらの国々の遺伝資源を適法に取得するための取組を実施することによって、我が国のユーザーが簡便かつ安心して海外遺伝資源を利用するためのアクセスルートの確保に貢献した。</p> <p>10 年ぶりの日本開催となった ACM 第 17 回会合は、コロナ禍の影響により初めてのオンライン会議となったが、共同ホストや参加機関との事前調整を入念に行うこ</p>	
二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物													
日本企業等への提供株数	499 株 (継続利用を含む)												
企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物													
企業等による微生物利用株数	3,126 株 (継続利用を含む)												

			<p>国・地域)の参加を得、成功裏に開催された。 また、ACM事務局として総会を運営し、新規機関(2機関)の加盟を支援したほか、ACMの活動を紹介するWebサイトの更新・公開を実施した。</p>	<p>とにより、滞りなく開催することができた。また、オンライン開催によって例年より多数の参加者を得ることができ、多くの参加国の動向に関する情報収集を行うことができた。</p>													
<p>(2) バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。</p>	<p>(2) バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。</p>	<p>ア 生物多様性条約に係る国際会議への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態についての関連情報及び我が国のバイオ産業の発展に影響を与える可能性のある情報を収集、整理するとともに、経済産業省等の要請に応じてこれら情報を提供する。また、BRC間の連携を通じ、生物遺伝資源に係る各国の規制法等の情報とアクセス及び利益配分に関する情報を収集、整理し、Webサイトを通じ広く情報提供する。</p> <p>以下の会合等に参加し、必要な情報を収集し、経済産業省に提供したほか、生物多様性条約に係る国際会議に向けた対処方針案への意見提出を行った。また、遺伝資源に関するデジタル配列情報(DSI)に係る交渉の検討に寄与する目的で、産業界によるDSIの利用状況を調査するため企業14社へのヒアリングを経済産業省と合同で実施し、報告書をまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加先</th> <th>参加目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生物多様性条約の科学技術助言補助機関第24回会合(SBSTTA24)準備会合(オンライン)(令和2年7月)</td> <td>コロナ禍におけるSBSTTA24の進め方について情報収集。</td> </tr> <tr> <td>SBSTTA-24及び生物多様性条約の実施補助機関第3回会合(SBI-3)に向けた特別会合(オンライン)(令和2年9月)</td> <td>ポスト2020生物多様性枠組策定に向けた最新情報の収集。</td> </tr> <tr> <td>DSIに関するウェビナー(令和2年12月、2月)</td> <td>生物多様性条約において議論されるDSIに関する共通理解を深めるためのウェビナーに参加し、情報収集。</td> </tr> <tr> <td>SBSTTA-24非公式準備会合(オンライン)(令和3年2月)</td> <td>第2回ポスト2020生物多様性国際枠組み策定及び合成生物学に関する議論について情報収集。</td> </tr> <tr> <td>SBI-3非公式準備会合(オンライン)(令和3年3月)</td> <td>名古屋議定書の地球規模の多数国間利益配分メカニズムに関する議題について情報収集。</td> </tr> <tr> <td>OECDバイオテクノロジー規制監督調和作業部会(WP-HROB)定例会合(オンライン)(令和3年3月)</td> <td>微細藻類に関する生物学文書のドラフト案について情報収集。</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本企業等が、海外の微生物を利用する場合に関係する法律、必要な手続きをとりまとめ、Webサイトで公開したほか、NITE講座において遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(ABS指針)の概要等の情報提供を実施した。</p> <p>Webサイトに開設した海外の微生物の移転、利用に関する質問を受け付ける相談窓口寄せられた微生物の所有権の考え方、特定の国からの微生物の輸出手続き、輸入する場合の注意点等についての質問24件に対し、これまで収集した各国情報や微生物の寄託受付等の経験を元に、メール又は電話で回答した。</p>	参加先	参加目的	生物多様性条約の科学技術助言補助機関第24回会合(SBSTTA24)準備会合(オンライン)(令和2年7月)	コロナ禍におけるSBSTTA24の進め方について情報収集。	SBSTTA-24及び生物多様性条約の実施補助機関第3回会合(SBI-3)に向けた特別会合(オンライン)(令和2年9月)	ポスト2020生物多様性枠組策定に向けた最新情報の収集。	DSIに関するウェビナー(令和2年12月、2月)	生物多様性条約において議論されるDSIに関する共通理解を深めるためのウェビナーに参加し、情報収集。	SBSTTA-24非公式準備会合(オンライン)(令和3年2月)	第2回ポスト2020生物多様性国際枠組み策定及び合成生物学に関する議論について情報収集。	SBI-3非公式準備会合(オンライン)(令和3年3月)	名古屋議定書の地球規模の多数国間利益配分メカニズムに関する議題について情報収集。	OECDバイオテクノロジー規制監督調和作業部会(WP-HROB)定例会合(オンライン)(令和3年3月)	微細藻類に関する生物学文書のドラフト案について情報収集。	<p>令和3年度開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)に向けた情報収集を積極的に行うとともに、COP15における主要な議題となるDSIについては、産業界による利用実態を調査することにより、経済産業省による今後の交渉方針の検討に活用された。また、収集した情報を活用し、問い合わせ対応や情報提供を適切に実施した。</p>
参加先	参加目的																
生物多様性条約の科学技術助言補助機関第24回会合(SBSTTA24)準備会合(オンライン)(令和2年7月)	コロナ禍におけるSBSTTA24の進め方について情報収集。																
SBSTTA-24及び生物多様性条約の実施補助機関第3回会合(SBI-3)に向けた特別会合(オンライン)(令和2年9月)	ポスト2020生物多様性枠組策定に向けた最新情報の収集。																
DSIに関するウェビナー(令和2年12月、2月)	生物多様性条約において議論されるDSIに関する共通理解を深めるためのウェビナーに参加し、情報収集。																
SBSTTA-24非公式準備会合(オンライン)(令和3年2月)	第2回ポスト2020生物多様性国際枠組み策定及び合成生物学に関する議論について情報収集。																
SBI-3非公式準備会合(オンライン)(令和3年3月)	名古屋議定書の地球規模の多数国間利益配分メカニズムに関する議題について情報収集。																
OECDバイオテクノロジー規制監督調和作業部会(WP-HROB)定例会合(オンライン)(令和3年3月)	微細藻類に関する生物学文書のドラフト案について情報収集。																

			<p>イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、遺伝資源が国内において取得されたことを示す文書「遺伝資源国内取得書」の発給を行う。</p> <p>名古屋議定書担保措置である ABS 指針第 5 章に規定される「遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類」の発給機関として、取得書に関する問合せ 6 件に対応した。</p>	<p>ABS 指針に基づく遺伝資源国内取得書発給業務を滞りなく実施した。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

I-4. 適合性認定分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	適合性認定		
業務に関連する政策・施策	経済産業のうち、基準認証	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 産業標準化法 計量法 消費生活用製品安全法（消安法） 電気用品安全法（電安法） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ガス事業法 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 製品等の信頼性の向上を目的とする、産業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。	関連する政策 評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート番号 0372

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【基幹目標】 (1) 産業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数（2年間の移動平均）	令和元年度比3%増加	—	—	—	平成29年度比+11.5%	平成30年度比+3.9%	令和元年度比+5.2%	予算額（千円）	1,016,537	1,111,222	1,075,477	1,238,370	1,061,300
(2) 市場創出効果や社会ニーズ等において重要な新規分野の認定制度を創設し、その利活用実績	2件以上	—	—	—	—	3件	4件	決算額（千円）	1,027,895	1,184,723	1,117,602	1,204,177	978,179
JNLA登録・更新審査の実施件数	全件実施	（参考）過去3年平均71件	（全件実施）登録・更新審査57件（うち登録審査15件、更新審査42件）	（全件実施）登録・更新審査87件（うち登録審査18件、更新審査69件）	（全件実施）登録・更新審査68件（うち登録審査9件、更新審査59件）	（全件実施）登録・更新審査41件（うち登録審査11件、更新審査30件）	（全件実施）登録・更新審査52件（うち登録審査8件、更新審査44件）	経常費用（千円）	1,029,853	1,102,190	1,132,368	1,106,717	846,437
審査業務の電子化による平均処理期間の短縮	5日以上の短縮	—	—	—	—	—	21日間短縮	経常利益（千円）	25,390	▲3,527	▲5,075	▲18,457	▲6,615
JNLA立入検査の実施件数	全件実施	（参考）過去3年平均	（全件実施）立入検査21	（全件実施）立入検査12	（全件実施）立入検査21	（全件実施）立入検査53	（全件実施）立入検査1件	行政サービス実施コスト（千円）	951,164	977,462	1,038,810	—	—

※令和元年度までは 試買検査の実施件数 も含む。		18件	件、試買検査 5件	件、試買検査 7件	件、試買検査 3件	件、試買検査 3件								
国際相互承認取決に 対応した試験所の認 定審査及び認定維持 審査の実施件数	全件実施	(参考) 過 去3年平均 20件	(全件実施) 認定5件、定 期検査27件	(全件実施) 認定7件、定 期検査14件	(全件実施) 認定7件、定 期検査21件	(全件実施) 認定1件、認 定維持審査 (旧 定期検 査) 41件	(全件実施) 認定18件、再 認定審査29 件、認定維持 審査5件	行政コスト(千 円)	-	-	-	1,678,818	868,090	
JCSS 登録・更新審査 の実施件数	全件実施	(参考) 過 去3年平均 119件	(全件実施) 登録・更新審 査78件(う ち登録審査5 件、更新審査 73件)	(全件実施) 登録・更新審 査136件(う ち登録審査 36件、更新 審査100件)	(全件実施) 登録・更新審 査117件(う ち登録審査 22件、更新 審査95件)	(全件実施) 登録・更新審 査159件(う ち登録審査 26件、更新 審査133件)	(全件実施) 登録・更新審 査94件(う ち登録審査 17件、更新 審査77件)	従事人員数	63	61	65	64	59	
JCSS 立入検査の実施 件数	全件実施	-	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)							
MLAP 認定・更新審査 及びフォローアップ 調査の実施件数	全件実施	(参考) 過 去3年平均 29件(認 定・更新審 査)、30 件(フォロ ーアップ調 査)	(全件実施) 認定・更新審 査7件、フォ ローアップ調 査63件	(全件実施) 認定・更新審 査64件、フ ォローアップ 調査7件	(全件実施) 認定・更新審 査15件、フ ォローアップ 調査21件	(全件実施) 認定・更新審 査6件、フォ ローアップ調 査50件	(全件実施) 認定・更新審 査54件、フ ォローアップ 調査8件							
MLAP 立入検査の実施 件数	全件実施	-	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)							
国際相互承認取決に 対応した校正事業者 の認定審査及び認定 維持審査の実施件数	全件実施	(参考) 過 去3年平均 28件(認 定審査)、 53件(定 期検査)	(全件実施) 認定30件、 定期検査67 件	(全件実施) 認定28件、 定期検査62 件	(全件実施) 認定26件、 定期検査38 件	(全件実施) 認定12件、 認定維持審査 (旧 定期検 査) 7件	(全件実施) 認定26件、 再認定審査 59件、認定 維持審査31 件							
ASNITE 認定審査及び 認定維持審査の実施 件数	全件実施	(参考) 過 去3年平均 18件(認 定審査)、 53件(定 期検査)	(全件実施) 認定審査13 件、定期検査 64件	(全件実施) 認定審査14 件、定期検査 55件	(全件実施) 認定審査26 件、定期検査 41件	(全件実施) 認定審査5 件、認定維持 審査(旧 定 期検査) 54 件(再認定審 査を含む)	(全件実施) 認定審査9 件、再認定審 査25件、認 定維持審査 19件							
各法律に基づく認証 機関、適合性評価機 関及び検査機関の調 査及び立入検査の実 施件数並びに JIS 試 買検査の実施件数	全件実施	(参考) 19 件(調 査)、0.3 件(立入検 査)、3件 (JIS 試買 検査)	(全件実施) 調査13件、 立入検査 該 当なし、JIS 試買検査11 件	(全件実施) 調査16件、 立入検査1 件、JIS 試買 検査6件	(全件実施) 調査29件、 立入検査 該 当なし、JIS 試買検査2件	(全件実施) 調査15件、 立入検査6 件、JIS 試買 検査3件	(全件実施) 調査7件、立 入検査9件、 JIS 試買検査 2件							

		検査)												
産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数	全件実施	—	—	—	—	—	(全件実施) 1件							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																					
			業務実績	自己評価																				
<p>基幹目標 製品等の信頼性の向上を目的とする産業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。</p>	<p>基幹目標 製品等の信頼性の向上を目的とする、産業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。</p>	<p>(1) 産業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数(2年間の移動平均)を令和元年度比3%増加 (なお、発行件数には計量法に基づく校正事業者の登録制度(JCSS制度)の登録に係る区分のうち、濃度の区分及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP制度)は含まない。)</p> <p>(2) 市場創出効果</p>	<p>【基盤整備/重要項目】</p> <p>① 登録・認定事業者やその顧客等に対する登録・認定制度の利用拡大に向けた取組を通じて、社会における認定の活用を促進</p> <p>② 「今後の基準認証の在り方」(産構審基準認証小委答申。平成29年10月)を踏まえ、認定制度の国際相互承認の枠組みへの参加と運営支援によって、認証ビジネスや企業の海外展開を支援</p> <p>●標章を付した証明書の発行件数増への取組、認定制度の普及・有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者に働きかけ、信頼性を維持した状態で、コンクリート試験の標章を付した証明書発行条件である“供試体の測定”を省略できる運用に変更 感染症対策として、認定の有効期限の救済措置(1回目:6か月、2回目3か月延長)を実施 動画、オンライン講演会等を活用した事業者への普及啓発 <p>●政策・社会ニーズの高い重要な新規分野の認定制度の創設・利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> エンカルな繊維製品認証(TE認証)機関の認定(令和2年8月申請受理、令和3年3月認定) 食品機械の衛生試験(欧州衛生工学設計グループ(EHEDG)認証)の試験所の認定(令和3年3月申請受理) JISソフトウェア品質評価の試験所の認定(令和3年3月申請受理) 自動車の接近を知らせる通報装置等の音響測定器の校正機関の認定(令和2年11月申請受理) <p>●遠隔審査の早期導入と円滑運用、IT推進による業務の更なる電子化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策として、他の認定機関に先駆けて遠隔審査を開始(令和2年4月)し、実施事例を活かした指針の作成(令和2年6月)などで円滑運用を達成 全ての認定プログラムを対象に、オンライン申請及び審査を含めた全ての手続を電子化 令和元年度比90%減のペーパーレス化(センターのプリントアウト数; 127→12万枚/年)で環境負荷低減を達成し、SDGsに貢献 <p>●「日本版品質チェーン」体系化のための適合性評価制度の動向調査・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証の一連の活動を「品質チェーン」としてとらえ、そのチェーンに必要な政策・社会ニーズに合った社会基盤として適合性評価制度のあり方を検討中 	<p>評価: A</p> <p>令和2年度の基幹目標の指標である「(1)産業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数(2年間の移動平均)を令和元年度比3%増加」の状況として、令和2年度の単年度の発行件数が459,481件であり、2年移動平均の発行件数が447,770件となり、令和元年度の2年移動平均の発行件数425,683件から5.2%増となった。</p> <p>本指標については、新たな取組が奏功し、令和元年度比で5.2%増(目標指標比173%達成)となり、設定した指標の120%を上回っただけでなく、単年度の発行件数としても令和元年度比で5.4%増を達成したことから、計画水準を上回る成果であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>発行件数 (単年度)</th> <th>発行件数 (2年平均)</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>415,306</td> <td>409,766</td> <td>+11.5%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>436,059</td> <td>425,683</td> <td>+3.9%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>459,481</td> <td>447,770</td> <td>+5.2%</td> </tr> <tr> <td>(目標値)</td> <td>446,376</td> <td>438,453</td> <td>+3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>この要因としては、以下の基盤整備/重要項目に関する標章を付した証明書の発行増に向けた新たな取組が寄与したと考えられる。</p> <p>【標章を付した証明書の発行増に向けた新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> JNLAのコンクリート試験では、JISに基づく「供試体許容差測定」が標章を付した証明書の発行条件であったため、一般の試験よりも手間やコストが高く、証明書発行の障壁であった。機構は、<u>経済産業省を含む関係者に働きかけ、信頼性を維持しつつ、その測定を省略できる運用に変更した。結果、標章を付した証明書発行数の大幅な増加に寄与した。</u> 感染症対策として、事業者の申請に応じて2年ごとに行う審査の実施期限延長措置を2回(合計84件)実施し、多くの事業者の事業継続を支援しながら、認定制度を普及促進した。 感染症対策下においても、積極的なプレスリリースやオンライン等を活用した新たな手法を用いて、事業者・一般ユーザーに対し、認定制度の普及啓発を図った。 <p>コンクリート運用変更は4事業所で適用し、標章を付した証明書の発行件数9,642件増に結びつけた。この運用変更は、今後も他事業者への展開が期待でき、かつ、証明書による顧客への品質の信頼性確保に寄与した。加えて、公共事業の入札資格に採用されることにより、ビジネスチャンスが拡大した。</p> <p>また、コロナ禍でも積極的なプレスリリースやオンライン等を活用した新たな手</p>	年度	発行件数 (単年度)	発行件数 (2年平均)	前年度比	平成30年度	415,306	409,766	+11.5%	令和元年度	436,059	425,683	+3.9%	令和2年度	459,481	447,770	+5.2%	(目標値)	446,376	438,453	+3.0%
年度	発行件数 (単年度)	発行件数 (2年平均)	前年度比																					
平成30年度	415,306	409,766	+11.5%																					
令和元年度	436,059	425,683	+3.9%																					
令和2年度	459,481	447,770	+5.2%																					
(目標値)	446,376	438,453	+3.0%																					

や社会ニーズ等において重要な新規分野の認定制度を創設し、その活用実績を2件以上

法を用いて、事業者・一般ユーザーに対する認定制度の普及啓発を図ったことで、認証事業者等の事業が継続（認定の更新率は99%）し、製造業等による高品質な製品の供給を維持した。

指標「（2）市場創出効果や社会ニーズ等において重要な新規分野の認定制度を2件以上創設し、その活用実績を上げる。」については、重要な4件の新規分野の認定制度を創設・利活用し、予測不可能な時代のニーズ変化に的確に対応した。

本指標については、目標値の2件に対して4件（目標指標比200%達成）と設定した指標の120%を大きく上回っただけでなく、今まで未開の地であったアパレル（TE認証）や食品加工装置（EHEDG）分野の認定活動を開始し、申請受理又は認定まで至るなど政策・社会ニーズに迅速に対応できたことから、計画水準を上回る成果であった。

No	創設した重要な新規分野の認定制度	利活用実績
1	エシカルな繊維製品認証（TE認証）機関の認定	令和2年8月申請受理 令和3年3月認定
2	食品機械の衛生試験（欧州衛生工学設計グループ（EHEDG）認証）の試験所の認定	令和3年3月申請受理
3	JISソフトウェア品質評価の試験所の認定	令和3年3月申請受理
4	電気自動車等の接近を知らせる通報装置等の評価に用いる音響測定器の校正機関の認定	令和2年11月申請受理

年度	件数
平成30年度	1
令和元年度	3
令和2年度	4
（目標値）	2

この要因としては、以下の基盤整備/重要項目に関する重要な新規分野の認定制度の創設・利活用に向けた新たな取組が寄与したと考えられる。

【重要な新規分野の認定制度の創設・利活用に向けた新たな取組】

「エシカルな繊維製品認証（TE認証）機関の認定」

- ・ 機構は、動物福祉に配慮したウールやダウン（羽毛）を使用した製品、地球環境に優しいオーガニックコットンやリサイクル繊維など、エシカル（倫理的）なアパレル製品を対象として認証を行い、持続可能な社会実現のために好ましい繊維製品を提供する国際的な制度（TE；テキスタイル・エクスチェンジ認証）の認証機関の認定制度を創設*した。令和2年8月に申請を受理し、令和3年3月には

				<p><u>国内で初めて TE 認証機関（一般財団法人ケケン試験認証センター（略称「ケケン」））の認定を行った。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> TE 認証を運営する組織との調整会議を頻繁に行い、複雑な認証制度を分析し、<u>国際規格+α となる認証制度独自の要求事項 154 項目</u>（参考：JIS66 項目、電気用品安全法 29 項目、国際法定計量機関証明書制度（OIML-CS）76 項目）を審査用チェックリストとして体系化した。 申請事業者に対する書類審査の段階で同制度への対応漏れ等を <u>98 件指摘し、改善させること</u>で（通常の審査では平均 18 件）、申請事業者を複雑な同認証制度に適切に対応させ、国内初の認定を行った。 <p>* 機構は、米国 NPO（非営利団体）のテキスタイル・エクスチェンジ（TextileExchange・略称 TE）が運営する国際的な認証制度の認定機関として令和 2 年 7 月 28 日に登録された。</p> <p><u>「食品機械の衛生試験（欧州衛生工学設計グループ（EHEDG*）認証）の試験所の認定」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構は、食品の安全性及び品質向上を促進する役割を担う団体 EHEDG*が定めた基準を満たした食品加工装置に「EHEDG 認証マーク」を付与できる <u>EHEDG 認証制度における試験所の認定制度を創設した</u>。令和 3 年 3 月に申請を受理し、<u>国内初の認定に向けた認定活動を開始した</u>。 これまで未開拓であった食品加工装置を対象とした認定制度の創設にあたり、機構内調査チームを発足し、課題や必要なリソース等を精査し、業界団体等に積極的にアプローチして制度創設に漕ぎつけた。 経済産業省、工業会、EHEDG ジャパンと調整を行いつつ、EHEDG 認証制度の仕組みに加え、国際基準を補完するガイドラインとして扱われている <u>総ページ数 1,200（要求事項全 50 項目）</u>にもおよぶ EHEDG ガイドラインを分析して規定化し、認定制度を創設した。 <p>* EHEDG（読み方：イーヘッジ）（EHEDG: European Hygienic Engineering and Design Group）は、欧州の食品機械メーカー、食品メーカー、大学、衛生機関、研究所が中心となって、1989 年に創設された欧州衛生工学設計グループ。</p> <p><通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ●機構に対する今後の業務方向性への意見（実績に対する課題及び改善方策など） 認定プログラムの立ち上げを踏まえ、市場の確保やシェアの拡大、輸出の増加などの当初の目的達成に向けた環境が整った状況と理解。については、実際の市場確保などにつながったか否かを事後的に調査・評価できる体制の構築を検討いただきたい。 ●反映状況 ①認定審査時に行うヒアリングや満足度アンケート、②標章を付した証明書の発行数の調査などを評価・分析するタスクフォースを設置し、新規市場開拓を検討しつつ、市場確保など政策・社会ニーズに合致した制度かどうかを確認できる体制を整えた。
--	--	--	--	---

				<p><機構評価・計画諮問会議委員からのコメント></p> <p>TE や EHEDGE などの分野に着目し、新たな認定制度を設立した成果は、機構でしかなしえなかったことである。グローバル展開していくときに認証を取得することは中小企業にとって関門であり、国内でできるようになったことは、グローバルオペレーション可能な大手企業ではなく、ベンチャーや中小企業にとって重要であり、質的な面で加点したい。S 評価でもよい位である。（梶屋委員）</p> <p>エシカルやサステナビリティへの投資は、投資家の間で長年のテーマになっているが、エシカルな繊維製品であることを示せる TE 認定を国内で実施できるようにしたことで、機構がこの分野に貢献できたことはすばらしい成果である。（筑紫委員）</p>
<p>1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等</p> <p>(1) 試験事業者の登録・更新</p> <p>産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA 制度）における試験事業者の登録・更新を、申請に基づき迅速かつ的確に実施する。</p> <p>また、JNLA 制度の利用拡大に向け、JNLA 登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。</p> <p>さらに、4 月 1 日に関</p>	<p>1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等</p> <p>(1) 試験事業者の登録・更新</p> <p>産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA 制度）における試験事業者の登録・更新を、申請に基づき迅速かつ的確に実施する。</p> <p>また、JNLA 制度の利用拡大に向け、JNLA 登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。</p> <p>具体的には、標章を</p>	<p>・ JNLA 登録・更新審査の実施件数（全件実施）</p> <p>・ 審査業務の電子化による平均処理期間の短縮（5 日以上）の短縮</p>	<p>JNLA は、産業標準化法で定められている制度である。機構は、登録区分に係る日本産業規格（JIS）の試験を実施する試験事業者を対象として、登録を希望する事業者からの任意の申請に基づき、その事業者のマネジメントシステム、試験施設、機器などが試験を実施する上で適切か、定められたとおりマネジメントシステムが運営されているか等を国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）が定めた試験所に関する基準 ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の要求事項に適合しているかどうか審査し、登録する制度である。</p> <p>なお、JNLA 試験事業者は 4 年ごとに更新が必要である。</p> <p>令和 2 年 4 月から開始した事業者によるオンライン申請及び JNLA 標章付き電子証明証発行に係る事業者向けマニュアル等を機構の Web サイトに掲載し、オンライン申請及び電子証明書発行の活用メリットを広報するとともに、オンライン申請受付を開始した。令和 2 年度は 49 事業者、延べ 113 件のアカウントを付与するとともに、14 件の申請を受け付けた。</p> <p>また、審査業務の完全オンライン化に向け、審査員向けマニュアルを作成し、オンライン申請からオンライン審査までのシステム構築を図り、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために新規開発した遠隔審査と組み合わせで、105 件の全審査のうち 21 件を完全オンライン審査で実施した。</p> <p>審査業務の電子化によって平均処理期間は、令和元年度に受け付けた審査の平均処理期間 112 日に対して、令和 2 年度に受け付けた審査の平均処理期間が 91 日となり、21 日間短縮した。</p> <p>令和 2 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JNLA 登録審査を全件実施した。7 件の新規登録申請、1 件の追加登録申請、89 件の登録更新申請が機構に提出された。新規登録申請案件（追加登録申請含む）に対して速やかに審査チームを編成し、8 件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、44 件（令和元年度受付分含む）の登録更新審査を実施した。その結果、6 件の新規登録（令和元年度受付分 4 件含む）、33 件（令和元年度受付分 20 件含む）の登録更新を実施した。</p> <p>審査の公平・公正を確保・維持するため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を 10 回開催し、IAJapan ボード（評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会）を 18 回開催した。</p>	<p>JNLA 登録・更新審査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>JNLA 審査業務の電子化による平均処理期間は、令和元年度と比較して 21 日間の短縮を実現し、指標を達成した。</p>

係法令の施行により認められることになる申請及び届出のオンライン提出及び標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応するとともに、その普及を支援する。

付した証明書の発行件数の増加に向けた JNLA 登録試験事業者の意識啓発のため、JNLA 登録試験事業者向け説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や標章を付した証明書の発行件数の多い JNLA 登録試験事業者の事例の紹介等を行う。また、必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない JNLA 登録試験事業者から情報収集を行い、その理由に応じた対応策を図る。

さらに、4月1日に関係法令の施行により認められることになる申請及び届出のオンライン提出及び標章を付

また、JNLA 登録試験所の組織や設備等に関する変更届出書 324 件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について現地確認等を実施して適切に処理した。
 なお、登録更新審査数には、ISO/IEC 17025 (2017 年版) への移行のための審査数も含まれている。

JNLA 業務	実績※
新規登録審査数 (追加登録審査含む)	8
登録更新審査数	44
新規登録数 (追加登録含む)	6
登録更新数	33
評定委員会開催数	10
IAJapan ボード開催数	18
変更届出書処理数	324

※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、令和 2 年度に実施した審査案件の中には、登録が令和 3 年度になる案件も含まれている。

●JNLA 登録試験所の登録結果の官報及び機構 Web サイトへの掲載
 JNLA 登録試験所の登録等の結果は、機構 Web サイトに登録当日に掲載するとともに、迅速に官報掲載した (6 件の官報掲載)。

●遠隔審査の的確な実施
 新型コロナウイルス感染症により現地審査の実施が困難な状況でも、積極的に Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を実施した (令和 2 年度実施件数 39 件)。
 機構は、国内で遠隔審査をいち早く導入し、有効に活用できる体制を速やかに整えたことで、認定審査のレベルを維持しつつ、機構と事業者の双方の事業継続機会を確保した。

●JNLA のオンライン申請・届出の受付を開始
 JNLA のオンライン申請・届出は、令和 2 年度は 49 事業者、延べ 113 件のアカウントを付与するとともに、14 件の申請と 17 件の変更届の計 31 件を受け付けた。

●JNLA 関係規程の見直し
 令和 2 年度は、公開文書の見直しを行い、7 文書 17 回の改正を行った。
 特に 4 月から関係法令の施行により認められた JNLA 登録申請及び届出のオンライン提出及び標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応するために手引き等を作成し公表した。

●JNLA 制度の適正執行、利用拡大に向けた取組
 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から初めてオンラインによる制度説明会を開催し、令和 2 年 4 月から開始した JNLA 登録申請及び届

	<p>した電子的な証明書の発行を的確に対応するために手引き等を作成し公表する。</p>		<p>出のオンライン提出方法及び JNLA 標章付き電子証明証発行について具体的な発行事例を交えて紹介するとともに、令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため新規審査手法として開発した遠隔審査への対応について協力を依頼した（令和 3 年 1 月 22 日開催、158 事業所から延べ 200 名参加）。</p> <p>●JNLA 標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた取組</p> <p>JNLA のコンクリート試験では、JIS に基づく供試体許容差測定が標章を付した証明書の発行条件であったため、一般の試験よりも JNLA による試験の手間やコストが高くなり、試験証明書発行の障壁となっていた。機構は、この問題を改善するため、<u>経済産業省や有識者に働きかけ、信頼性を維持しつつ JNLA の運用を見直した。結果、障壁を取り除き、試験証明書発行数の大幅な増加に寄与した。</u></p> <p>●JNLA 登録審査における立会試験サンプルの活用</p> <p>令和 2 年度は、抗菌加工製品（繊維以外）の JNLA 試験結果の更なる信頼性向上のため、JNLA 登録更新審査において機構が作成した抗菌まな板の試験サンプルを用いた立会試験を 2 件実施し、試験所間で相違がないことを確認した。</p> <p>●JIS ソフトウェア品質評価の試験の認定</p> <p>産業標準化法の施行（令和元年 7 月 1 日）により新しく JNLA の登録対象となったソフトウェアの評価を行う試験（電磁的記録試験）について、第 1 号の申請を受理し、審査を開始した。</p>	<p>標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた取組として JNLA コンクリート試験の運用変更を行った結果、4 事業所が運用変更を適用し、9,642 件増と顕著な効果があった。この効果は、今後も他事業者への展開が期待でき、かつ、証明書による顧客への品質の信頼性確保に寄与した。加えて、公共事業の入札資格に採用されることにより、ビジネスチャンスが拡大した。</p> <p>第 4 次産業革命や市場のグローバル化等に伴い、企業の国際競争力は、データやその活用に移り変わっており、環境変化に対応した制度設計が必要になってきている。それ流れを受けて、令和元年 7 月に産業標準化法が改正されて、政策・社会ニーズが“モノ”から“コト”へ移り、ソフトウェアは重要な分野とされた。そのような背景の中、JNLA に「電磁的記録試験」（ソフトウェアの試験）が追加され、ソフトウェアを評価する認証制度として、JNLA 試験事業者が活用されることとなった。</p> <p>機構は、法改正を踏まえて、新たな分野であるソフトウェアの認定審査体制の構築を進め、令和 3 年 3 月に申請を受理し、国内初の登録に向けた活動を開始した。ソフトウェアの認証の信頼性確保の手段として、JNLA 試験事業者の試験結果を活用できるようにし、海外輸出の際にも国際相互承認協定に基づいて活用できるように体制を整えた。その結果、ソフトウェアの JIS マーク認証取得に対する支援を可能とし、JNLA 試験事業者の試験結果の活用による信頼性の大幅向上、海外でのビジネスチャンス拡大を実現した。こうした新規分野の創設・利活用は、計画水準を上回る成果であった。</p> <p>（参考）ソフトウェア（パッケージ）産業の国内市場規模（令和元年）約 7,896 億円（出典「利活用分野別ソリューションサービス市場規模（平成 30-令和元年度）」JEITA）</p>	
<p>（2）登録試験事業者に対する立入検査 JNLA 登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p>	<p>（2）登録試験事業者に対する立入検査 JNLA 登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p>	<p>JNLA 立入検査の実施件数（全件実施）</p>	<p>令和 2 年度は、JNLA 登録試験所の試験結果の信頼性を今後とも確かなものとするため、問題発生を未然に防止する取組として、経済産業省からの指示に基づき立入検査を 1 件実施し、試験記録及び試験証明書の適正性の確認を実施した。</p>	<p>JNLA 立入検査を全件実施し、指標を達成した。</p>	

<p>(3) 登録区分の改正原案の作成 経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格(JIS)の制定・改正に対応したJNLA登録区分の改正原案の作成を行う。</p>	<p>(3) 登録区分の改正原案の作成 経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格(JIS)の制定・改正に対応したJNLA登録区分の改正原案の作成を行う。</p>		<p>JNLA登録の対象となるJIS試験方法の区分(JNLAの試験所登録は、JIS試験方法ごとに実施)は、経済産業大臣が「JNLA登録試験方法区分を定める告示」で定めており、その告示区分の見直しは、経済産業省の要請に基づき機構が原案を作成している。</p> <p>機構は、令和2年度の告示改正を支援するため、令和2年5月26日に告示改正案を経済産業省に提出した。</p> <p>また、告示改正は不要であるものの、JNLA登録ニーズに対応するため1試験方法1試験区分として「繊維製品の抗ウイルス性試験」、「プラスチックのコンポスト条件下の好氣的究極生分解度試験」、「光触媒材料のバクテリオファージQβを用いる紫外光による抗ウイルス性試験」、「光触媒材料のバクテリオファージQβを用いる可視光による抗ウイルス性試験」、「ファインセラミックスー可視光応答形光触媒抗菌加工材料の抗菌性試験方法及び抗菌効果」、「クリーンブランド解放法による石油類引火点試験」及び「繊維製品一抽出液のpH試験」を新規追加するとともに、JIS改正等に伴うJIS項目番号の加除訂正を迅速かつ的確に行うため、JNLA試験方法区分一覧(JNRP32S10)を5回改正した。</p> <p>更に、告示が改正されないと最新のJIS項目番号でJNLA試験証明書を発行できない問題については、経済産業省と協議し、JNLA試験方法区分一覧に最新のJIS項目番号を反映することで、告示改正を待たず、JNLA登録試験事業者は最新のJIS項目番号でJNLA試験証明書を発行することを可能にした。</p> <p>JNLA試験方法区分一覧(JNRP32S10)の迅速な改正により、ユーザーが依頼先の登録試験所を探す場合などに、JIS項目番号の最新情報による検索が可能となり、ユーザーサービスの利便性向上に貢献すると共に、告示改正を要しない新たなJNLA登録ニーズへの迅速な対応を実現した。</p>		
<p>(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する認定維持審査を的確に実施する。</p>	<p>(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した試験所の認定を申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する認定維持審査を的確に実施する。</p>	<p>国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数(全件実施)</p>	<p>国際相互承認取決(MRA制度)とは、国際試験所認定協力機構(ILAC)等に加盟している認定機関(国際相互承認取決の地位を獲得している認定機関)が、互いに認定した試験所(MRA試験所)の試験結果を同等とみなして、相互に受け入れるという制度である。</p> <p>機構は、ILACに加盟するとともに、国際相互承認取決の地位を獲得して、MRA試験所の認定を実施しており、機構が認定した国内MRA試験所の輸出品の試験結果が国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再試験省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。</p> <p>●MRA制度に対応した試験所認定審査及び認定維持審査の実施</p> <p>機構は、MRA制度を希望するJNLA登録試験所に対しMRA試験所として認定する際には、JNLA登録に加え、2年ごとにJNLA登録試験所に認定維持審査を、さらに4年目に再認定審査を実施し、ISO/IEC 17043(適合性評価-技能試験に対する一般要求事項)に適合した外部機関の運営する技能試験をJNLA登録試験所が受けた記録を評価して、技術的能力の継続的な保持の審査を行っている。</p> <p>機構は、令和元年度1.(1)のJNLA登録に加え、試験所のMRA制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA制度の要求事項への適合性を審査して、18件の認定審査を実施した。また、MRA試験所からの申請に応じて再認定審査29件、認定維持審査5件を迅速かつ的確に実施し、ISO/IEC 17025(2017年版)への移行を確認した。</p>	<p>国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。</p>	

MRA 制度審査	実績
認定審査数	18
再認定審査数	29
認定維持審査数	5

●認定した試験所の機構 Web サイトへの掲載

機構は、MRA 制度に基づき認定した MRA 試験所に関する情報（日本語及び英語）を機構 Web サイトに迅速に掲載した。

●国際相互承認取決要求事項に対応する技能試験の活用と計画

機構は、MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定するに際しては、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に認定維持審査及び再認定審査を実施し、さらに ISO/IEC 17043 等に適合した外部機関が提供する技能試験を JNLA 登録試験所が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行っている。

機構は、外部機関が提供している技能試験の結果を MRA 試験所の認定に活用している。機構は、年度当初に、MRA 認定を希望する試験所が的確に技能試験を受けられるように、認定で活用している外部機関の技能試験を 4 か年計画として公表している。令和 2 年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおりで、技能試験の結果に問題があった MRA 試験所は、全て是正処置の妥当性を確認して認定した。

JNLA	試験区分	外部機関名
MRA 認定で活用している技能試験	骨材試験	全国生コンクリート工業組合連合会 中央技術研究所
	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	
	金属材料引張試験	
	ロックウェル硬さ試験	KMTL エッジテック株式会社 技能試験推進部
	燃焼－赤外線吸収法	
	重量分析	
	吸光光度分析	
	ICP 発光分光分析	
	発光分光分析	
	蛍光 X 線分析	
	原子吸光分析	一般社団法人 繊維評価技術協議会
	有害物質試験（ホルムアルデヒド）	
	抗菌性試験	
浸出性能試験（※）	一般社団法人 日本環境測定分析協会	

注：JIS K 0102 の技能試験で、JIS S 3200-7 の試験項目及び分析方法が同一である技能試験を「浸出性能試験」の技能試験として活用

2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等
 (1) 校正事業者の登録・更新
 計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ確実に実施する。
 また、JCSS 制度の利用拡大に向け、JCSS 登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。
 さらに、電子情報処理組織によるオンライン申請システムの JCSS 制度への適用、及び登録校正事業者による標

2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等
 (1) 校正事業者の登録・更新
 計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を申請に基づき、迅速かつ確実に実施する。
 また、JCSS 制度の利用拡大に向け、JCSS 登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。
 具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた JCSS 登録校正事業者の意識啓発のため、JCSS 登録校正事業

JCSS 登録・更新審査の実施件数（全件実施）

JCSS は、計量法で定められている制度である。機構は、計量法に基づき国に代わり、電子式非自動はかりや電圧測定装置などの計測器を校正している校正事業者について、国立研究開発法人産業技術総合研究所等が維持している国家計量標準（計量計測の確かさを示す最上位のもので、例えば標準分銅群、ジョセフソン効果電圧測定装置など）を基準として、その校正事業者による計測器の校正が適正かどうかを、国際規格 ISO/IEC 17025 に基づいて審査し、登録を実施している。JCSS 登録された校正事業者（JCSS 校正事業者）は、製造現場等の計測器の適正な校正を実施し、製造現場や企業の試験所で使用される計測器の計量計測をより信頼あるものとしている。

なお、JCSS 校正事業者は 4 年ごとに更新が必要である。

令和 2 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JCSS 登録業務を全件実施した。14 件の新規登録申請、20 件の追加登録申請、64 件の登録更新申請が機構に提出された。新規登録申請案件（追加登録申請含む）に対して速やかに審査チームを編成し、17 件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、77 件の登録更新審査を実施した。その結果、14 件の新規登録（追加登録含む）、97 件の登録更新を実施した。

審査の公平・公正を確保・維持するため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を 10 回開催し、IAJapan ボード（評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会）を 20 回開催した。

また、JCSS 校正事業者が登録した組織や職員、設備の変更届出書 484 件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について技術的な確認を行う等して適切に処理した。

なお、登録更新審査数には、平成 29 年 11 月に改正された ISO/IEC 17025 への移行のための審査数も含まれている。

JCSS 業務	実績※
新規登録審査数（追加登録審査含む）	17
登録更新審査数	77
新規登録数（追加登録含む）	14
登録更新数	97
評定委員会開催数	10
IAJapan ボード開催数	20
変更届出書処理数	484

※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、令和 2 年度に実施した審査案件の中には、登録が令和 3 年度になる案件も含まれている。

JCSS 登録・更新審査を全件実施し、指標を達成した。

<p>章を付した証明書の電磁的記録による発行にかかる取組を的確に実施する。</p>	<p>者向け説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や標章を付した証明書の発行件数の多い JCSS 登録校正事業者の事例の紹介等を行う。また、必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない JCSS 登録校正事業者から情報収集を行い、その理由に応じた対応策を図る。さらに、計量法施行規則の改正により、オンライン申請が可能になった場合、迅速に対応する。システムの JCSS 制度への適用を検討する。また、計量法施行規則の改正により、登録校正事業者が標章を付し</p>	<p>令和 2 年度は、新規認定ニーズを先取りした新たな登録対象サービスの立ち上げ、令和 2 年度以前にニーズを先取りして立ち上げていた登録対象サービスへの校正事業者の新規登録等を実施した。具体的には、令和元年度に開催された計量行政審議会計量標準部会で承認された国家計量標準である「ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液」の値付け事業者として 2 者からの変更届出書の妥当性を確認し、登録範囲に追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JCSS の登録結果の官報及び機構 Web サイトへの掲載 JCSS 登録事業者の登録等の結果は、迅速に（原則として登録当日）機構 Web サイトに掲載した。 ● 遠隔審査の的確な実施 新型コロナウイルス感染症の影響により現地審査の実施が困難な状況でも、積極的に Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を実施した（令和 2 年度実施件数 62 件）。 機構は、国内で遠隔審査をいち早く導入し、有効に活用できる体制を速やかに整えたことで、認定審査のレベルを維持しつつ、機構と事業者の双方の事業継続機会を確保した。 ● JCSS のオンライン申請・届出の受付を開始 JCSS のオンライン申請・届出については、計量法施行規則改正によらず「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」及びその関係政省令・告示を根拠に適用した。「認定申請審査業務システム」による申請・届出にかかる登録・申請事業者向けの指針文書を制定、令和 2 年 11 月 1 日付けで機構 Web サイトに公開し、運用を開始した。JCSS 登録校正事業者向け説明会（再掲、令和 2 年 11 月 24 日開催）において、オンライン申請・届出にかかる説明を行った。 ● JCSS 関係規程の見直し 令和元年度に開催された計量行政審議会計量標準部会で承認された国家計量標準の変更等への対応、計量法施行規則改正への対応、新規種類の追加・校正対象拡大ニーズ等に対応した既存ガイダンス文書の改正等を検討・導入するため、JCSS 技術委員会、技術分科会及び WG を 9 回（書面審議 8 回、Skype 審議 1 回）開催した。これらの検討結果等を踏まえ、分野共通文書 8 文書、技術的要求事項適用指針 59 文書、不確かさの見積りに関するガイド文書 5 文書の計 72 文書の既存文書を改正し、機構 Web サイトで公開し、内外の最新動向に適時対応した。 ● JCSS 制度の適正執行、利用拡大に向けた取組 令和 2 年度は、改正文書改正内容の紹介、“遠隔審査”にかかる諸情報の提供、「認定申請審査業務システム」による申請・届出方法の説明のため、JCSS 登録校正事業者向けの説明会を Zoom ウェビナーにて開催した（令和 2 年 11 月 24 日）。 JCSS 校正証明書の活用事例を紹介するとともに、JCSS 校正証明書の発行促進を要請した。標章付き校正証明書を発行していない登録事業者に対しては、審査時や個別ヒアリングによりその理由を尋ね、対応策を図るための集計を行った。 ● JCSS 校正証明書の電子的発行にかかる取組 		
---	---	--	--	--

	た校正証明書の電子的発行が可能になった場合、公表文書を改正し、登録事業者への情報提供、周知を行う。		経済産業省との協議の結果、計量法施行規則の改正を行わずとも JCSS 校正証明書の電子的発行が可能であるとの結論となった。電子的発行にかかる要求事項を「JCSS 登録及び認定の一般要求事項」に追記する改正を行い、令和 2 年 10 月 30 日付で発行、公開し、運用を開始した。JCSS 登録校正事業者向け説明会（再掲、令和 2 年 11 月 24 日開催）において、電子的発行にかかる説明を行った。												
(2) 登録校正事業者に対する立入検査 JCSS 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。	(2) 登録校正事業者に対する立入検査 JCSS 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。	JCSS 立入検査の実施件数 (全件実施)	JCSS 立入検査は、該当案件がなかったため、実績なし。	JCSS 立入検査は、該当案件がなかった。											
(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等 計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度 (MLAP 制度) における特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。	(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等 計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度 (MLAP 制度) における特定計量証明事業者の認定・更新を申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。	MLAP 認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数 (全件実施)	<p>MLAP は、計量法で定められている制度である。機構は、計量法に基づき国に代わり、計量法で規定されるダイオキシン等の極微量の有害物質を計量し証明を行う事業者が、それら有害物質を適正に計量できるかを法令に基づき審査し、認定を実施している。MLAP 認定された事業者 (MLAP 認定事業者) は、適切にダイオキシン等の計量証明事業を実施し、その結果をより信頼あるものとしている。MLAP 認定事業者でなければダイオキシン等の計量証明事業を行うことができない (令和 2 年度末時点で 74 事業所が認定されている)。</p> <p>なお、MLAP 認定事業者は 3 年ごとに認定の更新審査を受ける必要がある。</p> <p>令和 2 年度は、MLAP 認定・更新審査を全件実施した。新規認定申請は無く、50 件の認定更新申請が機構に提出された。認定申請案件に対して速やかに審査チームを編成し、54 件の認定更新審査を迅速かつ的確に実施した。審査結果について、認定の可否を審議する外部専門家・有識者からなる評定委員会を 12 回開催し、53 件の事業者を認定更新した。</p> <p>また、MLAP 認定事業者の手順書や組織、設備等に関する変更届出書 156 件に対して、必要に応じて要求事項への適合を確認した。</p> <table border="1" data-bbox="667 1711 1380 1953"> <thead> <tr> <th>MLAP 業務</th> <th>実績※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定審査数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>認定更新審査数</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>新規認定数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>認定更新数</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table>	MLAP 業務	実績※	新規認定審査数	0	認定更新審査数	54	新規認定数	0	認定更新数	53	MLAP 認定・更新審査及びフォローアップ調査を全件実施し、指標を達成した。	
MLAP 業務	実績※														
新規認定審査数	0														
認定更新審査数	54														
新規認定数	0														
認定更新数	53														

<p>施する。</p>	<p>る。</p>	<table border="1" data-bbox="667 94 1380 199"> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>156</td> </tr> </table> <p>※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、令和2年度に実施した審査案件の中には、認定が令和3年度になる案件も含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定計量証明事業者の認定結果等の官報及び機構 Web サイトへの掲載更新 53 件の認定事業者の認定情報を迅速に Web サイトに掲載した。 ●遠隔審査の的確な実施 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症により現地審査の実施が困難な状況でも、積極的に Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を実施した（令和2年度実施件数 24 件）。 MLAP における遠隔審査の運用方法（記録類、実地試験等の確認方法）を確立し、令和2年4月2日付けで「MLAP 遠隔審査用チェックリスト」を作成、関係者へ周知した。令和2年度最初の現地審査予定であった4月21日より遠隔審査の運用を開始し、認定更新審査 54 件中 24 件で遠隔審査を実施した。 機構は、国内で遠隔審査をいち早く導入し、有効に活用できる体制を速やかに整えたことで、認定審査のレベルを維持しつつ、機構と事業者の双方の事業継続機会を確保した。 ●MLAP のオンライン申請・届出の受付を開始 <ul style="list-style-type: none"> 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」及びその関係政省令・告示を根拠に、MLAP の申請・届出にオンラインシステムを適用した。「認定申請審査業務システム」による申請・届出にかかる認定・申請事業者向けの指針文書を制定、令和3年3月31日付けで機構 Web サイトに公開し、運用を開始した。 ●MLAP 関係規程の見直し <ul style="list-style-type: none"> 計量法施行規則の改正（令和2年12月28日官報公告）等に基づき「MLAP 認定申請等の手引き」「特定計量証明事業者認定制度 認定業務実施規程」「特定計量証明事業者認定制度に係る要員管理規程」「特定計量証明事業者認定制度に係る委員会規程」の改訂、JIS K 0311 及び JIS K 0312 の改正に基づき「MLAP 審査・検査チェックリスト」の改訂を行った。 ●MLAP の適正執行、利用拡大に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> MLAP における測定法規格である JIS K 0311 及び JIS K 0312 の改正（令和2年3月23日発行）に伴い、ダイオキシン類 JIS 改正説明会（日環協極微量物質研究会主催）での講演と協会誌への寄稿を行い、事業所等へ機構への手続き方法について周知した。（JIS K 0311 及び JIS K 0312 改正への対応 で後述） ●特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査の的確な実施 <ul style="list-style-type: none"> 認定基準に適合した業務実施体制が維持されているかどうかについて、認定の期間中（3年間）の中頃をめどにフォローアップ調査を実施することにより、MLAP 認定事業者が引き続き適切な業務実施能力を維持していることを確認してい 	評定委員会開催数	12	変更届出書処理数	156		
評定委員会開催数	12							
変更届出書処理数	156							

る。
 当該フォローアップ調査の実施において、適切と考えられる事業者に対しては効率化のため及び事業者への負担の軽減のため、事前チェックリストを活用することによる原則調査チーム1名での調査実施、及び現地訪問に抛らず提出記録類の確認のみによる評価（書面調査）を導入している（ただし、前回の審査で不適合事項が多かった等の課題があり、その後の業務実施状況を的確に把握する必要があると判断した案件については、従前のおり2名で実施、もしくは現地訪問／遠隔的技法による調査を実施することとしている。）。令和2年度は8件のフォローアップ調査（全件を調査チーム1名、書面調査）を実施した。

MLAP 業務	実績
フォローアップ調査数	8

●MLAP 技能試験

MLAP 認定事業者の技術的能力を継続的に確認するため、機構が参加を要請する技能試験への参加が認定基準（経済産業省告示）等で定められており、外部機関が実施する技能試験を活用して、認定事業者の技術能力把握を行うとともに、必要に応じて事業者に対して是正措置を要求している。

令和2年度に更新審査のピークを迎えるにあたって、令和元年度末の審査員フォローアップ研修にて技能試験結果と是正報告内容のとりまとめ結果を周知したことに加え、更新審査時に MLAP 技能試験結果と是正報告内容等を審査員に提供し、計量証明の品質の監視の効果的な確認を行うよう求めた。

なお、令和3年度開催予定の第7回 MLAP 技能試験に向けた MLAP 技能試験委員会に2名参加（オブザーバー1名、関係者1名）し、前回の技能試験結果と是正報告内容のとりまとめ結果の説明を行うなど、適切に MLAP 技能試験が運用されるよう働きかけを行った。

●JIS K 0311 及び JIS K 0312 改正への対応

MLAP における測定法規格である JIS K 0311 及び JIS K 0312 の改正（令和2年3月23日発行）に伴い、ダイオキシン類 JIS 改正説明会（日環協極微量物質研究会主催）での講演と協会誌への寄稿を行い、事業所等へ機構への手続き方法について周知した。旧版と改正版の対照表を作成し、変更届出書により提出された認定事業者の手順書及び技術データの内容確認を的確に実施し、47事業者について認定範囲に反映した。改正版により更新審査を行う審査員に対しては、改正版に対応した「MLAP 審査検査チェックリスト」、「旧版と改正版の対照表」及び変更届出書内容を提供し、改正点を十分に確認する審査を実施するための環境を整えた。

(4) 認定
 特定計量証
 明事業者に
 対する立入
 検査
 MLAP 認定事
 業者に対す

(4) 認定
 特定計量証
 明事業者に
 対する立入
 検査
 MLAP 認定事
 業者に対す

MLAP 立入検査は、該当案件がなかったため、実績なし。

MLAP 立入検査は、該当案件がなかった。

<p>る立入検査を的確に実施する。</p>	<p>る立入検査を的確に実施する。</p>												
<p>(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する認定維持審査を的確に実施する。</p>	<p>(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定を申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する認定維持審査を的確に実施する。</p>	<p>国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数 (全件実施)</p>	<p>国際相互承認取決 (MRA 制度) とは、国際試験所認定協力機構 (ILAC) 等に加 盟している認定機関 (国際相互承認取決の地位を獲得している認定機関) が、互 いに認定した校正事業者 (MRA 校正事業者) の校正結果を同等とみなして、受け 入れるという制度である。</p> <p>機構は、ILAC に加盟するとともに、国際相互承認取決の地位を獲得して、MRA 校正事業者の認定を実施しており、機構が認定した国内 MRA 校正事業者の輸出品 の校正結果については、国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での 再校正省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。</p> <p>●国際相互承認取決に対応した校正事業者認定審査及び認定維持審査の実施</p> <p>機構は、MRA 制度を希望する JCSS 校正事業者に対し MRA 校正事業者として認定 する場合には、JCSS 登録に加え、2 年ごとに JCSS 校正事業者に認定維持審査を 実施し、さらに ISO/IEC 17043 に適合した外部機関の運営する技能試験を JCSS 校正事業者が受けた記録を評価して、技術的能力の維持を確認するための審査を 行う。</p> <p>機構は、令和 2 年度、2. (1) の JCSS 登録に加え、校正事業者の MRA 制度の認 定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA 制度の要求事項への適合性 を審査して、26 件の認定審査を実施した。また、MRA 校正事業者からの申請に応 じて、再認定審査 59 件、認定維持審査 31 件を迅速かつ的確に実施した。</p> <table border="1" data-bbox="676 1087 1383 1289"> <thead> <tr> <th>MRA 対応</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定審査数</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>再認定審査数</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>認定維持審査数</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>●認定した校正事業者の機構 Web サイトへの掲載</p> <p>機構は、MRA 制度に基づき認定した 10 件の MRA 校正事業者に関する情報 (日本 語及び英語) を機構 Web サイトに迅速に掲載した。</p> <p>●国際相互承認要求事項に対応する技能試験の活用と計画</p> <p>機構は、MRA 制度を希望する JCSS 校正事業者に対し MRA 校正事業者として認定 するに際して、JCSS 登録に加え、2 年ごとに JCSS 校正事業者に認定維持審査を 実施し、さらに ISO/IEC 17043 に適合した外部機関の運営する技能試験を JCSS 校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は、外部機関が提供している技能試験の結果を MRA 校正事業者の認定に活 用している。MRA 認定を希望する校正事業者が、的確に技能試験を受けられるよ うに、機構は、年度当初に、MRA 認定を希望する校正事業者が的確に技能試験を 受けられるように、認定で活用している外部機関の技能試験を 5 か年計画として 公表している。令和 2 年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおり。技能試 験の結果に問題があった MRA 校正事業者は、全て是正処置の妥当性を確認して認 定した。</p>	MRA 対応	実績	認定審査数	26	再認定審査数	59	認定維持審査数	31	<p>国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査を全件実施 し、指標を達成した。</p>	
MRA 対応	実績												
認定審査数	26												
再認定審査数	59												
認定維持審査数	31												

JCSS	区分	外部機関名
MRA 認定で 活用している 技能試験	質量／はかり／電子式非自動はかり	日本計量機器工業 連合会
	圧力／圧力計	
	硬さ／ブリネル硬さ試験機等／ブリネル 硬さ試験機	日本試験機工業 会
	力／力計／JIS B 7728 による方法	
	質量／分銅等／分銅	日本電気計器検 定所
	長さ／一次元寸法測定器／ブロックゲー ジ	
	電気（直流・低周波）／直流・低周波測 定器等／直流電圧発生装置、直流電流発 生装置、交流電圧発生装置、交流電流発 生装置	
	電気（直流・低周波）／直流・低周波測 定器等／直流電圧測定装置、直流電流測 定装置、交流電圧測定装置、交流電流測 定装置	
	電気（直流・低周波）／直流・低周波測 定器等／直流抵抗器	
長さ／一次元寸法測定器／標準尺		
温度／接触式温度計／熱電対（比較校正 法）		

3. 製品評
価技術基盤
機構認定制
度の実施
JNLA 制度や
JCSS 制度、
MLAP 制度で
は対応でき
ない認定分
野を主な認
定対象とす
る製品評価
技術基盤機
構認定制度
（ASNITE 制
度）におい
て、安全の
確保や国内
外の取引の

3. 製品評
価技術基盤
機構認定制
度の実施
JNLA 制度や
JCSS 制度、
MLAP 制度で
は対応でき
ない認定分
野を主な認
定対象とす
る製品評価
技術基盤機
構認定制度
（ASNITE 制
度）におい
て、安全の
確保や国内
外の取引の

ASNITE 認
定審査及
び認定維
持審査の
実施件数
（全件実
施）

製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）は、安全の確保や国内外の取引の円滑化等に関する政策的・社会的要請や新たな政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の法令に基づく認定制度では対象外の認定ニーズについて対応する制度であり、校正（計測器の目盛りの正しさの評価）、試験（製品の安全性試験、環境中の有害物質測定等）等を行う事業者（以下の a. ～ f. の事業者）の認定を実施している。

機構は、国際ルールに基づいて ASNITE を運営しているため、機構が認定した事業者は日本国内のみならず国際的に信頼性をもち、国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化等に貢献するものである。

令和 2 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、ASNITE 認定業務を実施した。3 件の新規認定申請及び 8 件の追加認定申請が機構に提出され、速やかに審査チームを編成し、9 件の認定審査を迅速かつ的確に実施した。また、25 件の再認定審査、19 件の認定維持審査、1 件の臨時審査を実施した。その結果、6 件の新規認定（追加認定含む）を行った。

ASNITE 認定審査及び認定維持審査を全件実施し、指標を達成した。

円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、認定維持審査を的確に実施する。また、国や産業界からの要請等、政策的・社会的ニーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速かつ的確に行う。さらに、ASNITE 制度の利用拡大に向け、ASNITE 認定事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。

円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、ITセキュリティ分野の評価機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、認定維持審査を的確に実施する。また、国や産業界からの要請等、政策的・社会的ニーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速かつ的確に行う。さらに、ASNITE 制度の利用拡大に向け、ASNITE 認定事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証

ASNITE 認定サブプログラム	実績※				
	新規認定審査（追加含む）	再認定審査	認定維持審査	臨時審査	新規認定（追加含む）
a. ASNITE 校正事業者認定	3	1	4	0	1
b. ASNITE 試験事業者認定（一般）	1	4	1	0	1
c. ASNITE 試験事業者認定（IT）	0	1	0	0	0
d. ASNITE 試験事業者認定（環境）	2	17	6	1	2
e. ASNITE 標準物質生産者認定	0	1	3	0	0
f. ASNITE 製品認証機関認定	3	1	5	0	2
合計	9	25	19	1	6

※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、令和 2 年度に実施した審査案件の中には、認定が令和 3 年度になる案件も含まれている。

●ASNITE の認定結果の機構 Web サイトへの掲載

機構は、認定事業者の認定情報（日本語及び英語）を機構 Web サイトに迅速に掲載した。

●遠隔審査の的確な実施

新型コロナウイルス感染症の影響により現地審査の実施が困難な状況でも、積極的に Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を実施した（令和 2 年度実施件数 19 件）。

機構は、国内で遠隔審査をいち早く導入し、有効に活用できる体制を速やかに整えたことで、認定審査のレベルを維持しつつ、機構と事業者の双方の事業継続機会を確保した。

●ASNITE のオンライン申請・届出の受付を開始

令和 2 年度は、ASNITE 制度においても申請及び届出のオンライン提出を開始し、「認定申請審査業務システム 使用マニュアル（ASNITE）」の制定及び改正を行った。

以下に a. ～f. の各事業者に対する認定業務実績を記載する。

a. ASNITE 校正事業者認定

ASNITE 校正は、JCSS 対象外の校正事業者（国家計量標準研究所、外国の国家計量標準研究所から校正を受けた校正事業者、海外にある校正事業者等、計量法で規定されていない校正事業者）の認定ニーズに対応するために運営している。上記実績のうち、令和 2 年度は以下の新規立ち上げの取組を実施した。

<p>明書の発行件数の増加に向けたASNITE認定事業者の意識啓発のため、ASNITE認定事業者から情報収集を行い、必要に応じて、ASNITE認定事業者に対する要求事項等を定めた文書改正やASNITE認定事業者向けの情報提供等を行う。</p>		<p>●遠心校正装置による加速度計の校正事業者の認定</p> <p>自動車の衝突や横滑りに対する安全性試験は乗員の安全確保のために重要であり、特に、衝突や横滑りの際に車体が受ける加速度の大きさを測定する加速度計が正確かどうかは、その加速度の大きさが正しいことの根拠として重要であるため、近年、自動車の海外輸出時には、安全性試験に用いた加速度計の正確さが認定校正事業者により保証されることが求められている。このような認定ニーズに基づき、日本の自動車メーカーが衝突などの安全性試験に用いている加速度計の校正方法である遠心校正法による加速度計の認定制度を令和元年度に構築して、校正事業者から申請を受理し、令和2年度は、国際基準に基づいて審査を進め、国内で初めて認定した。</p> <p>これにより、認定校正事業者が発行する加速度計の校正証明書は、より高い信頼性が確保されていることの証明となり、その加速度計を用いて国内の自動車メーカーが実施する安全性試験の信頼性の確保に貢献するとともに、自動車の海外輸出においても、その安全性試験結果の信頼性の根拠として活用され、安全性試験結果の受入れの加速に貢献するものである。</p> <p>●電気自動車等の車両接近通報装置試験で用いられるサウンドレベルメーター及び音響校正器の校正事業者の認定</p> <p>自動車分野における国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」の枠組みにおいて、電気自動車等の静音性車両に係る車両接近通報装置の評価基準として、IEC61672-3に適合したサウンドレベルメーター及びIEC60942に適合した音響校正器を用いることが要求されたことに伴い、各IEC規格に基づいたサウンドレベルメーターと音響校正器の校正結果に対する国際信頼性を確保するための認定ニーズを令和元年度に把握して認定制度を創設し、令和2年度は校正事業者からの申請を受理した。</p> <p>今後、このサウンドレベルメーターなどの校正事業者を国際基準に基づいて審査し認定することにより、認定校正事業者が校正したサウンドレベルメーターなどを用いて国内の自動車メーカーが実施する車両接近通報装置の評価結果の信頼性の確保に貢献するものである。また、自動車の海外輸出においても車両接近通報装置の評価結果の信頼性の根拠として認定が活用され、車両接近通報装置の評価結果の受入れの促進に貢献するものである。</p> <p>●校正事業者用公開文書の見直し</p> <p>令和2年度は、「認定スキーム文書（ASNITE-C（一般））」、「認定スキーム文書（ASNITE-C（NMI））」、「ASNITE校正事業者認定の一般要求事項」及び「ASNITE校正事業者の認定の取得と維持のための手引き」の改正を行った。</p> <p>●ASNITEの利用拡大に向けた取組</p> <p>改正文書改正内容の紹介、“遠隔審査”にかかる諸情報の提供、「認定申請審査業務システム」による申請・届出方法の説明のため、ASNITE-C認定事業者に対する説明会をZoomウェビナーにて開催した（令和2年11月24日）。</p> <p>b. ASNITE試験事業者認定（一般）</p> <p>ASNITE試験事業者認定（一般）は、JNLA対象外の試験事業者（JIS規格以外の試験を用いる試験事業者）のうち環境分野及びITセキュリティ分野を除く認定ニ</p>	<p>自動車産業は、我が国の製造業最大の基幹産業であり、高度モビリティ社会に向けて、自動運転の開発進展も相まって、様々な性能要求の中でも安全性能は高度な信頼性が求められる。特に海外では、自動運転等の技術進歩が著しく、安全性重視の観点から、試験・校正サービスの確固とした信頼性が求められ、試験・校正結果のISO/IEC 17025認定取得とトレーサビリティ確保を義務づける場合が多い。試験・校正結果のISO/IEC 17025認定取得とトレーサビリティ確保により、これまで取得した大量の実験データを国際レベルで活用できるようになり、国際展開する自動車メーカーとしては、極めて大きな意義を持つ。</p> <p>機構は、これらの背景を踏まえて、サウンドレベルメーター及び音響校正器の認定制度を創設し、令和2年11月に申請を受理し、認定活動を開始した。この新制度創設は、認定校正事業者が校正したサウンドレベルメーターなどを用いて国内の自動車メーカーが実施する車両接近通報装置の評価結果に対する信頼性の確保に貢献した。また、自動車の海外輸出においても、車両接近通報装置の評価結果に対する信頼性の根拠として認定が活用され、車両接近通報装置の評価結果の受入れ促進にも貢献した。その結果、海外にてサウンドレベルメーター及び音響校正器のトレーサビリティ確保を容易に証明でき、車両接近通報装置の試験の結果が受け入れられるとともに、実験データを国際レベルで活用できるようになり、海外でのビジネスチャンスが拡大した。こうした新規分野の創設・利活用は、計画水準を上回る成果であった。</p> <p>（参考）自動車産業の国内市場規模（平成30年）約62兆3,040億円（出典「日本の自動車工業2020」（日本自動車工業会））</p>	
---	--	--	--	--

ーズに対応するために運営している。上記実績のうち、令和 2 年度は以下の新規認定活動を開始した。

●国内初の欧州衛生工学設計グループ（EHEDG（イーヘッジ：European Hygienic Engineering and Design Group）認証制度の要件を満たす試験所の認定に向けた認定活動の開始

機構は、食品加工装置の製造者、使用者等を対象に食品の安全性及び品質向上を促進するための公正な議論を提供する役割を担う団体 EHEDG が定めた設計要件及び試験基準を満たした食品加工装置に「EHEDG マーク」を付与できる EHEDG 認証制度における試験所の認定制度を創設し、令和 3 年 3 月に申請を受理して、国内初の認定に向けた認定活動を開始した。

これまで未開拓であった食品加工装置を対象とした認定制度の創設にあたっては、機構内に調査チームを発足させ、課題や必要なリソース等を精査し、業界団体等に積極的にアプローチして制度創設に漕ぎつけた。

経済産業省、工業会、EHEDG ジャパンと調整を行いつつ、EHEDG 認証制度の仕組みに加え、国際基準を補完するガイドラインとして扱われている 総ページ数 1,200（要求事項全 50 項目）にもおよぶ EHEDG ガイドラインを分析して規定化し、認定制度を創設した。

●計量器の国際認証制度 OIML における試験所認定範囲を拡大し、自動車等給油メーターの追加認定

商取引に使用される計量器は、国際法定計量機関（OIML：International Organization of Legal Metrology）が計量器の国際的な認証制度を運営しており、その中で、計量器の試験所の認定機関による認定が活用される仕組みとなっている。自動車等給油メーター（例：ガソリンスタンドの給油機）は、世界的に大きな市場であるものの、各国には計量器に関する法制度があり、製造事業者は輸出先国の法制度への適合証明が負担となっているため、OIML は一国で発行した計量器の証明書を他国でも利用できるよう、平成 30 年から新たな国際相互承認として、OIML 認証制度を運営している。試験所は認定機関から認定を受け、国際相互承認取決に加盟することによって、この制度に基づいて国際的に受け入れられる証明書を発行することができる。

ASNITE 試験は、試験所認定の範囲拡大を行い、ASNITE 製品認証と連携し、合同審査を実施したことにより、対象製品として自動車等給油メーターを追加した。

●試験所用公開文書の見直し

令和 2 年度は、遠隔審査の追加、認定申請審査業務システムによる申請の追加、押印手続きの廃止、認定情報を IAJapan ウェブサイトに掲載することについて、「認定スキーム文書（5 件）」、「ASNITE 試験事業者の一般要求事項」及び「ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き」の改正を行うとともに、OIML 分野の認定範囲拡大のための「ASNITE 試験方法区分一覧」の改正を行った。

●ASNITE の利用拡大に向けた取組

令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から初めてオンラインによる制度説明会を JNLA と合同で開催し、令和 2 年度から開始した登録申請及び届出のオンライン提出方法及び電子証明証発行について発行事例を交えて紹

食品を扱う機械は、欧米を中心に世界各国の規格や基準をベースとした欧州発の食品製造設備の衛生認証制度（607 社加盟：令和 3 年 1 月 1 日時点）である EHEDG 認証が求められており、この流れは中国などアジアに拡大している。日本は世界の食品機械市場の 10%を生産する主要国だが、国内食品機械メーカーの大半は中小企業が多く、EHEDG 認証取得時の海外での試験に必要な機器輸送費、渡航費等のコスト（1 試験あたり約 200 万円）や言語の壁などが大きな負担となっている。

機構は、これらの背景を踏まえて、EHEDG 認証制度における試験所の認定制度を創設し、令和 3 年 3 月に申請を受理して、国内初の認定に向けた認定活動を開始した。その結果、国内で輸出の際に障壁であった EHEDG 認証の衛生設計要求を満たせるため、世界的な和食ブームとの相乗効果で食品及び食品機械の輸出増に貢献し、中小企業を主とする日本の食品機械メーカーの EHEDG 認証取得時における負担軽減及び利便性向上につなげた。こうした新規分野の創設・利活用は、計画水準を上回る成果であった。

（参考）食品機械産業の国内市場規模（令和元年）約 5,700 億円（出典「2019 年食品機械統計（日本食品機械工業会調査）」（一般社団法人日本食品機械工業会））

介するとともに、新規審査手法として開発した遠隔審査への対応について協力を依頼した（令和3年1月22日開催、ASNITE試験事業者（一般）6事業所参加）。

c. ASNITE試験事業者認定（IT）

ASNITE試験事業者認定（IT）は、JNLA対象外の試験事業者（JIS規格以外の試験を用いる試験事業者）のうちITセキュリティ分野の認定ニーズに対応するために運営している。

●試験所用公開文書の見直し

令和2年度は、遠隔審査の追加、認定申請審査業務システムによる申請の追加、押印手続きの廃止、認定情報をIAJapanウェブサイトに掲載することについて、「認定スキーム文書」、「ASNITE試験事業者IT認定の一般要求事項」及び「ASNITE試験事業者IT認定の取得と維持のための手引き」の改正を行った。

●ASNITEの利用拡大に向けた取組

ASNITE試験（IT）事業者に対して、文書改正及び遠隔審査の開始等の最新情報についてメールにより情報提供を行った。

●試験に係る認定ニーズの調査

ASNITE試験ニーズを把握するため、ITセキュリティ関係の認証スキームを運営する独立行政法人情報処理推進機構との会合や認定事業者等の要望から認定ニーズの把握及び調査を行った。また、経済産業省が主催する「産業サーバーセキュリティ研究会」のワーキンググループにオブザーバー参加し、外部機関との連携強化を図り、IoT等の認定ニーズの把握に努めた。

d. ASNITE試験事業者認定（環境）

ASNITE試験事業者認定（環境）は、JNLA対象外の試験事業者（JIS規格以外の試験を用いる試験事業者）のうち環境分野（大気、水質等の環境測定や重金属、放射性物質等の測定）の認定ニーズに対応するために運営している。

●試験所用公開文書の見直し

令和2年度は、遠隔審査の追加、認定申請審査業務システムによる申請の追加、押印手続きの廃止、認定情報をIAJapanのWebサイトに掲載することについて、「認定スキーム文書（ASNITE試験事業者（環境）」、「ASNITE試験事業者（環境）認定プロセス手順書」、「ASNITE試験事業者（環境）認定の一般要求事項」及び「ASNITE試験事業者（環境）認定の取得と維持のための手引き」の改正を行った。

●ASNITEの利用拡大に向けた取組

ASNITE試験事業者（環境）からの追加申請相談について迅速に対応した。

e. ASNITE標準物質生産者認定

ASNITE 標準物質生産者認定は、機器の校正、他物質への値の変換、適切な測定が行われているかの確認等に用いる、濃度や密度等一定の特性を有する物質である標準物質の生産事業者が標準物質生産者認定の認定基準である ISO 17034（標準物質生産者の能力に関する一般要求事項）に従って生産する能力を認定するプログラムである。

● “フレキシブルな認定範囲” による標準物質生産者の認定

従来の ASNITE 標準物質生産者認定においては、特定の標準物質（固定された成分、混合組成、混合濃度）の生産に対して認定を授与している。この認定においては、成分、混合比等が認定範囲に含まれない新規標準物質を生産するためには、その標準物質について新規に認定を取得しなければならず、突発的な市場ニーズに迅速に対応できない。

新規標準物質を迅速に生産するために、海外の認定機関が運用する“フレキシブルな認定範囲”（特定の標準物質に限定しない認定範囲）による認定取得のニーズが寄せられた。そのニーズに応えるべく、“フレキシブルな認定範囲”による標準物質生産者の ASNITE 認定にかかる審査体制を整備、関連する公表文書を制定・改正し、令和 2 年 6 月 17 日付で Web サイトに公開することにより、申請受付を開始した。

● 標準物質生産者用公開文書の見直し

令和 2 年度は、申請・届出書の押印廃止、“遠隔審査”の導入等に伴う下記の 4 公表文書の作成・見直しを実施した。

- ・ 「認定スキーム文書（ASNITE-R（NMI））」（RMIF02）第 5 版
- ・ 「認定スキーム文書（ASNITE-R（一般））」（RMIF01）第 5 版
- ・ 「ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項」（RMRP21）第 15 版
- ・ 「ASNITE 標準物質生産者認定の取得と維持のための手引き」（RMRP22）第 16 版

これらの関係規程の制定・改正内容について、パブリックコメントを募集するとともに Web サイトで公開した。

● ASNITE の利用拡大に向けた取組

改正文書改正内容の紹介、“遠隔審査”にかかる諸情報の提供、「認定申請審査業務システム」による申請・届出方法の説明のため、ASNITE-R 認定事業者向けの説明会を Zoom ウェビナーにて開催した（令和 3 年 3 月 3 日）。

f. ASNITE 製品認証機関認定

製品認証機関は、製品に対して基準・規格への適合性を評価している機関である。ASNITE 製品認証機関認定は、鉄道、繊維製品、製品安全及び国際法定計量機関（OIML-GS）の 4 分野の製品認証機関に対して、製品認証を行う機関に関する国際規格 ISO/IEC 17065（適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項）に基づき審査・認定を行っている。

令和 2 年度は、これまでの 4 分野に加え新たに 1 分野、テキスタイル・エクステンジ（Textile Exchange・略称 TE）※が運営する国際的な認証制度に基づく認定分野を追加し、審査・認定の提供を行った。

※TEは、2002年に“Organic Exchange”として活動を開始したアメリカ・テキサス州に本部を置くNPO/NGO法人。25以上の国から260以上の企業や団体が加盟。TEは、ブランド、小売業者、工場、原料供給者、農家などの利害関係者を一同に集め、サステナブル繊維の社会的かつ環境的な利点を学ぶことで、サステナブルな素材がより浸透することを目的に新しいビジネスモデルやツールを開拓。主な活動内容は、①利害関係者の情報交換の場を提供、②グローバルなデータの収集と提供、③国際認証基準の策定と運用の3点。

●テキスタイル・エクスチェンジに基づく製品認証機関の認定

テキスタイル・エクスチェンジ(TE)は、動物福祉に配慮したウールやダウン(羽毛)を使用した製品、地球環境に優しいオーガニックコットンやリサイクル繊維など、エシカルなアパレル製品を対象として、持続可能な社会実現のために好ましい繊維製品を提供する国際的な認証制度を運営している。

持続可能な開発目標(SDGs)や、人・社会・環境に配慮した消費行動「倫理的消費(エシカル消費)」への社会的な変化がある中、世界的に大手のアパレル・小売事業者は、TE認証制度に参画し、消費者に対し人権や動物福祉、環境保全に配慮した製品であることを証明し、提供・販売しようとする動きがある。すでに、TE認証の取得を調達要件に課すアパレル・小売りブランドが出てきている。

そのような中、機構は、認証機関の活動を審査し、サプライチェーンの適正性を確保するTE認証制度に基づく新たな認定制度を構築し、令和2年7月から認定業務を開始した。この制度構築にあたり、機構では当該制度の認定に必要な認定スキーム文書、要求事項を定めた文書等を確立するとともに、製品認証機関技術委員会(専門家、業会関係者等利害関係者からなる委員会)に諮り了承を受けるなどの手続を迅速に実施した。当該認定業務を開始に当たりニュースリリースを行い、日刊工業新聞(7月31日2面)及び繊維業界紙(繊維ニュース)に記事掲載された。

具体的には、TEを運営する組織との調整会議を頻繁に行いつつ複雑なTE認証制度を分析し、国際規格+αとなる認証制度独自の要求事項154項目(参考:JIS認証66項目、電気用品安全法29項目、国際法定計量機関証明書制度(OIML-CS)76項目)を審査用チェックリストとして体系化した。

その結果、一般財団法人ケケン試験認証センター(ケケン)からの申請を受け、機構ではTEに基づく認定審査を実施し、評定委員会での審議を経て令和3年3月にケケンに対し、国内で初めてTE認証の認定を行った。具体的には、申請事業者に対する書類審査の段階で同制度への対応等を98件の指摘・改善させることで(通常の審査では平均18件)、申請事業者を複雑な同認証制度に適切に対応し、認定を行った。

当該認定授与に当たりニュースリリースを行い、日刊工業新聞(3月19日2面)及び繊維業界紙(織研新聞、繊維ニュース)に記事掲載された。

●OIML-CSに基づく製品認証機関の認定範囲拡大

食品売場や物流市場、製造業などで広く使用されるはかりなどの計量器は、世界的に非常に大きな市場であるが、各国はそれぞれ計量器に関する法制度を持っており、製造事業者は輸出先国の法制度に製品を適合させることが負担となっている。このような状況の中、OIMLにより一国で発行した計量器の証明書を他国でも利用できるよう、新たなOIML認証制度(OIML-CS)を立ち上げた。

機構は、このOIML-CSに基づいた製品認証機関を認定する制度を構築し、令和元年9月から認定業務を開始し、令和2年3月に国立研究開発法人産業技術総合

持続可能な開発目標(SDGs)や人・社会・環境に配慮した消費行動「倫理的消費(エシカル消費)」への社会的な変化(例えば、羊への残酷なミュールジングや毛刈りで作られウール製品等の不買行動)を基にしたテキスタイル・エクスチェンジ(TE)認証制度(25か国約260社加盟)がある。世界的には、TE認証の取得を調達要件に課すアパレル・小売りブランドが出てきており、TE認証を受けていない製品は今後流通できない恐れがあるが、現在は海外の認証機関しかなく、日本企業は言語の問題等で認証取得に時間・コストを要している。

機構は、これらの背景を踏まえて、動物福祉に配慮したウールやダウン(羽毛)を使用した製品、地球環境に優しいオーガニックコットンやリサイクル繊維など、エシカルなアパレル製品を対象として認証を行い、持続可能な社会実現のために好ましい繊維製品を提供する国際的な制度(TE認証制度)の認定制度を創設した。令和2年8月に申請を受理して、令和3年3月には国内で初めてTE認証の認定を行った。

その結果、認証を取得したい国内アパレル企業が長期間待たされていた状況を打開することができ、国際競争力の強化につながった。また、日本企業のアパレル商品がTE認証製品と認められることで、エシカルな消費に適した製品であることを容易に証明でき、高い倫理観をもつ消費者に対して自社製品の社会的な課題やSDGsへの貢献を訴求することができる。また、アパレル産業以外からもSDGsに関する認証について反響があり、他業種への波及効果が期待されることから、計画水準を上回る成果であった。

(参考)アパレルの国内市場規模(令和元年)約9兆1,732億円(出典)「2020アパレル産業白書」(矢野経済研究所)

			<p>研究所計量標準総合センター（NMIJ）に対し、R60（ロードセル）及び R76（非自動はかり）において認定を授与した。この度、NMIJ から認定範囲を自動車等給油メーターの液体量（R117）に拡張する申請を受け、機構では OIML-CS に基づく認定審査を実施し、評定委員会での審議を経て令和 3 年 3 月に NMIJ に対し、追加の認定を授与した。この認定により、NMIJ は OIML-CS に基づく製品認証機関として、自動車等給油メーターについて、その計量性能を証明することができる。日本の自動車等給油メーター製造事業者は、東南アジアをはじめ、欧米に海外展開しており、今後、OIML 認証制度参加国（31 か国、日本を除く）では、自動車等給油メーターの製造事業者は NMIJ が発行する証明書を活用することで、時間と労力のかかる輸出時の手続きの多くが不要となり、日本企業による海外の市場へのさらなる進出が期待される。</p> <p>●製品認証機関用公開文書の見直し 令和 2 年度は、テキスタイル・エクステンジに基づく認定業務の開始に伴い、新たに「認定スキーム文書（ASNITE-Product（Textile Exchange））」、「Textile Exchange 分野認定区分一覧」を制定するとともに、遠隔審査の追加、認定申請審査業務システムによる申請の追加、押印手続きの廃止、認定情報を IAJapan ウェブサイトに掲載すること等について、「認定スキーム文書（ASNITE-Product 関係 4 文書）」、「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項」及び「ASNITE 製品認証機関認定の取得と維持のための手引き」の改正を行った。</p> <p>●ASNITE の利用拡大に向けた取組 新型コロナウイルス感染症への対応として、IAF の文書（異常時の対応ガイドや審査での ICT の活用）の内容を分析し、事業者への情報の周知を行った。テキスタイル・エクステンジに基づく認定業務の開始について、令和 2 年 8 月 7 日の TE 主催のサステナブルセミナーにおいて報告を行った。また、一般社団法人日本染色協会の広報誌「染協ニュース」において、同認証制度の概要の説明を執筆した。</p>		
<p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組 (1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施 法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全 4 法（電気用品安全法</p>	<p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組 (1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施 法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全 4 法（電気用品安全法</p>	<p>・各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施）</p>	<p>ア 産業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。</p> <p>なお、産業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査については、電子化等による事務手続き等の一層の効率化により、調査期間の短縮化を図る。</p> <p>●産業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や立入検査 認証機関の登録及び更新のための調査は、経済産業省が実施する認証機関に対する登録又は更新の判断のため、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が産</p>	<p>各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査並びに JIS 試買検査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示を全件実施し、指標を達成した。</p>	

<p>等)) に基づき実施する認定制度等における調査や立入検査等を、経済産業省の指示に基づき的確に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。</p>	<p>等)) に基づき実施する認定制度等における調査や立入検査等を経済産業省の指示に基づき、的確に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。</p>	<p>・産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数（全件実施）</p>	<p>業標準化法で定められた登録基準への適合性を調査し報告するものである。</p> <p>令和 2 年度は経済産業省からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、1 件（全件）の調査報告を行った。立入検査は、経済産業大臣からの指示に対し、9 件の検査報告を行った。</p> <table border="1" data-bbox="676 296 1561 401"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>調査</th> <th>立入検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業標準化法</td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ 1 件の指示をした（全件）。</p> <p>●JIS 試買検査の実施</p> <p>経済産業省の要請に基づき、選定された 2 品目（静電気帯電防止靴（令和元年度から継続）、灯油用ポリエチレンかん））に対して市場モニタリング（試買検査）を的確に実施した。</p> <p>試買検査結果は、速やかに経済産業省へ情報提供を行うとともに、経済産業省の登録認証機関に対する是正等の措置を支援し、登録認証機関及び認証製造業者の信頼性向上に貢献した。</p> <p>●相互承認実施法に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や立入検査</p> <p>経済産業大臣から指示がなかったため、実績なし。</p> <p>イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「製品安全 4 法」という。）に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p> <p>登録・更新のための調査は、経済産業省が受け付けた申請を登録又は更新をするか判断するために、経済産業省が機構に調査を指示し、機構が製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の各法律で定められた登録の基準に適合しているかを確認し、報告している。</p> <p>令和 2 年度は、経済産業大臣からの指示に基づき迅速かつ的確に調査等を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、経済産業省に対して 6 件（全件）の調査報告を行った。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症が世界的に問題になる中で、日本国内から Web 会議ツールを活用し、海外の登録検査機関 3 件（電気用品安全法 3 件（台湾、米国、中国））への調査を遠隔で実施した。通常であれば現地に赴き調査を行うが、緊急事態として経済産業省製品安全課と調査手法を調整し、登録検査機関の登録期限内に手続きを進めることを可能とした。</p> <p>立入検査は、年度末に経済産業大臣から 1 件の指示（電気用品安全法）があり、令和 3 年度に実施予定である。</p>	法律名	調査	立入検査	産業標準化法	1	9		
法律名	調査	立入検査									
産業標準化法	1	9									

法律名	調査	立入検査
消費生活用製品安全法	1	0
電気用品安全法	5	0
ガス事業法	0	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0	0
計（製品安全4法）	6	0

(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。

(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。

ア 政策的・社会的ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。

●「日本版品質チェーン」体系化のための動向調査・分析

海外の適合性評価制度と比較して見えてくる日本特有の課題（例；法制度における不十分な活用、適合マークや第三者認証に対する消費者の捉え方、など）に対処し、政策的・社会的ニーズに合致した認定・認証制度を構築するために、「認定制度の位置づけ」、「普及や活用の促進方策」、「機構認定センターの役割」などについて検討し、日本版品質チェーンを体系化するための研究会及びタスクフォースを実施した。令和2年度の検討結果を踏まえ令和3年度も継続的に検討を行う予定である。

名称	体制	回数
品質チェーン構築のための適合性評価制度研究会	学識経験者、政府担当者、専門家:8名	2回（12月、3月）
タスクフォース（実働的な検討グループ）	機構内外関係者:18名（機構:12名）	22回（うち機構内のみ14回）

また、適合性評価に関する認知度が欧米と比べて低い日本において、産業界が適合性評価をどう捉え、何を期待しているかを調査するために、代表的な産業分野（食品、化学、金属、機械、電気・電子、情報通信、卸売・小売など）の大企業及び中小企業各1,000社（計2,000社）並びに機構が認定した事業者（567社）に対してアンケート調査を実施し、429企業及び434認定事業者から回答が得られた。調査結果は、前述の令和3年度の品質チェーン検討において活用する。

●地域機関との技術連携

地域産業技術連携推進会議に、令和元年度に引き続きに地域部会に出席した。令和2年度は新型コロナウイルスの影響でオンライン開催となり、直接対話の機会は持てなかったが、試験・校正の潜在的顧客である公設試験研究機関に対して試験所・校正機関認定の活用を働きかけた。

令和2年度は、「令和2年11月24日 関東甲信越静地域部会総会」に参加した。

●フィージビリティスタディ（F/S）の実施

新たな技術や製品等に関する認定・認証のニーズを把握するため、フィージビリティスタディとして、「機能安全規格に基づく認定・認証制度のあり方に関する検

討」を実施した。

- ・ 国内関連機関（団体・認証機関等）へのヒアリングを実施。
- ・ 生活支援ロボット関連の認証機関等の認定をテーマに調査を実施中。
- ・ F/S 調査は新規認定スキームを構築することが決定したため令和 2 年度で終了。

今後は、機構内のタスクフォースで具体的なルールについて検討を進める。

イ 認定審査員の充実を目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修を実施し、さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。

●審査員等に対する研修の実施

令和 2 年度は、増加する認定・登録業務に対応するため審査員の確保を目的に、新型コロナウイルスの感染予防を意識してオンラインによる審査員養成研修を実施した。その結果、受講者 23 名のうち 14 名の審査員の要件を満たす者を確保した。また、製品認証業務審査員研修により ISO/IEC 17065 の審査員 6 名を確保するとともに、電気用品安全法に関する研修等を開催して審査員の維持管理に努めた。

審査員としての力量の維持管理と審査における最新情報の共有を目的として、年1回の頻度でフォローアップ研修を実施しているところであり、令和2年度としても令和3年3月に209名の審査員（外部138名、内部71名）に対して、オンラインによる研修を実施した。

JCSS 等の個別の認定制度は、登録審査等を適格かつ円滑に行うことを目的に技術研修を実施し、審査員の能力向上等を図った。

主な研修は、下表のとおり。

このほかに、これまでの審査員としての経験の実績等を基に、14 名について審査員（訓練中）から審査員に、4 名について審査員から主任審査員（訓練中）に、5 名について主任審査員（訓練中）から主任審査員に昇格させた。

研修	日程	参加者数
製品等認証業務審査員研修（※）	令和2年6月15日～19日	6名
JCSSに関する計量法関係法令と登録・認定の一般要求事項の概説	令和2年6月16日	3名
Textile Exchangeに係る研修	令和2年6月25日	28名
Textile Exchangeの規格研修	令和2年8月3日	10名
ロボット規格セミナー（※）	令和2年8月24日	3名
現場の管理と改善セミナー（試験・計測器管理コース）（※）	令和2年10月6日	3名
防爆電気機器初級講座（※）	令和2年12月～令和3年1月	9名
審査員養成研修	令和2年12月2日～8日	23名
JIS品質管理責任者研修（※）	令和3年1月～3月	2名
RAMS研修	令和3年2月24日	12名

抗菌・抗ウイルス（繊維製品）セミナー（※）	令和3年3月4日～18日	3名
ガス栓分野に関する技術研修（※）	令和3年3月8日～12日	2名
電気用品安全法に関する研修	令和3年3月25日	18名
審査員フォローアップ研修	令和3年3月26日	209名

※外部の機関が主催する研修

ウ 認定機関としての業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等を通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定機関に対する満足度調査を認定事業者に行い、審査等の改善に利用する。

●認定業務におけるマネジメントシステム文書

認定プログラムに適用する品質マニュアル等の計 283 のマネジメントシステム文書について、令和 2 年度は 157 文書に対して、延べ 232 件の制定・改正実施し、最新のマネジメントシステム文書に基づく、的確かつ効率的な審査業務遂行のための環境を確保した。

主な制定・改正内容は、新型コロナウイルス感染防止対策を目的とした緊急的な措置の適用やルールの変更に関わるものが大半を占めており、具体的には審査期限の延長や遠隔審査の導入、書面・押印・対面手続きの見直しに伴う文書の制定・改正を実施した。

また、これらの改正情報は改正の都度、機構認定センター内の職員にメールで周知し、最新のマネジメントシステム文書に基づいて適切に業務を実施するとともに、必要なものは Web サイトに公表することで関係者への時宜を得た情報提供を確実に行った。

●機構認定センターにおける内部監査の実施

令和 2 年 8 月から 9 月にかけて、機構認定センターに対する令和元年度業務に対する内部監査を実施した。不適合案件に対しては再発を防止するための処置（予防処置含め）を実施し、認定機関としての信頼性維持を図った。

●マネジメントレビューの実施

令和 2 年度のマネジメントレビューを 12 月と 3 月に実施し、ISO/IEC 17011（適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項）に基づくマネジメントシステムの運用状況の適切性を確認した。ILAC/IAF の文書改正に伴うルールの見直しや電子化の推進、新規認定スキームの開発などの短期的な課題のほかに、認定制度の普及や新規審査員の確保、業務パフォーマンスの向上などの中長期的な課題などの認定機関として今後改善すべき事項を特定し、改善計画を策定して、認定機関としての信頼性の維持・向上を図った。

●審査を受けた事業者に対する満足度調査の実施とそれに基づく改善の実施

各事業者への審査終了後に事業者に対する満足度調査を実施し、回答 223 件（回収率 72.6 %）において 215 件（96.4%）が「満足度が高い」との評価であった（「不満がある」5 件、未回答 3 件を含む）。審査を通してあった審査員に対する苦情・要望は、審査員フォローアップ研修で情報共有するとともに、必要な

			処置を検討し是正及び改善を実施した。		
(3) 認定に係る国際関係業務認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。	(3) 認定に係る国際関係業務認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。		<p>アジア太平洋認定協力機構（APAC）、国際試験所認定協力機構（ILAC）及び国際認定フォーラム（IAF）に係る国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、委員会、投票活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。また、APAC 相互評価、又はそのレビューパネルへの国際評価員の派遣を通じて、国際相互承認取決の運営に参画する。</p> <p>以下の活動を通じて、ILAC/IAF/APAC の国際相互承認取決（MRA）の署名地位を維持している。</p> <p>●APAC MRA 署名者の地位を維持 令和元年 12 月に受審した APAC MRA 相互評価結果を受け、その後、レビューパネルによるレビュー（4 月）、他の APAC 署名認定機関によるコメント投票（5 月）による質疑応答に対応した。その結果、APAC 投票を経て、令和 2 年 8 月 17 日に機構認定センターの APAC MRA 継続について承認された。</p> <p>●標準物質生産者認定プログラムの ILAC MRA 署名及び同認定プログラム ILAC MRA 拡大への寄与 令和 2 年 7 月 27 日に機構の標準物質生産者認定プログラムについて、ILAC MRA への署名を行った。署名に当たっては、拡大申請等、各種手続きを滞りなく実施した。 なお、新規認定分野を新たに ILAC MRA の対象とするには、地域協力組織（APAC 等）での相互評価結果の同等性を確実にする必要がある。令和 2 年 7 月、ILAC において、APAC MRA 標準物質生産者認定プログラムを ILAC MRA の対象とすることが承認されたが、これは機構への評価結果を受けてのものであった。</p> <p>●APAC からの要請に基づく国際評価員の派遣 APAC MRA 署名者に対する義務として、他国の認定機関を対象とした相互評価を行う相互評価員又はその評価結果をレビューするレビューアを派遣することが求められている。機構は、相互評価員として 2 名、レビューアとして 1 名を派遣し、国際相互承認取り決めの仕組みの維持に貢献した。</p> <p>●ILAC/IAF/APAC MRA の維持 ILAC/IAF/APAC MRA 署名者に対する義務である ILAC/IAF/APAC 投票に全て参画し、署名地位を維持した。 ILAC : 12 件、IAF : 12 件、APAC : 21 件 その他、必要に応じ、コメント投票、サーベイ等に参画した。</p>		
(4) 認定制度の普及促進 知的基盤整備計画を受けた計量標	(4) 認定制度の普及促進 知的基盤整備計画を受けた計量標		<p>ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会（JAC）の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る国際標準の改正に伴う課題に対応するとともに、認定制度の普及等を図る。</p> <p>●JAC 事務局として各認定機関と連携しつつ信頼性等に係る課題への対応 JAC とは、国内認定機関の信頼性と技術レベルの向上を図るとともに、認定制度</p>		

準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。

準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。

の啓発・普及により、国内の適合性評価制度全体の信頼性・透明性の向上を目的に、国内認定機関及び関係省庁（規制当局）等で構成する協議会である。機構認定センターは JAC の事務局となっている。

令和 2 年度は、各機関が進める ISO/IEC 17011 や ISO/IEC 17025 の移行（規格改正への対応）に関し、改正版の規格に基づく運用を行っていく上での共通的な課題等の情報共有を図るため、令和 2 年 9 月及び令和 3 年 3 月に JAC 運営委員会を開催した。

認定の重要性をより広く伝えるため、例年、試験所・校正機関を対象として開催してきたセミナーを拡大し、令和 2 年度には認証機関を対象に加えた。これに伴い、JASaff（農林水産省関連の認定機関）と ISMS-AC（情報マネジメントシステム認証関連の認定機関）を加えた国内認定機関の全 5 機関を主催機関として、オンラインセミナーにて令和 2 年 10 月 5 日に JAC セミナーを開催した（参加者：233 名）。

イ 展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ることに加え、国民に向けた情報提供にも努める。

●認定制度の普及、利用促進に向けた展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動

認定制度の普及、利用促進に向け、以下の活動や情報提供を行うとともに、機構全体の広報と連動した認定制度の広報活動を行った。

令和 2 年度は、ILAC 及び IAF が定めた「世界認定推進の日」（令和 2 年 6 月 9 日）に際して、各議長から発信された共同声明やパンフレット、ポスターの和訳資料を作成し、JAC 構成機関の Web サイトを通じて公開した。令和 2 年度は「認定：食品の安全性を高める」をテーマに、原材料から製品が作られ、消費者の手に渡るまでの一連のサプライチェーンの中で、認定された試験や検査、認証が品質、安全性、信頼性の確保に繋がっているか、認定活用事例の紹介などと併せて認定の重要性についてアピールした。

また、下表の展示会（1 件）への出展を行い、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。

展示会、広報活動等	出展日	開催場所	機構ブースへの来場者数
JASIS2019（アジア最大級分析機器・科学機器専門展示会）への出展	令和 2 年 11 月 11 日～13 日	幕張メッセ	43 名 セミナー講師なし（セミナー中止のため）

以下の講演会等の計 5 件の依頼に対して講師を派遣し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。

・ 認定・認証に関する NITE 講座を、オンラインセミナー（令和 2 年 9 月 8 日～10 日、参加者：3 日間計 666 名）にて開催した。

・ 主に ISO 9001、ISO 14001 等の品質マネジメントシステム審査員を対象に、計量関係団体と共催し、下表の講演会を実施した。製造業等の業務プロセスで試験・測定を必要とする業種の品質マネジメントシステム認証においては、計量トレーサビリティに関する審査が行われていることから、JCSS 校正等による計量トレーサビリティの確保、計測器管理、校正機関の認定に関する最新情報の提供等を通じて JCSS 等の普及啓発を推進した。

講演会名	日程	参加人数
マネジメントシステムのための計量トレーサビリティ講演会	① ライブ配信：令和3年2月8日	① 849名
	② オンデマンド配信：令和3年2月15日～2月26日	② 766名 計 1,615名

法改正や社会的・政策的なニーズに基づいて実施した新規認定業務等のうち、創設（窓口開設）や初認定事例を対象に6件のニュースリリースを行い、新聞及びインターネット記事（日刊工業新聞、化学工業日報、日本計量新報、日刊自動車新聞、繊維ニュースなど）で配信された。

- ① エシカルなアパレル製品の認証に向けて NITE は国内初の認証機関を認定しました（令和3年3月19日）
- ② 自動車の安全性の確保に認定が貢献～安全性試験で用いられる加速度計の校正事業者をNITEが認定～（令和2年11月6日）
- ③ 標準物質生産者認定プログラムが国際相互承認（ILAC MRA）の対象となりました～認証標準物質の世界展開が円滑に～（令和2年8月7日）
- ④ NITEは地球環境や動物福祉に配慮したアパレル製品の普及の推進を認定の仕組みで応援します（令和2年7月31日）
- ⑤ 標準物質生産者の“包括的認定”の申請受付を開始しました ～新たな測定ニーズへの迅速な対応に貢献～（令和2年6月17日）
- ⑥ 認定事業者に対する認定維持のための確認期限を6ヶ月延長します～新型コロナウイルス感染症関連支援策～（令和2年4月22日）

● デジタルコンテンツ動画による情報発信

認定制度の普及、利用促進に向け、認定のしくみやその活用事例についての数分程度の紹介動画を新たに10本制作した。完成した動画は、機構公式 YouTube チャンネルに掲載し、機構 Web サイトからの情報発信を行った。

● 認定制度普及のための新たな取組

認定制度の認知度を高め、その有用性をアピールし、標章付き証明書の発行件数を増加させる新たな取組として、平成30年度から継続している「認定制度活用タスクフォース」で様々な取組を進めるとともに、今後の取組についても検討した（令和2年度は3回開催）。

ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、他分野の取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。

		<p>さらに、審査員養成研修の受講機会を、適合性認定分野以外の分野における試験関連業務、試験所評価業務等に従事する職員に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及等 地域産業技術連携推進会議には、令和元年度に引き続きに地域部会に出席した。令和2年度は新型コロナウイルスの影響でオンライン開催となり、直接対話の機会は持てなかったが、試験・校正の潜在的顧客である公設試験研究機関に対して試験所・校正機関認定の活用を働きかけた。 令和2年度は、「令和2年11月24日 関東甲信越静地域部会総会」に参加した。 (再掲) ●適合性認定分野以外に従事する職員への審査員養成研修の受講機会の提供 令和2年12月に開催した審査員養成研修には、適合性認定分野以外に従事する職員1名が受講し、試験関連業務、試験所評価業務等の情報提供及び認識共有を行うことができた。 																
<p>(5) 認定審査業務の電子化機構が運用する認定制度において、構築した認定審査業務を電子化するための仕組みを利用し、認定審査の効率化、迅速化による申請者の負担軽減を図るとともに、認定審査業務のセキュリティ向上を図る。</p>	<p>(5) 認定審査業務の電子化機構が運用する認定制度において、構築した認定審査業務を電子化するための仕組みを利用し、認定審査の効率化、迅速化による申請者の負担軽減を図るとともに、認定審査業務のセキュリティ向上を図る。</p>	<p>令和元年度に開発した申請者からの書類の電子データによる提出、外部審査員による審査書類の閲覧、審査書類の作成・保存等のためのシステムの利活用を促進する。</p> <p>申請者から書類の電子データによる提出、外部審査員による審査書類の閲覧、審査書類の作成・保存等を目的に「認定申請審査業務システム」を令和元年度に開発し、令和2年4月からオンライン申請の受付を開始した。</p> <p>令和2年度としての事業者ユーザーIDアカウント付与は、343件（事業所からのID付与申請受理数は159件）のID付与を行った。</p> <p>「認定申請審査業務システム」を用いることにより、認定審査業務をすべて電子化することが可能となり、審査書類等の印刷や郵送が不要、事業者・審査員間のリアルタイムな情報共有を実現することで審査期間の短縮が可能になるとともに、オンライン化による書類紛失リスクの軽減に貢献した。</p> <p>また、外部からのシステムへのアクセスが可能となり、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した審査の実施に向けて一翼を担った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プログラム名</th> <th>ID付与申請受理数</th> <th>アカウント付与数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JCSS</td> <td>94</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>JNLA</td> <td>49</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>ASNITE</td> <td>16</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>159</td> <td>343</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム名	ID付与申請受理数	アカウント付与数	JCSS	94	198	JNLA	49	113	ASNITE	16	32	計	159	343	
プログラム名	ID付与申請受理数	アカウント付与数																
JCSS	94	198																
JNLA	49	113																
ASNITE	16	32																
計	159	343																

4. その他参考情報

I-5. 国際評価分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	国際評価技術分野		
業務に関連する政策・施策	経済産業のうち、基準認証 安全・安心のうち、産業保安	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 日本再興戦略（平成28年6月2日閣議決定） 標準化官民戦略（平成26年5月15日策定）
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 令和元年度まで基幹目標として掲げていた「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模2020年に5,000億円」は達成見込みであるが、蓄電池市場は今後も大きく成長することが見込まれていることから、引き続き、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模の更なる増大に貢献する。 【重要度：高】 【困難度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0372

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
【基幹目標】 前年度と同程度の稼働率を維持した上で、企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合	12%以上		—	—	—	—	17.0%		予算額（千円）	457,625	607,377	593,664	744,174	1,029,316
									決算額（千円）	583,099	617,500	751,572	903,147	1,234,726
									経常費用（千円）	540,865	568,156	659,667	841,140	1,058,385
									経常利益（千円）	3,177	34,071	10,139	▲15,988	▲22,586
									行政サービス実施コスト（千円）	743,158	732,540	829,070	—	—
									行政コスト（千円）	—	—	—	1,339,039	1,390,963
									従事人員数	28	32	36	46	48

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価
			業務実績
<p>基幹目標 令和元年度まで基幹目標として掲げていた「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模2020年に5,000億円」は達成見込みであるが、蓄電池市場は今後も大きく成長することが見込まれていることから、引き続き、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模の更なる増大に貢献する。</p>	<p>基幹目標 令和元年度まで基幹目標として掲げていた「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模2020年に5,000億円」は達成見込みであるが、蓄電池市場は今後も大きく成長することが見込まれていることから、引き続き、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模の更なる増大に貢献する。</p>	<p>前年度と同程度の稼働率を維持した上で、企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を12%以上とする。</p>	<p>【基盤整備/重要項目】</p> <p>① 世界最大級の施設を活用した企業ビジネスに直結する試験・評価の実施により企業等の実用化等を支援</p> <p>機構が保有する大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）を活用し、令和2年度は27社53件69試験の試験依頼があり全数を実施した（令和元年度は24社63件78試験を実施）。試験実施件数は令和元年度から減少しているが、これは新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言の発令に伴い4月8日から5月20日までNLABの稼働を停止したことが主な要因である。</p> <p>また、5月21日の再開後も、事業者・機構双方の出勤制限により契約手続の遅延・試験自体も中止・延期を余儀なくされ、第1四半期時点ではNLABの稼働率が著しく低下したが、従来の共同試験契約から施設利用者登録に変更することで契約手続の円滑化を図る等、様々な対応を行った結果、最終的には前年度と同程度の稼働率を達成した。</p> <p>更に、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等の成果を9件確認できた。企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合は17%となり、基幹目標の指標「企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を12%以上」を上回った。</p> <p>② 戦略的な国際標準開発及び認証体制の構築により我が国企業の競争力強化、海外展開等を支援</p> <p>平成28年度に日本が提案し機構が開発を支援して令和2年4月に発行されたIEC62933-5-2（系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項：電気化学的システム）について、国際標準の国内での更なる認知向上及び活用促進のため、国内対応規格の策定及び関連制度・規制における当該規格の位置づけに係る検討を関係者間で進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内対応規格策定のため、JIS原案作成委員会における議論を推進し、令和2年7月に原案を提出した結果、令和3年3月にJIS C 4441が発行された。 JIS発行後の国内企業向け認証サービス実現に向け、試験・認証機関との協議を継続して実施した。 電気事業法における「電気設備の技術基準の解釈」へのJIS C 4441の取込検討の場に参加した結果、令和3年度においても、引き続き同規格の活用について検討されることとなった。 <p>また、IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム）/WG5（安全）の国内外委員会等での活動において、日本主導で国際標準化を目指しているIEC62933-5-3（系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの運用期間における安全性要求事項：電気化学的システム）について、令和2年4月に大多数の賛成により当該提案が新規事業項目（NWIP）として可決され、その後の議論も円滑に実</p>
			<p>全体評定：A</p> <p>事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構がこれまで培った知見・技術や外部機関との連携も活かして主体的、積極的にユーザーニーズに対応した試験評価サービスを提供してメーカーの新製品開発や認証取得等の成果に繋げたことや、電気保安に係る安全情報の発信、システム構築、スマート保安への関与等を行うなど、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える成果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○質的に優れた実用化・認証取得等を多く生み出し、基幹目標の指標「企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を12%以上」を上回る17%を達成</p> <p>機構が保有する大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）を活用した企業ビジネスに直結する試験・評価の実施により企業等の実用化等を支援するため、試験相談には積極的に対応した。新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言の発令に伴い4月8日から5月20日まで試験施設の稼働を停止したことで一時的にNLABの稼働率が低下したが、従来の共同試験契約から施設利用者登録に変更することで契約手続の円滑化を図り、また、Web会議を活用して複数拠点のNLABユーザーと同時に会議を行うことで効率的かつ濃密な会議を実施した結果、最終的には53件の試験・評価を実施するに至り、前年度と同程度の稼働率を達成した。</p> <p>試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等の成果を9件確認できた。企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合は17%となり、基幹目標の指標「企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を12%以上」を上回った。</p> <p>更に、指標を上回っただけでなく、その内容についても、</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構が過去に実施した試験の経験を活かしてメーカーに技術的提案を行ったことで難度の高い試験の実施に至り、メーカーが開発した大容量蓄電設備が世界最大規模（720MWh）の風力用蓄電設備として納品された。このことは、蓄電池システム産業の活性化及び再生可能エネルギー活用に貢献する大きな成果である。 機構が開発した高電圧大電流遮断試験システムを活用して、より性能の高い遮断器が市場に流通した。このことは、蓄電池の大型化・高容量化に伴って益々重要となる安全性・信頼性の高度化に貢献する大きな成果である。 平成28年度のNLAB運営開始から、機構は試験の実施や「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」の設置・運営等を通じてステークホルダーからの信頼を勝ち得たことで、認証機関との連携が実現し、車載用蓄電池の安全性試験実施と認証取得を国内で完結することができるようになった。その結果、自動車メーカーはNLABにて実施したR100耐火性試験の結果を活用して、バッテリーの認証を取得した。このことは、自動車メーカーによるEV車の普及拡大の後押し（2050年カーボンニュートラル実現への貢献）に繋がる大きな成果である。 NLABの多目的大型実験棟の“室内巨大空間”を活用して大型コンテナ蓄電池の安

施されている。

更に、IEC62933-5-3の作業原案(WD)に記載予定の蓄電池の非破壊劣化評価技術については、日本が有する優れた技術として、国際標準の発行を待たず広く利活用を推進すべく、次のとおり関係するステークホルダーに対し当該技術の紹介・提案活動を実施した。

- ・ ハウスメーカー等、蓄電池システムのユーザーも参加する会議において、当該技術を用いた安全性サービス例を紹介した。
- ・ 資源エネルギー庁による定置用蓄電システム普及拡大策の一環である、蓄電システムの評価指標の検討の場に提案した。

全性試験を実施することで、「オンサイトでの検証⇒後戻り」というロスを解消し、開発期間を6か月短縮させた。

等、機構のこれまでの実績が活かされて企業等による実用化・認証取得等に繋がり、また、市場規模の大きな案件やカーボンニュートラルに貢献する案件が含まれるなど、質的に優れた成果を上げた。

このように、前年度と同程度の稼働率を達成しつつ、企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合は指標値を大きく上回り、更には実用化・認証取得等が質的に優れた内容であったことは、計画水準を大きく上回る成果である。

○データ利活用のための体制を構築し、関係企業からの協力を得ることに成功

令和元年度に整備した日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン(中間整理)において、アクションプランとして挙げられた「データ利活用」に関して、機構はデータ利活用における課題と対応策を検討し、実行に移すための仕組みとして令和2年度に「データ利活用WG」を立ち上げた。本WGを運営し、「データ利活用」を実行していくには事業者の協力が不可欠であるが、事業者は競合他社が同席する中で自社の企業戦略や技術情報に関する議論をすることには慎重である中、機構はデータ利活用の重要性を粘り強く説明すると同時に、WGで議論する際のルール(コンプライアンスや秘密情報の取扱い等)を整備し、安心して議論できる場を確立した。加えて、協力企業にもメリットが得られる仕組みを構築し、WG開催3回その他、WG委員等との個別意見交換を26回(WG立ち上げ前に6回、第1回WG後に12回、第2回WG後に8回)行った結果、事業者の協力を得ることに成功し、最終的な利活用方法を意識した試験テーマを2件決定するに至った。

本取組は、蓄電池システム産業界全体で活用する試験データの取得を目指す国内初の試みであり、取得した試験データは日本の蓄電池システム産業界の宝となる。「データ利活用WG」を立ち上げ、粘り強い交渉で事業者の協力を得たことは、ハブとしての機構の立ち位置を確立するとともに、蓄電池システム関係企業の協調領域拡大に繋がる重要なメルクマールであり、計画水準を大きく上回る成果である。

○蓄電池システムの運用期間中の安全性に関する規格開発を日本主導で進める環境を整備すると同時に、規格活用に向けての取組も同時並行で進行

蓄電池システムの運用先進国である日本の強みを活かし、世界中で普及が拡大している蓄電池システムについて今後、課題となってくると予想される「運用期間中の安全性」について新たな国際標準を策定することを提案した。提案に向けて国際メンバーからの合意・賛同を得るために、国際会議数回にわたり念入りな提案趣旨の説明を行った結果、15か国中14か国賛成で当該提案が可決された。その後も、コロナ禍においては国際会議の開催は全てWeb形式となり、時差の関係から1日あたり2時間の開催が限度であったが、限られた時間で効果的に会議を進行し、国際合意を得ながら作業原案(WD)の修正を円滑に進めることができた。

更に、当該WDに記載予定の蓄電池の非破壊劣化評価技術については、蓄電池システムの安全性向上に資するものとして、規格発行前から関係者への紹介を実施したところ、実際に国内産業界における判断例としての活用に結びつき、蓄電池システムに係る商取引や規制に当該国際規格を採用する可能性が拡大した。

このように、新たな規格を日本主導で開発する環境を整備するだけでなく、規格活用に向けての取組を同時並行で進めたことは、計画水準を大きく上回る成果であ

			<p>る。</p> <p>○国際規格開発及びその普及活動によりファインバブル市場の発展に貢献</p> <p>機構はこれまでファインバブル技術に関する 6 本の国際規格案を作成し、ISO/TC281 の委員会に専門家として参加した。その結果、令和 2 年度までに 4 本が国際規格として発行され、残りの 2 本も令和 3 年度中に発行されるところまで来ている。これら国際標準化への貢献にあたっては、委員会に参加するだけでなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ オープン・クローズ戦略を立てて、民間と共同で特許を出願することで、海外から技術を横取りされるリスクを回避 ➤ 外部機関と連携して英字論文を執筆し、学術的観点からの信頼性を規格案に持たせる <p>等の工夫を重ねて<u>迅速な国際規格の発行に貢献した</u>。発生後短時間で消えてしまうマイクロバブルや、目に見えないウルトラファインバブルを高精度で測定する技術を国際規格という形で示すことにより、ファインバブル業界全体の信頼性の向上と、ファインバブル技術産業への適切な投資活動促進や、更なる産業発展が期待できる（※）。</p> <p>また、上記 6 本の国際規格案のうち令和元年度までに発行した 3 本の国際規格について、機構はファインバブルを扱い始めて間もない方及びファインバブル測定実施者を対象としてオンラインを用いた普及活動を行った。オンラインを用いることでコロナ禍に対応するとともに、<u>場所や時間を問わず情報を得る機会を提供することができ、これまで参加できなかった遠方の技術者等のセミナー参加が可能となり、国内全体の技術力の底上げを行う事ができた</u>。また、<u>実験操作を動画化して紹介することにより、規格の理解度を促進した</u>。</p> <p>このように、様々な工夫を行って国際規格の迅速な発行に繋げ、更には普及活動も行って<u>ファインバブル技術の信頼性向上と健全な産業発展に貢献した</u>ことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>※ 国内外のファインバブル市場は成長を続けており、令和 2 年度は世界で 1000 億円を超え、令和 6 年度には 1500 億円を超える見込み（株式会社矢野経済研究所推計）</p> <p>○安全情報の発信、システム構築、スマート保安への関与等、官・民の電気保安向上に切れ目無く貢献</p> <p>機構は電気工作物の事故減少を目的として、事故情報分析・事故実機調査、詳報データベースの構築・運用・改修、新規取組に向けた体制整備等を実施した。</p> <p>【事故情報分析・事故実機調査】</p> <p><u>事故実機調査結果を踏まえて注意喚起をすべき案件を見だし、経済産業省 中部近畿産業保安監督部 近畿支部と連名で注意喚起を公表</u>（令和 3 年 2 月 17 日公表：「鉄筋コンクリート 柱倒壊事故 に関連した 点検等についてのお願い（注意喚起）」）することができ、電気保安の維持・向上に大きく貢献した。また、事故報告書分析と事故実機調査の取組の相乗効果による成果として区分開閉器での雷関係事故について、国や保安関係者が活用できるチェックポイントを取りまとめた。</p> <p>【詳報データベースの構築・運用・改修】</p> <p>「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改</p>	
--	--	--	--	--

				<p>正する法律」（令和2年法律第49号）が成立し、小出力発電設備事故報告制度が新設された（令和2年6月12日公布、令和3年4月1日施行）。当該法律の成立から施行まで9か月程しかない中、機構は<u>審議会等での官・民の要望に応じ、経済産業省による小出力発電設備事故報告制度に係る詳細設計に協力しつつ、小出力発電設備事故報告制度に対応した詳報作成支援システムの構築・公開を行った。</u></p> <p>【新規取組に向けた体制整備等】</p> <p>経済産業省が産業保安分野でのスマート保安（※スマート保安：急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoTやAIなどの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。）の導入促進の取組を加速させている中、機構としても、将来の電気保安を念頭においた官・民への電気保安支援活動を実現できるようスマート保安に関する取組に着手し、経済産業省とともに準備・検討を進めた。その結果、令和3年3月16日に開催されたスマート保安官民協議会電力安全部会において、<u>スマート保安の妥当性確認に機構が関与（スマート保安プロモーション委員会の事務局を担当）することが決定した。</u></p> <p>以上のように、安全情報の発信、システム構築、スマート保安への関与等、様々な側面から官・民の電気保安向上に貢献したことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p><通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況></p> <p>●機構に対する指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策（大型蓄電池システムの安全性に関する国際標準開発）</p> <p>IS段階を達成したIEC62933-5-2（電気エネルギー貯蔵システム 電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項－電気化学的システム）について、JIS化やCBスキーム参加等、関係者と連携しながら、標準を利用した認証基盤の整備を進め、蓄電池システム産業の活性化に更に貢献して行くことを期待する。</p> <p>●反映状況</p> <p>IEC 62933-5-2については、対応国内規格であるJIS C 4441のJIS原案作成委員会を、国際規格発行前段階に設置し検討を進めた結果、令和3年3月に発行された。当該国内規格の認証体制の構築、認証サービスの開始については認証機関と定期的な会合の場を持ち検討をすすめている。また、電気事業法における「電気設備の技術基準」について、その技術的内容の具体例を定めた「電気設備の技術基準の解釈」への当該規格の取込み検討の場（令和2年度 電気設備技術基準国際化調査）にも参加し議論を進めた結果、令和3年度においても引き続き当該規格の取込みについて検討が継続されることとなった。今後も引き続き積極的に関係者と連携・協議をはかることで、当該規格の幅広い活用を促し、蓄電池システム産業の活性化に貢献していく。</p> <p><機構の評価・計画諮問会議委員からのコメント></p> <p>大型試験設備が事業者にも活用され、高稼働率を維持できたことは素晴らしい。（向</p>
--	--	--	--	---

				<p>殿委員長)</p> <p>蓄電池の設置後の安全維持管理について、何度となく国際標準化が検討されたものの達成ができていない状況の中、今回機構が国際規格を提案したことはチャレンジングであり、国際標準のエキスパートとして期待している。(梶屋委員)</p> <p>ファイナブルも、機構の取組として注目してきたが、一般的なコインランドリーの店舗でも見かけるほどになり、存在感を示せていると感じられる。(筑紫委員)</p>	
<p>1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備</p> <p>IEC/TC120 (電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立) 等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。</p> <p>また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験</p>	<p>1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備</p> <p>IEC/ (電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立) 等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。</p> <p>また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験</p>		<p>ア 日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120 の国内外委員会等に参加し、当該 TC の国際標準化活動に貢献する。</p> <p>IEC/TC120 (電気エネルギー貯蔵システム) /WG5 (安全) の国内外委員会等での活動において、平成 28 年度に日本が提案し機構が開発を支援して令和 2 年 4 月に発行された IEC62933-5-2 (系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項: 電気化学的システム) については、市場や技術開発の動向にあわせた積極的な改訂作業を日本から提案し、これを支援した。</p> <p>また、日本主導で国際標準化を目指している IEC62933-5-3 (系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの運用期間における安全性要求事項: 電気化学的システム) について、令和元年度より提案に向けた事前の説明を行った結果、令和 2 年 4 月に大多数の賛成により当該提案が新規事業項目 (NWIP) として可決され、その後の議論も円滑に実施されている。</p> <p>更に、IEC62933-5-3 の作業原案 (WD) に記載予定の蓄電池の非破壊劣化評価技術については、<u>日本が有する優れた技術として、国際標準の発行を待たず広く利活用を推進</u>すべく、次のとおり関係するステークホルダーに対し当該技術の紹介・提案活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウスメーカー等、蓄電池システムのユーザーも参加する会議において、当該技術を用いた安全性サービス例を紹介した。 ・資源エネルギー庁による定置用蓄電システム普及拡大策の一環である、蓄電システムの評価指標の検討の場に提案した。 <p>以上の取組により、蓄電池システムの長期間に渡る安全な運用を担保できる安全性国際規格を、引き続き日本主導で開発する環境が整備され、国際規格の一部となる安全性評価技術については、<u>ユーザーから強い関心と期待が寄せられた</u>ほか、先行して国内産業界において「蓄電池の劣化後の安全性」の判断例としての活用が見込まれることとなった。</p> <p>イ 「標準化官民戦略」において「認証基盤を速やかに整備する」こととされている大型蓄電池システムに関して、IEC62933-5-2 及び IEC62619 の 2nd バージョンの試験・認証体制整備等、客観的にその安全性等を評価できる試験・認証体制を整備するため、試験・認証機関との協力体制を構築する。</p>	<p>IEC62933-5-2 については、対応国内規格である JIS C 4441 の JIS 原案作成委員会や TC120/WG5 の国際委員会において、発展著しい市場動向及び技術開発動向にあわせた積極的な検討継続及び検討結果を受けた改訂作業が求められていた。これらの声を受けとめ、改訂作業の開始を機構が支援し、引き続き日本主導による国際標準開発体制が構築され、当該作業が開始された。</p> <p>また、IEC62933-5-3 については、蓄電池システムの運用先進国である日本の強みを活かし、世界中で普及が拡大している蓄電池システムについて今後、課題となってくると予想される「運用期間中の安全性」について新たな国際標準を策定することを提案した。導入が進む一方で、日本と比較して蓄電池システムの運用経験が浅く、国際的に「運用期間中の安全性」についての課題認識が薄いことが予想されたため、提案に向けて国際メンバーからの合意・賛同を得るために、国際会議数回にわたり念入りな提案趣旨の説明を行った結果、15 か国中 14 か国賛成で当該提案が可決された。また、入念な事前の説明が功を奏し、議論開始後も参加メンバーから協力的かつ積極的な意見がだされ円滑に議論が進行している。加えて、コロナ禍においては国際会議の開催は全て Web 形式となり、時差の関係から 1 日あたり 2 時間の開催が限度であったが、事前に作業原案 (WD) を参加者に送付しコメントを募る、都度の議論のポイントをしぼる等の対応をした結果、限られた時間で効果的に会議を進行し、<u>国際合意を得ながら WD の修正を円滑に進めることができた</u>。</p> <p>更に、IEC62933-5-3 の WD に記載予定の蓄電池の非破壊劣化評価技術については、蓄電池システムの安全性向上に資するものとして、規格発行前から関係者への紹介を実施したところ、実際に国内産業界における判断例としての活用に結びつき、蓄電池システムに係る商取引や規制に当該国際規格を採用する可能性が拡大した。</p> <p>このように、IEC62933-5-2 に引き続いて IEC62933-5-3 においても日本主導で開発する環境を整備し、更には蓄電池の非破壊劣化評価技術を規格発行前から関係者への紹介を実施するなど、規格開発と規格活用に向けての取組を同時並行で進めたことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>	

<p>評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行うとともに、試験サービスの拡充を行う。併せて、大型蓄電池システムの試験評価需要の高まりに対応し、試験サービスの利用者が持ち込んだ試験用資材の保全及び作業者の安全確保を図るための作業準備棟の整備を進める。</p>	<p>評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行うとともに、試験サービスの拡充を行う。併せて、大型蓄電池システムの試験評価需要の高まりに対応し、試験サービスの利用者が持ち込んだ試験用資材の保全及び作業者の安全確保を図るための作業準備棟の整備を進める。</p> <p>(1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献</p>		<p>● IEC62933-5-2 の認証体制整備等</p> <p>国際標準の更なる認知向上及び活用促進のため、国内対応規格の策定及び関連制度・規制における当該規格の位置づけに係る検討・調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内対応規格策定のため、JIS 原案作成委員会における議論を推進し、令和2年7月に原案を提出した結果、令和3年3月に JIS C 4441 が発行された。 ・ JIS 発行後の国内企業向け認証サービス実現に向け、試験・認証機関との協議を継続して実施した。 ・ 電気事業法における「電気設備の技術基準の解釈」への JIS C 4441 の取込検討の場に参加した結果、令和3年度においても、引き続き同規格の活用について検討されることとなった。 ・ 各国の蓄電池システムに関する規制等の動向を調査した結果、当該規格が15の国・地域において国家・地域規格として採用されている状況を把握した。 <p>● IEC62619 の 2nd バージョンの認証体制整備等</p> <p>当該規格に規定される耐熱焼性試験に必要なレーザー照射装置を令和元年度に機構に導入し、令和2年度には一般財団法人電気安全環境研究所（JET）と連携しながら当該装置を用いた共同試験を2件実施した。</p> <p>● 認証機関との協力体制を構築</p> <p>現在、認証試験機関1社を NLAB の利用者に登録している。その他の認証試験機関及び認証機関（以下「認証機関等」という。）に対しても、認証機関等が立ち会う共同試験を NLAB で実施することで繋がりを持ち、機構からのアプローチによる訪問ヒアリング等により、認証機関等との協力体制を維持している。</p> <p>特に海外の有力認証機関である株式会社 ULJapan とは定期的な意見交換を継続して実施し、令和3年度からの共同試験実施に向けて個別試験契約書の調整に着手した。</p>	<p>IEC62933-5-2 及び IEC62619 2nd バージョンの試験・認証体制整備を進め、また、海外の有力認証機関であり、特に米国に絶大な影響力を持つ株式会社 ULJapan と定期的な意見交換を継続して令和3年度からの共同試験実施に向けた調整を開始するなど、協力体制構築も進んでおり、計画の水準を達成した。</p>	
--	--	--	--	--	--

(2) 大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施

ア 適合性評価の実施に当たり、認証機関等から信頼性を有すると認められる試験所として運営するために、認証機関等から要求される管理・記録等（試験装置等の校正・保守、試験実施要員に対する研修・教育訓練の実施、記録等）を適切に行う。

必要な試験装置等の校正・管理、試験実施要員に対する研修を継続して実施し、認証機関等から要求される信頼性を確保している。

また、令和2年度には、従来から実施していた安全対策（ヒヤリハット対策、安全パトロール等）に加え、外部機関が実施する安全に係る講演、実地訓練及び事故体験等の研修を受講することで、試験実施要員の安全意識醸成を図った。

イ 試験評価拠点の普及啓発活動を行い、施設を活用した企業の研究開発、認証取得等に資する試験を実施する。また、独自に試験サービスにおける課題解決やデータ利活用を目的として試験の協力者を募集する公募試験を実施する。

●NLABの普及啓発活動

令和元年度に引き続き、展示会への出展や個社との個別相談を行い積極的なアウトリーチ型の広報活動を実施した。また、令和2年度は、従来の共同試験契約から施設利用者登録に変更し、施設利用約款をWebサイトに掲載することで、NLABユーザーの内部手続きに要する期間を約6週間から約3週間に短縮した（令和2年度は38社を施設利用者に登録）。

<広報活動>

	令和2年度	令和元年度
展示会への出展	2回	5回
講演会への登壇	1回	3回
アウトカム調査	17社・団体	22社・団体
見学の受入れ	9社・団体、5回、約20人	88社・団体、85回、約670人
個社との個別相談（訪問説明）	57社・団体、96回	116社・団体、218回

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意しつつ、Web会議等を活用しながら、個社との個別相談に対応した。Web会議では複数拠点のNLABユーザーと同時に会議することが可能となり、複数回にわたる会議（訪問）が必要であった従来に比べると、効率的かつ濃密な会議を実施することが可能となった。

また、展示会には、NLABユーザー及び蓄電池メーカーの来場者・展示者が多い二次電池展（大阪）に継続的に出展し、アウトリーチ型の広報と共に最新の開発・製品ニーズの把握を念頭においた活動を行った。

見学受入については、例年どおりWebサイトで広く参加者を募る見学週間を9月と3月に予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、いずれも中止せざるを得なくなり人数減となった。

●共同試験の実施状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言の発令に

必要な試験装置等の校正・管理、試験実施要員に対する研修を継続して実施し、認証機関等から要求される信頼性を確保しており、計画の水準を達成した。

試験実施件数は令和元年度から減少しているが、これは新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言の発令に伴い4月8日から5月20日まで試験施設の稼働を停止したことが主な要因である。また、5月21日の再開後も、事業者・機構双方の出勤制限により契約手続の遅延・試験自体も中止・延期を余儀なくされ、第1四半期時点では稼働率が著しく低下したが、以下の取組を行うことで稼働率の上昇に繋げ、最終的には前年度と同程度の稼働率を達成した。

- ・契約手続の円滑化のため、NLAB施設利用約款をWebサイトに公開（4月24日）
- ・試験の検討促進のため、NLABの試験施設の空き状況をWebサイトに公開（8月17日）し随時アップデート
- ・コロナ禍にあっても着実に試験を実施できるよう、withコロナを踏まえた試験の更なる安全実施体制を構築

<第1四半期（令和2年6月末）時点での稼働率>

	多目的大型実験棟	機能別実験棟
令和2年度	33.3%	35.4%
令和元年度	100%	45.8%



<年度末（令和3年3月末）時点での稼働率>

	多目的大型実験棟	機能別実験棟
令和2年度	80.4%	66.2%
令和元年度	83.0%	64.4%

また、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等について指標を上回る成果を上げた（※）。

※ 基幹目標における指標「企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合を12%以上とする」に対して、下表のとおり17.0%を達成。

	試験・評価件数	実用化・認証取得等の件数	割合
令和2年度	53件	9件	17.0%

に伴い4月8日から5月20日まで試験施設の稼働を停止し、5月21日の再開後も、事業者・機構双方の出勤制限により契約手続の遅延・試験自体も中止・延期を余儀なくされ、第1四半期時点では稼働率が著しく低下したが、次の取組を行うことで稼働率の上昇に繋げ、最終的には前年度と同程度の稼働率を達成した。

- ・契約手続きの円滑化のため、NLAB 施設利用約款を Web サイトに公開（4月24日）
- ・試験の検討促進のため、NLAB の試験施設の空き状況を Web サイトに公開（8月17日）し随時アップデート
- ・コロナ禍にあっても着実に試験を実施できるよう、with コロナを踏まえた試験の更なる安全実施体制を構築

試験相談には積極的に対応し、事務手続きが試験希望期間までに難しい場合を除き、担当者や試験室を調整することで全ての試験を実施した。

令和元年度は24社63件78試験の試験依頼があり全数を実施し、令和2年度は27社53件69試験の試験依頼があり全数を実施した。

※「27社」とは試験を実施した事業者等の数、「53件」とは事業者と試験契約を締結した件数、「69試験」とは実施した試験の数を表している。一度の試験契約で一連の試験を実施して蓄電池等の安全性等を確認するため、1契約で2種類以上の試験を実施することもある。ここでは契約件数と試験件数の両方を記載したが、蓄電池等の安全性等は一連の試験によって確認できるものであり、1契約による一連の試験を「1件の試験・評価」としてカウントすることが適切であるため、以後は特別の記載がない限り、契約件数（53件）を実績として記載する。

<試験依頼元属性>

属性	令和2年度	令和元年度
電池メーカー	8件	10件
セットメーカー	17件	17件
自動車関連	5件	1件
認証機関	2件	0件
試験機関	17件	22件
その他	4件	13件
合計	53件	63件

<被試験体属性>

※被試験体は1つの試験で1つ消費することになるため、ここでは契約件数ではなく、試験件数の内訳を記載している。

属性	令和2年度	令和元年度
蓄電池（定置用）	34件	23件
蓄電池（移動体用）	12件	31件
蓄電池（その他、不明）	2件	4件
蓄電池以外（蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備）	21件	20件
合計	69件	78件

更に、実用化・認証取得等の内容についても、

- 機構が過去に実施した試験の経験を活かしてメーカーに技術的提案を行ったことで難度の高い試験の実施に至り、メーカーが開発した大容量蓄電設備が世界最大規模（720MWh）の風力用蓄電設備として納品された。このことは、蓄電池システム産業の活性化及び再生可能エネルギー活用に貢献する大きな成果である。
- 機構が開発した高電圧大電流遮断試験システムを活用して、より性能の高い遮断器が市場に流通した。このことは、蓄電池の大型化・高容量化に伴って益々重要となる安全性・信頼性の高度化に貢献する大きな成果である。
- 平成28年度のNLAB運営開始から、機構は試験の実施や「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」の設置・運営等を通じてステークホルダーからの信頼を勝ち得たことで、認証機関との連携が実現し、車載用蓄電池の安全性試験実施と認証取得を国内で完結することができるようになった。その結果、自動車メーカーはNLABにて実施したR100耐火性試験の結果を活用して、バッテリーの認証を取得した。このことは、自動車メーカーによるEV車の普及拡大の後押し（2050年カーボンニュートラル実現への貢献）に繋がる大きな成果である。
- NLABの多目的大型実験棟の“室内巨大空間”を活用して大型コンテナ蓄電池の安全性試験を実施することで、「オンサイトでの検証⇒後戻り」というロスを解消し、開発期間を6か月短縮させた。

等、機構のこれまでの実績が活かされて企業等による実用化・認証取得等に繋がり、また、市場規模の大きな案件やカーボンニュートラルに貢献する案件が含まれるなど、質的に優れた成果を上げた。

このように、前年度と同程度の稼働率を達成しつつ、企業等による試験・評価件数に対する実用化・認証取得等の割合は指標値を大きく上回り、更には実用化・認証取得等が質的に優れた内容であったことは、計画水準を大きく上回る成果である。

試験の内訳としては、定置用蓄電池が約 5 割、移動体用蓄電池が約 2 割、蓄電池以外の関連品が約 3 割となっており、蓄電池システム産業における様々な製品の実用化・認証取得に貢献している。

また、令和 2 年度も、引き続き自動車用蓄電池の試験依頼が試験機関経由で多数あり（3 社 13 件）、これまでに全ての国内主要自動車メーカーが NLAB を活用している。

電気自動車の世界的な開発競争はますます激しくなっており、小型乗用車から大型車に開発のターゲットが広がってきていること等から、それに用いる電池の大容量化や大電流化により試験サンプルも大型化している。このため、民間の試験所で対応出来ない試験が増えてきており、NLAB がそれらを引き受けることによつて、国内自動車産業の競争力確保に貢献している。

なお、NLAB での自動車用蓄電池の試験実施に当たっては、引き続き国土交通省所管の交通安全環境研究所、経済産業省、一般財団法人自動車研究所等と、役割分担等についての意見交換を実施しながら行っている。

●企業等による実用化・認証取得等（アウトカム）の状況

NLAB の活用により、メーカーは新製品の開発、認証取得等の成果を得られた。令和 2 年度は以下の 9 件のアウトカムが確認された（令和元年度は 11 件）

- NLAB にて実施した蓄電池システムの CO2 消火試験の結果を活用して、大容量蓄電設備を開発し、世界最大規模（720MWh）の風力用蓄電設備として納品した（企業名、製品名公表不可）。これにより、蓄電池システム産業の活性化及び再生可能エネルギー活用に貢献した。
- 株式会社ダイセルは、機構が開発した高電圧大電流遮断試験システムを活用した試験を NLAB にて実施し、その結果を活用して、パイロ式遮断器を開発した。また、NLAB での試験結果を PR 資料として使用した。これにより、安全性・信頼性の高度化に貢献した。
- 機構と認証機関との連携により、車載用蓄電池の安全性試験実施と認証取得を国内で完結させることができるようになった。その結果、自動車メーカーは NLAB にて実施した R100 耐火性試験の結果を活用して、バッテリーの認証を取得した。認証されたバッテリー搭載製品は、令和 2 年 12 月から販売を開始した（企業名、製品名公表不可）。
- NLAB にて実施したメガワットクラスのコンテナ蓄電池システムの充放電試験の結果を活用して、6 か月前倒しで製品化に成功し、蓄電池システムの出荷を開始した（企業名、製品名公表不可）。
- I・T・O 株式会社が NLAB にて実施した耐震試験の結果を活用して、災害時に都市ガスと電気を作り出す防災減災対応システム「BOGETS®（ボーゲッツ）」を量産化した。
- NLAB で実施した環境試験等の結果を活用して、原子力発電所向け蓄電池盤（原子力規制委員会（NRA）の審査済み）の販売を開始した（企業名、製品名公表

不可)。

- NLAB で実施した耐震試験の結果を活用して、業務用マルチエアコン室外機を製品化し、令和 2 年 4 月から販売を開始した(企業名公表不可)。
- NLAB で実施した耐震試験の結果を活用して、家庭用燃料電池(エネファーム)の新製品販売を開始した(企業名、製品名公表不可)。
- NLAB で実施した落下試験の結果を活用して、蓄電池の UL 認証を取得し、令和 2 年度に北米、台湾向けに販売を開始した(企業名、製品名公表不可)。

●データ利活用を目的とした試験協力者の募集

後述する「データ利活用 WG」において、日本の蓄電池システム産業の競争力強化に資する有益で活用可能な試験テーマに関する議論を行い、2 件の試験テーマを決定した。そのうちの 1 件の試験テーマ(耐熱焼性試験)について公募形式で事業者の協力を得て、令和 2 年度は 1 件の試験を実施した。現在は、試験の協力者と共に得られた試験データの解析を進めているところであり、令和 3 年度においては耐熱焼性試験に加え、2 件目の試験テーマ(水没試験)についてもデータ取得及び解析を進め、日本の蓄電池システム産業界に試験データを共有することで、ハブとしての機構の立ち位置を確立するとともに、蓄電池システムに関わる各企業の協調領域の拡大を図っていく。

ウ 事業者訪問等を通じて要望、ニーズを把握し、試験装置の追加導入・改造、試験評価手法開発等の試験サービスの拡充を実施する。併せて、大型蓄電池システムの試験評価需要の高まりに対応し、試験サービスの利用者が持ち込んだ試験用資材の保全及び作業者の安全確保を図るための作業準備棟の整備を進める。

●試験サービスの拡充

<遮断試験>

蓄電池システムに搭載する保護デバイスである電流ヒューズやコンダクタ(電流遮断器)の遮断試験システムを平成 29 年度に導入し、事業者ニーズに基づきこれまで当該システムの装置拡張を実施してきたところ。令和 2 年度には最大遮断電流を 12kA から 15kA へ拡張し、令和 4 年度までには事業者ニーズを十分満たすと考えられる最大遮断電流 30kA への拡張を目指している。

なお、機構が開発した当該遮断試験システム(高電圧大電流遮断試験システム)は前述のとおり、メーカーの新製品開発に繋がり、安全性・信頼性の高度化に貢献した。

<耐熱焼性試験>

耐熱焼性試験を再現性高く実施可能とするレーザー照射装置を令和元年度に導入し、令和 2 年度には一般財団法人電気安全環境研究所(JET)と連携しながら当該装置を用いた共同試験を 2 件実施した。

●作業準備棟の整備

令和 2 年度当初のスケジュールどおり、令和 2 年 11 月に竣工し、必要な什器、

機構が平成 29 年度から開発を続けてきた高電圧大電流遮断試験システムは、最大遮断電流に拡張の余地が残っているものの、試験として実用可能なレベルに達した。更に、前述のとおり当該試験を活用して新製品の实用化も成されたことは、計画水準を大きく上回る成果である。

備品等を取り揃えた。

エ 蓄電池システム産業関係者による会議体を運営し、日本の蓄電池システム産業の競争力強化のために、将来に向けて必要とされる取り組みの検討を実施する。また、国内外の関係者、関係機関等との連携を実施する。

●蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会の運営

世界的な蓄電池市場の拡大により、平成 28 年度の NLAB 開設当時と比較して、想定以上の試験ニーズが増加しており、機構では、NLAB ユーザーやユーザーになりうる企業からヒアリング等を実施し、企業ニーズに基づいたオリジナル試験を実施してきたが、今後、急速に多様化・大型化する蓄電池の使用範囲の拡大と次世代高機能型蓄電池の検討が進む中で、機構として日本の蓄電池産業の発展と世界における競争力強化を継続的に後押ししていくことが求められている。

このような状況を踏まえ、機構は、大型蓄電池のグローバル認証基盤整備事業を更に加速させるため、機構が核となり、ユーザー、試験機関やアカデミア関連等 23 委員と経済産業省の蓄電池関連の 11 か所の所管課等を招へいし、急速に拡大し続けている蓄電池システム産業の世界市場において、いかに日本産業が勝っていくかを議論する「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」を令和元年度に立ち上げた。

令和 2 年度は、引き続き本検討委員会を開催（第 4 回：10 月 28 日、第 5 回：3 月 25 日）し、後述する「データ利活用 WG」の進捗状況、IEC62933-5-2 発行等に関する情報を共有するとともに、令和元年度に整備した日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン（中間整理）のフォローアップを行うことで、日本の蓄電池システムに関わる様々なステークホルダーに対し、日本の蓄電池システム産業界の将来のあるべき姿の実現に向けて今後取り組む取組を共有した。

また、令和元年度に整備した日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン（中間整理）において、アクションプランとして挙げられた「データ利活用」に関して、機構はデータ利活用における課題と対応策を検討し、実行に移すための仕組みとして令和 2 年度に「データ利活用 WG」を立ち上げ、アカデミア、蓄電池メーカー、蓄電池ユーザー企業等幅広いステークホルダーをメンバーに迎え、本格的な議論、取組を開始した（第 1 回：9 月 8 日、第 2 回：12 月 17 日、第 3 回：3 月 17 日）。

本 WG では、日本の蓄電池システム産業の競争力強化に資する有益で活用可能な試験テーマに関する議論を行い、2 件の試験テーマを決定した。そのうちの 1 件の試験テーマ（耐熱焼性試験）について公募形式で事業者の協力を得て、令和 2 年度は 1 件の試験を実施した。現在は、試験の協力者と共に得られた試験データの解析を進めているところであり、令和 3 年度においては耐熱焼性試験に加え、2 件目の試験テーマ（水没試験）についてもデータ取得及び解析を進め、日本の蓄電池システム産業界に試験データを共有することで、ハブとしての機構の立ち位置を確立するとともに、蓄電池システムに関わる各企業の強調領域の拡大を図っていく。

●国内試験機関との連携

試験機関からの依頼を受け、NLAB で規格に準拠した試験操作に係る審査試験を

令和元年度に整備した日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン（中間整理）において、アクションプランとして挙げられた「データ利活用」に関して、機構はデータ利活用における課題と対応策を検討し、実行に移すための仕組みとして令和 2 年度に「データ利活用 WG」を立ち上げた。本 WG を運営し、「データ利活用」を実行していくには事業者の協力が不可欠であるが、事業者は競合他社が同席する中で自社の企業戦略や技術情報に関する議論をすることには慎重である中、機構はデータ利活用の重要性を粘り強く説明すると同時に、WG で議論する際のルール（コンプライアンスや秘密情報の取扱い等）を整備し、安心して議論できる場を確立した。加えて、協力企業にもメリットが得られる仕組みを構築し、WG 開催 3 回その他、WG 委員等との個別意見交換を 26 回（WG 立ち上げ前に 6 回、第 1 回 WG 後に 12 回、第 2 回 WG 後に 8 回）行った結果、事業者の協力を得ることに成功し、最終的な利活用方法を意識した試験テーマを 2 件決定するに至った。

本取組は、蓄電池システム産業界全体で活用する試験データの取得を目指す国内初の試みであり、取得した試験データは日本の蓄電池システム産業界の宝となる。「データ利活用 WG」を立ち上げ、粘り強い交渉で事業者の協力を得たことは、ハブとしての機構の立ち位置を確立するとともに、蓄電池システム関係企業の協調領域拡大に繋がる重要なメルクマールであり、計画水準を大きく上回る成果である。

SNL との連携（※ 1）に関しては、令和 2 年度も引き続き継続し、ラウンドロビン方式での試験実施準備を推進、ラウンドロビン試験に使用する試料製作と試料発送を完了した。その後の共同事業実施に向けた協議も順調に進めており、機構に関する IEEE 学会誌への論文寄稿機会（※ 2）も得るなど、計画の水準を達成した。

※ 1 SNL は米国エネルギー省（DOE）傘下の研究所であり、米国蓄電池業界に対し大きな影響力を持っている。例えば、米国の蓄電池システムの安全性に関する基準（モデルコード）策定を統括する役割を果たし、その基準を議論するための WG を多数主催している。また、蓄電池システムの燃焼モデル開発の研究を実施している。そのため、SNL との協力関係を構築していくことで、米国蓄電池業界に対する機構のプレゼンスが向上し、米国の基準策定に我が国の意見を反映させることも可能となり、我が国企業の国際競争力強化につながることを期待される。

※ 2 学会誌を発行している米国電気電子技術者協会（Institute of Electrical and Electronics Engineers, 略称 IEEE）は、電気分野における専門家組織として、米国及び世界各地に 42 万人の会員を有する世界最大規模の学会である。IEEE の学会誌において機構の職員が共著者となり、NLAB 施設の紹介及び機構が開発を支援し令和 2 年 4 月に発行された IEC 62933-5-2 への言及をしたことは、国内外の蓄電分野のみならず他の電力関係者に対し機構及び NLAB の取組をより多く、より幅広く広報する絶好の機会となった。

		<p>実施し、当該試験機関が公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）から合格を得た。</p> <p>●サンディア国立研究所との連携</p> <p>機構は平成 28 年度の NLAB 稼働時より、国内外の蓄電池業界に対する機構のプレゼンス向上や、蓄電池システムに関する国内外の規制等の状況把握等を目的として、国内外の関係者や関係機関との連携を模索しており、その中で米国蓄電池業界に対し大きな影響力を持っているサンディア国立研究所（SNL）との連携をこれまで進めてきたところ。最初はお互いの信頼関係構築から始まり、その後、共同試験の実施や論文発表等、具体的な成果を上げていき、最終的には規格開発やお互いの施設での試験結果を活用した効果的な試験サービスの提供等に繋げることを目指している。</p> <p>上記背景のもと、機構は SNL と平成 28 年度に秘密保持契約（3 年間有効）を締結し、3 年後の令和元年度に更新を行った。当該秘密保持契約のもと、引き続き令和 2 年度は SNL との共同試験における条件設定等の協議を続け、大型蓄電池システムの試験・手法開発に向けて、次の進展を達成した。</p> <p><ラウンドロビン方式での試験実施準備></p> <p>大型蓄電池システムに関する試験手法開発に繋げていくための緊密な連携に係る最初の共同試験として、SNL と機構が安全性試験をラウンドロビン方式（同じ試験体を準備し、各機関が同一条件で同一の試験を実施し、試験データを比較する）で実施し、試験環境の違い等による試験データの差異を確認することに平成 30 年度に合意した。当該試験を実施するには、双方の試験において可能な限り有意差を生じさせないよう、均一かつ同等の試験体入手することが課題であったが、試験体の仕様に目途を立て、令和 2 年 1 月に試作した計 50 セルが機構に納品された。令和 2 年度は、試作した試験体の初期評価実施後、SNL に送付し、双方での初期評価結果の対応を確認した。更に、試験条件の詳細に関する議論を推し進め、評価条件を決定した。</p> <p><米国電気電子学会（IEEE）学会誌への共著論文の寄稿></p> <p>SNL からの論文共著の呼びかけに応じ、NLAB の紹介及び機構が開発を支援し令和 2 年 4 月に発行された IEC 62933-5-2 への言及を含む形で、機構職員を共著者とした論文を IEEE の学会誌 Power and Energy Magazine に寄稿し、令和 2 年 10 月発行の同誌に掲載された。</p>		
<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援 経済産業省や民間の団体が実施す</p>	<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援 経済産業省や民間の団体が実施す</p>	<p>ア 日本が推進するファインバブルの国際標準化を実現するため、ISO /TC 281（ファインバブル技術）の国内外委員会等に参加し、ファインバブルの特性評価に関する測定方法を用いたデータを提供することで、国際標準化活動に貢献する。また、規格案の審議を進展させるため、外部機関と連携し関係者の信頼を得るようにする。</p> <p>ファインバブル技術に関する国際標準化を検討している ISO/TC(技術委員会)281（ファインバブル技術）の WG（作業グループ）1（一般原則）、2（計測）及び 3（アプリケーション）の国内審議委員会及び国際委員会に専門家として参加し、以下の取組を実施することで国際標準化へ貢献した。</p>	<p>機構はこれまでファインバブル技術に関する 6 本の国際規格案を作成し、ISO/TC281 の委員会に専門家として参加した。その結果、令和 2 年度までに 4 本が国際規格として発行され、残りの 2 本も令和 3 年度中に発行されるまで来ている。これら国際標準化への貢献にあたっては、委員会に参加するだけでなく、</p>	

<p>るファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、機構が取りまとめた測定方法や試験手順の国際標準化を目指す。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。</p>	<p>るファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、機構が取りまとめた測定方法や試験手順の国際標準化を目指す。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。</p> <p>(1) 国際標準化の取組への協力</p>	<p>●機構が原案作成し、主体となって提案した国際規格</p> <p>3本の国際規格について、機構が開発した手順をもとに原案を作成し、機構が主体となって提案を行った。</p> <p><ファインバブルの消泡に関する評価法（パート1）></p> <p>当該国際規格案は令和元年11月に国際規格原案（DIS）登録され、国際規格原案（DIS）投票による26件のコメントを処理した後、令和2年8月の最終国際規格案（FDIS）投票を経て、<u>令和2年11月13日に国際規格として発行された。</u></p> <p><ファインバブルの消泡に関する評価法（パート2）></p> <p>当該国際規格案は令和2年2月に新作業項目提案（NP）登録された。令和2年4月及び9月のWeb会議において専門家として参加し、各国から寄せられたコメント（令和2年4月：16件、9月：18件）に基づく規格修正案について説明を行った結果、次の開発段階に進むことが各々の会議で認められ、令和2年6月に委員会原案（CD）登録、令和2年10月に国際規格原案（DIS）登録された。</p> <p>規格案の審議を進展させるための取組として、規格内で言及されている機構が開発した超音波等を用いたファインバブルの消泡技術について、規格開発途中に他国に技術を盗まれることを防ぐため、業界団体と民間企業と共同で特許を国際出願（中国、米国）している。機構は産業界と合意形成をとりながら、オープン・クローズ戦略をもって国際標準を進めた。また、機構が蓄積した当該技術関連データをファインバブル研究をリードしている慶応義塾大学に提供し、共同で執筆した査読付き英字論文が雑誌（Ultrasonics Sonochemistry）に掲載された。前述した国外からのコメントのうち6件は本技術に関する内容であり、国際委員会で本論文を紹介することにより、各国から技術の信頼を得ることに成功し、迅速な進展を可能にするとともに、当該論文を規格案の参照文書とすることで規格案の価値を高めた。</p> <p>「ファインバブルの消泡に関する評価法」に関する規格開発が進むことにより、ファインバブル水に含まれるファインバブルとファインバブル以外の粒子（不純物）を区別して測定することが可能となり、ファインバブルの測定結果の信頼性が高まる。</p> <p><ファインバブル規格へのSDGsの帰属ガイドライン></p> <p>当該ガイドライン案は令和2年2月に新作業項目提案（NP）登録された。令和2年4月及び9月のWeb会議において専門家として参加し、各国から寄せられたコメント（令和2年4月：10件、9月：6件）に基づく規格修正案について説明を行った。会議中に出た外国からの指摘に対し、会議開催期間中に合意を得るため、会議の合間の時間を利用して相手方と交渉を行った結果、迅速に規格が進展し、令和2年6月に標準仕様書原案（DTS）登録された。令和2年10月に中央事務局と議論した結果、標準報告書（Technical Reports）として発行されることとなり、令和3年2月に発行に向けた手続きが開始された。</p> <p>●機構が開発した測定方法及び実験データを提供した国際規格</p> <p>3本の国際規格案「表面張力の測定方法」、「シャワーヘッドの測定方法」、「ノズルの測定方法」について、機構が開発した測定方法及び取得した実験データを国内審議委員会に提供した。当該規格案は各々、国立研究開発法人産業技術</p>	<p>➢ オープン・クローズ戦略を立てて、民間と共同で特許を出願することで、海外から技術を横取りされるリスクを回避</p> <p>➢ 外部機関と連携して英字論文を執筆し、学術的観点からの信頼性を規格案に持たせる</p> <p>等の工夫を重ねて<u>迅速な国際規格の発行に貢献した</u>。発生後短時間で消えてしまうマイクロバブルや、目に見えないウルトラファインバブルを高精度で測定する技術を国際規格という形で示すことにより、ファインバブル業界全体の信頼性の向上と、ファインバブル技術産業への適切な投資活動促進や、更なる産業発展が期待できる（※）。</p> <p>このように、様々な工夫を行って国際規格の迅速な発行に繋げ、<u>ファインバブル技術の信頼性向上と健全な産業発展に貢献した</u>ことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>※ 国内外のファインバブル市場は成長を続けており、令和2年度は世界で1000億円を超え、令和6年度には1500億円を超える見込み（株式会社矢野経済研究所推計）</p>
---	---	---	---

		<p>総合研究所、株式会社サイエンス、高知工業高等専門学校が主体となって活動しており、産業界、研究機関、行政機関が連携し進めている。令和3年3月のWeb会議において、当該3本の規格は予備業務項目（PWI）とすることが承認されている。</p> <p>イ これまで発行した国際標準規格の普及活動として、機構がもつ試験設備や測定技術を活用して、セミナー等を行う。公設試等も含めた試験機関の評価技術の底上げをすることにより、国内のファインバブル技術関連の研究開発を間接的に支援する。</p> <p>令和元年度までに発行した3本の国際規格「ウルトラファインバブルのサンプリング・サンプル調製法」「ウルトラファインバブルの保存・輸送」「マイクロバブルのサイズ評価法」について、以下のとおり、普及活動を行った。その結果、ファインバブルに関する外部からの問い合わせ件数が令和元年度より2倍に増加し、多くの測定実施者に対して技術を広めることができた。また、<u>実験操作を動画化して紹介することにより、規格の本文を読んだだけではイメージが難しい箇所について、理解を促すことに成功した。</u></p> <p>●YouTubeを用いた配信 ファインバブルを扱い始めて間もない方を対象とし、国際規格に基づくファインバブルの測定法だけでなく基礎情報も含んだコンテンツを6本作成し、YouTube配信を行った。YouTubeを用いることにより、<u>機構は場所や時間を問わず情報を得る機会を提供し、より多くの方の技術力の底上げに貢献した。</u></p> <p>●オンラインを用いたライブ配信 ファインバブル測定実施者を対象とし、国際規格に基づくファインバブルの測定法に関する説明をライブ配信した。当初の計画では、地方の測定実施者に対して対面セミナーを行い合計120名（4か所各30名）にリーチする予定であったが、コロナ禍の影響により、計画を大幅に変更しオンラインでの実施とした。その結果、<u>民間企業だけでなく地方公設試や大学等からも多くの参加があり、170名もの方に対して技術の普及を行う事ができた。</u></p>	<p>令和元年度までに発行した3本の国際規格について、ファインバブルを扱い始めて間もない方及びファインバブル測定実施者を対象としてオンラインを用いた普及活動を行った。コロナ禍の影響により対面での実施に懸念がでた段階で迅速にオンラインを用いた普及活動に方針を転換した。これにより、<u>場所や時間を問わず情報を得る機会を提供することができ、これまで参加できなかった遠方の技術者等のセミナー参加が可能となり、国内全体の技術力の底上げを行う事ができた。</u>また、<u>実験操作を動画化して紹介することにより、規格の理解度を促進した。</u></p> <p>このように、当初の計画が大幅な変更となったが、様々な工夫を行って<u>国際規格の普及活動を行い、当初の計画以上に広く技術の普及を行えたことは、計画水準を大きく上回る成果である。</u></p>	
	<p>(2) 民間による認証体制構築等の支援 民間が実施するファインバブル関連製品に関する認証基盤構築等に協力する。</p>	<p>●ファインバブル試験機関への支援 一般社団法人ファインバブル産業会（以下「FBIA」という。）が行う認証事業において、マイクロバブルの試験機関候補1社に対し機構から技術移転を行い平成29年度に試験機関として登録されたが、令和元年度末に登録解除となった。FBIAの認証制度の実施が困難な状況となったため、令和2年度に機構は新規の試験機関候補2社に技術移転を行い、マイクロバブルの試験機関登録に貢献した。複数の試験機関を育成することにより、今後の技能試験による相互の技術の向上が見込まれ、1社の登録解除による機能不全のリスクも低減したことで、持続可能で強靱な認証制度構築に貢献した。</p> <p>ウルトラファインバブルの試験機関については、令和3年3月31日時点で3社登録されている。試験機関の技術レベル向上のための方法を開発し、データとともにFBIAに提供した。</p>	<p>機構が有する測定技術の民間への提供を着実に実施し、認証制度支援に貢献しており、計画の水準を達成した。</p>	

		<p>●ファインバブル産業の市場動向に関する調査・分析の実施</p> <p>株式会社矢野経済研究所に委託し、ファインバブル産業の市場動向に関する調査・分析を実施した。国内のファインバブル市場は増加しており、令和2年度は374億円の見込みであることがわかった。また、機構が整備した国内認証制度が活用され、国内認証取得に伴う住宅設備用途のファインバブル発生装置の市場が急激に拡大したことがわかった。</p>		
<p>3. 電気保安技術支援業務</p> <p>再生可能エネルギー発電設備導入拡大といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、事故情報の整理・分析・水平展開等を基軸とし、電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査と経済産業省への報告、事故分析の高度化を見据えた情報システムの運用・改修、電気事業法執行業務に関する専門的支援等を実施しつつ、体制</p>	<p>3. 電気保安技術支援業務</p> <p>再生可能エネルギー発電設備導入拡大といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、事故情報の整理・分析・水平展開等を基軸とし、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。</p> <p>(1) 電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査</p> <p>事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、</p>	<p>令和元年度発生¹の電気事故について、経済産業省（本省及び各産業保安監督部等をいう。以下「3. 電気保安技術支援業務」において同じ。）から電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号。以下「報告規則」という。）に基づき提出された事故情報等の提供を受け、引き続き整理・分析を実施した。この取組は、平成27年度発生²の電気事故について平成28年度に整理・分析を実施した際より継続的に実施しているもので、令和2年度で5年目の取組となる。</p> <p>また、令和元年度本格運用開始からの継続的な取組として、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づいた、事故実機調査を実施した。</p> <p>なお、取組内容については、電力安全小委員会の下に電気保安に係る制度検討を専門的かつ効率的に行っていくことを目的として設置された、電気保安制度ワーキンググループの、令和3年1月22日開催の会議で報告した。</p> <p>●電気保安統計の取りまとめ</p> <p>報告規則第2条に基づき電気事業者から経済産業省に提出された電気保安年報及び報告規則第3条に基づき経済産業省に報告された重大事故報告書のうち自家用電気工作物にかかる事故情報を経済産業省が内規「電気関係報告規則第3条に規定する事故の報告及び自家用電気工作物電気事故統計表の作成について（内規）」に基づき集計した事故統計表の提供を受け、電気保安統計を取りまとめた。電気保安統計は令和3年3月に経済産業省Webサイトから経済産業省と連名で公開された。</p> <p>●重大事故情報の整理・分析</p> <p>報告規則第3条に基づき経済産業省に報告された重大事故報告書について、整理・分析を実施した。また、平成30年度からの継続的な取組として令和2年度も事例集を作成し、セミナーで紹介しつつ、機構Webサイトで公開した。</p> <p>●事故実機調査</p> <p>令和元年度から本格開始した事故実機調査を令和2年度も引き続き実施した。本調査は、電気保安向上において有用性は高いものの、法令に基づく調査ではないため、座して案件が来るといったものではない。開始初期は数をこなすことが機構として重要であるため、令和元年度に引き続き、経済産業省実務担当者や電気保安関係者に全国規模で粘り強く調査意義や機構の技術力について広報した。その結果、令和2年度はコロナ禍による様々な自粛が通年的に存在したにも関わらず、令和元年度の調査実施数70件と同程度である、64件の実機調査を全国規模で実施した。調査結果については依頼者である事業者や経済産業省から、当該事</p>	<p>電気保安統計の取りまとめや重大事故の整理・分析・水平展開を行った。特に、事故事例集については、事業者から自社内での安全教育に活用したい要望をいただくなど、広く活用されている。このように、電気保安に係るツールの提供を行い、事業者による自主保安の取組の維持・向上に大きく貢献した。</p> <p>また、事故実機調査について、平成30年度から実施してきた広報活動が功を奏し、令和2年度はコロナ禍による様々な自粛が通年的に存在したにも関わらず計64件の調査を実施した。調査結果については依頼者である事業者や経済産業省から、当該事故の原因究明の深掘りで大変有用等と好評を得た。特に、令和元年度に続き、<u>事故実機調査結果を踏まえて注意喚起をすべき案件を見いだし、経済産業省中部近畿産業保安監督部 近畿支部と連名で注意喚起を公表（令和3年2月17日公表：「鉄筋コンクリート 柱倒壊事故 に関連した 点検等についてお願い（注意喚起）」）</u>することができ、電気保安の維持・向上に大きく貢献したことや、事故報告書分析と事故実機調査の取組の相乗効果による成果として区分閉器での雷関係事故について、国や保安関係者が活用できるチェックポイントを取りまとめたことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>	

<p>の整備を行う。</p>	<p>経済産業省の要請に基づき、事故情報を統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果を経済産業省及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会に報告するとともに、関係団体や関係者等に情報共有する。また、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づき事故実機調査を実施し、経済産業省や関係</p>	<p>故の原因究明の深掘りで大変有用である等と好評を得た。加えて、令和元年度に続き、<u>事故実機調査結果を踏まえて注意喚起をすべき案件を見だし、経済産業省 中部近畿産業保安監督部 近畿支部と連名で注意喚起を公表</u>（令和3年2月17日公表：「鉄筋コンクリート 柱倒壊事故 に関連した 点検等についてのお願い（注意喚起）」）することができた。また、事故報告書分析と事故実機調査の取組の相乗効果による成果として、区分開閉器での雷関係事故について、国や保安関係者が活用できるチェックポイントを取りまとめ、経済産業省に提案をした。</p>		
----------------	--	--	--	--

	<p>者に情報を共有する。これらの分析・調査作業を通じ、制度上変更が必要な箇所があれば、その点に対する対処方針案を含めて、経済産業省に提言する。</p>				
	<p>(2) 詳報データベースの運用・改修 行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等の高度化に資するよう構築した、「<u>詳報データベース</u> (※)」を着実に運用しつつ、利用者から改善点や意見を抽出し、利用者の利便性向上に必要な改修を行う。</p>		<p>詳報作成支援システム及び詳報管理システム・詳報公表システムについて、令和2年度においても、定例的な保守作業以外ではシステム停止することなく、安定な運用を実施した。また、使い勝手面において改善意見等を常時募集としており、その内容を整理し、令和2年度末にはシステム改修を行い、より使い勝手のよいシステムとして作り込みを行った。</p> <p>更に、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第49号)(令和2年6月5日に第201回国会(常会)において可決・成立し、令和2年6月12日に公布。)の施行により令和3年4月1日より、小出力発電設備事故報告制度が新設されることを受け、本報告制度の詳細について、経済産業省と検討を行い、制度の詳細設計に貢献した。また、令和2年度事業計画にて構築を予定していなかったものの、審議会等での官・民の要望に応じ、小出力発電設備事故報告制度に対応した詳報作成支援システムについて、<u>急ぎシステム仕様決定・構築を行い、制度開始前の令和3年3月内に構築完了し、制度開始と同日の令和3年4月1日付けで公開した。</u></p>	<p>詳報作成支援システム及び詳報管理システム・詳報公表システムについて、計画どおり公開した。また、使い勝手に関するユーザーニーズを踏まえて改善を実施した。</p> <p>加えて、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第49号)の成立から施行まで9か月程しかない中、<u>審議会等での官・民の要望に応じ、制度詳細設計に協力しつつ小出力発電設備事故報告制度に対応した詳報作成支援システムの構築・公開を行ったことは、円滑な法施行に繋がる重要な貢献であり、計画水準を大きく上回る成果である。</u></p>	
	<p>(3) 技術支援機関としての電気事業法執行</p>		<p>「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第49号)(令和2年6月5日に第201回国会(常会)において可決・成立し、令和2年6月12日に公布。)により、機構は、令和3年4月1日より電気事業法に基づく立入検査を実施することとなっ</p>	<p>「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第49号)の成立から施行まで9か月程しかない中で機構としての新業務である立入検査に必要な諸々の体制整備を実施したことに加え、スマート保安に関する取組を開始し国の施策内での重要な事業を任せられるまでの</p>	

	<p>業務に関する専門的支援等の検討・実施及び必要な体制整備</p> <p>再生可能エネルギー発電設備導入拡大といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するため、経済産業省の電気事業法執行業務に関する専門的支援を検討・実施しつつ、情報の整理・分析・水平展開等をし、また体制整備を行う。</p>	<p>た。令和2年度においては立入検査に係る準備として、法施行前より経済産業省の立入検査に同行してOJT（On the Job Training）形式により検査能力を向上した。また、経済産業省と詳細ルールを協議しつつ整備すること、機構内の必要規程を制定すること、経済産業省に機構として希望する立入検査に関する実施テーマの提案を行うことを実施し、法施行に備えた必要な体制整備を遅滞なく実施した。</p> <p>また、経済産業省では令和2年度において、スマート保安官民協議会を設置（令和2年6月29日設置）しつつ産業保安分野での、スマート保安（※スマート保安：急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoTやAIなどの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。）の導入促進の取組を加速させている。機構としても、将来の電気保安を念頭においた官・民への電気保安支援活動を実現できるよう、スマート保安に関する取組に着手し、経済産業省とともに準備・検討を進めた。その結果、令和3年3月16日に開催されたスマート保安官民協議会電力安全部会において、<u>スマート保安の妥当性確認に機構が関与（スマート保安プロモーション委員会の事務局を担当）することが決定した。</u></p>	<p><u>調整を実施したことは、計画水準を大きく上回る成果である。</u></p>
--	---	---	--

4. その他参考情報

II. 業務運営の効率化

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、 難易度	設定なし	関連する政策評価 ・行政事業レビ ー	行政事業レビューシート番号 0372

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値)	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価 指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに	1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに		<p>●運営費交付金業務の予算削減における効率化</p> <p>機構は、新規に追加されるものや拡充分の他、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費等を除外した上で、業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減）を達成した。</p> <p>●調達等合理化計画</p> <p>令和2年度調達等合理化計画については、契約監視委員会（令和2年6月5日）における了承を経て公表（令和2年6月23日）し、一者応札・応募の減少のために事業者が応札準備期間を十分に確保できるように、以下の取組を継続的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報の Web サイトでの公開等による情報提供の充実 機構 Web サイトから入札説明書をダウンロードできる仕組みやテレビ会議を活用した東京と大阪等の複数拠点での同時入札説明会・入開札の実施を行う等の入札参加者の利便性の向上 応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格（ランク）の緩和 入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討 <p>以上の取組を踏まえ、一者応札・応募減少のための指標を2つ設定し、いずれの指標も達成した。</p> <p>指標1：公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で25日以上確保する。</p> <p>結果1：平均26.83日（契約件数221件）</p> <p>指標2：令和2年度に契約する予定情報の充実を図り、100件以上公告前に公表す</p>	<p><u>評価：B</u></p> <p>年度目標に掲げられた、1. 業務改善の取組に関する目標、2. 給与水準の適正化等、3. 業務の電子化を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、期初の計画を達成した。</p> <p>1. 業務改善の取組に関する目標については、業務経費を前年度比1%以上、一般管理費を前年度比3%以上の経費削減をするとともに、調達等合理化計画に基づいた適正化の取組について指標を達成した。</p> <p>2. 給与の適正化等については、機構の令和2年度の給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数は94.7（年齢・地域・学歴勘案、令和元年度は96.6）であり、適正な給与水準を維持した。</p> <p>3. 業務の電子化については、withコロナで必要となった職員のテレワーク環境における業務をWiFiルーターの貸し出し等を実施することで支援した他、押印・書面レスの流れを受けて、必要となる電子署名サービスや決裁フロー機能の拡充等による電子化を達成した。</p>

<p>発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。 また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る</p>	<p>発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。 また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。</p>		<p>る。 結果 2 : 事業内容等を詳細に記載するなど予定情報の充実を図り、181 件公表済み</p> <p>●契約業務の効率化 令和 2 年 5 月、支所の契約部署を廃止し契約業務を企画管理部の財務・会計課（本所）に集約すると共に業務フローの見直しを行うことで、契約事務の効率化を達成した。</p>		
<p>2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p>	<p>2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p>		<p>機構は、人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を行うことで、給与水準の適正化を図った。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、令和 2 年度給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数を算出し、94.7（年齢・地域・学歴勘案、令和元年度は 96.6）と国家公務員とほぼ同水準であり、適正な給与水準を維持した。</p>		
<p>3. 業務の電子化 機構の情報</p>	<p>3. 業務の電子化 機構の情報</p>		<p>ア 財務会計、人事給与、文書管理等を含む管理業務全般について、業務管理プロセスを見直し、統合型管理システム（ERP）の構築に向け調達準備を行う。これによりこれら業務の完全電子化を行い、大幅な管理業務の効率化と内部統制の強</p>		

<p>基盤システム(NITE-LANシステム)の活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。また、業務の電子化の一層の推進を図るとともに、さらなる効率化を目指し、すでに電子化された業務やシステムの見直しを行う。その際、新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上に加え、情報セキュリティや内部統制の確保の観点を踏まえ、計画的に実施を行う。</p>	<p>基盤システム(NITE-LANシステム)の活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。また、電子決裁等業務の電子化の一層の推進を図るとともに、さらなる効率化を目指し、既に電子化された業務やシステムの見直しを行う。その際、新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上に加え、情報セキュリティや内部統制の確保の観点を踏まえ、計画的に実施を行う。</p>		<p>化を実現する。さらに、今まで電子化が困難であった業務に対して、ロボット化(RPA)やAI等の新技術の活用することにより電子化を促進する。</p> <p>業務プロセスの効率化の一環として、職員から問い合わせが多い財務・会計、人事、情報システム等の業務について、対応者の負担軽減を図ることを目的に、人工知能を活用した「AIチャットボット：自動会話プログラム」を導入した。また、外部機関等との打合せや会議等の議事録作成の効率化を目的に、会話内容を自動テキスト化し、AIが会議録の要約を自動作成するサービスを導入した。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)及び「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し」(令和2年11月16日、内閣官房行政改革推進本部事務局)において、各府省及び独立行政法人は、書面・押印・対面の見直しを行うこととされたことを受けて機構内にタスクフォースを設置し、紙への押印で実施していた内部決裁を実施するため文書管理システムへ「内部手続用の承認フロー機能」の追加、公印の押印の代わりとして「電子署名サービス」の導入を行った。</p> <p>イ テレワーク環境の拡充及び職員間コミュニケーションの活性化を支援するWeb会議環境の拡充等 NITE-LANシステム最適化計画に記載された事項の反映や促進を行う。さらに機構で作業を行なう外部事業者が利用できるネットワーク環境を運用することにより、機構職員と事業者間のコミュニケーションの活性化を図る。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、国からテレワークが求められる中、職員全員が自宅等からNITE-LANシステムを使ってテレワークできる環境を整備するとともに、テレワーク下においても職員間のコミュニケーションを取ることができるようWeb会議環境(会議ツールの提供、Webカメラ等の導入)を拡充した。これにより、各部門が外部に向けて実施する業務報告会やセミナーに、国内全ての地域から参加することが可能になり有意義なものとなった。</p> <p>ウ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、民間企業で専門的な知識と経験を有するCIO補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等IT調達制度の適切な運用を行う。また、情報システムの構築・改修、運用に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。</p> <p>機構での情報システムの構築・改修に対して、民間企業で専門的な知識と経験を有するCIO補佐官への事前相談やヒアリングを通じて、システム開発の計画段階から、業務の実態、調達担当課の要望、情報システムとしての全体像、必要な要件等を把握した。個別の情報システムの観点のみではなく、インフラを提供するNITE-LANシステムのライフサイクル、費用、NITE-LANシステムと個別システム間でのシステムの安定稼働等を総合的に考慮し、調達単位の提案、個別システム所管課間の調整を行う等の支援を行った。</p> <p>情報システム政府調達審査会を8システム20回(前年度7システム16回)実施</p>		
---	---	--	--	--	--

<p>さらに、NITE-LAN システムの安定的な運用を行う。</p>	<p>さらに、NITE-LAN システムの安定的な運用を行う。</p>	<p>するとともに、審査会以外に仕様書審査を 154 件（前年度 93 件）、提案書の確認を 35 件（前年度 34 件）、工数の積算を 45 件（前年度 33 件）を行い、システム構築・改修を計画的に行った。</p> <p>エ NITE-LAN システムの安定運用を確保し各種電子申請の処理を適切に行う。また、職員等への教育、業務における妥当性の判断等を行い、業務のペーパーレス化及び電子的文書の管理の徹底を図る。さらに、NITE-LAN システムの運用（ヘルプデスク対応等）を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、これを公開することにより NITE-LAN システムの利活用を促進する。</p> <p>NITE-LAN システムの安定運用を確保するため、脆弱性情報を提供するサービス等を利用して積極的に脆弱性情報、アップデート情報及び不具合情報を収集し、これらに迅速に対応するとともに、不具合が発生しそうな部品の交換等の予防的な対策を積極的に行った。これにより、情報システム基盤としての NITE-LAN システムの令和 2 年度の稼働率 99.6%(令和元年度 99.2%)と高水準を維持した。また、NITE-LAN システムの各種申請の処理時間については、3 営業日以内の処理時間を維持した（申請件数：1,602 件）。加えて、試験室を中心に全拠点に対して無線 LAN アクセスポイントを増設することで更なるペーパーレス化の推進を図った。</p> <p>なお、ペーパーレスに関する取組は平成 29 年度から開始し、令和 2 年度で 4 年目となったが、テレワークの推進により、令和元年度に比べ 59.8%(744 万円)の印刷経費の削減(前年度は 22.9%(365 万円)削減)と過去最高の削減を実現した。</p> <p>NITE-LAN システムの運用（ヘルプデスク対応等）を通して、NITE-LAN システムの利用に関する FAQ を集積し、公開することで、さらなる NITE-LAN システムの利活用を促進させる。</p> <p>内部手続における書面・押印・対面の見直しを実施し、紙で施行していた文書を電子的な施行へと移行するため規程等の見直しを行った。押印に代わる手法として、既存の文書管理システムに内部手続用の承認フロー機能を追加した。外部へ発出する文書においては、公印の押印のために、電子証明書を利用した電子署名を可能にする「電子署名サービス」を導入した。</p> <p>また、文書管理を行うシステムについて、ユーザーからの意見・要望等を元に、利便性向上のための改修を行った。その結果、電子決裁率（電子起案数/総起案数）100%を維持した。</p>		
-------------------------------------	-------------------------------------	---	--	--

4. その他参考情報

Ⅲ. 財務内容の改善

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0372

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価 指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。	適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の適正化を踏まえた手数料額を設定し、成長分野へ注力した戦略的かつ効果的な予算編成を行い、経営努力により、健全な財務内容を維持する。具体的には、会計処理の適正化、財務諸表や事業報告書、決算		<p>●適切な予算編成と管理</p> <p>令和2年度当初の予算編成においては、成果主義をより予算に反映させるため、成熟分野の業務効率化により捻出した予算を成長分野に戦略的に配分した。成果主義については、主務大臣の評価結果による減額率をS評価の分野は減額なし、A評価の分野は8%減額、B評価の分野は15%減額とすることで、より成果を予算に反映した。戦略的な予算配分については、予算の執行率等を用いたPDCAにより、成熟分野は業務効率化による費用の低減を進め、捻出された予算については新たな価値を創造する事業や機構を取り巻く環境の変化を見越した新規事業、ウィズコロナに対応するための新しい業務形態への改善を図る事業など、予算対効果が高いと考えられる事業に戦略的に配分した。</p> <p>また、令和3年度の予算編成についても、固定費と変動費に分けて積算を行い、無駄な固定費を削減した上で必要額を確保した。</p> <p>予算執行管理として、各分野から、上半期は四半期ごと、下半期は毎月報告を求め、予算執行率を適時確認し、年2回の機構内の補正予算編成（予算の組み替え）により、予算の効果的な執行を管理した。また、入札における効果（予算との差額）等で捻出された予算について、機構内の補正予算編成前に予約として各分野に配分し、早期執行できる仕組みを実践したことで、予算執行率99.9%（前年度99.7%）を実現した。</p> <p>●手数料の見直し</p> <p>機構における手数料設定及び見直しルールを徹底し、対象であるすべての手数料（14規程）について見直しを行い、受益と負担の適正化を踏まえた手数料額を設定した。</p> <p>●会計処理の適正化及び財務諸表の作成</p> <p>独立行政法人向け説明会への参加や会計監査人への相談等により情報収集や事前準備を行いながら、会計監査人の適正意見を得た令和元事業年度財務諸表を作成し、令和2年6月に経済産業大臣に提出し承認を受けた。</p> <p>会計処理に携わる担当者との直接対話や意見交換、会計担当者を集めた会議の開催により、担当者間で情報共有し、誤った会計手続を防ぎながら適正な会計処理</p>	<p>評価：B</p> <p>適切な財務管理や業務の効率的な実施による費用の低減、手数料の見直しを適切に行った。</p> <p>その結果、健全な財政状態を基にした法人運営を行うことで、財務の安定した国民へのサービスの提供を行うことができた。</p>

	<p>報告書の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。</p> <p>また、やむを得ない事情を除き、原則借入は行わない。</p>	<p>を行い、機構の財務状況における信頼性を確保した。</p> <p>また、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂に対応して、令和2年度会計処理を適正に行った。</p> <p>●借入について</p> <p>計画とおりに予算を執行したため、借入の実績なし。</p>	
--	--	---	--

4. その他参考情報

IV. その他マネジメント

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、 難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事 業レビュー	行政事業レビューシート番号 0372、0373

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
テレビや新聞等のメディア における報道実績	3%増加	(令和元年度実績の広告換 算値との比較)	—	—	—	60.3%増	52%増	
Web ニュース等、新しい メディアにおける報道実 績	10%増加	(令和元年度実績の件数と の比較)	—	—	—	34%増加	29%増	
国民からの認知度	10%増加	(令和元年度認知度調査結 果との比較)	—	—	—	38%増加	4.8%増	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価 指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
1. 広報、 情報提供の 推進 安全な国民 生活の実現 と健全で持 続性のある 産業発展の ため、機構 が有する安 全性情報や 評価技術を 多種・多様 な広報活動 により有効 かつタイム リーに発信 する。また、その情 報発信を通 じて、機構 が国民・産 業から信頼 ・支持され	1. 広報、 情報提供の 推進 安全な国民 生活の実現 と健全で持 続性のある 産業発展の ため、機構 が有する安 全性情報や 評価技術を 多種・多様 な広報活動 により有効 かつタイム リーに発信 する。また、その情 報発信を通 じて、機構 が国民・産 業から信頼 ・支持され	・国民・ 社会に対 する情報 提供件数 (500件 (動画投 稿数を含 む。))。 なお、ツ イッター のソーシ ャルメデ ィアを活 用した情 報提供に も努め る。 ・(アウ トカム) テレビや 新聞等 (Web上 のメデ ィアへの掲	<p>●情報提供件数 令和2年度の情報提供としては、コロナ禍において講演、イベント等の自粛が相次ぐ中、オンラインでのセミナーや説明会の実施など、創意工夫しながら、可能な限り各部門ともに情報発信、提供等を行った結果、916件となり、目標値(500件)比183%と目標値を大幅に上回る結果であった。また、ソーシャルメディアの活用として、公式YouTubeサイトには、令和元年度の約3倍にあたる、66本の動画投稿を新たに令和2年度は行い、一日の平均視聴数は、22,689回/日と前年度比で7%増を獲得した。</p> <p>●メディアにおける報道実績 令和2年度のメディアにおける報道実績は、TV放映 189件、新聞掲載 185件等であり、広告換算費として、推計22億円で目標値(15.1億円)比152%と大きく上回った。</p> <p>●Webニュースでの報道実績 令和2年度は、Web上のメディアに機構が提供したニュース、映像等が2,647件と数多く取り上げられ、前年度2,053件から29%増(目標値:前年度から10%増、目標値比290%)となった。</p> <p>●国民からの認知度 認知度については、令和元年度8.4であったが、令和2年度は8.8となった。 なお、令和2年度の認知度と比較可能とするよう、調査母数を5千のデータで統一した。</p>	<p>評価:A</p> <p>初期の数値目標としては、広報についての目標を設定している。認知度は調査方法の技術的問題により期待する数字が得られなかったが、広告換算値については3%目標のところ52%達成、Webニュース等での取り上げ件数については10%増目標のところ28.9%増と、当初の目標を大幅に超えた。幅広い世代に安全に関する正確な情報を提供し、浸透させた。</p> <p>加えて、経営マネジメント改革の推進と社会的課題に対する的確かつ迅速な経営判断により、アウトプット、アウトカム両面からみても、今までの延長線上にはない新しい成果を数多く社会に提供することができたと考え、その他業務運営に関する重要事項の自己評価をAとした。</p> <p>○経営マネジメント改革の促進 【提供価値の向上】独立行政法人として唯一、価値協創ガイダンスに基づく統合レポートを作成、公表(6月)した。国民への説明責任(アカウンタビリティ)を果たすとともに、経済産業省の政策当局、業界団体との対話による政策への貢献(例:生物資源データをNITEに集約する仕組みが「バイオ戦略2019」にも位置づけ)を行った。 【効率化の向上】政府の定めたはんこレスの方針に沿って取組を加速するため、電子公印の導入や新たな決裁システムを導入し、テレワークに合わせた業務方法へ変化させた。 【成長性の向上】理事長ヒアリングを通じ、変化する成長分野に柔軟に対応するため、重点的資源配分(製安:SAFEのWeb化、バイオ:消毒TFなど)を実施し、メリハリのある社会・政策ニーズへの迅速かつ適切な対応(消毒代替手法の報告、バ</p>

るとともに、機構の活動成果が国民の安全・安心のために広く活用されることを目指す。なお、これら広報や情報の提供において全職員が業務アウトプットをどのように経済・社会の活性化に繋げるかを常に意識をすることを旨とする。

るとともに、機構の活動成果が国民の安全・安心のために広く活用されることを目指す。なお、これら広報や情報の提供において全職員が業務アウトプットをどのように経済・社会の活性化に繋げるかを常に意識をすることを旨とする。

載、Web ニュースを含む）のメディアにおける報道実績を3%増加（令和元年度実績の広告換算値との比較）
・Web ニュース等、新しいメディアにおける報道実績を10%増加（令和元年度実績の件数との比較）
・国民からの認知度を前年度比で10%増加（令和元年度認知度調査結果との比較）

ア 記者会見等を効果的に行いつつ、最新情報を適時に発信する。また、市民講座や施設見学、報告会、一般公開等、対象者にあった様々な取組による情報提供を推進する。

令和2年度の情報発信（アウトプット）は、目標値を大幅に上回る916件（目標値比183%）であった。災害時におけるタイムリーな情報提供や注意喚起等、積極的な情報提供を行った。

また、機構の情報発信に対し、推計（最低）22億円（前年度比152%以上）と目標値を上回る数の報道あり。コロナ禍における代替消毒方法の紹介や大雪時の発電機の使用による窒息事故への注意喚起等、広報ターゲットのニーズに迅速かつタイムリーに対応した広報を行った結果が反映していると考えられる。

また、総務省の独法評価制度委員会（令和3年2月18日）にて、行政執行法人として唯一、機構が取り上げられ、SNSや動画サイトでの情報発信での工夫により多くの視聴等が得られている点や広報の効果測定に広告換算費を用いて効果を検証、対応を行っている優良事例として取り上げられた。

【アウトプット(件)】

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
メディアへの情報提供	444	408	322
うち、プレスリリース	43	47	19
展示会への出展	14	61	51
講演・寄稿	152	338	308
うち、NITE講座	26	36	29
報告会等	84	139	23
計	916	1,051	653

【アウトカム】

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
TV放映（回）	189	152	187
新聞掲載（回）	185	257	309
記者発表の参加（社）	66	92	64
広告換算費（円） （推計値）	22億以上	14.7億以上	8.9億以上

イ Webサイトやソーシャルメディア、メールマガジン等のICT（※）ツールを活用し、国内外に向け広くわかりやすい情報発信に努める。特に文字や静止画では伝わりづらい情報について、動画による情報発信への転換を進める。

※ ICT(Information and Communications Technology) :

ICTツール活用したデジタルコンテンツの充実化をはかるため、令和2年度はYouTubeにて動画66本を新たに公開した（令和元年度21本）。令和3年3月末時点での総閲覧数は、前年度比約7%増の8,281千回（平均約22千回/日。前年度約7,740千回（平均で約21千回/日）、チャンネル登録者数は、約2.1万人（前年度比約8千名増（約62%増））となった。また、消費者や事業者向けに開催し

イオ戦略への提言、電気事業法の立入検査のスムーズな開始等）を実現した。

また、新たに6人の女性職員（女性比率60%、前年度44%）の採用や、15人の管理職（女性比率15%、前年度9%）の女性登用を行うとともに、テレワークの強化推奨など多様な働き方を推進した。

○時代のニーズに的確にとらえた分かりやすい広報の実施

令和2年度は、広報ターゲットのニーズに応える広報の実施（おうちごはん、おうちキャンプ等のwithコロナで起きがちな出来事や新入生が増える春の自転車事故等季節ごとの出来事への情報発信、災害時等のタイムリーな注意喚起）や業務説明会（NITE講座）等のオンライン開催、動画の新規作成（令和2年度に66件、前年度比3倍強）・公開によるデジタルコンテンツの充実を行い、情報提供件数として、916件、目標値（500件）比183%と、目標値を大幅に上回った。

また、機構が広報を実施した情報を基に、TV放映189件、新聞掲載185件等のアウトカムを創出し、広告換算費で約22億円となり、目標値（15.1億円）比152%と大きく上回った。また、Web上のメディアに2,647回（対前年度比129%、目標値：前年度から10%増）、機構が広報したニュースや映像等が取り上げられた。一方、機構の認知度は、調査方法の不備があり、前年度比4.8%との結果となった。

機構は、広報効果測定として広告換算費を用いているが、その点について総務省の独法評価制度委員会（令和3年2月18日）にて、行政執行法人として唯一の優良事例として取り上げられた。

○オープン・イノベーションに向けた取組

機構は、官民による協創実現に必要なオープン・イノベーション促進のため、行政執行法人で唯一、事業者からのイノベーション支援に関する窓口を令和2年2月に設け、以来、8件の共同研究、13件の試験設備利用、16件の技術相談、8件の講師派遣と、合計45件を受け付け、事業者等に対しイノベーション支援のための解決策の提供を実施している（NITE協創プログラム「NICE（NITE Innovative Collaboration Expert）」）。

このうち、2件の共同研究については化学工業日報等新聞にも取り上げられるなど、注目を集める成果となった。

○新型コロナウイルスに起因した社会的課題に対する分野間連携による解決

新型コロナウイルスに起因した社会的課題（①マスクの評価、②アルコール代替手法）においては、分野を横断して機構の総力を結集し、社会的課題に迅速に対応した結果、高い評価を獲得した。

<機構評価・計画諮問会議委員からのコメント>

機構の統合レポートは、投資家のための記載ぶりとなっている。今後も、いかに投資家に投資してもらえるかという視点で統合レポートを出していけるのがよいのではないかと（筑紫委員）

機構が実施した消毒手法の評価の一部である次亜塩素酸水の情報は、女性週刊誌でも取り上げられ、機構のプレゼンスを高めることに繋がった。（筑紫委員）

機構の広報については、他独法も注目している。また、全分野においてアウトカムを継続的に出せており、他独法と比べてそのアウトカムを具体的に示している。全ての分野の評価がSでもよい位ではないか。（菊池委員）

ている NITE 講座を YouTube や Zoom を使用したオンラインで 7 講座実施し、全国から総勢 1.5 万名以上の参加者（Youtube 再生回数を含む）を集めた。

Twitter では、386 ツイートを投稿し、総閲覧数が約 2,040 千回、フォロワー数は約 1,700 名増の 4,195 名（令和 3 年 3 月末時点）と安定した増加を得られた。

メールマガジンは、以下の情報発信を行った。

- ・化学物質管理分野： NITE ケミマガ 49 回配信（登録者数 9,033 名）
- ・製品安全分野： 製品安全情報（PS）マガジン 27 回配信（登録者数 7,543 名）
- ・バイオテクノロジー分野： 6 回配信（登録者数 1,871 名）

ICT ツールを用いた情報発信では、各分野に関心のある者にはメールマガジンによって確実に情報を伝達することが定着した。また、広く国民や社会への情報発信として導入した YouTube による発信では、チャンネル登録者数が順調に増加し令和 3 年 3 月末に 2 万人を突破したことによって、期待以上の情報伝達力の強化が見られた。

【アウトプット】

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
YouTube への登録本数（本）	66	21	30
Twitter でのツイート回数（回）	386	345	355
メールマガジンの配信（回）	82	83	81
うち、化学物質管理分野	49	49	49
うち、製品安全分野	27	28	26
うち、バイオテクノロジー分野	6	6	6

【アウトカム】

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
YouTube の閲覧数（回）	8,281,586	7,740,184	3,861,184
Twitter の閲覧数（回）	2,040,393	1,602,135	2,007,987
メールマガジン登録者数（名）	18,447	17,715	16,953
うち、化学物質管理分野	9,033	8,344	7,692
うち、製品安全分野	7,543	7,520	7,524
うち、バイオテクノロジー分野	1,871	1,851	1,737

ウ 計画的な広報活動や効果的な情報提供を行うために、機構の中期広報戦略に基づき、ブランドイメージを明確化し、国民による機構の認知度の向上を図り、多くの人に届く広報を目指す。

令和 3 年度末までの第 4 期広報戦略を令和 2 年度に策定し、広報対象に適した方法、内容での情報発信を開始し、また、国民へのわかりやすく関心を持ちやすいアニメーション動画（人気アニメ「鷹の爪団」とのコラボレーションによる刑事に扮したキャラクターがユーザー視点で NITE の業務の紹介動画を 6 本、認定センター業務紹介動画を 10 本等）を作成し、YouTube から公開し、約 175 千回/月の総再生数を得た。

<p>2. 施設及び設備に関する計画</p> <p>年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、保有する施設・設備について、耐久性や安全性を確保し、施設・設備の機能を維持する観点から中長期の営繕計画を更新する。</p> <p>(施設の内容)</p> <p>工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備</p> <p>(当初予定額)</p> <p>なし</p>	<p>施設及び設備の整備については、適正な実施を可能とするように中長期営繕計画を立てて実施しているが、施設整備補助金も考慮して適切に見直しを図り、着実に施設・整備の営繕を実施することによって、安全対策や施設老朽化に対応し機構業務の円滑運営に寄与した。</p> <p>特に、施設整備補助事業では、大型蓄電池システム試験評価施設における作業準備棟（事業規模 3.1 億円）、生物遺伝資源長期保存施設連絡橋（事業規模 4 億円）、液体窒素タンク用定置式超低温貯槽（事業規模 3.2 億円）、自家用発電機用貯蔵燃料タンク（事業規模 1.7 億円）を令和 2 年度中に施工・完成させ、大型蓄電池安全性試験の安全性と実行性確保、及び機構が保有する生物遺伝資源等の保全体制の強化により、大規模な災害時の様々なリスクに備えることができた。</p>		
--	---	--	--

	(財源) 施設整備費 補助金															
<p>2. 組織・人事に関する目標</p> <p>社会的要請に迅速かつ効率的に対応するため、理事長のトップマネジメントにより、組織に関しては、分野間の連携を一層推進するとともに、中長期的観点に立ち計画性を持った業務実施に努める。</p> <p>人事に関しては、人材確保・育成方針を策定し、専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した複合的専門性を持つ人材の確保を行うとともに、人員配置や人材育成を適切に行う。また、職員生産性を高めるとともに</p>	<p>3. 組織・人事に関する計画</p> <p>(1) 組織に関する計画</p> <p>経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよう、理事長のトップマネジメントの下、機構の有する各分野の高度な技術的知見等を効率的に活用するとともに、イノベーションの促進を図るため機構内部の分野間連携や外部機関との連携を継続的に進める。</p> <p>また、中期方針や基盤整備／重要項目を常に意識し、それらに基づいた業務実施に努めるとともに、SDGsの達成</p>	<p>ア 理事長のトップマネジメントの下、機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。また、イントラや外部サービスを活用した各分野の活動状況・成果の共有化等の機構内広報を積極的に行い、分野・支所等の連携の活性化に取り組む。</p> <p>●機構内部の分野間の連携推進</p> <p>業務担当分野だけでは対応が困難な案件について、技術や知見を有する他分野と連携することにより、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。</p> <p>令和2年度については、次の表に示す連携により効率的に業務を進めた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携分野名</th> <th>連携業務名</th> <th>取組と成果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品安全分野・化学物質管理分野</td> <td>化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明(皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む)</td> <td>化学物質管理分野が実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全分野が実施する原因究明率の向上を図っている(継続取組)。</td> </tr> <tr> <td>製品安全分野・バイオテクノロジー分野</td> <td>皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明</td> <td>皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、製品安全センターからバイオテクノロジーセンターにフーリエ変換質量分析計(FI-MS)等を用いた分析を令和2年度は10件依頼した、分析結果を製品安全分野の事故究明調査にて活用した</td> </tr> <tr> <td>製品安全分野・バイオテクノロジー分野</td> <td>住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発</td> <td>令和2年度は、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して、製品安全センターとバイオテクノロジー分野にて検討及び原因タンパク質の解析を行った。</td> </tr> </tbody> </table>	連携分野名	連携業務名	取組と成果	製品安全分野・化学物質管理分野	化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明(皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む)	化学物質管理分野が実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全分野が実施する原因究明率の向上を図っている(継続取組)。	製品安全分野・バイオテクノロジー分野	皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、製品安全センターからバイオテクノロジーセンターにフーリエ変換質量分析計(FI-MS)等を用いた分析を令和2年度は10件依頼した、分析結果を製品安全分野の事故究明調査にて活用した	製品安全分野・バイオテクノロジー分野	住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発	令和2年度は、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して、製品安全センターとバイオテクノロジー分野にて検討及び原因タンパク質の解析を行った。		
連携分野名	連携業務名	取組と成果														
製品安全分野・化学物質管理分野	化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明(皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む)	化学物質管理分野が実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全分野が実施する原因究明率の向上を図っている(継続取組)。														
製品安全分野・バイオテクノロジー分野	皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、製品安全センターからバイオテクノロジーセンターにフーリエ変換質量分析計(FI-MS)等を用いた分析を令和2年度は10件依頼した、分析結果を製品安全分野の事故究明調査にて活用した														
製品安全分野・バイオテクノロジー分野	住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発	令和2年度は、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して、製品安全センターとバイオテクノロジー分野にて検討及び原因タンパク質の解析を行った。														

働きやすい職場環境の整備に努める。	に向け業務を見直していく。	化学物質管理分野・製品安全分野	長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組	<p>化審法のリスク評価に用いるため、化学物質管理分野と製品安全分野（北陸支所）が連携して、長期使用製品からの化学物質の放出実態に関する調査に取り組んでいる。具体的には、プラスチック製品を軟らかくするための可塑剤として広く使用されているフタル酸エステルやその他の VOC(揮発性有機化合物)成分を含有する樹脂シートからの放散試験の各種試験条件に対する変化を解析し、試験手法の策定を検討している。</p> <p>製品からの SVOC（準揮発性有機化合物：沸点が 260℃を超えるような、比較的揮発性の低い有機化合物。可塑剤、難燃剤、殺生物剤等として環境への問題が挙げられているものもある。）の放散を、非破壊かつ簡易に測定する PFS（拡散型フラックスサンプラー）を用いる手法について、放散した化学物質を捕集し分析をするための捕集材（固相抽出ディスク）の製造・販売が中止となったため、代替品による添加回収試験及び PFS を用いた試験を実施し、今後の試験で使用可能であることを確認した。</p>		
		化学物質管理分野・製品安全分野	製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集	<p>令和 4 年 6 月に開催予定の第 10 回締約国会議（COP10）においてストックホルム条約附属書への追加が予定され、その後の審議会で化審法の第一種特定化学物質への指定や輸入禁止製品の決定がなされる可能性があるペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）等について、含有製品の回収必要性の判断のため、人健康リスクの評価を実施する予定である。</p> <p>リスク評価を行うにあたり、主な暴露源となる製品群や含有濃度等の情報を膨大な文献調査から整理する必要があるため、これまで内部人員で実施していた本作業を外注化することで効率的に実施した。また、含有の可能性のある製品サンプルについては化学物質管理分野と製品安全分野（北陸支所）と連携して含有試験等を実施し、試験結果もリスク評価に活用する予定である。</p>		
		バイオテクノロジー分野・化学物質管理分野	生体分子解析結果を活用した化学物質のリスク評価の精緻化に向けた連携	<p>皮膚障害等に関する製品事故の原因物質の特定作業により、感作性を示す、ヘアブリーチ剤、抗菌防臭剤が発見され、過去においても数件の同一事例が存在していることから、化学物質管理分野へ 2 件（過硫酸塩の検出 1 件、チアゾリノン系抗菌剤検出 1 件）の情報提供を行った。</p>		

バイオテクノロジー分野・適合性認定分野	バイオバンクの国際標準（ISO）に関する情報共有	バイオテクノロジー分野では、ISO/TC276のエキスパートとして、TC会議、国内委員会および国内分科会に出席し、2018年に発行した「バイオバンク（微生物を含むすべての生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の施設等の要件に関する国際標準規格書（ISO 20387）」に係る、微生物バンクに特化した国際標準規格書（ISO 24088-1）について、我が国の微生物遺伝資源機関の代表として、我が国がすでに構築している品質管理に添った規格となるよう文書作成に参画した。ISO 20387のガイド文書であるTR 22758の和訳版作成に参画するとともに、適合性認定分野の担当者と情報共有を行いつつ、ISO 20387及び関連する試験所認定規格 ISO 17025について所内関係部署への講習会を実施し、生物資源機関（BRC）認定の検討のための情報を共有した。さらに、アジアのBRC関係者に対し、オンライン講演会を実施し専門的知見の共有を行った。
---------------------	--------------------------	---

●機構内の分野横断的なプロジェクトチームの活動の推進

特定のミッションを達成するため、時限的に機構内の複数分野の職員が集まって活動するプロジェクトチームを設置し、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。令和2年度については、次の表に示すとおりプロジェクトチームの活動を実施し、それぞれ成果を得た。

連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果
全分野	新規採用活動PT	令和3年度の官庁訪問に向け、全分野の職員が参加するPTを編成した。コロナ禍での採用活動を念頭にオンラインツールを主体とした独自の業務説明会等を早期に実施した。内容は組織全体の説明会（19回実施）及び特定業務にフォーカスした説明会（2回実施）であり、合計でのべ128名が参加した。 また、大手就活サイトの活用及び同サイトのオンライン業務説明会へ初めて参加し、従前とは異なるルートからの採用広報活動も実施した。
企画管理部・国際本部	大阪事業所増築PT	平成31年1月の設置以降、大阪事務所における作業準備棟の建設に必要な契約作業や申請作業、設計・建設に関する情報の提供、進捗管理等を実施してきた。11月30日の竣工と12月の確定検査終了をもって、12月22日に活動を終了した。

全分野	海洋プラスチック問題に係る評価法の開発検討チーム	令和2年度の活動としては、以下のとおり。 ① 評価法の標準化支援として、経済産業省の標準化委員会及びWGへ参画 ② 既存の海洋生分解素材の社会実装促進として、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のプロジェクトへ参画した(令和2年10月から)。 ③ 新規生分解性素材開発の支援として、内閣府ムーンショット事業に参画した(令和2年11月から)。
全分野	新型コロナウイルスの消毒手法に関する検討タスクフォース	機構を取り巻く社会的な情勢変化への対応として、社会的要請を受けて新型コロナウイルス感染症に早急に取り組み、機構の強みを生かした技術面からの支援を行った。 具体的には、代替消毒方法の有効性評価・広報として、新型コロナウイルスの感染拡大によるアルコール消毒液の需給逼迫を緩和するため、政府と一体となって、その代替となる消毒剤(界面活性剤等)の検討を緊急に行った。

イ オープン・イノベーション時代の到来に向け、機構自身がプレイヤー及び支援機関として、機構の保有情報・人脈・設備等を積極的に提供することで外部機関との連携を一層推進し、外部の情報、技術等の活用を図り、イノベーションへ貢献する。

機構のオープン・イノベーションへの取組を推進するため、NITE 協創プログラム「NICE (NITE Innovative Collaboration Expert)」を運営し、事業者からの提案・相談を受け付けている。

活用促進として以下の①～③を実施した。

- ① 事業者の事前相談・提案を受け付けるイノベーション・ハブ(共創窓口)を設置し、事業者からの要望と各部門を繋ぐ機能を強化した。
- ② NICE プログラムの認知度の向上や Web サイトへの誘導をはかるため、ネット記事への掲載やパンフレットの作成といったプロモーション活動を行った
- ③ 機構が保有する情報・技術に加え、事業者の幅広いニーズに対応するため、イノベーション創出を支援する国の支援機関が参画する組織(関西・共創の森)に参画し、他機関と連携を行った。

令和2年度末の時点で、以下表のとおり計45件の提案・相談が寄せられ、2件について共同研究を開始した。

共同研究・共同試験	8
試験設備利用	11
技術相談	18
講師派遣等	8

これら取組の結果として生分解や毒性評価の予測方法の開発について、2社と共同研究を開始したほか、試験設備利用により、1社から3種類の製品が発売された。

ウ 社会の変化に基づく新しい行政ニーズに対応し、時代に応じた価値を創造し続けるためには、既存業務を不断に見直し、新たな事業を構築し続ける必要があるため、新規事業を検討する。

令和2年5月に新たに室を設置し体制強化を行い、以下の取組を実施した。

- ・ 機構の業務とはこれまでは直接関わりのない経済産業省の20課室73名に対してヒアリングを実施し、新たな行政ニーズの把握を行った。このうち、3課室に対して機構のリソースを活用した新規事業を3件提案した。
- ・ 介護ロボット、ドローン、電動キックボード、3Dプリンタ、グリーン冷媒等について、関連企業・関係業界団体へのヒアリングや役務調査を実施し、機構による新規事業の可能性について検討した。
- ・ 一連の活動を通じて得られた社会の変化に基づく新しい技術や行政ニーズを機構内に提供した（計10回）。
- ・ 職員ひとり一人が世の中の変化を知り、今後機構がどのように変化に対応、適応していく必要があるのか考える機会を設定することで、機構職員が「広い視野」を持つことができるよう、外部専門家の講演及び意見交換を合計9回実施し、延べ900名が参加した。

エ あらゆる産業において、世界的に新たなデータやデジタル技術の活用が進み、我が国においても企業の競争力維持・強化のために、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）をスピーディに進めていくことが求められていることから、機構では、平成30年10月に経済産業省が策定した「DX推進ガイドライン」を踏まえて、顧客視点でどのような価値を創出できるかを検討し、その結果を発信していく。

機構のDX推進をすべく、①新しい価値の創造・提供、②データ及び業務プロセスのデジタル化、③組織文化の変革、④デジタル人材の育成の4点を柱とした“NITE Digital Vision 2021”を策定し、機構職員へのDX推進への意識付けを行った。

機構のDX推進の取組として、全役職員を対象としたデジタルリテラシーの向上に向けたeラーニングによる研修を開始するとともに、ITパスポート試験対策テキストを配布した。加えて、情報システム担当者及び主任以下の若手職員に対して、情報システムの開発・運用等及びIT人材育成に係る自己研鑽型のeラーニングによる研修を開始した。

なお、令和3年度は役職員にITパスポート試験を受験させることで、より機構役職員のITリテラシーを社会で求められるレベルまでの引き上げを予定している。

オ 支所における業務について、保有する機能及び所在する地域における特長を

活かし、支所ごとの取組を適宜実行する。

支所の保有技術や地域ネットワークを活かした地域の外部組織との連携を強化し、機構の業務を周知することを目的として、7地域（北海道、東北地域、関東・甲信越静岡、東海・北陸地域、中国地域、四国地域、九州及び総会）の産業技術連携推進会議の地域部会に参加し、機構の情報提供を行うとともに、ニーズのヒアリング等情報収集を行った。

(2) 人事に関する計画
専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した多様な人材の確保を行うとともに、人員配置や人材育成を適切に行う。また、職員の働きやすい環境作りに努める。

ア 分野横断的キャリアパスの考え方をもとに、中堅若手職員を中心とした能力開発研修や分野横断的な配置換等を積極的に推進し、外部機関との積極的な人事交流に取り組み、適正に人員を配置するとともに注力すべき業務への大胆な人員投入や専門分野の複層化、業務経験の多様化を図る。また、自身の専門性を活かしつつ新たな専門分野に挑戦する人材を積極的に採用する。多様な人材の的確な配置により機構の業績を向上し、独法評価結果を職員の賞与に適切に反映する。

社会的要請に迅速に対応するため、高度な専門性を有する人材及びマネジメント経験を積んだ将来の幹部候補を対象として選考採用を行い、2名（選考採用職員1名及び任期付職員1名）を採用した。

新規職員の採用活動では、コロナ禍で大きく変わった状況に対応し、オンラインツールを活用した業務説明会を33回実施し、合計142名が参加した。機構の各拠点で実施した新規採用向けの官庁訪問（一般職試験（大卒程度））には、コロナ禍でも89名（令和元年度100名）の訪問者があり、化学、電気等幅広い試験区分から10名（令和3年1月1日付け採用2名、令和3年4月1日付け採用8名（前年度18名））を採用した。

また、業務説明会や官庁訪問では女性職員の対応者を増強、試験区分に応じた説明を行い女性職員の採用拡大に注力した結果、新規採用職員のうち女性の採用率が60%と前年度（44%）を大きく上回った。また、女性職員の管理職を積極的に登用し、9名15%（前年度6名9%）となった。

なお、女性職員の人数・割合は引き続き高水準114名/427名27%（前年度末時点107名/419名26%）を維持した

上記のほか、人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、内閣府の被災者生活支援チームや独立行政法人情報処理推進機構への出向を含め、次の組織と人事交流を実施している。

（単位：名）

	令和2年度	令和元年度
経済産業省(本省)	出向17、受入11	出向17、受入10
経済産業省(近畿局等)	出向3、受入1	出向3、受入1
他府省	出向2、受入0	出向3、受入0
他独法	出向1、受入1	出向1、受入1

● 理事長表彰の実施

他の職員の規範となるような推奨すべき事績があった職員（グループ）や業務への取組が他の職員の規範となるべき顕著な活動をした職員を理事長が表彰する理事長表彰及び理事長特別表彰について、それぞれ7件（前年度6件）及び8件（前年度3件）の推薦があり、選考の結果4件（前年度3件）及び3件（前年度3

件) を表彰した。これにより、職員の業務への取組に対する意識の向上を図った。

イ 有能な若手職員・女性職員の抜擢を行うとともに、職員一人一人の能力を活用するため、管理職等向けの研修を実施し、人材マネジメントの向上を図る。また、管理職育成への活用や業務パフォーマンス向上のため 360 度評価及び職員の業務満足度調査を実施する。

●有能な人材の登用

女性を積極的に管理職に登用し、政府方針（採用昇任等基本方針）にある 15% の目標を達成した。また、幅広い世代から、新しいことに積極的に挑戦する姿勢、熱意、行動力、マネジメント力等を持ち合わせている人材を積極的に管理職に登用できる仕組みを導入した。

●新人研修及び階層別研修の実施

職制の階層別を実施する研修として、新規採用職員研修（令和 2 年 4 月）、新任主任研修（令和 2 年 12 月）、新任主査研修（令和 2 年 11 月）、新任専門官研修（令和 2 年 11 月）、新任管理職研修（令和 2 年 12 月）を実施した。これらの研修においては、経済産業省が策定した「最強のチームをつくるヒント集」をもとに、内容や講師等の見直し等により、職制ごとに必要とされる能力開発を効果的に行った。

●若手・中堅のマネジメント能力育成

将来の管理職となり得る人材を育成するため、令和 2 年 5 月から令和 3 年 3 月まで（10 回）幹部候補生（16 名）向け、外部講師による経営マネジメント研修を実施した。

●ダイバーシティへの理解

職員ひとり一人の能力を活用するため、多様な働き方を実現すること、及びそれを受け入れる組織風土を作ることなどを目的として、リーダー的役割を担う管理職候補の職員を対象に研修を行い、ダイバーシティに関する理解を深めた。

●SDGs 研修の実施

社会的課題への理解促進のため、新規採用職員等を対象とした SDGs 入門研修（令和 2 年 6 月、7 月、8 月の 3 回）、他者の事例を学ぶ機会（令和 3 年 1 月）及びより深掘して SDGs と機構の業務の関連を考える研修（令和 3 年 1 月）を実施した。

●360 度評価の実施

管理職等の組織マネジメントの向上に資することを目的とし、平成 30 年度から開始したマネジメント状況調査（360 度評価）をフィードバックし、マネジメント等の改善の気づきとした。管理職等には前年度との結果の比較も含めてフィードバックし、特に注意が必要な管理職等には個別に指導、追跡調査を行った。

●職員満足度調査の実施

働きがいのある職場を目指すための取組を検討するための基礎情報として、仕

事、職場、組織に関する状況をできる限り正確に把握することを目的とし、職員への満足度調査を実施し、約 430 名（常勤職員の 97%）の回答が集まった。前年度の結果や外部の参照データとの比較を踏まえてフィードバックを実施し、職場環境の改善を図る予定。

ウ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの促進や、男性職員も含めた育児休業の取得促進等職員の働きやすい環境作りに努める。また、働き方改革の一環として、テレワーク制度を適正に運用するとともに労働時間法制の改正に対応し長時間労働の抑制や年次休暇取得促進等に取り組み、職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進する。

●長時間労働の是正

時間外勤務の実績状況を「見える化」とするとともに、時間外勤務の必要性を事前に確認する制度を活用し、時間外勤務の多い職員の状況確認を行い、時間外勤務の削減を図った。これにより、新型コロナウイルス感染拡大に伴う突発的な業務量の増加があったにもかかわらず時間外勤務の合計時間数を前年度比 1%の増加（令和 2 年度 51,721 時間、令和元年度 51,140 時間）にとどめることができた。

●テレワーク・時差出勤の推進

新型コロナウイルス感染症への対応として、事業所のある自治体の要請に応じ、テレワーク・時差出勤の推奨や強化を柔軟に行った。また、常勤・非常勤問わず職員がテレワーク対応できるよう Wifi ルーターの貸与等を行って、テレワーク環境を整備した。

●ストレスチェックの実施

労働安全衛生法に基づき、職員のメンタル不調の予防や集団分析による職場環境の改善を目的として、令和 2 年 10 月 1 日から 15 日にストレスチェックを実施した。令和 2 年度は集団分析をおよそ 10 人単位 28 区分で行い、受検率は 94%と前年度（95%）と同様に職員からの協力が得られた。健康リスクが高かった 1 区分の所属長には、人事企画課長より集団分析結果を伝え改善に努めるよう指導した。高ストレス者について、産業医による面談を促し、メンタルヘルス不調の予防に努めた。

●挨拶&テレワーク環境向上キャンペーンの実施

新型コロナの感染拡大によりテレワークが一気に普及したため、オンラインでも積極的な挨拶と役職員間のコミュニケーションがスムーズになることを目的として、令和 2 年 11 月に「挨拶&テレワーク環境向上キャンペーン」を実施した。テレワークであっても課室のメンバーの表情、声、体調等を定期的に確認し合える機会を設けることで、孤立感、不安感の軽減につながったとのポジティブな声が寄せられた。職員からポスターデザインを募集する等キャンペーンの実効性を確保した。

●年末調整手続きの合理化

職員が行う年末調整にかかる書類をオンラインで提出できるようにするとともに、年末調整の自治体への届け出を外注し、効率化を図った。

		<p>エ 障害者雇用における積極的な差別是正措置として、障害の特性に配慮した合理的な方法を用いる採用に取り組むとともに、障害者も働きやすい職場作りに向けた施設整備、援助者の配置等の検討や職員研修を実施する。</p> <p>障害者雇用促進法の法定雇用率を維持しつつ、障害等に配慮した適切な人員配置を行った。</p> <p>オ 理事長のトップマネジメントの下、機構職員全体のマインドチェンジを促すなど、組織活性化に取り組む。</p> <p>●異業種交流会の開催 職員ひとり一人が世の中の変化を知り、今後機構がどのように変化に対応、適応していく必要があるのか考える機会を設定することで、行動指針にある「広い視野」を持つことができるよう、外部専門家の講演及び意見交換を合計9回実施し、延べ900名が参加した（再掲）。</p> <p>●オンライン学習サービスの試験的導入 職員ひとり一人が行動指針にある「広い視野」を持って行動する際の一助となるべく、業務の隙間時間等を利用して社会情勢、政策動向等に関する情報に触れられる機会を設けることを目的としたオンライン動画サービスを令和3年1月から3月まで試験的に導入した。</p> <p>●サンクスメッセージカードの試験的導入 組織を活性化し、チャレンジしたことをみんなが認めて褒める職場に変えていくため、一部の部署を対象にオンラインによるサンクスメッセージカードを令和3年2月から3月まで試験的に導入した。終了後のアンケートでは、まわりから励まされる環境の整備や小さなチャレンジを認める・後押しする文化作りになったと回答した者が全体の60%に達し、一定の効果が認められた。令和3年度は対象部署の拡大等を検討する。</p>		
	<p>4. 積立金の処分に関する事項 当該事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、そ</p>	<p>令和2年度は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）第12条第1項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年6月7日政令第316号）第21条第1項の規定に基づき、以下の2項目について積立金の繰越が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己財源で取得した固定資産の減価償却後の簿価相当額 ・前払費用等 <p>なお、繰越した2項目については、予定どおり執行した。</p>		

	<p>の額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。</p>				
<p>(1) 内部統制ガバナンスの強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内</p>	<p>5. その他機構の業務運営に関する事項 (1) 内部統制ガバナンス強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク</p>		<p>ア 内部統制に対する役職員の意識を更に浸透させるため、定期的に課室単位で規程遵守やリスクへの対応、中期方針、基幹目標、SDGsの達成等についてディスカッションを行い、内部統制・リスク管理委員会や内部統制を意識する業務月間で機構全体に共有するとともに、必要に応じて対応の見直しを行うことで、内部統制システムの強化を図る。</p> <p>内部統制・リスク対応のための年間スケジュールを策定し、事前に社会的影響の大きい案件についてリスクを下げる処置が取れるように、イベント等とそれに伴うリスクを洗い出して全職員に共有した。</p> <p>各課室におけるリスク管理を考えるきっかけとして、リスク管理シートの見直しを実施(令和2年6月)。イントラネットを通じて見直し結果を全職員が確認できるようにすることで、他部門が把握したリスクを自部門でも認識できるように横断的にリスク管理ができる仕組みを構築した。その結果、定期的に課室単位で規程遵守やリスクへの対応、中期方針、基幹目標等についてディスカッションを行う場を作り、内部統制上やリスク管理上の事故が発生した際にも可及的速やかに共有し対応を行った。</p> <p>定期的に重要な内部統制の推進や重要なリスク管理の課題等を把握し、改善するために議論を行う場として、内部統制委員会とリスク管理委員会を共催(令和2年7月及び令和3年3月)し、必要に応じて内部統制の体制やリスク管理等の対応方法を見直すなど、内部統制システムの強化を図った。</p> <p>さらに、内部統制に対する役職員の意識を更に浸透させるため、集中的に確認・推奨する週間・月間等として、業務改善月間・キャンペーンを実施し、統制環境の整備に努めた。</p> <p>(業務改善月間・キャンペーン) ・法令・規程等遵守確認週間(5月)</p>		

<p>部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p>	<p>管理体制の維持改善と認識を徹底し、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人文書管理推進月間（5月） ・ SDGs・中期方針・基幹目標週間（6月第3週） ・ ヒヤリハット・リスク管理週間（6月第4週） ・ テレワーク推進月間（7月～9月） ・ 情報セキュリティ月間（10月） ・ 挨拶&テレワーク環境向上キャンペーン（11月） ・ 資産管理適正化推進期間（12月～令和3年2月） ・ 契約適正化推進月間（12月） ・ 予算執行管理推進月間（令和3年1月） ・ マニュアル確認推進月間（令和3年3月） <p>イ 独立的・中立的モニタリングとしては、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。また、不適切な契約を是正するために契約監視委員会を行う。</p> <p>●適切な監査の実施 監事監査、会計監査人監査、監査室による内部監査の三様監査において、情報セキュリティ監査なども含む様々な視点での監査を行うとともに、外部有識者からなる契約監視委員会で適正な契約履行を監視するなど、機構の経営についてモニタリングを行った。そのモニタリング結果を踏まえて、PDCAサイクルを確実に機能させ、改善につなげた。</p> <p>●監事監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度期末監事監査実施（令和2年5月15日～5月29日） ・ 令和2年度期中監事監査実施（令和2年9月28日～12月18日） <p>●会計監査人監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表監査（令和2年1月20日～6月30日） ・ 監査報告（令和2年6月9日） <p>●内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度期末内部監査実施計画（令和2年4月21日） ・ 令和元年度期末内部監査（令和2年7月6日～7月29日）（本所） ・ 令和元年度期末内部監査報告（令和2年9月14日） ・ 令和2年度内部監査年度計画（令和2年9月10日） ・ 令和2年度期中内部監査実施計画（令和2年9月15日） ・ 令和2年度期中内部監査（令和2年10月7日～令和3年3月26日）（支所、燃焼技術センター） <p>●情報セキュリティ監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度情報セキュリティ監査年度計画（令和2年4月21日） ・ 令和2年度情報セキュリティ監査実施計画（令和2年4月21日） ・ 入札（令和2年9月16日）：落札者：株式会社ファイブドライブ ・ 監査実施期間（令和2年9月23日～令和3年3月15日） ・ 監査結果報告（令和3年3月15日） 		
---	---	--	---	--	--

●契約監視委員会

・令和2年度契約監視委員会（令和2年6月5日）

ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。

法令等に基づく官庁・地方自治体等への届出・報告・申請等を確実にを行うため、法令・規程等遵守週間を通じて法定等届出一覧表を更新し、各事業所の最新の届出状況を把握し、遅滞なく届出を行うように促した。

また、内部手続における書面・押印・対面の見直し対応するため、規程類を精査し、書面・押印・対面の見直しに係る部分について規程類を改正した。

さらに、新たな規程の制定や改廃の進捗を把握し、確実かつ迅速に規程改正等を行うように、事前合議のしくみを徹底した。最新の規程類は、イントラネットへ掲載・公表・周知を行い、規程類へアクセスしやすい環境管理の保全を図った。

エ 理事長のトップマネジメントの下、理事長・理事と各センター所長等の機構幹部間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的に議論し共有するため、運営会議（各センターの次長以上の会議）、理事長ヒアリング（理事長・理事と各センター所長等の業務方針会議）等を定期的に開催する。また、理事長のトップマネジメントを促進するために運営会議、理事長ヒアリング等で決定される機構の事業方針等について機構全職員に共有する。

●トップマネジメントによる意思決定

組織運営に関する重要事項の基本方針及び事業執行に係る判断を行うため、理事会（12回）を開催し、組織運営の検討、事業執行に係る判断、機構の運営に関する情報の共有等を行うために、原則毎週、日常的な議論の場として理事長・理事と各センター等所長等で構成する運営会議（45回）を開催した。

また、日常的に開催される会議では把握しきれない各分野の詳細な目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献（アウトカム）についての集中的な議論を行う場として、分野ごとに理事長ヒアリング（18回）を開催した。このヒアリングは、テレビ会議で全職員に公開する形で実施することで、各職員が主体的に事業に参加する意識を持てるような環境を整備している。

●経営陣の声の伝達

機構は、理事長を始めとする経営陣の声を届けるため、理事長から全職員に対して年頭訓示を行い、その動画をイントラネットで配信し、その他の経営幹部からのメッセージもコラムとしてイントラネットに載せるとともに、経営に関する各会議の資料や議事録を共有することで、経営陣の意向や姿勢、倫理観等を伝達・浸透させている。また、理事長を始め幹部職員が全国の事業所に出向いて、現場と直接ディスカッションを行った。

オ 年度目標を達成するための計画（事業計画）案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野やマネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を

		<p>職員に共有する。</p> <p>事業計画案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたって、機構の各専門分野や財務・マネジメントに関する見識を有する外部有識者からの意見を聴取するため、外部有識者委員で構成される評価・計画諮問会議を開催した（令和元年度評価：令和2年6月10日、令和3年度計画：令和3年2月3日）。意見聴取の結果は、事業計画の策定及び業務実績に対する自己評価書に反映させた。</p> <p>なお、当該会議はオンライン会議に接続し、全事業所から傍聴可能な状況にするとともに、イントラネットでも資料を共有することで、全職員が事業計画の策定及び業務実績に対する自己評価を認識し、機構が進むべき方向性を意識している。</p> <p>カ 基幹目標を達成するために、基盤整備/重要項目を念頭に業務を行い、運営会議で月次進捗報告をするとともに、経済産業省が委嘱した経営に関する有識者への業務進捗報告及び有識者からの助言を踏まえて、事業のPDCAを継続的に実施し、機構のビジネスモデルや戦略等を検討し、経営マネジメント改革に取り組む。</p> <p>基幹目標を達成するため、運営会議等で各月における指標の進捗状況を確認し、月次で目標に向けたプランを見直す対策を講じるなど、短い周期でPDCAを回した。その結果を踏まえて、四半期ごとに経済産業省が任命した2名の経営に関する有識者に業務実績を報告するとともに、有識者からの助言を事業へフィードバックするなどPDCAに反映した。また、経営に関する有識者の知見を機構内に取り入れるべく、幹部候補職員を対象に研修（16名が参加）を行い、事業運営に生かしている。</p> <p>機構の業務が真に顧客に必要な価値を創造するために、経営に関する有識者からのアドバイスを得ながら、価値協創ガイダンスに基づいてビジネスモデルや戦略等の検討を行い、統合レポートとしてとりまとめて公開した。これを活用し、経済産業省等とのディスカッションを行った。</p> <p>キ 理事長のトップマネジメントの下、役員等の経営陣、各センター、IT部門など、機構全体でDXにおける現状や課題に対する認識を共有し、手続きの電子化等アクションにつなげる。</p> <p>社会的意義のある新たな価値の創造に向けて、機構の全部門の役職員に対して業務上の改善が求められる事項、業務上のデータ保有・活用状況、DXへの取組状況等、ヒアリングを実施した。また、当機構における今後のDXの課題及び期待を把握するため、機構各部署と関連がある外部組織（（独）産業技術総合研究所、（一財）家電製品協会等、10社）に対してヒアリングを実施し、機構が提供するサービス及び手続きにおける改善点の洗い出しを実施した。</p> <p>ヒアリングを踏まえ、新しい価値創出に繋がる案件については、継続して議論を行っている。</p>		
(2) 情報セキュリティ	(2) 情報セキュリティ	<p>ア 経済産業省等関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時</p>		

<p>イ対策 サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（平成30年7月27日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、令和2年度は重点的に次の対策に取り組む。</p>	<p>対策 サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（平成30年7月27日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、令和2年度は重点的に次の対策に取り組む。</p>		<p>の対応能力を強化する。</p> <p>さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバーセキュリティ対策ガイドラインに基づき、さらなるセキュリティ強化を検討する。</p> <p>経済産業省等関係機関から提供される不審メールや不正プログラム、標的型メールの情報(442件)を活用し、職員に対して注意喚起を行うことによりインシデント(標的型攻撃メールによる情報搾取等)の発生を未然に防止した。また、外部から提供された機構に対する不正通信情報(7件)に対して、迅速に状況を把握するとともに内容の解析を行い適切に対処した。さらに、不正通信情報においては、その内容に応じて一部の通信の遮断を行った。</p> <p>イ 情報セキュリティに関するeラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員(派遣職員等を含む)の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。また、トラブルの発生等にも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練や情報セキュリティインシデント対応演習の実施等によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。</p> <p>情報セキュリティ教育については、令和2年10月22日から令和3年2月21日までの2か月間、全職員を対象としてeラーニングでの研修及び自己点検を実施し、理解を浸透させるために理解度テスト(合格条件は正答率80%以上)を義務づけた。また、有識者による講演会を2種類実施した。1つ目(参加者約180名)は、最近の情報漏洩等から情報セキュリティ対策に関わる動向を取り上げた基本的な内容とした。2つ目(参加登録者120名)は、ランサムウェアとIoTセキュリティを中心とした情報セキュリティを内容とした。いずれもWeb会議システムによるウェビナーで開催した。</p> <p>研修や講演会においては、テレワーク環境における情報セキュリティ対策に関する知識や注意事項への理解がより深まるよう工夫した。</p> <p>標的型攻撃メール訓練については、より実践的な形に近づけるため抜き打ちで実施するとともに、送付元の名称を実在の部署名に似せる、実際にあった攻撃手法に似せる等、標的メールの内容を工夫して実施することで、職員の練度を高め、機構全体としての情報セキュリティの維持・向上を図った(年間で3回実施)。また、添付ファイルを開封した場合でも、情報システム課や情報統括官室への連絡が重要であることの周知を図った</p> <p>公開サーバ緊急連絡訓練を令和3年3月8日から10日に実施し、機構の公開システムから部門ごとに選定した各システムに対して、改ざん等のインシデントが発生した際に緊急連絡が定められたとおり適切に行えることを確認した。また、トラブルの発生にも踏み込んだ対応に関する演習として、インシデントが発生した場合の初動対応実務担当者を対象として令和3年3月10日に情報セキュリティインシデント対応演習を机上演習方式で実施し、対応能力の向上を図った。</p> <p>さらに、機構の公開システムについては、定期的な情報セキュリティ診断を実施し、診断結果に基づき、セキュリティ対策を行った。</p>		
--	---	--	--	--	--

(3) 情報公開・個人情報保護
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む）への周知徹底を行う。特に個人情報保護に関しては関係法令の改正を反映した、eラーニング等による指導を実施する。

(3) 情報公開・個人情報保護
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員等を含む）への周知徹底を行う。特に個人情報保護に関しては関係法令の改正を反映したeラーニング等による指導を実施する。

ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定を迅速に行う。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求があった場合には、円滑に対応し、開示の手続きを実施（請求8件）した。

情報公開請求数

	情報公開請求数
令和2年度	8
令和元年度	16

イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。

保有個人情報の管理今年度新たに個人情報の件数が1,000件を越えたものについて、個人情報ファイル簿を公表し、個人情報保護委員会に連絡した。また、令和2年度の非識別加工情報の募集について、スケジュールを作成し、個人情報保護委員会に連絡した。

個人情報ファイル簿数

	個人情報ファイル簿数
令和2年度	15
令和元年度	13

事故調査員や委員会委員等のマイナンバー（全385件）について、専用事務室において適切に保管・管理している。

ウ 役職員（派遣職員等を含む）へ個人情報保護に関してeラーニング等による研修を実施する。

4月の新規採用職員研修において、新入職員への教育を行った。

また、機構全職員に対して個人情報保護に関する基礎的な知識を習得し、理解を浸透させるためのeラーニングを令和3年1月18日～2月19日に実施した。その結果、受講対象者の役職員（641名）全員が受講を完了し、理解度確認のためのテストの正答率100%（全員合格）を達成した。

<p>(4) 保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に積極的に取り組む。</p>	<p>(4) 保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、SDGs を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に取り組む。</p>	<p>ア 機構が保有する資産について、定期的に適切な管理状況を確認するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。</p> <p>令和2年12月から令和3年2月を資産等管理適正化推進月間とし、資産及び少額備品について、取得後長期間経過する試験機器等について重点的に適切な管理がされているか確認を行った。 また、新規登録や移動の際には、迅速に資産ラベルを発行・貼付することにより、資産台帳と現物が速やかに一致するように取り組んだ。</p> <p>イ 知的財産権について、機構の知的財産ポリシーに基づき、適正な管理を行う。</p> <p>知的財産権の更新や放棄等の対応を適正に行った。また、共同研究・事業等の新規及び更新に係る契約案件では、知的財産権に関して事前合議での確認や必要に応じて顧問弁理士にも照会を行い、適正な管理を行った。</p> <p>ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標を100%とする。</p> <p>「環境物品の調達の推進を図るための方針」を策定し、運営会議やグリーン調達推進連絡会議、契約適正化推進月間を通じて周知徹底を図り、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除いた全ての品目において調達目標である100%調達を達成した。</p> <p>エ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成28年5月13日閣議決定)に定める平成25年度を基準に令和2年度(中間目標年度)までに温室効果ガスの総排出量10%削減を目指す計画を踏まえ、機構の実施計画に掲げる10%削減を実現するため、エネルギー消費効率の高い機器の導入、温室効果ガス排出係数の少ない電気の使用等に努める。</p> <p>温室効果ガス排出抑制実施計画を達成するため、温室効果ガス排出係数の少ない電力を調達したほか、機構本所においては使用見込み電力量(1,817,900kW)のうち100%について、温室効果ガス排出のない電力を調達・使用した。</p>		
<p>(5) 安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、事業継続計画等を踏ま</p>	<p>(5) 安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適</p>	<p>ア 保有する施設・設備について耐久性や安全性を確保するため中長期の営繕計画を更新することで、必要な施設の営繕を適切に行う。</p> <p>施設及び設備の整備については、適正な実施を可能とするように中長期営繕計画を立てて実施しているが、施設整備補助金も考慮して適切に見直しを図り、着実に施設・整備の営繕を実施することによって、安全対策や施設老朽化に対応し機構業務の円滑運営に寄与した。</p>		

<p>えた必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員（派遣職員等を含む）の安全を確保する。</p>	<p>切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員（派遣職員等を含む）の安全を確保する。</p>	<p>特に、施設整備補助事業では、大型蓄電池システム試験評価施設における作業準備棟（事業規模 3.1 億円）、生物遺伝資源長期保存施設連絡橋（事業規模 4 億円）、液体窒素タンク用定置式超低温貯槽（事業規模 3.2 億円）、自家用発電機用貯蔵燃料タンク（事業規模 1.7 億円）を令和 2 年度内に施工・完成させ、大型蓄電池安全性試験の安全性と実行性確保、及び機構が保有する生物遺伝資源等の保全体制の強化により、大規模な災害時の様々なリスクに備えることができた【再掲】。</p> <p>イ 役職員（派遣職員等を含む）から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。</p> <p>役職員から報告された事故・ヒヤリハット情報を労働安全衛生法に基づく衛生委員会を活用してとりまとめ、本所、かずさ事業所、大阪事業所の各衛生委員会の間で連携して対策を考えるとともにイントラ等で機構全体に情報を共有して職員の意識づけや対策を行う体制を構築することにより、事故の未然防止を推進した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応として、咳エチケットやマスク着用、手洗い、換気の遂行、発熱時対応等の労働安全上必要となる情報を収集・職員へ提供するとともに、必要に応じて消毒等の処置を実施した。</p> <p>ウ 消防計画等に基づく防災訓練を実施するとともに、毎年実施される政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、役職員（派遣職員等を含む）の防災への意識向上と緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。</p> <p>消防計画に基づく、防災訓練（避難訓練）を令和 2 年 12 月 1 日に実施した。具体的には、避難訓練、消火器訓練、AED 訓練及び消火栓・放水訓練を行った。</p> <p>また、例年行われる政府主導の津波防災の日（11 月 5 日）に係る全国訓練へ参加し、令和 2 年 11 月 5 日に全事業所を対象に緊急地震速報の地震訓練を実施した。</p> <p>エ 事故・災害等の緊急時においては、事業継続計画 (BCP) 等に基づき、迅速な初動対応及び復旧等を行う。また、事故・災害を想定した訓練として、BCP に基づき、職員の安否確認及び業務時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集等の訓練を年 1 回以上行う。</p> <p>令和 2 年度は、事故・災害を想定した訓練として、従前の非常参集訓練、安否確認訓練に加えて、災害等による停電時に非常電源等、非常用の設備が想定どおり作動するか確認を行うシステム稼働訓練、停電時に自動で非常用電源に切り替わらなかった場合手動で切替えを行う非常用電源・手動訓練を行い、災害発生時でも業務を継続することを意識した訓練を行った。</p>		
---	---	---	--	--

4. その他参考情報

●会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書「独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について」における所見について

報告書の所見を踏まえ、抜本的な対策として、監事監査の実効性担保のために監事の補佐業務を専業とする職員 1 名を令和 2 年 5 月に新たに配置した。

●会計検査院随時報告（令和 2 年 12 月 28 日）に機構の名前が挙げられた背景について

会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書「独立行政法人における繰越欠損金の状況等について」（令和 2 年 12 月）について、機構に計上された繰越欠損金は、平成 28 年度に消費税納付額等が前払費用等の収益を超過したことによるもので、一時的なものである。当該繰越欠損金は翌年度（令和 29 年度）の未処分利益により解消している。

今後の業務遂行において、費用を上回る収益が確保できないことにより繰越欠損金が計上されることのないよう、留意することとする。